

平成 24 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成24年
 小樽市議会 第4回定例会 会期及び会議日程

会期 12月5日～12月27日(23日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
12月5日(水)	提案説明	
6日(木)	休会	
7日(金)	〃	
8日(土)	〃	
9日(日)	〃	
10日(月)	会派代表質問	
11日(火)	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問等	
12日(水)	一般質問	
13日(木)	休会	
14日(金)	〃	
15日(土)	〃	
16日(日)	〃	
17日(月)	〃	
18日(火)	〃	予算特別委員会(総括質疑)
19日(水)	〃	〃(総括質疑)
20日(木)	〃	〃(総括質疑)
21日(金)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
22日(土)	〃	
23日(日)	〃	
24日(月)	〃	
25日(火)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
26日(水)	〃	
27日(木)	討論・採決等	

平成24年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月5日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第26号及び報告第1号	3
	○市長提案説明（議1～25、報1）	3
	○提案説明（議26 川畑議員）	5
1	日程第3 休会の決定	6
1	散 会	6

○ 12月10日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第26号及び報告第1号	9
	○会派代表質問 中島議員	9
	○会派代表質問 鈴木議員	27
1	散 会	38

○ 12月11日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	39
1	欠席議員	39
1	出席説明員	39
1	議事参与事務局職員	40
1	開 議	41
1	会議録署名議員の指名	41
1	日程第1 議案第1号ないし第26号及び報告第1号	41
	○会派代表質問 松田議員	41
	○会派代表質問 山口議員	53
	○会派代表質問 中村議員	61
	○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員	71
	採 決（議25）	73
1	散 会	73

○ 12月12日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	75
1	欠席議員	75
1	出席説明員	75
1	議事参与事務局職員	76
1	開 議	77
1	会議録署名議員の指名	77
1	日程第1 議案第1号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号	77
	○一般質問 新谷議員	77
	○一般質問 秋元議員	86
	○一般質問 上野議員	94
	○一般質問 安齋議員	102
	○一般質問 北野議員	111
	○一般質問 林下議員	119
	予算特別委員会設置・付託	125
	常任委員会付託	125
1	日程第2 陳情	125
	常任委員会付託	125
1	日程第3 休会の決定	125
1	散 会	125

○ 12月27日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	127
1	欠席議員	127
1	出席説明員	127
1	議事参与事務局職員	128
1	開 議	129
1	会議録署名議員の指名	129
1	日程第1 議案第1号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号並びに平成24年 第3回定例会議案第8号ないし第22号並びに請願、陳情並びに調査	129
	予算特別委員長報告	129
	○討 論 川畑議員	133
	採 決	134
	決算特別委員長報告	134
	○討 論 小貫議員	139
	採 決	141
	総務常任委員長報告	141
	○討 論 小貫議員	143
	○討 論 斎藤（博）議員	144
	採 決	145
	経済常任委員長報告	145
	○討 論 北野議員	147
	採 決	147
	厚生常任委員長報告	148
	○討 論 川畑議員	149
	採 決	150
	建設常任委員長報告	150
	○討 論 新谷議員	151
	採 決	152
	学校適正配置等調査特別委員長報告	153
	○討 論 小貫議員	154
	採 決	155
1	日程第2 議案第27号ないし第30号	155
	○市長提案説明（議27、28）	155
	採 決	155
1	日程第3 意見書案第1号ないし第8号	156
	○提案説明（意1、2 中島議員）	156

○提案説明	(意3 松田議員)	157
○討 論	千葉議員	157
○討 論	小貫議員	158
○討 論	安齋議員	161
採 決		161
1 議長あいさつ		162
1 閉 会		163

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成24年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案第3号	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第4号	平成24年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第5号	平成24年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案第6号	平成24年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案第7号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案第8号	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案
議案	案第9号	小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第10号	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案
議案	案第11号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第12号	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案
議案	案第13号	小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案
議案	案第14号	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第15号	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案
議案	案第16号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第17号	小樽市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案
議案	案第18号	小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案	案第19号	工事請負変更契約について[花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事]
議案	案第20号	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター]
議案	案第21号	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市鯉御殿]
議案	案第22号	公の施設の指定管理者の指定について[各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）]
議案	案第23号	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市銭函パークゴルフ場]
議案	案第24号	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市夜間急病センター]
議案	案第25号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案第26号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第27号	小樽市公平委員会委員の選任について
議案	案第28号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	案第29号	小樽市議会委員会条例等の一部を改正する条例案
議案	案第30号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

報告

報告	報告第1号	専決処分報告[平成24年度小樽市一般会計補正予算]
----	-------	---------------------------

意見書案

意見書案	案第1号	生活保護基準の引下げに反対する意見書（案）
意見書案	案第2号	福島第一原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発を始めとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書（案）
意見書案	案第3号	防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書（案）
意見書案	案第4号	環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書（案）
意見書案	案第5号	復興予算の悪質な便乗を見直し、被災地（者）の防災・減災、被災中小企業への支援強化を求める意見書（案）
意見書案	案第6号	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オフアンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書（案）
意見書案	案第7号	メタンハイドレートの実用化を求める意見書（案）
意見書案	案第8号	次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）

陳情

陳情	案第316号	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について
----	--------	----------------------------

質 問 要 旨

○会派代表質問

中島議員（１２月１０日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 平成25年度予算編成について
 - (2) 第6次小樽市総合計画前期実施計画の達成状況
 - (3) 使用料・手数料改定について
- 2 介護保険制度について
 - (1) 高騰する保険料対策
 - (2) 第5期事業計画改訂について
 - (3) 小樽市独自減免制度について
- 3 簡易水道事業に関する議案第17号（設置）及び第18号（給水）について
 - (1) 地下水利用組合の要望と対策
- 4 生活保護制度における厚生労働省の「生活支援戦略」構想と小樽市の実態
- 5 特定健診、後期高齢者健診の受診率低値の原因と対策
- 6 その他

鈴木議員（１２月１０日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政健全化と平成25年度予算重点施策への考え方について
- 2 北海道作成の津波ハザードマップの当市での活用及び原子力防災について
- 3 学力向上及び道教委実態調査について
- 4 市内経済・雇用対策と企業立地トップセミナーの効果について
- 5 今後の小樽港港湾計画改訂における第3号ふ頭及びその基部の考え方とクルーズ客船誘致について
- 6 稲一再開発ビルについて
- 7 子育て支援と少子化対策
- 8 今期の除雪体制及び政府・北電が求める2010年度比7%節電に対する市道のロードヒーティング使用の基本的な考え方について
- 9 住宅リフォーム助成制度の今後の考え方について
- 10 廃屋・空き家の問題について
- 11 その他

松田議員（１２月１１日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 平成24年度決算の収支見通しについて
 - (2) 平成25年度の予算編成について
 - (3) 財政健全化計画について
- 2 防災問題について
 - (1) 災害時における栄養・食生活支援について
 - (2) 災害用マンホールトイレについて
 - (3) 避難訓練について
- 3 介護について
 - (1) 男性介護者支援について
 - (2) 介護休業制度について
 - (3) 介護マーク事業について
- 4 子育て支援について
 - (1) 保育士の配置状況について
 - (2) 子どもや子育て世代への支援策について
- 5 空き家対策について
- 6 いじめ問題について
 - (1) 「いじめ緊急調査」の結果について
 - (2) 「いじめ問題対策研修会」について
 - (3) スクールカウンセラーについて
 - (4) 子どものいじめ防止条例について
- 7 その他

山口議員（１２月１１日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 緑の景観のあり方について
 - (1) 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に定められた歴史的景観地域及び重要眺望地点の緑の保全と推進のあり方
- 2 市所有歴史的建造物の保全のあり方について
- 3 旧国鉄手宮線整備事業とそれに伴う沿線の景観形成について
- 4 その他

中村議員（12月11日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 国際観光について
- 3 クルーズ客船誘致と第3号ふ頭の整備について
- 4 夜間急病センターについて
- 5 小樽・北しりべし成年後見センターについて
- 6 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員（12月11日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 赤岩遊歩道について
- 2 その他

○一般質問

新谷議員（12月12日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員会委員長、教育長及び関係理事者

- 1 食品の放射性物質検査と関連した問題について
- 2 教育問題について
- 3 除雪問題について
- 4 その他

秋元議員（１２月１２日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 民生児童委員について
 - (1) 連携について
 - (2) 地域支援調査事業について
 - (3) 活動に関して
- 2 防災対策について
 - (1) 災害対応型自動販売機について
 - (2) 防災ラジオについて
 - (3) 市庁舎の電源について
- 3 ブックスタートについて
- 4 ワンストップ・サービス・デイについて
 - (1) 事業内容と相談について
 - (2) パーソナル・サポートモデルプロジェクト事業について
- 5 その他

上野議員（１２月１２日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 堺町の大型バス駐車場について
- 2 新幹線早期開業への取組と周辺整備のビジョンについて
- 3 行政評価について
- 4 市民の意見を取り入れる取組について
- 5 防災について
 - (1) 大雪に伴う除雪対策について
 - (2) 民間施設との協定について
- 6 廃棄物最終処分場について
- 7 孤立死への取組について
- 8 犬管理所について
- 9 教育について
 - (1) 築校小樽塾について
 - (2) 冬季休業中の学習について
 - (3) 学力向上について
- 10 その他

安齋議員（１２月１２日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 一連の不祥事及び懲戒処分について
- 2 新年度予算編成方針について
- 3 新・市民プールについて
- 4 北運河周辺の観光について
 - (1) 手宮地域の回遊性について
 - (2) 道の駅について
- 5 ポイ捨て禁止条例について
- 6 ふるさとまちづくり協働事業について
- 7 その他

北野議員（１２月１２日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 銭函風力開発㈱の環境影響評価書に関して
- 2 巨大風車による健康被害と自然破壊について
 - (1) 低周波音による人体への影響をどのように把握しているか
 - (2) 巨大風車へのバードストライクについて
 - (3) 国内での自然破壊、環境破壊について
- 3 洋上風力について
 - (1) 石狩湾新港管理組合が、港湾計画の一部変更案に港湾区域以外は適地としては定めないとした件に関して
 - (2) 海洋汚染について
 - (3) 海底ケーブルから発生する電磁波について
- 4 巨大風車稼働による今後の影響
 - (1) 「EPAW」がEU委員会とEU議会に送付した公開書簡について
 - (2) 市長が石狩湾新港地域での風力発電に係る港湾計画に同意した場合の懸念
 - (3) 石狩湾新港地域での風力発電稼働による、背後地企業や従業員への健康被害の懸念と港湾活動への支障について
- 5 その他

林下議員（１２月１２日６番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 シルバー人材センターの労働災害に対する労災保険の適用について
- 2 小樽市の食品放射性物質検査について
- 3 再生可能エネルギーの普及に向けた取組について
- 4 景気動向と雇用対策について
- 5 その他

平成24年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成24年12月5日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之									
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義							
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉						
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一				
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	渡邊	功		
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	恵美子						
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子					
消	防	長	柿崎	隆幸	病	院	局	長	經	営	管	理	部	長	小山	秀昭	
教	育	部	長	山村	幹雄	総	務	部	長	企	画	政	策	室	長	中田	克浩
総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 伊 沢 有 里

事務局 次 長 佐 藤 正 樹
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 相 澤 幸
書 記 佐々木 昌 之

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、平成24年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月27日までの23日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第25号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの平成24年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、電気料金の上昇に伴い、町会等へ助成する街路灯維持費補助金を増額することとしたほか、予算不足が見込まれる学校施設などの燃料費や北海道の「とど集中駆除」の方針を受け、トドの駆除回数を上積みするための経費などについて、所要の補正を計上いたしました。これらに対する財源といたしましては、使用料、道支出金、寄附金、繰入金及び諸収入を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、来年度に建替えを予定している奥沢保育所の建設工事費や現在、建設工事を行っている新夜間急病センターで使用するエックス線撮影装置などの医療機器購入費、また、冬から春にかけての端境期対策として、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、市民会館、公会堂及び市民センターほか3施設の指定管理者の管理代行業務等に係る経費などを計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、7,684万9,000円の増となり、財政規模は585億7,658万6,000円となりました。

次に、特別会計では、住宅事業特別会計において、債務負担行為として市営住宅の管理代行業務等に係る経費を、介護保険事業特別会計において、国の介護保険総合データベースの構築に伴う、本市の介護認定事務支援システムの更新経費などを計上いたしました。

また、企業会計では、水道事業において、水道料金等徴収業務委託費のほか工事の早期発注を図るため、配水管整備工事費について、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第25号までについて説明申し上げますが、議案第9号、議案第11号から議案第13号まで及び議案第16号につきましては、いずれも地域主権一括法による関係法律等の一部改正に伴うものであります。

議案第7号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、各種保健所関係手数料及び計量器検査手数料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、ホールの利用に係る利用料金

の設定基準を改定するものであります。

議案第9号医療法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定めるものであります。

議案第10号墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案につきましては、火葬炉の使用料を改定するものであります。

議案第11号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について規定するとともに、産業廃棄物処分手数料を改定するものであります。

議案第12号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準について定めるものであります。

議案第13号指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等について定めるものであります。

議案第14号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽都市計画幸地区地区計画の変更に伴い、新たに設定する低層一般住宅B地区及び低層一般住宅C地区について、その地区内における建築物の用途等に係る制限を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第15号駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、銭函3丁目駐車場の大型車の駐車場使用料金を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第16号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、市営住宅等の整備基準を追加し、入居者の収入基準を改正するとともに、オタモイE住宅を用途廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第17号簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案につきましては、石狩西部広域水道企業団の水道用水供給が開始されることに伴い、1日最大給水量を変更するものであります。

議案第18号簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、石狩西部広域水道企業団の水道用水供給が開始されることに伴い、簡易水道事業の水道料金を改定するものであります。

議案第19号工事請負変更契約につきましては、花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第20号から議案第24号までにつきましては、市民会館、公会堂及び市民センター、鯉御殿、各市営住宅、銭函パークゴルフ場並びに夜間急病センターのそれぞれについて、指定管理者を指定するものであります。

議案第25号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、石川満氏の任期が平成24年12月25日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る予算を措置するため、一般会計の補正予算について平成24年11月16日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御同意、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

2011年3月11日の福島第一原発事故から1年9か月を迎えます。しかし、福島県では今も避難者が16万人を超え、放射能被害は東日本を中心に全国に広がり、農業や漁業をはじめ、あらゆる産業、経済に深刻な打撃を与えています。日本全国で即時原発ゼロを願う国民の世論と運動は大きく広まっています。

私たち日本国民は、原爆の被爆と原発の被害、世界に類を見ないこの体験の中で、核の恐ろしさが身にしみています。史上最悪規模の福島第一原発事故を体験して、原発ゼロの日本を目指す運動が空前の規模で発展し、毎週金曜日の官邸前行動の「さようなら原発大集会」に数万、十数万という人々が参加しています。

今年の原水爆禁止世界大会では国連代表を含む各国代表の「核兵器のない世界」を目指すアピールや、市民レベル運動でも福島第一原発事故を受けて原発廃絶が強調されました。2012年11月の第67回国連総会の第一委員会で、マレーシアなどが提出した核兵器禁止条約の交渉開始を求めた決議が、賛成123、反対24、棄権24の圧倒的多数で採択されました。また、平和市長会議は、2012年11月1日現在、155の国、地域、5,443都市に、そしてまた日本国内の加盟は、1,241市町村に達する広がりを見せ、来年8月に核兵器禁止条約を呼びかける総会を広島市で開催する計画を立てています。原水禁運動の取組も、昨年を引き続いて210万人以上の核兵器全面禁止のアピール署名を国連に届け、国連は核兵器全面禁止の決議に当ってリーダーシップを果たしたいと運動の盛り上げに積極的です。

このように、人類が核兵器とは共存できないという認識が高まり、核兵器の廃絶を求める動きが世界的に広がっています。

その反面、一国の核兵器が対抗する国の核開発の引き金となり、核保有国が増えています。この悪循環を打開し、非核の世界をつくることが重要な課題です。日本が「非核の日本」を実現するためには、日本をアメリカの核戦争の計画に縛りつけて、アジア最前線の基地にしている核密約の鎖を断ち切る必要があります。

戦後、日米間で締結されていた安保条約の改定に当たって問題になった一つに、日本が独立国としての体裁が必要でした。そこで持ち出したのが、日本の基地利用について、事前協議の制度を設けることでした。しかし、その事前協議とは核兵器の持込みだけで、軍艦や飛行機の日本への出入りは自由にするという討論記録の密約文書でした。近年の国会論戦で、討論記録の存在を政府の調査でも認めざるを得なくなり、密約をめぐる事実が明らかになってきました。しかしながら、この密約が廃棄されていないため、アメリカは密約の権利を行使し、事前協議なしで艦船を日本に入港させています。この状態を解消するには、密約文書を廃棄しなければなりません。密約文書が廃棄されることで、事前協議の条項が生命力を持つことになり、アメリカの艦船が日本に入港するためには、事前協議を申し入れるか、核兵器を搭載していないという非核証明書を提出しなければならなくなります。その場合には、核兵器があるともないとも言えないといった理屈は成り立ちません。

アメリカとの密約を結んでいた下でも、1975年3月18日、神戸市会が神戸港には核兵器積載艦船は入れないとの決議を行いました。その内容は、前半部分を割愛いたしますが、「この港に核兵器が持ちこまれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くないものがある。よって神戸市会は核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである。」と明確にし

ています。採択後、フランス軍やイタリア軍、インド軍などの艦船が証明書を提出して神戸港に入港しています。イギリス海軍も証明書を提出した上で、違反した場合には寄航拒否も甘んじて受けると表明しています。

事前協議が空文化している日本で、港湾の平和を守るには、いわゆる神戸方式が何よりも有効な方式であります。

小樽市議会では、1982年6月28日に核兵器廃絶平和都市宣言を決議しています。その主要内容は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」と、核兵器廃絶を明解に宣言しています。

小樽港は、歴史と文化、そして市民に親しまれる平和な港であり、北海道の代表的な商業貿易港です。核兵器廃絶平和都市宣言を可決した30年前の諸先輩議員の崇高な意思を受け継ぎ、核廃絶平和の願いを非核港湾条例に注ぐことが大切です。名実とも非核都市になることは、平和を願う市民の立場です。

各党派議員の皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月6日から12月9日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時22分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 濱 本 進

平成24年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成24年12月10日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之					
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義			
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉		
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	渡邊	功
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	恵美子		
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子	
消	防	長	柿崎	隆幸	病	院	局	長	小	山	秀昭		
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中田	克浩
総	務	部	総	務	課	長	佐	々	木	真一			

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 伊 沢 有 里

事務局 次 長 佐 藤 正 樹
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 相 澤 幸
書 記 佐々木 昌 之

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 今定例会は、野田首相の突然の衆議院解散宣言を受けて、衆議院議員総選挙が12月4日公示、16日投票という政治戦の最中に行われることになりました。総選挙に向けて民主党からの離党組を中心とした新党の結成やその合流など、離合集散のため、かつてない多党化の中で迎える選挙です。自民・公明の政治が国民から否定され、これにかわった民主党政権もまた国民に掲げた公約を次々破り、従来の自民党型政治と変わらないことが明らかになり、総選挙で今後の政治動向が厳しく問われることになりました。日本経済と財政危機を一層深刻化する消費税増税に反対し、市民生活を守る立場から日本共産党を代表して質問します。

初めに、財政問題です。

我が国の経済は、自民党から民主党にかわってもデフレから脱却できず、景気は後退状況のままです。景気対策としての財政金融政策は、先進国の中で最悪の財政難と長引く超低金利政策のため、効果が見えません。産業の空洞化と雇用不安が重なり、働く人の所得が減って消費が落ち込み、内需は冷え込むという深刻な悪循環に陥っています。経済対策の基本は国内需要を活発にすることで、2008年のリーマン・ショック後、世界の主要国は、いかに内需を活発にするかに力を入れています。内需の圧倒的部分は、働く人、国民の家計消費です。

しかし、歴代政権は、これに逆行する庶民負担の政策をとり続けてきました。ここにデフレ不況の根本問題があると考えます。日本共産党は、国民の所得、働く人の所得を増やし、内需を活発にする政策転換こそ必要だと考えますが、自民党の安倍総裁は金融の無制限の緩和、これを提案するばかりで実体経済への対策が見られません。現在の長引く不況とデフレ対策について市長の見解をお聞きます。

次に、平成25年度の予算編成についてお聞きます。

平成24年度当初予算では、約7億8,000万円の財源不足のため、財政調整基金の取崩しと除雪費予算の一部計上留保で収支均衡予算を編成しましたが、25年度は財源不足の心配はないのか、今年度同様、他会計からの借入れなしに予算編成できるのか、見通しと方針についてお知らせください。

第3回定例会の代表質問で我が党の新谷とし議員は、今年度は昨年度に比べて雇用対策が大幅に後退していることを指摘しました。2011年度の決算で雇用対策費用を見ると、緊急雇用創出推進事業、ふるさと雇用再生特別対策推進事業、重点分野雇用創造事業、市独自の雇用対策で合計約3億700万円でしたが、2012年度の予算は重点分野雇用創造事業と市独自対策を合わせて約9,500万円、3分の1以下でした。今年度の地方交付税が予定より増額になった分は雇用対策に使うべきという我が党の提案にこたえることなく、新年度予算編成期を迎えました。新年度の雇用対策をお聞かせください。

特に、平成25年度新規事業の計画があるのか、質問します。

また、平成25年度は第6次小樽市総合計画前期実施計画の最終年度です。現在の達成状況と後期実施

計画に引き継ぐものについてお知らせください。

新・市民プール整備事業は、平成25年度までに実施計画を作成する予定ですが、現在まで基本計画もできていません。来年度は計画どおり実施計画まで作成するよう求めますが、いかがでしょうか。

また、市営住宅施設の整備・改善事業では、「既存市営住宅の計画的な整備・改善により、居住環境の向上を推進」とありますが、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の修繕計画にある畳表替えや階段室の塗装修理がほとんど進んでいません。どのように進める予定でしょうか、お聞かせください。

今定例会には、使用料及び手数料の改定が提案されていますが、何点か質問します。

今回の改定項目のうち大幅値上げになったものは、銭函3丁目駐車場の大型車両は1,200円から2,200円と改定率83.3パーセント、おたる自然の村の寝具使用料は1組1泊200円から350円と改定率75パーセント、産業廃棄物の建設木くず処分手数料は20キログラムにつき65.1円から189円と改定率190.3パーセントです。それぞれどのような調査結果でこのように値上げの提案になったのか、お知らせください。

平成17年度の大規模な施設の使用料や手数料の見直しでは、単年度で約4,200万円、平成21年度の見直しでは約3,000万円の財政効果がある予定でしたが、実施後3年間の各年度ごとの結果をお知らせください。

今回の改定による影響額は一般会計で29万5,000円ですが、議案第7号、第8号、第10号及び第15号にある値上げ項目の年間利用予定件数と効果額は幾らですか。

議案第8号は、市民センターホールの使用料の値上げですが、利用者が減少して、結果的には活発な市民活動を抑制する心配はないのか、お聞きします。

使用料及び手数料改定の基本的な考え方には、昭和59年の大改定以来、約20年間、全面的な見直しをしてこなかったのが定期的な見直しを行うとあります。しかし、今回の提案を見ると、無理をして改定対象を探したのではないかと思われるような効果額にすぎません。財政健全化対策としての改定目的は既に平成22年度、23年度と2年続けて黒字決算となり、達成されています。必要な改定はその都度議会に提案し、4年ごとの定期的な使用料及び手数料の改定はやめていいではありませんか。市長の見解をお聞きします。

次に、介護保険制度について質問します。

先日、介護疲れで74歳の夫が妻を殴り死なすという新聞記事に思わず目が吸い寄せられました。札幌市豊平区の事件で、2006年から6年間にわたり72歳の妻を在宅で介護していたといいます。週2回在宅サービスなどを受けていたといいますが、長年の疲れが出た発作的な行為だったのでしょうか、ベッドに寝ていた妻の頭をベッドにたたきつけたり、顔を殴って死亡させた心痛む事件でした。

介護保険制度ができてから今年で13年目になります。介護の社会化を掲げて始まった制度のはずなのに、社会保障切捨ての構造改革の下で、負担増や介護サービス縮小が進み、家族介護の負担は今も重く、1年間に約14万人が家族介護のために仕事をやめています。さきに紹介したような介護を苦しめた痛ましい事件も続いています。

介護保険制度は3年ごとに見直し、今年度から3年間は第5期に当たりますが、介護保険料基準額で第1期は全国平均2,911円、小樽市は3,090円でした。第5期は全国平均4,972円、小樽市は5,460円です。小樽市の保険料はこの間、2,370円の値上げです。市の介護保険料段階は8段階に設定していますが、一番多い段階と人数、全体に占める割合をお知らせください。

国民年金で生活している単身世帯では、年額79万2,000円の年金から介護保険料は3万2,760円、収入の4パーセントを超える負担です。小樽市長の年間報酬総額は現在3割減で1,163万5,594円で、介

介護保険料は第8段階の年額11万4,660円で、収入に占める割合は0.98パーセントで1パーセント以下です。年金や他の収入も含めるともっと低くなります。国民年金で生活している市民と同様の4パーセントにすると、保険料は年額46万5,423円になります。

日本共産党は、所得の少ない人ほど負担割合が重い保険料を支払能力に応じた負担にするよう求めています。現在のように保険料引上げかサービスの抑制か二者択一が迫られる矛盾をなくすために、高齢者の保険料率を全国単一の所得に応じた定率制とし、当面国としての保険料減免制度をつくるべきだと考えます。市長の見解をお聞きます。

今定例会で提案された補正予算には、北海道の介護保険財政安定化基金から基金取崩し額として1億1,600万円ほどが介護給付費準備基金積立金に入っていますが、第5期保険料軽減のために国が認めた基金取崩し分です。今回、道の安定化基金は、各自治体に総額幾ら支出し、残額は幾らになりましたか。

国の会計検査院からも基金のため込みすぎを指摘されているにもかかわらず、適切な配分がなされたとは言えません。今後3年ごとの保険料引上げで介護保険制度が成り立っていくと考えるのか、国の負担を増額し、社会保障制度として整備すべきと考えますが、市長の見解をお聞きます。

次に、第5期介護保険事業計画改定の影響について質問します。

2012年度介護報酬改定は、改定率1.2パーセントの引上げですが、介護職員処遇改善交付金が3月末で廃止され、介護報酬に組み込まれました。この交付金を介護報酬に換算すると2パーセント強に相当するため、差引き0.8パーセント減になります。4月以降の介護報酬の請求事務では、実際に引上げになっているのでしょうか。実態をお聞かせください。

デイサービスは、時間区分の見直しを伴う大規模な改定になりました。全利用者の8割以上が利用する6時間以上8時間未満の区分が、5時間以上7時間未満と7時間以上9時間未満の区分に再編されました。5時間以上7時間未満に変更すると、要介護度によっては介護報酬が9パーセント近く減額になりますが、7時間以上9時間未満になると介護報酬は増えるものの、時間延長に伴って職員の残業が増えたり、新たな職員確保で人件費が増えるために、必ずしも事業所収入が増えるとは限りません。小樽市内の通所介護事業所の再編区分の実態と変更後の意見など、把握していたら報告してください。

介護保険施設では、基本報酬全体が大幅に引き下げられ、特に低所得者が多く入所している多床室の報酬が引下げになりました。一方、老健施設には、在宅復帰を促進する施設として高い報酬に改定されました。実態は特養施設の待機者の受入れ施設化しており、新たに特養施設を建設することなく進めようとしても無理があります。市内の施設への影響についてお聞かせください。

また、昨年法律改正で、たんの吸引や経管栄養が介護職員の業務になりましたが、その後、研修会は何回開かれ、現場での実施は進んでいるのか、お知らせください。

今回の改定で一番大きな焦点になっているのは、訪問介護の生活援助の見直しです。これまでの30分以上60分未満、60分以上という時間区分が、20分以上45分未満と45分以上に再編され、介護報酬が2割近くも引下げになりました。その結果、訪問介護サービスの8割を占めていた90分のサービスが60分以上のサービスと45分サービス2回に置き替えられ、現場からは苦情が殺到しています。

小樽市医療保険部介護保険課は生活援助サービスの時間変更に伴い、市内の訪問介護事業所を対象に独自のアンケート調査を実施しています。その結果をお知らせください。

11月21日、小樽社会保障推進協議会主催で市内の訪問介護事業所やヘルパーが集まり、第5期介護保険制度改定後の訪問介護の生活援助サービス時間改定にかかわって交流集會が開催されました。当日は本市の介護保険課長による前述したアンケート結果の報告と、市内訪問介護事業所長から報告を受け、参加者の発言交流を行いました。事業者からは、「介護事業という使命感で頑張っているが、サービス

時間が制限され厳しい」「介護職員の時給が安いためにヘルパーを募集しても応募がない」「介護保険に身体介護、生活援助と区分があったり制限があること自体おかしい」「ヘルパー全員正職員でやってきたが、もうできない。今後は登録型に変更して、それでもいつまで続けられるかわからない。小さい事業所はつぶれてもいいということだ」など、苦しい状況が報告されました。ヘルパーからは、「時間が減らされてコミュニケーションがとれない」「10分から15分の時間オーバーや移動時間は時給に入らない。結果的に時給500円から600円程度で働いている」「時間不足でサービスが中途半端になる」「通院介護をするとき、病院内の待ち時間は介護保険で請求できないが、ついていなければならない利用者もいる」など、改善すべき課題が次々出されました。このように利用者、事業者ともに抱える困難を解決するためには、今回の改定を見直し、短時間の援助が必要なら、45分のサービスを設定するだけにすべきでした。全体の時間変更はサービス縮小を招き、利用者にも事業者にも矛盾あるものでしかありません。今回の改定について、市長は保険者として、市民のこのような実態を国に報告し、改善を求めてほしいと思いますが、見解を伺います。

次に、小樽市独自の減免制度についてお聞きします。

現在、小樽市では、低所得者を対象に、介護保険料の減免を実施しています。実績は平成22年度は281人で381万円、23年度は245人で356万円でした。また、利用料減免では、訪問介護サービスを利用している高齢福祉年金受給者などに対して1割の自己負担分の25パーセントを助成しています。平成23年度の実績は642件、75万8,880円です。毎年の両制度の新規申請者数はどれくらいですか。

現在、保険料減免は町会の回覧板などでもお知らせをしていますが、利用者の実態をよく知っている介護事業所の皆さんにも十分知らせ、対象者に適用する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、高齢福祉年金受給者は、平成14年当時は100人ほどいましたが、今年度は小樽市では1人しかいません。明治44年4月1日以前に生まれた方が対象ですから当然です。新たに対象者拡大として、利用料減免は保険料と同様に、対象を生活保護基準の1.2倍にしてはどうでしょうか。対象を訪問介護だけにとどめず、デイサービスやショートステイにも拡大してはどうでしょうか。

全道他都市を調査すると、民間事業者に対しても社会福祉法人と同様に、低所得者に対して利用者負担減免を実施している自治体があります。平成23年度実績では釧路市は4万6,660件、2,485万円、帯広市は5,596件、2,412万円です。小樽市もぜひ取り組んでいただきたいと思います。市長の見解をお聞きします。

私がこのような提案をする理由は、3年ごとに介護保険料が引上げになり、年金から天引きされますが、多くの低所得者は利用料を払えないために、介護サービスを初めからあきらめて利用していない実態があるからです。また、要介護度別の限度額が設定されているために、必要なサービスが使えない問題があります。本来なら利用料は無料にして、利用者負担や限度額をなくし、必要なサービスが受けられるようにすべきと考えますが、制度そのものが変わるまでの間は、高騰する保険料に対して低所得者への支援策を拡大してはどうですか。市長の答弁を求めます。

議案第17号及び第18号について質問します。

平成25年4月から、当別ダムからの水道用水供給が開始されることに伴い、1日最大給水量を1,540立方メートルから2,750立方メートルに変更するといいますが、今回新たな利用対象になる地下水利用組合が使用している平成23年度の地下水量と、現在、簡易水道の年間給水量を合計すると1日平均給水量は1,216立方メートルで、現在の1日最大給水量1,540立方メートル以内で問題ありません。1日最大給水量となれば、さらに別の計算要素が加わるのはわかりませんが、1日最大給水量2,750立方メートルは多すぎるのではありませんか。

この背景には、石狩西部広域水道企業団事業の給水計画があり、最終年度の平成47年度の小樽市の1日最大給水量は3,100立方メートルです。これは小樽市域が100パーセント分譲されて、企業が立地することを前提にしていると思いますが、現在、工場用地面積の約27パーセントしか操業されていません。今後の見通しも厳しい中で、過大な給水計画に基づいた1日最大給水量ではありませんか。市長の見解をお聞きします。

水道料金ですが、当別ダムの利用開始に当たり、新たな料金が提案されています。簡易水道料金は平均改定率は27.7パーセントの値下げになります。これまでの簡易水道料金では高すぎて利用できないとして、北海道の指導で地下水を利用してきた食料品製造企業地下水利用組合は1立方メートル80円からの大幅値上げになります。地下水利用組合からは昨年10月、市長に対して水道料金改定時には料金の低減を求める要望が提出されており、昨年の新谷とし議員の質問に対して、市長は重く受け止めると答弁しております。この間、地下水利用組合とはどのような話し合いがなされてきたのか、今回提案の料金で了解されたのか、お聞きします。

また、料金設定の根拠をお知らせください。

石狩湾新港地域の小樽市域で、簡易水道を利用している企業は平成23年度末で48社です。地下水を利用している企業は7社です。先日、そのうちの1社を訪問してきました。創業以来、経費が上がっている。冷凍設備は60トン規模で、マイナス40度で瞬間冷凍するために使用している重油や段ボール資材、製品を入れるバックなどの高騰が続いている。現在、地下水と上水道の両方を利用しているが、高額な水を使うのは厳しい。石狩市のように370円にもなれば、3倍にもなる。平成9年当時、アキザケが豊漁で単価が大幅に下がったとき、市場への低価格につながるブナオスザケだけ集めて処理し、市場価格安定のために企業として役割を果たしてきた。組合としては、せめて130円までの低料金にするか、このまま地下水利用を認めてほしいとの話でした。この御意見についてはどのようにお考えでしょうか。

料金設定に当たっては、三つのシミュレーションを示していましたが、最終的には地下水利用組合の加盟企業がすべて簡易水道に切り替わったときに、収支がほぼ均衡になる料金設定をしています。加盟企業が切り替わらないときは、年間平均で1億2,000万円の赤字になる試算でした。地下水利用組合が切り替わらなかったときに問題です。この1億2,000万円は小樽市が負担することになるのですか。

地下水利用組合加盟企業の企業活動は、北海道の指導の下で地下水を利用して推進されてきたもので、当別ダムができるまでの暫定措置としても、そもそも利用料金が高すぎて簡易水道を利用できなかったことへの対応でした。今回の当別ダムからの用水利用時の料金に対しても、北海道が対応してしかるべきだと考えます。市長は北海道に対して、組合が本市の簡易水道に切り替わるような方策を検討するよう申し入れ、簡易水道への切替えが行われなかったときには、本市の料金減収分を北海道に補てんしていただけるように申し入れているとのことでしたが、これまでどのように北海道と話し合ってきたのか、市長は直接申し入れに参加したのか、現在の市と北海道、北海道と組合との交渉状況はどうなっているのか、把握している情報をお聞かせください。

次に、生活保護の問題です。

5月の週刊誌に有名芸能人の母親が生活保護を受給していることが取り上げられ、これを自民党の「生活保護に関するプロジェクトチーム」の片山さつき議員が不正受給の疑いがあると厚生労働省に調査を求め、国会でも取り上げました。これがきっかけで、生活保護制度や利用者全般に問題があるかのような大騒動になりました。その後、小宮山前厚生労働大臣が生活保護基準の引下げ、扶養義務の強化などを検討するとして、生活支援戦略のたたき台を示し、一芸能人のスキャンダルのものが政治的な問題に発展しました。

現在、生活保護受給者は210万人を超え、国の保護受給率は平成24年7月では16.7パーミル、百分率では1.67パーセントですが、小樽市の23年度の生活保護受給世帯数と受給者数、保護率をお知らせください。

保護率については、この5年間の経過もお願いします。

厚生労働省のたたき台には、1、就労支援の強化、2、ライフスタイルの改善支援、3、医療扶助の適正化、4、不正・不適正受給対策の強化、5、地方自治体の負担軽減が挙げられています。就労支援では、不況のためなかなか就職できないことに対して低額、短時間でもまず就労することを強調しています。また、保護受給中の就労収入の一定額を積み立て、仕事について保護廃止になったときに支給する「就労収入積立制度（仮称）」の創設を提案しています。現在、小樽市の保護受給者のうち、就労収入がある方は何人ですか。

本市では、保護受給世帯の45パーセントは65歳以上の高齢者世帯で、34パーセントは障害者・傷病者世帯で、80パーセントほどが高齢者と障害者・傷病者世帯で占められています。積立制度の創設で保護受給廃止につながるケースがどれくらい見込めるのか、疑問です。

また、ライフスタイルの改善として、保護費の適正な使用を図るために、現物給付の検討や領収書の保存、家計簿の作成などの取組を強める、家賃は直接家主に払う、受給者の健康診査の結果を生活保護担当課が把握して、受給者の健康管理の強化を図るなど、人権侵害とも言える内容です。

不正受給対策の強化として、生活保護担当課の調査対象を現行の要保護者及びその扶養義務者に加えて、過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者も対象にするとしています。1度生活保護を受けた人が生活再建を果たして社会復帰してからも調査対象にされるのでは、対象は限りなく広がるばかりではありませんか。扶養義務者への照会に対しては、説明義務を創設する方向で検討するとあります。今でも、生活保護申請時に親兄弟への問い合わせがあることを知って取り消す方がいます。さらに、申請できなくする方向です。

厚生労働省のたたき台に貫かれているのは、増える生活保護費をどう抑制するか発想です。生活保護の増加は貧困増大の反映です。求められるのは、非正規雇用や低賃金、無年金・低年金の改善など、貧困を減らす社会的対策です。ところが、たたき台は、貧困の責任は生活保護受給者個人にあり、怠惰で不正をしかねないという受給者観に立っているのではないのでしょうか。そのために、受給者を管理し、健康診査結果まで生活保護担当課が入手可能とするなど、個人情報プライバシー保護も生活保護受給者には適用しないというものです。生活保護担当課の調査権限は保護費の支出状況にまで拡大するといいますが、生活保護費を節約して掛けてきた学資保険の満期金を収入と認定し、保護費を削減したことから争われた福岡学資保険裁判は、憲法第25条の生存権保障の目的である人間の尊厳にふさわしい生活を送るためには、被保護者がみずからの生き方や生活をみずから決する必要がある、そのためにもいったん支給された保護費の使途は原則として自由でなければならないと確認しています。

生活支援戦略というなら、捕捉率の引上げこそ課題です。生活保護の捕捉率とは、生活保護基準以下の世帯で実際に生活保護を受給している世帯数の割合です。厚生労働省が2007年度、初めて捕捉率の調査を実施、32.1パーセントと報告しています。ドイツやイギリスは85パーセント以上と言われており、これに比べると著しく少ない数字です。もし、この捕捉率を小樽市に適用すると、生活保護の対象になる可能性がある世帯数はどれくらいになりますか。

70歳の高齢者ひとり暮らしで無収入の方は、住宅費を除いて小樽市の生活保護費は6万8,950円です。国民年金の場合は、家賃分を除いて同条件で月額6万5,541円で、生活保護費より3,400円ほど下回ります。生活保護費を減らせというなら、国民年金を引き上げて、最低生活を下回らない年金制度に改善

すべきです。厚生労働省は保護基準の引下げを検討するといいますが、月額7万円足らずの生活保護費をさらに減額するべきではありません。

扶養義務者からの支援では、新規の保護開始世帯数はこの3年間で何世帯ほどあったのか、そのうち、扶養義務者数、扶養照会数は何件ほどになりますか。実際に親族等から仕送りなどの支援を受けている世帯割合はわかりますか。参考にできる他都市の数字があれば、お知らせください。

また、小樽市でも不正受給があるのか、あれば平成23年度の件数と主な内容、その後の対処についてお知らせください。

なぜバッシングが起きるのか。働かずにお金をもらっている、税金の無駄遣いだ、楽しんでいる、このような声の背景には、社会全体に貧困が広がる中、生活保護を受けていない低所得者層の不満がたまっていることがあります。そして、生活保護はぜいたくだ、保護世帯は恵まれている、もっと保護基準を下げるべきだという意見や批判が続きます。しかし、生活保護基準が下がれば、所得税、住民税の非課税の基準引下げになり、これまで非課税だった世帯が課税になります。最低賃金の引下げや介護保険料、公営住宅の家賃減免基準など、福祉、教育、税制などの施策に影響し、市民生活全体のレベルを下げることになります。国民生活全体に大きく影響する生活保護基準の引下げではなく、最低生活保障の拡大を進めるべきです。社会保障としての生活保護制度のあり方について、市長の見解をお聞きます。

最後に、健診問題です。

平成20年度から40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査、保健指導を実施することが医療保険者に義務づけられ、小樽市は小樽市国民健康保険の保険者として国民健康保険加入者の健診を実施してきました。平成20年度から24年度まで5年間の実施結果で目標値に達しない場合には、ペナルティーとして国民健康保険の後期高齢者医療制度への負担金を最大で10パーセント加算されることになり、今年度はその最終年度に当たります。

ところが、当市の健診受診率は、全国、全道比較で著しく低く、深刻な事態になっています。平成22年度の市町村国保の全国平均受診率は32パーセント、全道平均は22.6パーセント、小樽市は12.2パーセントです。75歳以上後期高齢者を対象にした健診は平成22年度で見ると、全国平均受診率は23パーセント、全道平均は10パーセント、小樽市は6.71パーセントで、特定健診同様に大変低い実態です。ちなみに、特定保健指導は平成22年度全国平均実施率は20.9パーセント、全道平均28パーセント、小樽市は21.8パーセントで全国平均より上回っています。今年度の特定健診受診率の目標は65パーセント、保健指導は45パーセントですが、見通しはどうか。このままではペナルティーの対象になると思われますが、いかがですか。

特定健診受診率は全道157国保保険者の中で154番目で、後期高齢者の健診は全道平均受診率の半分にしかなかった。健診受診率がこのように低い理由をどのように判断しているのか、また受診率向上のために対策を講じているのか、お聞きます。

小樽市では、平成21年度まで従来のさわやか運河健診に引き継いで、特定健診を保健所で実施してきましたが、22年度からは保健所内の健診業務をやめ、市立小樽病院で実施することに変更しています。受診率は13.9パーセントから12.2パーセントに下がりました。当時、保健所で実施していた特定健診受診者数は約1,000人、後期高齢者分は250人ほどでしたが、この件数がなくなり、受診率をさらに下げる結果になったのではありませんか。市立小樽病院で実施していた特定健診数は保健所で実施してきた件数に到達したのか、お知らせください。

保健所が特定健診業務をやめたことは間違いではなかったのか、市長の見解もお聞きます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 答弁に先立ちまして、一言おわびを申し上げたいと思います。私の日ごろの健康管理の不手際から、このたび右足に非常に強い痛みとしびれを感じているところでございます。これは神経から来ているということで、市立小樽病院で治療していただいております。今日に至ってもなかなか完治しない状況にあることから、今回、答弁に当たりましては、自席で、しかも着席のままさせていただくことをお許しいただきたいと思います。一日も早く完治を目指して治療に専念し、議員の皆様にご迷惑をおかけしないように努力してまいりたいと思いますので、今回だけは何かお許しいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、現在の長引く不況と国のデフレ対策への見解についてであります。政府の11月の月例経済報告においても、景気は世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きになっているとの判断が示されていることから、日本経済は円高・デフレ状態、景気の低迷から抜け出せない状況が続いており、特に消費、生産、雇用等の経済動向は、依然として厳しいものと認識しております。このような中、来年3月には中小企業金融円滑化法が終了するなど、中小企業の経営環境は厳しさを増すことが想定されますので、私としては、中小企業の経営に対する先行きの不安感を払拭することが重要であり、国においてデフレ対策などの経済活性化に向けた施策を早急に実施していただきたいと考えております。

次に、新年度予算編成の見通しなどについてであります。地方交付税が総務省の概算要求を反映し、減額となる見込みの中、扶助費など義務的経費の自然増や新たな財政需要にも対応していかなければならないことから、引き続き非常に厳しい予算編成になるものと考えております。その中、平成23年度決算で前年度並みの剰余金が生じたことや、今年度の普通交付税が予算を上回ったことから、財政調整基金に24年度予算編成時よりも多い額の積立てができたところです。

今後、降積雪の状況や新たな財政需要にもよりますが、財政調整基金を新年度予算の財源として活用するなど、他会計からの借入れや予算の計上留保をすることなく、収支均衡予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、新年度の雇用対策についてであります。現在、予算編成中であり具体的な事業名は申し上げられませんが、私から重点事業として経済・雇用対策関連分野の事業提案を指示しているところであります。雇用の場を確保するためには、企業誘致の取組はもとより、地元企業の活性化に向けた支援を行うことで、地域経済を活性化することが何よりも重要であると認識しておりますので、新年度におきましても、限られた予算の中で効果的な事業を厳選しながら、雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第6次小樽市総合計画前期実施計画について何点かお尋ねがございました。

まず、現在の達成状況と後期実施計画に引き継ぐものについてであります。「まちづくり 5つのテーマ」に沿った達成状況といたしましては、「生涯学習」では文学館・美術館改修事業が完了し、学校給食共同調理場統合・新築事業などの事業が、現在、継続中となっております。「市民福祉」では、成年後見センター事業を開始したほか、市立病院統合・新築事業などを継続しており、「生活基盤」では市営住宅建替事業などを実施いたしました。また、「産業振興」では東アジア圏観光客誘致推進事業や若年者就業支援事業などを、「環境保全」では環境基本計画の策定などを継続して実施しているところ

ろであり、あと1年余りを残す中で、おおむね着実な達成状況にあるものと考えております。

また、後期実施計画に引き継ぐものについては、来年度に行う前期実施計画の点検と後期実施計画の策定を進める中で、現在の社会情勢、ニーズ、財政状況などを踏まえ、担当部と協議を行いながら整理をしてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の畳の表替えなどの修繕計画の進め方についてであります。小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に位置づけている修繕につきましては、初年度の平成22年度は計画どおり、23年度は計画の一部を実施しております。24年度は配水管が老朽化により漏水するなど、緊急性のある修繕が発生し、これらの修繕を優先的に実施してきたことから、限られた予算の中では畳の表替えなどの修繕を計画どおりに進めることができませんでした。今後は実施年度は遅れますが、可能な限り長寿命化計画に沿って修繕を進めてまいりたいと考えております。

次に、使用料及び手数料の改定に関して何点かお尋ねがありました。

まず、改定のための調査とその結果についてであります。今回の改定に当たっての基本的な考え方は、平成17年度及び21年度の改定時と同様に、原則として道内主要都市の平均程度に改定するものであり、人口がおおむね10万人以上の都市の同種の施設を調査し、平均額との比較をしております。改定を予定する銭函3丁目駐車場につきましては、主要都市に同種の施設がないことから、近隣の石狩市内の海水浴場駐車場のうち、大型車の区分のある施設の平均である2,200円としたものであります。おたる自然の村の寝具使用料につきましては、規則での改定となりますが、寝具を貸し出す経費として、利用者の実費を負担していただく観点から、過去3年間のクリーニング代の実績を基に算定したものであります。

また、産業廃棄物処理手数料のうち、建設木くずに関する手数料につきましては、建設リサイクル法により義務づけられている分別解体を促進するため、近隣の間処理事業者の料金を参考に、比較的高い手数料となるよう改定するものであります。

次に、平成17年度と21年度に実施した改定の影響額についてであります。まず17年度改定では、16年度決算と各年度決算の比較で申し上げますと、17年度は約925万円、18年度は約359万円、19年度は約1,400万円であり、21年度の改定では20年度決算と比較し、21年度は約1,380万円、22年度は約2,544万円、23年度は約3,298万円の財政効果がありました。

次に、値上げとなる使用料の年間利用件数と効果額についてであります。議案第8号、市民センターホールの使用料改定につきましては、利用料金制による指定管理者制度を導入しており、使用料は市に歳入されないため、影響額に算入しておりませんが、180件の利用で約130万円の影響を見込んでおります。議案第10号、火葬炉使用料のうち、市民以外の使用は年間78件の利用で約32万8,000円、議案第15号、銭函3丁目駐車場使用料のうち、大型車の使用は58件で5万8,000円の影響を見込んでおります。議案第7号で改定する手数料につきましては、一般屠畜場設置許可などの申請予定が見込まれないことや、動物の死体の火葬手数料は要綱により定められていた従前の額と変更がないため、影響額としては算出されませんでした。また、今回の市民センターホールの使用料改定は全道主要都市並みの料金に改定したものであり、市民活動が抑制されるとは考えておりません。

次に、定期的な使用料及び手数料の改定はやめてもいいのではないかとのお尋ねであります。使用料及び手数料は行政サービスの対価として利用者から徴収する受益者負担であり、適正な料金により市民負担の公平性の確保を図る必要があることから、今後も定期的な見直しが必要であるものと考えております。

次に、介護保険制度について何点かお尋ねがありました。

まず、介護保険料段階で一番人数の多い段階についてであります。平成24年6月の当初賦課では第2段階で、人数は1万15人、全体に占める割合は23.6パーセントとなっております。

次に、高齢者の保険料率を全国単一の所得に応じた定率制とし、国として保険料減免制度をつくるべきとのことですが、所得に応じた定率制とした場合、所得の高い者の保険料負担が著しく高額となることから、給付と負担の均衡の観点から適当ではないため、介護保険法等により所得段階別に保険料率が定められ、本市では8段階を設けております。

また、国として保険料減免制度をつくるべきとのことですが、全国市長会では低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策について、国の責任において財政措置を含めた総合的かつ統一的な対策を講じ、抜本的な見直しを行うよう、国に対し要望しているところであります。

次に、道の介護保険財政安定化基金の支出等についてであります。道の安定化基金の積立額は約148億円であり、このうち約98億円を取り崩し、国、道、市町村にそれぞれ3分の1の約33億円を配分しております。残りの約50億円については、第5期の借受けに充てるため、引き続き安定化基金に積み立てております。

次に、国の負担を増額し、社会保障制度として整備すべきとのことですが、国は11月30日に社会保障制度改革国民会議を設置して、持続可能な社会保障制度の確立を図ることとしておりますので、この中で国の責任において介護保険制度も検討が進められていくものと考えております。

次に、第5期介護保険事業計画改定について何点か御質問がありました。

まず、4月以降の請求事務での介護報酬の引上げの実態についてであります。介護報酬改定前の平成23年4月から8月利用分と改定後の24年4月から8月利用分の同時期の給付費を比較しますと、24年が給付費で約1億4,000万円の増加となっております。改定率1.2パーセントの引上げは、居宅サービスや施設サービスなど、全サービスをならした改定率ですので、4月以降の請求事務の中では、この増加分が利用者の増加に伴うものか、介護報酬の引上げによるものかの検証は難しいものと考えております。

次に、デイサービスの時間区分の見直しに伴う実態についてであります。保険者として正式な実態調査は実施しておりませんが、小樽市デイサービスセンター連絡協議会の役員や一部のケアマネジャーから聞き取り調査をしたところ、サービス提供時間が6時間以上8時間未満の区分では、多くの事業所がより報酬の高い7時間以上9時間未満に移行となり、それに伴う人員の確保や勤務時間などについては、早番や遅番などの時間調整により、工夫しているなどの回答がありました。

次に、介護報酬改定に伴う市内の施設への影響についてであります。特別養護老人ホームについては、基本報酬が引下げとなっておりますので、認知症緊急対応などの加算を積極的に取らなければ収入減になるものと思われま。

また、介護老人保健施設についても、在宅復帰の要件などを満たさなければ厳しい状況が見込まれるものと考えます。

次に、介護職員が扱うたんの吸引や経管栄養についてであります。北海道が主催する研修会が平成23年度から年1回開催され、24年度は全道で約200人が受講しております。なお、昨年の研修を終了した受講者の状況を北海道に問い合わせたところ、市内の施設に従事する受講者はいなかったと聞いております。

次に、生活援助の時間区分変更に伴う独自のアンケートの結果についてであります。訪問介護事業所41か所に調査を依頼し、24事業所から回答があり、回収率は58.8パーセントとなっております。アンケートの結果から、利用者の多くの方が45分以上のサービスに移行しており、サービス提供時間が

20 ないし 30 分程度の短縮となっております。また、生活援助の制度改正については、利用者の約半数は理解しているものの、あきらめている利用者も 37.5 パーセントおりました。次に、自由記載では、「サービス提供時間が短縮になったことにより、利用者とのコミュニケーションがとれない」「事業収入が減り、会社の存続を危惧している」などの意見が出されております。

次に、保険者として実態を国に報告し、改善を求めていることですが、生活援助の時間区分変更については、平成 24 年 7 月の参議院社会保障・税特別委員会において当時の小宮山厚生労働大臣がしっかり調査したいと答弁しており、その推移を注視しているところであります。

次に、小樽市独自減免について何点かお尋ねがありました。

まず、介護保険料減免と訪問介護利用者助成の新規申請者数についてであります。介護保険料減免の新規申請者は平成 22 年度が 65 名、23 年度が 74 名となっております。また、訪問介護利用者助成の新規申請者は、平成 22 年度が 6 名、23 年度が 11 名となっております。

次に、介護保険料の減免を介護事業者へ周知することについてであります。平成 13 年度の事業開始から 18 年度まではケアマネジャーのいる事業所に申請手続の代行などを依頼しておりましたので、ケアマネジャーには周知ができたものと考えております。また、そのほかにもパンフレットの各戸配布や広報誌などにより周知を図ってきております。

次に、訪問介護利用者助成のサービスの拡大等についてであります。訪問看護などの居宅サービスやグループホームなどの地域密着型サービスとのバランスを欠くことになり、さらに利用者負担の助成の財源はすべて一般会計の負担となりますので、本市の財政状況から難しいものと考えております。

次に、低所得者への支援策の拡大についてであります。介護保険制度の財源構成は国、都道府県、市町村、被保険者の負担割合が決まっており、給付費が増えれば増えるほどそれぞれの負担が増える仕組みになっております。本市においては平成 23 年度の一般会計からの繰入金金は約 18 億 7,000 万円で前年度より約 5,700 万円増加しており、低所得者の支援策が必要であることは理解しておりますが、本市の厳しい財政状況の下では拡大は難しいものと考えております。なお、低所得者対策は先ほど答弁をさせていただいたとおり、全国市長会を通じて国に要望しております。

次に、議案第 17 号及び第 18 号について何点か御質問がありました。

初めに、議案第 17 号の 1 日最大給水量の変更についてであります。平成 25 年 4 月から石狩西部広域水道企業団の用水供給が開始されることに伴い必要となったものであり、石狩湾新港地域における将来的な土地利用に基づき、工業統計のデータや実施値を基に推計した業務用水量に生活用水量や船舶用水量などを加味して、10 年後の 34 年度の 1 日最大給水量を 2,750 立方メートルとしたところであります。今後、地域内で操業する企業が増えることにより、需要水量が増加していくものと期待しておりますので、この目標については過大ではないと考えております。

なお、御質問のありました 1,216 立方メートルにつきましては、平成 23 年度の地下水使用料と 24 年度の簡易水道の供給予定水量の合計を単純に 1 日当たりで平均した水量であり、34 年度を目標とした 1 日最大給水量 2,750 立方メートルとは比較できるものではないと考えております。

次に、地下水利用組合との話し合いについてですが、組合とは北海道、小樽・石狩両市、石狩開発株式会社で構成される石狩湾新港地域食料品製造企業地下水利用協議会の中で来年度に向けた事業用水のあり方について話し合いを行ってきたところです。この中で組合からは小樽・石狩両市に対して水道料金の低減の要望があったところですが、さまざまな検討を行いながら本定例会において現行料金より減額となる料金の改定案を提出したところです。

また、先月 21 日に行った組合加盟企業への料金改定案の説明会では、料金値下げになっても現在の地

下水の料金と乖離があり、切り替えられないとの意見も出たところです。

次に、料金の設定根拠についてですが、北海道が策定した地下水揚水計画では、地下水の揚水が当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団から用水供給が行われるまでの暫定的な措置となっていることから、平成25年4月以降、組合加盟企業の使用水量も含めて今後の供給水量を見込み、34年度までの10年間、合計で収支が均衡となるよう、料金の設定を行ったものであります。また、大量に使用する企業に配慮し、メーター口径が25ミリメートル以上において逓増制を廃止するとともに、近隣都市の料金体系も考慮しながら、どの口径についても現行料金よりも値下げとなるよう口径別の基本料金と超過料金の設定を行ったところです。

次に、組合からの意見についてですが、今回の料金改定については、組合加盟企業のように、特に大量に使用される企業に配慮した料金設定を行っており、市としては組合の要望する料金とは開きがありますが、できる限り組合の意向を考慮し、料金改定案を提出させていただきました。また、地下水をくみ続けることに関しては、地盤沈下や塩水化の懸念があるとして、北海道がこれまで地下水揚水計画を策定し、指導してきたものであり、現在、北海道と組合加盟企業で協議が行われていると聞いております。

次に、組合加盟企業が簡易水道へ切り替わらなかったときの負担についてですが、この場合、来年度以降10年間の平均として年間約1億2,000万円の赤字となり、市の負担となります。このため、北海道に対しては、組合加盟企業が本市の簡易水道へ転換するような方策を検討するよう、また簡易水道への転換がなされず、本市の財政負担が生じる場合には、この料金減収分を補てんしていただけるよう、継続して申入れを行っているところです。

次に、北海道と小樽市の話合いの状況ですが、先ほど申し上げた、組合も参加している地下水利用協議会や北海道と小樽・石狩両市の3者、また北海道と小樽市との2者での打合せなど、昨年来、事務レベルで協議を継続して行っており、北海道に対しては組合が本市の簡易水道に転換するような方策を検討するよう繰り返し申入れを行っているところです。この間、私は直接申入れを行ったことはありませんが、現在、事務レベルで協議を継続中であるため、必要が生じた場合には、私みずから要請に出向きたいと考えております。

また、北海道と組合との話合いについては、地下水揚水の取扱いについて協議されているところですが、まだ方向性が決まっていないと聞いております。

次に、生活保護の問題につきまして、幾つか御質問がございました。

まず、小樽市の平成23年度的生活保護の受給世帯数は3,842世帯、受給者数は5,453人であります。また、保護率につきましては、千分率でお答えいたしますが、平成19年度は37.9、20年度は39.3、21年度は39.9、22年度は40.5、23年度は41.5となっております。これらは、いずれも月平均の数値であります。

次に、小樽市生活保護受給者のうち、就労収入がある方の人数についてであります。平成24年11月末で726人となっております。

次に、生活保護の対象となる可能性のある世帯数についてであります。平成23年度の平均世帯数に対して、厚生労働省の調査による捕捉率32.1パーセントを用いて単純に計算しますと、小樽市では1万1,969世帯となります。

次に、保護開始世帯数やこれに対する扶養照会数などについてであります。平成21年度の保護開始世帯数は457世帯、扶養義務者数は2,085人、扶養照会数は1,051件、22年度は同じく446世帯、1,976人、1,032件、23年度では同じく453世帯、1,779人、1,052件となっております。

また、実際に親族等から仕送りなどの支援を受けている世帯の割合は、平成24年11月末で約3パーセントであります。他都市の数値としては、札幌市で平成24年4月で4パーセントとの新聞報道がありました。

次に、不正受給についてであります。小樽市では平成23年度に生活保護法第78条の適用となった不正受給件数は67件となっております。この不正受給の内容といたしましては、そのほとんどが収入があったにもかかわらず、届出をしなかったことによるものであります。

また、その後の対処についてであります。不正受給をした保護受給者に対しては、不正に受給した生活保護費を請求することはもちろん、不正を繰り返さないように文書等で厳しく指導、指示を行っており、なお不正を繰り返した場合には、生活保護の停止・廃止の措置をしているところであります。また、特に悪質な事例におきましては、告訴・告発についても検討することとしております。

次に、社会保障としての生活保護制度のあり方についてであります。本当に支援を必要としている人には十分な支援がなされるべきであり、その一方で生活保護を必要としない人が不正に受給するということがないよう、厳正な制度設計が必要であると思っております。

また、社会保障制度において、生活保護は最後のセーフティネットとなりますので、まず国の政策として生活保護に至る前の段階での救済措置、離職者や失業者に対する就労支援など、第1、第2のセーフティネットが改めて整備されることも大切であると思っております。そして、全国市長会においても提言されておりますが、生活保護は本来、国の責任において実施すべきものであることから、その財源は全額国庫負担とするべきであると考えております。

次に、健診について何点かお尋ねがありました。

初めに、国保特定健診と特定保健指導の受診率の見通しと後期高齢者支援金の加算・減算措置についてであります。まず受診率の見通しについては、国保特定健診、特定保健指導とも平成23年度並みの14パーセント程度と見込んでおります。また、国保で負担している後期高齢者支援金の加算・減算措置については国からまだ正式な通知はありませんが、保険者による健診・保健指導等に関する検討会で実施方法等が検討され、7月13日に「とりまとめ」が公表されております。「とりまとめ」では、平成25年度から29年度の加算対象となる保険者は特定保健指導に取り組んでいない保険者に限定することであり、小樽市は加算の対象とならないものと考えております。

次に、受診率が低い理由についてであります。国保特定健診については、平成22年度に行った小樽市がん検診・特定健康診査実態調査の結果から、既に生活習慣病等で医療機関に通院中の方が多いことや、小樽市は医療機関が多くいつでも受診できるという安定感があること、平日の遅い時間や土日に受けられないことが受診率が低い主な要因と考えております。

また、受診率向上対策については、全戸配布している冊子「おたるの国保」などで健診の必要性をPRしているほか、未受診者に対する勧奨はがきの送付や電話による勧奨を行っております。

一方、後期高齢者の健診については、国保特定健診と同様に、現在、医療機関に通院中なので、健診の必要がないと意識していることが受診率低下の主な要因と考えております。

また、受診率向上対策としては、これまでも広報誌などによる周知をはじめ、受診勧奨用パンフレットの配布や郵便物に受診促進内容を盛り込んだ制度周知リーフレットの同封、町会による回覧板の依頼、さらには市が実施する高齢者が集まるイベントに北海道後期高齢者医療広域連合の保健師が直接出向き、健診や健康管理についての講話やPRを実施しているところであります。

なお、来年度に向けては、特定健診、後期高齢者健診ともに土日でも町内会館などの身近な場所で健診が受けられるよう、受診機会の拡大を図ることとしております。

次に、平成22年度から特定健診業務を保健所から市立小樽病院へ移管したことについてですが、21年度の保健所での受診数は特定健診が996件、後期高齢者健診が241件、市立小樽病院では特定健診が158件、後期高齢者健診が57件でした。また、平成22年度の市立小樽病院での受診数は特定健診が597件、後期高齢者健診が176件と、前年度に比べ、特定健診が439件、後期高齢者健診が119件の増加となりました。現状では保健所で実施していた分をすべて補う形にはなっておりませんが、新たに委託した北海道対がん協会や市立小樽病院以外の市内医療機関の受診件数も年々増加しており、徐々に定着していくものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 中島議員の御質問にお答えいたします。

新・市民プールの計画についてでございますが、現在、新・市民プールの建設に向けて建設コストやランニングコスト、規模、管理・運営方法、建築場所などについて調査検討を行っておりますが、新年度予算編成に向けて市全体の施策との兼ね合いや財政的なこともありますので、引き続き鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 再質問を行います。

最初に、財政問題ですけれども、新年度は市長の提案で新規計画を雇用のかかわりで検討中だと。今まだその内容についてはここで明らかにできないということですが、これまで議会での議論や市長が参加した話合いの中で、何回か議論になってきた中身があった内容なのでしょうか。また、雇用計画と結びついて一定の雇用の対策を確保できる内容なのか、せめてそのラインぐらいはお答えいただけないかなと思います。

次に、財政問題の御答弁では、使用料及び手数料の改定が過去平成17年度、21年度の2回行われてきているのですが、そのときはこの財政効果として単年度で、17年度のときには約4,200万円を見込んでいましたし、それから21年度のときにも約3,000万円の効果を見込んで計画しているのです。しかし、実際には平成17年度のときには初年度925万円の効果で22パーセント、18年度、翌年度になったらさらに落ち込んで358万円だったのです。平成21年度のときにも3,000万円の増収見込みということでしたけれども、初年度で1,380万円の46パーセント、こういう大きな番狂わせは、結局値上げのために利用が激減した、そういう結果だったのではないかと思います。

先ほど市民センターの使用料値上げについても、これをやっても市の財源にはならないという御答弁ですが、他都市の平均と合わせたのだから大幅な利用減にはならないとお答えにはなりましたが、前回も他都市の平均と合わせて調整したではありませんか。それでこの落ち込みだったのですよ。今回はならないという保証はないのではないですか。引き続きやりますとお答えになっていますけれども、無理があるような気がいたします。今言ったように、市民センターの使用料については、他都市の平均と並べても、今回、小樽市の収益増にはならない。そして、建設木くずの処分手数料というのは、190パーセント増になるのです。それで、初年度はそれほどいかないだろうということで、初めから6割減の見込みで計算して、最終的に一般会計で29万5,000円の影響額です。それでいながら、財政的見地から定期的な見直しという対応になるのか。

私たちは、市民負担の増加には賛成できません。しかし、今回提案に入っている勤労女性センターや産業会館、学習プラザの暖房料の引下げがやはり横並びで調整ということに入っています。そういう点

では定期的な見直しを図って調整する内容もあると思うのですが、過去の改定のように、単年度の効果が見込みの2割から5割減、29万数千円の効果がこの半分にもいかないということはありませんか。少なくとも、財政健全化の一環として位置づけるというのは無理があると思います。定期的な見直しだけはやりたいというならともかく、財政健全化の一環という一文については検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

次に、介護保険の問題です。

介護保険については、小樽の保険料段階では第2段階の方が一番多い。これがどういう方かといいますと、本人及び世帯全員が市民税非課税で所得80万円以下、この方々が第2段階です。国民年金だけで生活している方がここに入ります。そうすると、この第2段階の方々の保険料が所得に占める割合が4パーセント、市長の例を出しましたが、市長を高額所得者と言っていいのかわかりませんが、この場合は0.9パーセント、結局私たちは日本の税制や保険料の仕組みにこういう不平等があるということ改善すべきだとずっと提案しております。

先ほどの御答弁では、そういうふうにすると高額所得者の方々の負担が大きくなるからそれはできないとおっしゃっていましたが、応分の負担をするという点では、検討すべき課題ではないかと私は思っております。増え続ける介護保険料に対しては、やはりちゃんとした国の制度が必要だと私も思いますが、ただ3年ごとにしっかり上がって、年金からの天引きで、拒否することもできないで上がっているのです。そのために、実際には介護保険サービスを使えないという実態があるのです。そういうことを改善する必要があるのではないかとということで、保険料よりは利用料減免がもっと検討される必要があると思いますが、利用料減免の枠を拡大する必要はないのか、これについての認識はどうですか。今のままでいいと、高齢福祉年金対象者がもう1人しかいなくても、その方を対象者にしてやりますというレベルでいいのですか。やはり検討しなければならないのではないですか。そのあたりもお聞かせください。

次に、簡易水道の問題です。

今回は料金改定としては3割弱の引下げですから、多くの方は賛同されていると思います。しかし、地下水利用組合の皆さんについては、今回の示された額でも現在利用している料金から見れば、大幅な値上げになるというのが実態で、繰り返し要望も出されて話合いもしていると。今の答弁では、説明会でも納得されたということではなかったようです。そういうことになると、この皆さんが今回参加しない、新たな当別ダムの水を使わないということになってしまえば、全体の計画そのものが狂ってしまうわけです。結局、数としては10社ですね、石狩と小樽合わせて。この利用組合の皆さんと話し合っていて、折り合いのつく水道料金に設定して、不足分については今後の企業参入による収益も見込む、あるいは北海道に引き続き働きかけをするなどしながら、とにかく参入していただくことを前提に事を進めるということを検討してはいかがでしょうか。

それと、道との話合いの問題では、事務レベルで折衝を続けているというお話でした。しかし、これは、小樽にとっては1億2,000万円の損得に係る重要な問題ですから、正式に小樽市長として申入れをして、この件で話合いをしたいということをしかりと行ってほしいのです。その上で、この方々が参加しなかったら計画が狂うのだから、参加していただくためにその部分については北海道が検討すべきだと、しかりと話を付けてきていただきたい。そういう意味で、必要ならば市長も参加するとおっしゃいましたが、今必要なきだと思えますから、ぜひ具体的に設定していただきたいと思えます。

次に、健診の問題ですけれども、保健所内で実施していた特定健診業務をやめた理由というのが聞こえなかったような気がするのですが、お答えになりましたか。どうして保健所内でやっていた特定健診

をやめたのかという点について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

実際には、特定健診の初年度実績が15.9パーセントで、次年度が13.9パーセント、2パーセントも下がったときにやめているのです。保健所でやっていた1,000人が受けていた特定健診、250人が受けていた後期高齢者の健診をやめたのです。そして、さらに12パーセント台に下がったのです。これは行政レベルの判断が間違っただけではないですか。受診率向上のために土日も含めて町会でもやっていききたいという御答弁はいただきました。しかし、受診率は全国で3割台です。北海道で20パーセント台、小樽市は初年度の15.9パーセントも回復できていないのです。これをどうやって回復するのか、内容についてはいろいろと意見はありますけれども、とにかく世間並みに特定健診を受診させるために、本格的に受け止めていただきたいと思うのです。そのためにもなぜやめたかということも再度御答弁ください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 私からは財政の問題について答弁をさせていただいて、その他は各担当部長から答弁をさせていただきます。

まず、雇用問題について御質問がありました。

これは国もそうでありますけれども、やはり雇用というものについては、本当にしっかりとした形で取り組んでいかなければいけないだろうというふうに思っております。小樽市も同様に経済の活性化という問題については、雇用の問題については何としても取り組んでいきたいと、こういう強い思いでございますし、平成24年度におきましても、企業立地トップセミナーなども通じて何とか企業誘致して、そこに雇用が生まれる。これは単に税収増ということだけではなくて、人口問題などいろいろなことにかかわってくるものですから、何としても雇用の問題については、平成25年度の予算編成に当たってもしっかりとした取組をしていかなければいけないと思っております。

それから、使用料及び手数料の問題については、これは単に税収を増やすということ、歳入を増やすということだけではなくて、定期的に見直すということとあわせて、利用者、受益者負担の平準化といえますか、公平化といえますか、そのような観点もございまして見直しをしているということであって、これで財源が全然出てこないのではないかとか、あるいは逆にマイナスになっている部分もあるわけでございますから、そういったことを総じて、やはり受益者負担、利用する方の公平性、こういったことを踏まえた上で、使用料及び手数料の見直しについては定期的に取り組んでいきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（渡邊 功） 介護保険に絡みまして2点、まず定率制の問題に絡みまして応分の負担ということでの定率制はできないのかという御質問がありました。

先ほど市長も答弁申し上げましたけれども、以前にも話しましたが、医療保険というのは、加入者のほとんどの方が利用する制度でありますけれども、一方、介護保険につきましては、6人に1人しか実際には利用していない。そうしますと、保険料を払うだけという残り5人の方について、果たして所得に応じた定率制というのがなじむのかどうかという点が一つです。

それとあわせて、保険料につきましては、第1号保険の保険料の設定を世帯概念を用いた賦課方式に改めてほしいと。これは第4段階の方についてですけれども、市民税が非課税でありますけれども、世帯の中に課税の方がいると高い保険料がかかる。こういった部分につきましては、今後、国のほうで

要望して見直していただきたいという考え方を持っております。

それからもう一つ、利用料の減免の拡大の検討ということですが、利用料減免につきましては、市の一般会計からの持ち出しということもありますし、一方、その介護保険の特定の方にさらに税金を投入して、一部の人にだけそういった部分での予算を使うということに対してどうなのかという話もございます。それから、現在、国では現行の利用者負担1割を2割に引き上げようかというような動きもございます。仮に2割になりますと市の負担も2倍というようなこともございますので、これらにつきましては、現在、設置されて動き出しました社会保障制度改革国民会議の議論なども注視していこうと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 私からは、簡易水道について答弁いたします。

今、再質問の中にもありましたが、多くの企業、従来から簡易水道をお使いになっていただいている企業からはおおむね賛同いただいているというのは事実でございますけれども、地下水利用組合の加盟企業からはまだ料金に開きがあるということで、私どもの料金案についてはまだ御理解をいただけないというのが実態ではないかと思っております。

しかしながら、私どもが策定いたしました料金そのものについては、地下水利用組合の加盟企業が入っていただくということが前提で収支が成り立つように計算しておりますので、私どもはこの簡易水道のほうに加わっていただくというのが望ましいのではないかと当然思っておりますけれども、私どもといたしましては、これまで北海道が地下水揚水計画を策定し、指導してきたものでありますから、今後もこの組合加盟企業に対しまして、私どもは簡易水道のほうに切り替えていただくよう、要請するような形でお願いを申し上げていきたいと思っております。

また、事務レベルでの協議の話が出ておりましたけれども、これまでも継続して行ってきたとおり、案件によりましては副市長も二、三度道のほうに出向いて協議に当たっていただいておりますが、繰り返しになりますけれども、時期を見ながら市長にも要請いただく場面というのは出てくるのではないかと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 保健所長。

○保健所長(秋野恵美子) 特定健康診査の業務を市立小樽病院へ移管したことについての理由を申し上げます。

一つ目として、平成19年度までの老人保健法に基づく基本健康診査が、法改正により20年度からは各保険者が主体となって実施することになり、本市においては保健所が一医療機関としてその役割を担い、これまで健診業務を行ってきたところであります。

しかし、平成20年度の法改正時に、道内他都市では市中の医療機関が実施主体となり、健診業務を行っていましたが、調査したところ、保健所で健診業務を行っているのは本市だけでありました。このような実態から、この健診業務の市立小樽病院での実施を医療保険部、市立小樽病院と協議してきた結果、平成22年度から健診業務の体制が整備できたことから移管したものでございます。

二つ目の理由といたしましては、健診業務の市立小樽病院への移管に伴いまして、国保加入者、生活保護受給者以外の市民にも市立小樽病院において胃がん、肺がん検診をセットで受診することが可能になるということでございます。また、これまで保健所では実施できなかった乳がん、子宮がん検診も同時に実施することが可能となり、市民の利便性の向上に寄与できるという理由でございます。

三つ目の理由として、健診業務の移管に伴い、これまで十分に実施することができなかった地域保健診断事業、つまり医療や保険に関する地域の特性を公衆衛生学的な専門的な見地から情報収集、分析を行っていくという業務により、有効な健康施策の策定、実行が可能となるという理由でございます。

○議長（横田久俊） 健診の関係で再質問の中に、そういう理由でやった判断なのでしょうけれども、どういうふうに回復していくのか、判断が間違っただけではないのかというような問いかけがあったと思いますが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 先ほどの再質問で、中島議員から特定健診を移管した理由について答弁がなかったのではないかとということで、その理由についてまず答弁いたしました。

それから、今後の考え方等でございますけれども、移管をした次の年度には、確かに保健所で実施していた実数と同じ実数が市立小樽病院には移っておりませんので、その年度は減っております。その次の年度、国保の特定健診の総受診者数は増えてきております。つまり、それまで保健所において健診は行われるものだと思っておられた市民が、健診は自分の身近な医療機関において行われるものだというふうに市民の意識が変わったために、市立小樽病院のみならず、身近な医療機関において受診をされる市民の方々が増えてきているところというふうに認識をしております、この市民の皆様の行動変容をさらに押し上げていくというのが、これからの国保の健診受診率向上の対策というふうに考えております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

○20番（中島麗子議員） 財政の問題で市長に御答弁をいただきましたけれども、この使用料改定について平成17年度からの改定案に出された基本的な考え方には「本市の使用料及び手数料については、昭和59年に全面的な実施をして以来、約20年間全面的な改定を実施していないことから」と書いてあるのですが、その次に「財政健全化の一環として、すべての使用料及び手数料について料金体系や額、減免制度の点検・見直しを行い、必要なものについて改定する」となっているのです。ですから、「財政健全化の一環として」という一文は、依然としてここに生きているのです。これは違うのではないかと、今回の中身を見ると。そのあたりで私は基本的な考え方として見直してほしいということもあります。内容については、いいものはよし、悪いものは悪いで意見を言っていきたいと思いますが、細かい部分についてはまた委員会で議論していきたいと思いますが、ただ、考え方の基本であるこの部分については意見を言っておきたいと思いますが、再度御意見があればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、健診問題については、事実今こういう事態ですから、ペナルティーは回避されたとはいえ深刻な事態なのです。全道の自治体の中で下から三、四番目という事態で、保健所機能を持っていない他の自治体ですら、もっと高い健診率や受診率を誇っているのです。ですから、保険者の責任として受診率向上のために取り組む必要があると思いますが、保健所も医療保険部も市立小樽病院も含めて、一体となってこの受診率を上げるために、保険者としての責任と役割を果たしてほしいというのが質問の真意です。その点について、再度御答弁をいただいて終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 国保の特定健診の受診率向上の所管はもう私どもではございませんで、私

ども保健所は、平成20年度以来、健診を行う一医療機関でございます。ただの一つの診療所でございます。

その特定健診を移管した年から地域保健診断事業を行ってまいりましたが、この最初の年度の調査におきまして、小樽市民が、身近な医療機関があるために、そちらで治療を受けているために自分がかかりつけ医のところまで調べていただいている詳細な検査のほかに、あえて健診を受ける必要がないというふうに感じているということが初めて明らかになったわけでございます。それで、調査した側からの示唆といたしましては、小樽市民がかかりつけ医を持ち、そこに通院をして詳細な検査を受けながら、かつ特定健診もさらに受けるというふうな、市民の意識をかなり大きく変容させるためには、やはり市内の医療機関の医師の御協力というのもかなり大きなファクターになるのではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 使用料及び手数料の改定の件で財政健全化の一環としてという文が今の使用料及び手数料改定に合わないのではないかと御質問ですが、先ほど市長からも答弁がありましたように、基本的には受益者負担の原則から、下げるものは下げる、上げるものは上げるというのが普通のやり方ではないかということで考えております。確かに、結果として思ったほど収益が上がらなかったという点はあるとは思いますが、そういう趣旨でございますので、御理解願いたいと思います。

(「答弁になっていない。何を言っているのだ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 中島議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 平成24年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表し、市長、教育長及び関係理事者の皆さんに質問いたします。

50年後の日本の姿として、人口は8,700万人に減り、うち65歳以上は4割に上ると、今年、国立社会保障・人口問題研究所から発表されました。出生率が高く高度成長で税収や収入が多かった時代には、年金や健康保険などの社会保障は、主に現役世代が負担し、高齢者を支えてきましたが、低成長期で少子高齢化の今、その構図が崩れています。そのことに対処するために、政党としての枠組みを超え、民主党と我々自由民主党、公明党の3党は社会保障と税の一体化改革で合意し、民主党の公約にはなかった消費税増税で賄う方向にかじを切りました。

我が自由民主党安倍総裁も「景気回復の兆しなくしては、消費税増税は断行しない」と述べており、国による一刻も早い景気対策が望まれるところであります。

今、まさに衆議院議員選挙戦のさなか、3年前の歴史的政権交代と言われた熱気は去り、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故を経て、新しい日本の進む道が問われています。

現野田民主党政権での復興政策は、具体策を官僚に任せたりしたこと等により遅れが目立ち、被災者の苦境に真剣に向き合う意気込みが感じられません。民主党は改革の理念がぐらつき、分裂、漂流し、3年前の衆議院議員選挙で掲げたマニフェストは総崩れになり、政党の頼りなさを露呈し、国民の選挙

公約への信頼性を低下させました。その責任は重大であります。

3年前、我が党は、国民の厳しい審判をいただきました。旧態依然とした人事構成やその意思決定方法など、深く反省し、施策を磨き上げ、政党としていかに国家に貢献できるのかを考え、国民の新たな審判を仰ぐこととなりました。身の引き締まる思いであります。

本市においても景気環境は最悪で、人口流出に歯止めがかからず、働き盛りの子育て世代の方も今までこの社会を支え発展させてきた高齢者の皆さんも、未来に不安を抱え、悩んでいます。どうか市長には、限られた予算の中ではありますが、より一層の効果的な経済活性化に資する施策、少子化対策に資する施策、高齢者が明るく安心して暮らせることに資する施策などの推進とその説明に腐心されることをお願いし、質問をいたします。

そこでまず、財政健全化と平成25年度予算重点施策への考え方についてお聞きします。

本市では、財政健全化対策として、平成16年度は住民票や税の証明手数料等を改定し、平成17年度及び21年度に施設の使用料の全面見直しを行いました。また、平成17年まで約20年間、全面的な改定を実施していなかった使用料及び手数料については、4年ごとに定期的な見直しを行うこととしました。平成25年度は改定年度であるため、今定例会で使用料及び手数料の改定が上程されました。見直しの観点として、原則、当市料金を人口おおむね10万人以上の道内主要都市と比較して、プラスマイナス5パーセント程度の場合は据置き、5パーセントを超えて低い場合は引き上げ、その逆の場合は引き下げるなどの説明を受けました。他都市との使用料及び手数料の比較は重要な判断基準で、市民にとっても他地域と比較し同等なら公平感を感じるもので、このたびの改定は妥当と考えます。

ただ、つけ加えるならば、自治体間の価格格差を埋めることには確かになってはいますが、自治体同士が横並びで、本当にその価格設定が原価計算として妥当なのか、高ければ安くなくていいのか、安すぎるとしたら市民サービスとしてどの程度市が負担しているのか明示しなくていいのかなどが今後問われると考えますが、いかがでしょうか。

また、現状では道内主要都市同士が互いに改定の動向を牽制し合っている構図にも見え、そのような状況なら通常、現状維持状態が続くように思えますが、プライスリーダー的な自治体が存在するのでしょうか。そうでなければ、事前に自治体間での情報交換などがあるのでしょうか、お答えください。

今定例会の補正予算の燃料費の項目では、学校管理費として小学校26校分1,500万円、中学校14校分800万円、新光共同調理場分として1,000万円、計3,300万円、町会の街路灯事業への補助金の追加として、190万円が計上されました。補正予算の計上は快適な児童・生徒の学習環境の維持には必要であり、町会の街路灯事業の存続のためにも、我が会派として理解するところであります。

そこで、お聞きしますが、このような北電の電気料金の値上げなど突然の外的要因で当初予算の目算が狂った場合、国及び道の追加支援措置の有無とその後の対処についてお答えください。

市長は、常々、御自分の故郷夕張市の例を挙げ、財政再生団体となったときの大変さや悲惨さを説かれ、財政健全化は当市の最重要課題であり、隠れ借金である他会計からの借入金を解消し、他会計に依存しない一般会計を目指すとして述べられました。市の起債残高もピークを越え、減少傾向にある中、今期は過疎対策事業債を利用しつつ、新市立病院及び新共同調理場の建設に着手しました。今後、市民会館の問題、市庁舎の耐震化、市民が切望する新・市民プール建設など、重要で費用がかかる懸案がメジロ押しであります。その中で、さきに述べました財政健全化の推進とやらなければならない施策との兼ね合いを、次期25年度予算並びに今後の重点施策への考え方としてお示しください。

次に、北海道作成の津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書の当市での活用及び原子力防災についてお聞きします。

北海道が平成22年3月に作成した津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書を基に、小樽市現況図の地物・等高線等の状況を考慮して、小樽市津波ハザードマップ（津波浸水予測図）が編集され、市民に公表されました。東日本大震災の傷跡もいえぬ中、あの地震の悲惨さが念頭にあってか、興味深く関心を持たれた市民の方も多かったようです。広報おたるにも掲載されましたが、誌面の関係で詳細が見づらく理解しがたい方も多かったようで、我々自由民主党市議会議員にも説明を求められる場面もしばしばありました。

その中での質問ですが、当市で一番被害が予想される港湾地区で北海道北西沖沿岸側の想定最大震度マグニチュード8.0の地震のときに最大遡上高3.13メートルと一番影響が大きく、高島方面から手宮、色内、有幌、築港、船浜町などの沿岸の津波浸水予測が示されています。その地域の皆さんにとっては深刻なことで、当市としても事前に避難計画を立て、万全に対処しなければなりません。しかし、他地域の多くの市民にとっては、最大遡上高がたったの3.13メートルなのかというのが正直な感想のようです。平均海面が約4メートル以上の高さの場所に避難すればいい、高潮時のときでも10メートル以上の場所に避難すれば十分だと受け止めたようです。このことがどの程度深刻なことなのか否か市民には伝わらず、このように大したことはないと考える市民も多いと受け取りました。このような市民意識では心もとないと考えますが、実際はどのような被害が想定されるのでしょうか。

また、これは水害、地滑りなどの災害にも言えますが、避難勧告などの対応がよく理解されていない、避難場所にどのようなものが備蓄されているのか心配だ、報道などでよく耳にする自主避難は勝手にしていいのかなど、基本的なことを周知されていない市民の方々がたくさんおりました。災害避難の鉄則は、避難者が速やかに迷いなく行動できることだと思いますが、市として災害避難時の市民への誘導や事前の説明は十分だとお考えですか。また、不十分の場合は今後どのように対処されるつもりですか。

また、市民の防災の関心事項として泊原発は外せません。10月24日、同原発から30キロメートル圏の緊急防護措置区域（UPZ）にある管内13町村の住民が参加して、道原子力防災訓練が行われました。小樽市は残念ながらUPZの圏外であるため、市民の参加はありませんでしたが、避難場所としてグラウンドパーク小樽が使用されたり、市職員も10名参加したと聞いております。実際にその訓練の場面では、検討課題が多々あったと聞いておりますが、その内容をお知らせください。

また、報道では、小樽市は原発防災のノウハウがないから、こうした訓練への積極参加は大切だ、受入れ自治体としてもっと主体的に訓練にかかわりたかったと述べた職員もいたとありますが、UPZには残念ながら含まれませんが、同圏内と同等の情報を受け取れることとなったと聞きます。当市には原発防災ノウハウはないのですか。また、当市として今度訓練にはどのようにかかわっていくのか、お示しください。

次に、学力向上及び道教委の行った教職員給与費の適正執行等に関する調査についてお聞きします。

11月26日、道教委が本年度の全国学力・学習状況調査結果を発表しました。後志管内は小・中学校合わせて国語と算数・数学の8科目中3科目で正答率が向上し、小学生は全科目で全道平均と並び、中学生も全科目で全道平均とほぼ同様（下位）との結果で、後志教育局は、全道平均には達していないが、全道平均との差が縮まり、改善の兆しがあるとのコメントも載せています。依然、都道府県別では小学校が47都道府県中46位、言いかえれば、1位の秋田県の小学校6年生が平均で84問中61.5問正解しているのに対して、53.8問の正解、正答率は9.16パーセントの差で、惨たんたる状況であります。中学校では若干上がって38位と下位であることには変わりはありませんが、トップの福井県とは正答率が6.36パーセントと若干差が縮まっています。そうはいつても、後志管内の結果の向上は喜ぶべきことで、当市の結果にも若干期待が持てますが、今回の学力テストの結果概要とこの数年の傾向を全道平

均との比較だけではなく、全国平均との比較もお示しください。

また、当教育委員会での学力向上プログラムがどのように反映されたのか、今後の強化施策は何かをお示しください。

次に、道教委が行った道内公立校の教職員を対象にした教職員給与費の適正執行等に関する調査では、2006年から2010年度の5年間で計4,169人が届け出た校外研修を行っていなかったり、勤務時間を守っていなかったと認められる不適切な勤務をしたことがわかりました。本年度中に教職員を処分し、給与の過大支給分計1,318万6,000円の返還を求めるとありましたが、本市での実態はどう把握されていますか。

また、市教育委員会としてどのように対処されるか、お聞かせください。

次に、市内経済・雇用対策と企業立地トップセミナーの効果についてお聞きします。

市内の人口減少の大きな要因であります雇用の確保は、景気による影響が大きく、当然国としての大規模な景気対策が求められています。限られた予算の中で当市の経済対策だけでは限られた効果しか見込めないのは理解するところであります。しかし、市内の景気は最悪で、その限られた効果ですら光明に感じられるものです。

そこで、産業振興に資する今期の新規重点施策、特に市内景気に直結する企業立地トップセミナー開催事業については、後段でお聞きしますが、「小樽の食品」海外販路開拓支援事業、小樽ブランド力推進事業、地場産品導入促進事業について、執行状況と把握している経済・雇用効果等をお知らせください。

11月6日に東京都内で、中松市長による初の企業立地トップセミナーが開催されました。本市には大きな港湾があることや、大消費地の札幌に隣接していることなどをアピールポイントとして誘致を進めたと聞いております。

まず、そのときの企業の反応や気づかされたアピールポイント、阻害要因をお知らせください。

また、特に製造・加工業に代表される新設工場は人件費の安い海外進出が多いと聞く現状の中、市長の誘致対象ターゲットはどこか、当市の誘致したいと考える企業はどのような分野なのか、また、どのような考えの企業なのかもお考えがありましたら、お聞かせください。

次に、今後の小樽港港湾計画改訂における第3号ふ頭及びその基部の考え方とクルーズ客船誘致についてお聞きします。

市長はクルーズ客船の寄港を観光客の増加と1人当たりの市内での消費単価の増大に寄与し、小樽観光のイメージアップにも役立つとお考えになってクルーズ客船の誘致を進められていますことには、我が党も賛同いたします。広報おたる11月号には、小樽商科大学保田隆明准教授を委員長とする第3号ふ頭及び周辺再開発ワークショップが提案したゾーニングとその機能が載っておりました。今後の取組は、ワークショップでさらに議論を深めるとともに、具体的な施設の配置計画について検討した後、市長に提言書を提出するとありました。これを受け、市ではアンケート調査の結果なども踏まえた計画の素案を作成し、パブリックコメントにより広く意見を伺った上で、今年度中に計画を策定する予定とあります。詳細は知らされておませんが、ゾーニングと機能はよく考えられ、第3号ふ頭及び周辺再開発にはおおむねふさわしいものと思われました。

そこでお聞きしたいのですが、再開発計画策定の現在の進捗状況と今後の進め方についてお知らせください。

また、今年度中に計画の策定とありますが、素案の中でのAゾーン、Bゾーンなどは国との折衝や多額の投資を伴うもので、小樽市だけの予算規模では到底賄えるものではありません。当然、現実的な判

断があつてのことと思いますが、再開発計画の実現の見通しをお聞かせください。

また、進めるに当たっては、年度目標が必要と考えますが、この再開発を何年度に完成させるつもりですか。

完成イメージがより明確になることにより、当市の経済界は、これらのクルーズ客船寄港増加が経済に与える恩恵とそれに関連するビジネスチャンスを創造することができ、市内の経済活性化につながると思えますが、その点はいかがでしょうか、お聞かせください。

次に、稲一再開発ビルについてお聞きします。

市長は、公約の中でも稲一再開発ビルの現状を憂い、ぜひ活性化させたいと述べておりました。観光客からは、あの周りは暗くて不気味だねと言われたり、サンモール一番街の店主の皆さんをはじめ、寿司屋通りの皆さんにも、観光名所として恥ずかしいので早くどうかしてくださいと頼まれ続けて長い期間がたちました。民間の物件で市としては推移を見守るしかなく、歯がゆい思いです。近ごろ新しい動きがあると聞きましたが、市として何か把握しておられますか。

また、今後の対応はどうされますか、お答えください。

次に、子育て支援と少子化対策についてお聞きします。

若い世代の当市からの流出がとまりません。理由としては、就職先が少ないことはもちろんですが、働き盛りの若い世代にとって、自分たちのライフスタイルにマッチした子育て支援と少子化対策は当市に居住し続ける動機にもなります。当市では、昨年10月から育児の援助を受けたい人である依頼会員と育児の援助を行いたい人である提供会員が地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の援助活動事業として、ファミリーサポートセンター事業を開始し、NPO法人北海道子育て支援ワーカーズに運営を委託しました。開始から丸1年が経過し、会員数やこの間の利用状況、依頼会員や提供会員からの要望や感想などがありましたら、お聞かせください。

次に、今期の除雪体制及び政府、北電が求める2010年度比7パーセント節電に対する市道ロードヒーティング使用への基本的な考え方などについてお聞きします。

12月3日に本市では、本部長を貞村副市長に定め、除雪対策本部が設置されました。本市では、自家用車を所有せず、買物、通院などで最寄りのバス停まで徒歩で通う高齢者が多数おられます。幹線道路の除雪は交通弱者の彼らにとっては、まさに生命線でもあります。財政健全化を目指す当市にとって、除雪費の節約と除雪による手厚い市民サービスは相反する事項ではありますが、今冬の市道除雪体制について御説明ください。

また、11月初旬に行われた今年度の第2回除雪懇談会で、市民からどのような御意見があったかもお知らせください。

今回の政府と北電が道内の家庭や企業に求めた2010年度比7パーセントの節電期間が本日午後4時から土日・祝日、12月31日から1月4日の年始年末を除く来年3月8日までの間でいよいよ始まります。この節電機運が高まる前から、市民からの「当市市道のロードヒーティングへの通電が節約のため初動が遅いのではないか」「冬季間の稼働条件が厳しいのではないか」「春の停止が早すぎるのではないか」などの声が地区事情もありますが、しばしば聞かれました。その上、前述の節電要求ですので、市民の中からは今冬もし厳冬でしばれがきつい場合、生活道路の安全性が損なわれるのではないかと心配する声が上がっています。

聞くとところによれば、約14キロメートルにも及ぶロードヒーティングの一冬の使用電力量は約1,500万キロワット時で、市役所本庁舎の使用電力量の15倍にも相当するとのこと。確かに庁舎での節電効果に比べると、けたが違うとはいえ、車両及び人身事故発生リスクをはらんでおります。このこと

から、ロードヒーティングに対する節電は慎重に行っていく必要があると考えますが、今冬の市道のロードヒーティングの節電に対する基本的な考え方についてお聞かせください。

次に、住宅リフォーム助成制度の今後の考え方についてお聞きします。

今期2,120万円の予算で住宅リフォーム助成制度が開始いたしました。市民からの反応は好評で、応募数が多く、予算に達したため、抽選での施行となりました。結果は236件応募で、当選が130件という結果で、半分近くの方が対象から外れました。さきに述べたように、市民からも中小建設関連企業にとっても期待感が大きく、需要はまだあるということがわかりました。3年間をめぐということなので、来期も同様の制度を維持すると理解していますが、予算の増額等のお考えや、今期の応募状況を勘案して、期間を短縮して来期2年分を予算化するようなお考えはありますか、お聞かせください。

最後に、廃屋・空き家についてお聞きします。

長年住人がなく朽ち果てた状態の廃屋に、近隣住民が頭を悩ませています。そして、市も所有者の同意なしに壊せるようにする条例の制定を検討していると新聞報道がありました。

我が自由民主党でも過去の質問の中で、空き家の有効活用と所有者の管理放棄による倒壊寸前の家屋の危険性とその対処への質問が何度も出てきました。活用については、空き家バンクとしてまだまだ活用実績は少ないものの、一定の効果があつたと聞いておりますが、これまでの状況と今後の活用計画をお知らせください。

また、報道にあったような廃屋の撤去に係る条例化についての問題点や状況をお知らせください。

また、実際に所有者不明の廃屋が倒壊し、隣家や歩行者に被害が及んだ場合、国などの暫定的な救済措置の有無及び当市にかかわる責任問題などが発生しないのかもお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化と平成25年度予算について何点かお尋ねがありました。

まず、使用料及び手数料の改定の考え方についてであります。使用料及び手数料は行政サービスの対価として利用者から徴収する受益者負担であり、そのコストを全額回収すべきとの考え方があります。しかし、公共施設などにおきましては、それぞれの施設の設置目的や経過、地域の事情から、コストをどこまで使用料で回収すべきか明確になっていないのが実情であります。そのため、今回の見直しに当たっては、これまでと同様に原則として道内主要都市の平均程度に改定することとしたところです。今後においては、さらに受益者負担の公平性の確保を図る観点から、コスト計算も視野に入れた検討もしてまいりたいと考えております。

次に、他の自治体の改定の動向についてであります。自治体が使用料等の改定を行う場合、改定の考え方として、それぞれの施設の設置目的や経過、地域の事情などを考慮し他都市との比較をする場合のほか、原価計算を基に改定を行う自治体や財政状況を踏まえた改定を行う自治体など、各自治体により改定の考え方は異なるものであります。このことから、特定の自治体が率先して使用料や手数料の額を決めるものではありませんし、今回の改定に当たっては道内主要都市の状況は調査しましたが、事前に他都市との情報交換は行っておりません。

次に、外的要因で予算不足が生じた場合の国などの支援についてであります。国では災害や除排雪経費などの特別な財政需要については特別交付税で措置することとしておりますが、電気料金の値上げ

や燃料費の高騰に対する具体的支援は北海道においてもないものと承知しております。しかし、今後さらにこの状況が続き、財政負担が拡大していった場合には、必要に応じて北海道市長会などを通じ、国などに財政支援を要請してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成と今後の重点施策への考え方についてであります。地方交付税が総務省の概算要求を反映し、減額となる見込みの中、扶助費など義務的経費の自然増や新たな財政需要にも対応していかなければならず、引き続き非常に厳しい予算編成になるものと考えております。

そうした中であっても、新年度に向けては、特に喫緊の課題である雇用の場の確保や交流人口の拡大を図るための経済・雇用対策関連分野と東日本大震災などの関連から、安心・安全のための防災対策関連分野を重点事業として取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後新たな財政需要も想定されますので、真の財政再建に向け、引き続き最大限の努力をしてまいります。

次に、北海道作成の津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書について何点かお尋ねがありました。

まず、北海道の津波浸水予測から想定されることについてですが、津波についてはたとえ50センチメートルの津波でも人間が流されるには十分であり、さらに土砂や材木、漁船などを巻き込みながら押し寄せてきますので、破壊力は通常の海水よりもかなり大きくなると言われております。また、可燃物の貯蔵施設の破壊により、火災が起きる危険性もあるなど、浸水予想区域外にも被害が広がるおそれもありますので、ハザードマップの浸水想定区域の外だから安全であるとか、最大遡上高が低いので安心であるとか一概に考えることはできないものと考えます。このため、市といたしましては、今後も地域で行われる津波避難訓練などを通して、津波の危険性について周知してまいりたいと思います。

次に、災害避難時にかかわる市民への事前の周知などについてですが、本市ではこれまで市のホームページや広報誌のほか、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方へ配布しているハザードマップなどを活用して、避難勧告などの伝達方法や避難所での備蓄品についてのことや、非常時の持ち出し品の準備についてのこと、避難勧告がなくても不安や危険を感じた場合には、安全な場所に自主的に避難していただくこと、避難先が見つからない場合には各町内会館も利用できること、その際には各町会役員や市の防災担当へお問い合わせいただくことなど、さまざまな形で周知や説明を行ってきているところです。しかしながら、市民の方からのお問い合わせなどを見ても、十分にお伝えできていないところもあると認識しておりますので、今後ともあらゆる機会をとらえて、市民の皆様に周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、北海道原子力防災訓練の検討課題についてであります。今回の訓練ではグランドパーク小樽を避難所として使用し、30キロメートル圏内の4町村から約550人の避難住民を受け入れたところであります。市といたしましては、このたび初めての受入れ訓練を実施したところですが、避難所の設置及び運営については北海道が主体となって実施し、市は補助的役割であったことから、避難所の運営についても受付などの部分的な支援にとどまりました。このため、北海道との連携が不十分となり、結果として避難してくる町村の情報収集に時間を要したことや業務分担が一部で不明確だったために、指示が徹底しなかった点などが課題として挙げられます。

次に、原子力防災対策のノウハウなどについてであります。本市は北海道の原子力防災計画において泊発電所周辺の関係町村に位置づけられていないことから、これまで原子力防災対策にかかわる本格的な訓練参加の機会が少なく、原子力防災計画を策定している関係4町村と比較いたしますと、これらの取組に対する経験や知見に差があるものと考えております。しかしながら、福島第一原発事故を契機

に、市といたしましても原子力防災対策は重要であると認識しており、昨年から積極的に担当職員を訓練視察や研修に参加させ、原子力防災に関する知識を習得させているところであります。

また、市としての訓練のかかわり方につきましては、さきに行われました北海道原子力防災訓練での課題を検証するとともに、今後、受入先としてのかかわり方などについて北海道や避難の対象となる町村と協議し、次回の訓練につなげたいと考えております。

次に、市内経済について何点かお尋ねがありました。

まず、今年度の重点施策の進捗状況と効果についてであります。 「小樽の食品」海外販路開拓支援事業につきましては、11月初旬にシンガポールで開催された見本市、Oisii JAPAN（おいしいジャパン）に小樽市ブースとして13社の商品を展覧いたしました。会場では85社と商談し、会期中に契約となった事例もありますが、現在もそのうち20社と交渉を継続しており、今後の成果に期待しているところであります。

また、この事業は緊急雇用創出推進事業を活用し、新たに2名を雇用しておりますが、事業者からは事業期間終了後においても1名を継続雇用すると聞いております。

次に、小樽ブランド力推進事業につきましては、道内外の物産展において小樽産ニシンを使った水産加工品や後志産トマトを使ったトマトジュースなどの試食販売とアンケート調査を実施の上、消費者ニーズを企業にフィードバックし、商品改良に結びつけております。また、年明けには企業向けの講演会や先進地の視察を実施するほか、新商品開発や既存商品のブラッシュアップのコーディネートを進めながら、引き続き販路拡大に努めたいと考えております。

次に、地場産品導入促進事業につきましては、9月から小学生の卒業記念としてガラス製品の製作体験を開始しており、11月までの3か月間の体験者数は368名、体験率は約4割となっております。現在、冬季休業を前に、より多くの児童に製作体験をしていただけるよう取り組んでおります。

また、直接的な経済効果として、実施工房は体験者数に応じた手数料が得られるほか、この事業はガラスのまち小樽を幅広い世代の市民により親しみを持ってもらうことも目的の一つにしており、長期間の実施による多様な波及効果を期待しております。

次に、企業立地トップセミナーについてであります。まず参加された企業の反応については、本市が観光地としてだけでなく、良好な立地環境を有するという点で好印象を持っていただいたと感じております。

また、アピールポイントについてであります。今後、企業誘致を展開していく上で、本市の土地代の安さや新幹線延伸によるインフラ整備への期待などにより、参加企業が投資先として興味を持たれていることや、小樽ブランドが思った以上に浸透していることなどが大きなセールスポイントになるという点を強く感じたところであります。

なお、企業立地のマイナス要因としては、冬季間的高速道路の通行止めによる物流の遅延リスクについて懸念する企業もあるということを確認いたしました。

次に、誘致企業についてであります。誘致のターゲットとする分野といたしましては、直近の工業統計調査にもありますとおり、製造品出荷額が全体の約5割を占め、事業所数が全体の4割を超えるなど、本市の強みである食料品製造業を第一に考えております。本年は全国的にも有名な東洋水産株式会社や一正蒲鉾株式会社が操業を開始しておりますので、これらを追い風にさらなる企業誘致に取り組むとともに、この業種からの波及効果が期待できる物流関連施設の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

また、どのような考えの企業を誘致したいかとのことでありますが、地元の雇用拡大はもとより、地

場産品の利用促進や小樽ブランドの活用など、本市経済に波及効果が期待できる企業を誘致したいと考えております。

次に、第3号ふ頭及びその基部の考え方とクルーズ客船誘致について何点か御質問がありました。

まず、第3号ふ頭及び周辺再開発計画策定の現在の進捗状況と今後の進め方についてであります。この再開発計画を策定するため、本年7月に市民や関係団体、企業から推薦を受けた委員から成るワークショップを設置し、北海道開発局からのオブザーバー参加をいただきながら、これまで7回にわたり開催してきております。その中でゾーン別に導入する機能や施設の配置計画について検討を進めており、来年2月を目途に再開発計画に関する提言書を提出していただく予定になっております。

また、再開発に当たっては将来的には既存物流機能の移転が必要となることから、今後、市と港湾業界関係者とで構成する小樽港研究会において移転先の検討を行う予定であり、これらの提言や検討結果などを踏まえ、今年度末までに市として再開発計画を取りまとめたいと考えております。

次に、再開発計画の実現の見通しと完成年度についてであります。まず計画実現の見通しにつきましては、今後、市が策定する再開発計画の内容を小樽港港湾計画に位置づけた後、再開発事業に着手できる環境が整ったものから段階的に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、完成年度につきましては、国等の関係機関や港湾関係企業との調整のほか、財源の確保など多くの課題があることから、現時点では示すことはできませんが、第3号ふ頭の再開発は御承知のとおり、小樽港のクルーズ振興はもとより、本市の新たな観光資源としても大いに期待が寄せられておりますので、積極的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、クルーズ客船寄港増加に伴う市内の経済活性化についてであります。第3号ふ頭に総トン数15万トン級の大型クルーズ客船を接岸可能とすることにより、3,000人を超える乗客の市内でのお土産品の購入や飲食などの消費が期待されるとともに、係船料やひき船使用料などの港湾使用料の増収による直接効果があるものと考えております。

また、客船の受入れ態勢を強化する中で、地元の商工会議所、物産協会、観光協会などとも連携を密にしなが、オール小樽の取組により物産販売の促進や観光関連産業の事業拡大など、今後とも本市全体の経済活性化に向けてクルーズ客船のさらなる寄港増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、稲一再開発ビルについてお尋ねがありました。

同ビルの再生に向けた新たな動きについてであります。小樽開発株式会社の破産管財人からは、取得を希望する企業が順次、権利者との売買交渉をまとめてきていると伺っております。市といたしましては、同ビルの再生が中心市街地活性化のための最重要課題でありますことから、取得を希望する企業がすべての権利者との交渉を円滑に成立させ、一刻も早く同ビルの再生に着手できるよう、今後とも行政として可能な限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援と少子化対策に関し、ファミリーサポートセンター事業についてお尋ねがありました。

会員数についてであります。本年11月末現在では依頼会員が172名、提供会員が117名、両方会員が20名の計309名となり、この間、会員数としては順調に増えてまいりましたが、依頼会員と提供会員を比べますと、依頼会員の割合が多くなっております。

また、利用状況につきましては、昨年10月から本年9月までの1年間の利用件数は671件あり、内訳としては日常的な預かりが584件で約9割であり、子供が病気の際の預かりと緊急の預かりを合わせると87件で約1割という内容になっております。さらに、この中で特に利用件数の多い日常的な預かり584件については、保育所、幼稚園の登園前の預かりと送りなどが7割を占め、残る3割が保護者の短

時間就労の際の預かりなどとなっております。また、会員の要望や感想についてですが、依頼会員からは「援助活動の際、できるだけ近くの提供会員を紹介してほしい」との要望や「子供が病気の際に急に依頼したが、引き受けてもらい本当に助かった。こうしたサポートがあると第2子目を考えようか」などの感想があり、提供会員からの要望はありませんが、「依頼会員の母親になった気持ちで援助活動をしていきたいと思う。そして、少しでも若い人たちのお役に立ちたい」などの感想が寄せられております。

次に、今期の除雪体制及びロードヒーティングについて何点か御質問がありました。

まず、除雪体制についてであります。今期も市内を六つの地域に分け、各地域に除雪ステーションを設置して、除雪、排雪、凍結路面対策などを一括して除雪業者に委託する地域総合除雪を実施いたします。各ステーションには除雪業務を統括する業務主任や副業務主任などを配置するとともに、除雪を行うグレーダーやタイヤドーザー、砂散布車などの車両を配備し、除雪体制を整えております。

次に、第2回除雪懇談会での市民意見についてであります。今年度も市内9会場で開催し、通学路における除排雪の徹底、主要な交差点の見通しの確保、除雪した後の置き雪に対する配慮などの御意見が多く寄せられました。その他の御意見としては、大雪時の国、道との連携体制の強化、雪堆積場として民有地の空き地の有効活用などがありました。

次に、この冬の市道ロードヒーティングの節電に対する基本的な考え方についてであります。ロードヒーティングは急な坂や狭い道路の多い本市にとって、交通安全上欠かすことのできない設備でありますので、目標を設定した節電は難しいものと考えております。しかしながら、ロードヒーティングは使用電力量が非常に大きいことから気象情報の収集や道路パトロールでの路面状況の的確な把握により、安全上支障のない範囲で節電は必要と考えております。

次に、リフォーム助成制度の今後の考え方についてであります。当該制度は平成24年度から3年間の限定で実施している制度でありますので、平成26年度まで事業は継続することになりますが、来年度の予算につきましては、他の事業も含めてこれから査定することになりますので、現時点では増額や前倒しなどについて具体的なことを申し上げることはできませんので、御理解をお願いいたします。

次に、廃屋・空き家の問題について何点か御質問がありました。

まず、空き家バンクのこれまでの状況についてであります。当制度は平成22年1月から実施しており、これまで10件の登録があり、そのうち9件が成約していることから、現在登録は1件となっております。

また、今後の活用計画であります。市のホームページやパンフレットの配布などを通して、市内外の皆様に空き家バンク制度の周知を図るとともに、良好な登録物件の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、廃屋の撤去に関する条例化についての問題点や状況についてであります。条例に強制的な撤去を規定する場合には、対象となる廃屋の基準のほか、撤去した費用を回収できない可能性や行政任せにされることなどの懸念が問題として考えられます。中でも廃屋であっても個人所有の財産であることから、撤去の費用は所有者の負担が大原則であります。その費用を回収できない場合、結果として行政が負担することとなり、公平性を損なうことにつながる可能性もありますので、慎重な検討が必要であると考えております。

一方、全国的にも空き家の増加が予想され、所有者が判明しない建物や管理意思の希薄な所有者などのため、地域のよりよい生活環境を保つことができない事案も懸念されるところであり、条例化は所有者に適正な管理を促し、市民の安全・安心を確保するための一つの方策であると考えておりますので、

ただいま申し上げました課題を整理しながら、引き続き条例の制定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、所有者不明の廃屋が倒壊し、被害があった場合の国等の救済措置と市の責任についてであります。まず国等の救済措置についてであります。廃屋については全国的に大きな問題となっております。管理責任を問う法的根拠がないことから、国等の救済措置もないため、どの市町村もその対応に苦慮しているところであります。

また、市の責任につきましては、廃屋に限らず、みずからの財産はみずからが管理することが基本であることから、所有者が不明であっても市の責任が問われることはないと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市における全国学力・学習状況調査結果の全道、全国との経年比較についてでございますが、平成24年度においては小学校では全教科とも全道とほぼ同様であり、算数A・B、理科については全道を上回っております。全国との比較においては、平成20年度には大きく下回ったものの、平成24年度は全教科ともやや課題がある状況となっており、全国との差は縮小傾向となっております。中学校では国語Aと数学Aは全道とほぼ同様ですが、国語B、数学B、理科については、やや課題がある状況となっております。全国との比較においては、平成20年度には小学校と同様に大きく下回ったものの、平成24年度では数学B以外はやや課題がある状況となっており、全国との差は徐々にではありますが、縮小してきております。

しかしながら、数学Bは依然として全国を大幅に下回っており、大いに課題がある状況となっております。

次に、教育委員会の学力向上プログラムが学力調査の結果にどのように反映されたのかということについてですが、本市の小学校の状況につきましては、先ほど述べましたように、今年度は全国の差が縮まってきており、各学校での学力向上の取組はもとより、授業力向上研修などの教員の指導力向上に係る取組が成果として表れてきているものと考えております。このことは各学校での公開授業や教育委員会による学校訪問などを通じ、手ごたえを感じてきているところであります。小学校における授業改善が進んでいる結果ととらえております。

一方、中学校の結果は、依然として全国を下回っており課題を残していることから、今後は中学校の授業改善に鋭意取り組まなければならないものと考えております。学力向上を図るためには、教員の授業力向上と家庭学習の習慣化が大切でありますことから、教員については授業力向上研修などの取組をさらに強化するとともに、各家庭に協力をいただきながら、音読や携10運動などを通じ、家庭学習の習慣化を図ってまいりたいと考えております。

次に、教職員給与費の適正執行等に関する調査の本市の実態についてでございますが、北海道教育委員会は11月26日付けでこの調査の報告書を公表したところであります。現在、小樽市内の教職員の状況については、連絡が届いていないところであります。

しかしながら、調査の過程で出勤簿、学校日誌などの関係書類で調査した結果、確認が必要とされた小樽市内の教職員348名から聞き取り調査を行った状況がございますので、相応の教職員が報告書に含まれているものと考えております。今後、小樽市内の調査報告があり次第、人数、内容などについてお知らせをしたいと考えております。

なお、道教委からは11月26日付けで「教職員給与費の適正執行等に関わる教職員の服務規律の厳正

な保持について」の通知があり、不適切な勤務実態が起きた背景や再発防止などについて示されており、市教委としても12月4日、校長会議を開催し、同通知を手交するとともに、再発防止の徹底について指導を行ったものであります。

また、小樽市内の教職員の不適切な勤務実態が道教委から通知された場合には、処分や給与の返還などについて道教委の指示に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明議員) 詳細につきましては予算特別委員会等でお聞きしますので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長(横田久俊) 以上をもって本日の会派代表質問を終了し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 中 村 岩 雄

議 員 佐 々 木 秩

平成24年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成24年12月11日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之									
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義							
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉						
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一				
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	渡邊	功		
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	恵美子						
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子					
消	防	長	柿崎	隆幸	病	院	局	長	小	山	秀昭						
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中	田	克浩			
総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 伊 沢 有 里

事務局 次 長 佐 藤 正 樹
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 相 澤 幸
書 記 佐々木 昌 之

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 平成24年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。

最初に、財政問題についてお伺いいたします。

本市財政は、歳入において、直近では平成20年度の153億円余りから市税収入の減少に歯止めがかからず、相変わらず厳しい状況が続いており、平成23年度決算では、市税全体で対前年比3億5,400万円の大幅な減収となっております。

また、市税収入率も平成12年度から低下し続け、平成23年度は75.4パーセントと全く歯止めがかかっていません。収納対策も含めて、平成24年度決算における市税収入の見通しについて、23年度決算と比較し、お示してください。

次に、歳出においては、目的別決算状況で見ると民生費が一番多く、平成20年度に200億円を突破して以来右肩上がり、23年度は子ども手当経費などの増により228億7,800万円と顕著な増加を示しておりますが、平成24年度の民生費の歳出見込みと、今後の推移についてお示してください。

また、性質別決算状況では、扶助費が目立って増加しており、中でも生活保護費は平成15年度に80億円を超えて以来増加し、平成24年度には90億円に迫っておりますが、このまま増えるに任せるのではなく、何らかの総合的な対策を講じる必要があるのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。

全体として、平成23年度決算においては、一般会計が2年連続で実質収支の黒字を確保したものの、単年度収支では約1,000万円の赤字となっており、24年度決算においても楽観を許さない状況であることは否めません。24年度決算の見通しについての御見解をお示してください。

次に、以上のような財政状況を踏まえ、平成25年度予算編成の基本的な考え方を伺いいたします。24年度予算編成においては、他会計からの新たな借入れを行わないこととし、財政調整基金を活用して財源不足の解消に努めたものの解消に至らず、除雪費予算の一部を計上留保することになったわけですが、23年度決算で黒字が生じたため、留保していた予算の計上が可能となりました。

そこで、平成25年度の予算編成について伺いいたします。今年度同様、他会計からの借入れをせずに予算編成した場合、財源不足が生じ、予算の計上を留保せざるを得ないような状況になることも心配されますが、新年度予算編成の見通しをお示してください。

市長は、昨年（平成23年）の第4回定例会において、私の質問に対し、平成24年度予算編成とあわせて24年度を初年度とする新たな財政健全化計画の策定作業を進める旨の答弁をされましたが、その後、平成24年第1回定例会の提案説明において、「市税収入の落ち込みが予想を大きく上回り、社会保障と税の一体化改革の先行きなど国の動向が不透明で中・長期的な収支を見直すことが難しいため、事務事業の見直し、

使用料及び手数料の検討などの課題を整理し、計画をどのように組み立てるかいま一度練り直すために提出は見合わせることにした」と述べられましたが、平成25年度予算編成と合わせて、25年度を初年度とする財政健全化計画の策定を検討中であると理解してよいかお示してください。

また、さきの第3回定例会における我が党の千葉美幸議員の代表質問に対する市長の御答弁では、財源不足の解消を図り、収支のバランスをとれるようにするため行財政改革の取組についても検証し、歳入確保や経費節減につながる新たな取組を示唆しておりますが、従来の事務事業の見直しや、使用料及び手数料の検討などのほか、どのような取組を検討されているのか、具体的にお示してください。

次に、防災問題についてお伺いいたします。

大災害が起きたときには避難所が開設されますが、その場合の食事支援は、自治体の備蓄と各業界、各団体からの支援により乗り切っていくことになり、その内容は糖質中心の食事や支援物資の菓子類などが考えられます。短期間ならそれも仕方がないと思いますが、避難所生活が長期化した場合は、高齢者や障害者、弱者の健康が維持できるよう栄養管理の視点が大変重要になってくるのではないかと考えます。東日本大震災では避難所生活が長期化する中で体調を崩す人が目立つようになり、避難所で提供される食事にも栄養バランスや疾病への配慮が重要であると認識され、栄養士の派遣が求められたと聞いております。その結果、避難所等での食事は、体に必要な栄養を単に補給するだけではなく、被災した方々の不安やストレス、疲労を軽減し、温かい食事が心身をいやしたと報告されています。

そこでお尋ねします。小樽の地域防災計画では、避難所における食事は栄養バランスや疾病に配慮されるものになっているのでしょうか、この点についてお聞かせください。

その後、東京23区では、被災地に派遣された栄養士の貴重な経験を生かした災害時における栄養・食生活支援活動マニュアルを作成し、各区に共通する対応策をまとめたと聞きました。災害から助かった当座は生きるのに必死で、高血圧や糖尿病などの病気の方も無理して食事をしてしまい、避難所生活が長くなるにつれ病状が悪化しても、なかなか食事の内容について言える状況ではなかったとのことです。そうした課題を乗り越えるためにも、ぜひ小樽の避難所で活用できる小樽版のマニュアルを作成していただきたいと要望いたしますが、御見解をお伺いいたします。

次に、避難所に関連して、災害用マンホールトイレについてお伺いいたします。

マンホールトイレは、災害時に断水等で水洗トイレが使用できない場合に下水のマンホールを簡易便座で覆って周りをテントで囲み、個室トイレとして活用するものですが、段差のない場所に設置されていることから障害者や高齢者の方も使いやすく、東日本大震災の折、大変有効に使用され、被災者の方から非常に喜ばれたと聞き、昨年の第2回定例会の建設常任委員会で、私は、本市での導入促進について伺いました。その際、理事者より大変有効であったと認識しているが、下水道が機能していなければ使用できないとの大原則があり、また小樽の場合、マンホールが設置されている場所が道路であるため難しいが、公園やグラウンドであれば活用する方法があるとのことで、今後その辺を市として研究していかなければならないとの御答弁をいただきました。

震災から1年9か月、このマンホールトイレの災害時の対応に意識が高まり、震災時に避難所になる場所での普及が進んでいるとの新聞報道がなされました。それによると、災害時に避難者1万人の受入れを想定する東京都世田谷区の二子玉川公園ではインフラが遮断されても最低限の生活ができるようにと60基を準備し、また都立公園でも30か所に約1,440基が置かれ、大阪府堺市では、昨年度は七つの小学校に設置し、今後2019年度までに、94ある全市立小学校で設置するとのことであります。

また、自治体のみならず民間マンションなどでも、このマンホールトイレの導入が進んでいるとの報道内容でした。食事とともにトイレの問題は切実です。設置できるところと適さないところなど、いろ

いろ課題はあると思いますが、設置できる場所には、ぜひ導入していただきたいと再度要望いたしますが、お考えをお聞かせください。

さて、7月20日の高島地区の図上訓練を皮切りに、祝津地区、蘭島地区、銭函地区など、既に市内数か所で津波を想定した訓練が行われております。訓練を通して初めて見えてきた課題もあれば、地域によって課題もさまざまあると思います。

先般行われた泊原発30キロメートル圏内全13町村住民による圏外へ避難する防災訓練では、小樽も避難場所に指定されており、古平港から小樽港へ船で移動するはずでしたが、悪天候により波が高く危険と判断され、半数はバス輸送に切り替わるなど、想定外の課題が多かったと聞いています。

想定外といえば、私も先日グループホームの火災避難訓練に参加させていただきましたが、屋外への避難の際に、玄関で自分の靴が探せなくて思ったより時間がかかってしまいました。このように靴探しという意外なところに落とし穴があることに気づかされました。特に、高齢の方は、とっさの場合の機転がきかないことが考えられます。高齢者や障害をお持ちの方などの要援護者の避難誘導も昼と夜、そして平日と休日でも援助人数に差が出るものと思われまます。

このようにあらゆることを想定しながら時間を変え、曜日を変え、季節を変え、何度も何度も積み重ねることが大事であると考えますが、今後の避難訓練の取組についての御見解をお示しください。

また、先月末の登別市など胆振地方の大停電は、ともすれば地震や津波だけに気を奪われてしまっていた私たちに衝撃を与えました。この夏から節電対策は何度も何度も言われてきましたが、それはあらかじめ決められた日の、それも数時間で復活するものであり、また夜間には行われない人為的なものでした。しかし、今回は数日間にもわたる大停電であり、私たちの身の回りは電気がなければ全く何もできないことを思い知らされました。

市内には69か所の避難所がありますが、このような大停電が発生した場合でも、すべての避難所で避難されてきた方の受入れは可能なのか、お伺いいたします。

また、このたびの災害は、緊急時の連絡方法など、情報伝達の不備が指摘されており、これが被災者への混乱をさらに引き起こしたと言われております。これらを含め検討していかなければならない課題が新たに増え、今後の防災計画の見直しを求められたものがなかったかどうか、お聞かせください。

次に介護についてですが、日本は、世界に類を見ないほど急速な高齢化が進んだことにより、今後さらに要介護者が増えることが見込まれており、介護問題は多くの人が直面することになりました。かつて介護の役割は女性のものであったと言われてきましたが、大家族から核家族への移行、そして女性の就業率の増加に伴い、今や男性が家庭で介護するのは、ごく当たり前になったと言わざるを得ません。2010年の厚生労働省による国民生活基礎調査によれば、介護者の3人に1人は男性で、妻や親を在宅で介護している夫や息子は、全国で120万人にも迫ると言われております。

先月札幌市で、寝たきり状態にあった妻を自宅で介護していた70代の夫がベッドの手すりに頭をたたきつけるなどの暴行を加え、死亡させてしまったという痛ましい事件がありました。警察の調べに対し、その夫は、介護の際、妻が言うことを聞いてくれず、腹を立ててやってしまった。以前にもたたいたことがある。介護に疲れていたと供述したとありました。

介護者が男性の場合、男性介護者特有の困難さがあると言われております。それは、それまで家事をしたことがなかったために、炊事、洗濯ができない、長い会社勤めのせいで地域社会とのかかわりが薄く孤立しがちといった技術や経験に基づく問題であり、女性介護者と比較して、介護を一人で抱え込んでしまう傾向が強いようです。そのほかに男性介護者特有の問題として、どのような認識をお持ちになっているのかお示しください。

先ほどの事件は極端な例としても、本市での介護に伴う暴行、いわゆる介護虐待又はそれに類したことを把握していたら、その内容と過去3年分の件数などをお示しください。もし虐待と認識できた場合、市としてどのような対処をしているのか、対処方法などもあわせてお聞かせください。

先ほども述べましたように、男性は家事や近所づき合いが苦手とされ、相談相手もなく、ストレス解消の機会をなかなか見つけることができず、追い詰められて、家庭内で虐待に及ぶおそれも指摘されておりますが、増加しつつあるこの男性介護者を支えようという自治体の取組も始まり、最近では男性介護者の支援のあり方に対するシンポジウムも開かれているようですが、このように増加する男性介護者への支援策を、小樽市として今後どのように考えているのか見解をお聞かせください。

また、男性介護者の重要な課題として、仕事と介護の両立があります。40代後半から50代にかけて、既婚の場合は妻、未婚の場合は親の介護を担う必要が生じ、働き盛りで退職を余儀なくされた場合、老後に経済的な困窮が予想されます。

また、現在のような経済不況の中、経済的に不安定な独身男性は親と同居することが多くなり、親に介護が必要になったとき、主たる介護者は息子となり、離職し、親の年金で生活していくようなケースもあると思います。私の50代後半の知人も、自己都合で退職しているときに親の介護が必要になり、仕事を探しながらそれなりの介護をしてきましたが、次の仕事が見つからないまま親の介護度が上がり、今度はそのために働きたくても働けなくなってしまいました。ケアマネジャーなどからは介護サービス利用の増加を打診されていますが、そうすると自己負担額が増えることになり、現在の経済状況から考えると、それもままならない状態です。

ともあれ、介護に伴って離職した、あるいは就労経験がない男性介護者の場合には、介護サービスの提供に先立って、生計維持に関する支援が必要になります。そこで、仕事と介護の両立という観点から生まれたものとして、90日余りと期間の限定はありますが、介護休業制度があります。しかしながら、制度があっても取得しやすい環境にはなっていないのが現状ではないでしょうか。参考として、小樽市職員の介護休暇制度発足後の取得状況をお示しください。

また、介護を理由とした退職者がいたかどうかについてもお示しください。

平成23年度小樽市労働実態調査によれば、介護休業制度の制定事業所は、有効回答事業所の63.4パーセントとなっており、介護休業の実取得人数は、男女ともにゼロ人となっています。介護というのは、子育てと違っていつまで続くかわからず、なかなか先の見通しが立てづらいものです。男性介護者が増加したといっても、いまだ介護の主流は女性です。これからの介護は、施設から居宅介護へと変わりつつあり、男性と同様、若しくはそれ以上に働く女性にとって仕事と介護の両立は大変です。

ある事業所では、1時間とか2時間の細切れ休暇や、お昼時間に様子を見るために家に戻るなどの中抜け休暇などを設けていると聞いております。私は、このように介護休業をとりやすくするための環境整備をもっと図っていくべきだと考えますが、市長のお考えをお示しください。

次に、男性介護者問題に関連してお伺いいたします。それは、介護マークの活用についてです。本市では、本年10月1日よりこの制度が開始されたと聞きました。この事業を開始した理由と利用件数をお示しください。

介護は、だれもが通る道です。妻を介護するためやむなく辞職された市長や町長もいらっしゃいます。老老介護の問題もあります。また、これからは認知症の人を軽い認知症の高齢者が介護する認知介護の増加が危惧されております。一人一人が安心して老後を暮らせる社会を築いていくためにも、これらを視野に入れ、介護者に対するきめ細やかな支援策をぜひ検討していただきたいと思いますが、市長のお考えをお示しください。

次に、本市における保育士の配置状況についてお伺いいたします。

認可保育所の役割としては、保育に欠ける子供を保育するという基本的な役割に加え、保育所を利用していない子供を含めたすべての子育て家庭への支援が求められており、また現在は、保護者の保育ニーズも多様化してきています。

小学校低学年の女の子が将来なりたい職業の上位に位置するのが保育士だと言われています。しかしながら、厚生労働省の調査によると、76.2パーセントの自治体が保育士の不足に悩んでおり、10パーセント以上の自治体では「非常に不足している」と回答し、厚生労働省の試算では、5年後の平成29年度末時点で、約7万4,000人の保育士が足りなくなると報告されています。

そこで、お尋ねします。単純に考えると、少子化に伴い保育所の入所者が少なくなるため保育士に余剰ができるのではと思ってしまうのですが、逆に不足することになるのは、どういった理由からなのかお示してください。

また、小樽市の現状として、保育士不足は生じているのか、お伺いいたします。

平成23年度事務執行状況説明書によれば、市内には市立保育所が6か所、私立保育所が15か所ありますが、市立保育所は定員割れしているのに対し、私立保育所は100人以上も定員オーバーの状況です。市立保育所の定員割れは保育士の不足に起因していないのか懸念されますが、定員割れの理由を示すとともに現在の小樽市の保育所の定員、入所児童数、そして市立保育所の保育士の配置状況を正規職員、非正規職員に分けてお示してください。

あわせて、延長保育などもあり交代勤務が必要かと思いますが、市立保育所における保育士の勤務体制などもお聞かせください。

また、この項の冒頭で述べたように、近年、保育士の活躍の場は、保育所だけにとどまらず、多様に広がっていると言われてはいますが、保育所以外での市の関係機関に配属されている保育士の人数を押さえていたらお示してください。

老朽化した奥沢保育所を25年度から建て替えるのに伴い、26年4月より保育所総体の定員は変更させずにゼロ歳児を受け入れるなど歳児別定員の見直しが図られ、また18時から19時までの延長保育を実施するとの説明をいただきましたが、この歳児別定員の変更などにより、奥沢保育所における保育士の配置数に変更があるか伺います。

そして、現在と3年後の市立保育所における保育士の配置状況を示すとともに、不足分をどのように確保していこうと考えておられるのかお伺いいたします。

子供や子育て世代への支援は、人口減少への歯止めを余儀なくされている小樽市にとって景気対策とともに最も重要な課題であると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、空き家対策についてお尋ねいたします。

さきの定例会でも空き家に関する陳情が出されており、待ったなしの状況と言わざるを得ません。私もこの件につきましては、何度も何度も取り上げさせていただきました。

空き家・廃屋問題は全国共通の課題で、平成22年7月に埼玉県所沢市が全国初の「空き家等の適正管理に関する条例」を制定して以降、各地で条例化が進んでおり、京都市の調査では、本年8月時点では全国の42自治体で条例を制定しており、そのうち建物撤去の行政代執行を定めた自治体も15あります。道内では、滝川市が既に条例を制定しています。この空き家等の適正化に関する条例は、大別すると適正管理を中心としたタイプのほか、適正管理に加え、まちなか居住促進を目的として、空き家を有効活用する取組に対する支援を規定したタイプも幾つかあります。

小樽市は、後志管内20市町村などで構成される廃屋・空き家対策検討会に参加し、条例化に向けて検

討を進めておりますが、自治体がこのように広域で廃屋対策の条例づくりに取り組むのは道内初と言われております。ともあれ、この検討会でモデル条例案を作成し、それを参考に各自治体は2013年度以降条例の制定を検討するとの御答弁をいただいておりますが、現在の検討会では、どのような議論がされているのかお示しいただくとともに、モデル条例策定に向けての現在までの進捗状況をお聞かせください。

また、本市として、条例化に向けての課題等がありましたらお示しいただき、その課題克服に、どのように取り組むおつもりかお示しください。

最後に、教育委員会にお伺いいたします。

これは、ある新聞に掲載されていた東京都内のある私立小学校のエピソードです。児童らが乗り合わせた電車が事故の影響で途中停車したのち、一時運転見合せになったとき、5、6年生が手分けして、車両内にいる児童らを1か所に集め、「心配ないよ」「一緒にいるから大丈夫」と不安がる下級生を励まし続けたそうです。学年を超えた児童の交流に取り組む学校は多いようですが、その学校では「きょうだい学年」があり、5年生は、同じ数字の学級と出席番号に当たる1年の児童を日ごろから励ましたり、一緒に遊んだり、勉強などをする取組をしていたとのこと。それを聞き、電車内で児童が自発的に動いた理由も納得できました。「互いを兄弟姉妹のように思い、信頼し合う美しい心。平凡かもしれないが、この心こそ、よりよく生き、よりよき社会をつくる根本の力だ」と、その記事は締めくくっておりました。さきの定例会でも問題提起され、代表質問でも取り上げられておりましたとおり、今、教育現場では、どこでもいじめの問題解決に頭を悩ませておりますが、私自身、このような学校があるのだから問題解決の糸口はあると思いました。

さて、文部科学省が行ったいじめ緊急調査の結果が先日発表されておりましたが、それによると、全国の小・中・高校と特別支援学校が把握した今年4月から9月までのいじめは14万4,000件余りで、前年の2倍を超え、このうち道内は3,478件で、2011年度をやや上回ったとのことでした。そして、命や体を脅かす重大事案は全国の公立校で278件あり、道内の公立校はゼロだったとありました。しかしながら、都道府県別の調査方法が統一されていないため都道府県間のばらつきが多く、1,000人当たりのいじめ把握件数は、最大160倍の開きがあり、重大事案のとらえ方も地域によって認識に差があったと分析しており、来年度の調査に向けて、より実態に近い把握ができるよう専門家の意見を聞きながら調査方法を見直すとのことでしたが、小樽市における調査方法と調査結果をお示しください。

また、よく問題になるのは、いじめがあったとする保護者の方と、なかったとする教育現場の食い違いです。教育委員会では、何をもっていじめと認識するのか、その定義についても再度確認いたします。

市教委では、今年から11月をいじめ防止月間と定め、先日、小・中学校の管理職や生徒指導担当の教員らを対象にした「いじめ問題対策研修会」を開き、いじめの早期発見や組織的な対応の仕方について、グループ討議を交えて意見交換したとのことでしたが、具体的にどのような意見が出されたのかお示しいただくとともに、この研修会の今後の取組についてお聞かせください。

また、不登校や学校生活などで悩んでいる児童・生徒や保護者に対して、その解消を図るための受皿として、スクールカウンセラーの活用も重要になっています。教員は、多くの児童・生徒を指導する立場にあるため、個々の生徒の悩みになかなか耳を傾けにくいことから、専任のカウンセラーが必要になったと聞いておりますが、小樽市におけるスクールカウンセラーの配置の経緯と役割について、お示しください。

また、スクールカウンセラーは、市内全校に配置されるのが望ましいと思いますが、現在の配置状況をあわせてお示しください。

このスクールカウンセラーは、どのような資格をお持ちの方がなっているのでしょうか。教職員の資格などもあわせて持っているのでしょうか。勤務体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

カウンセラーへの相談は、相談者自身からの自発的なものなのか、教職員などからのアドバイスによるものが多いのか、また相談者について、児童・生徒と保護者の相談回数の割合なども示すとともに、1人当たりの時間、主な相談項目もお示しください。

また、相談者は、カウンセラーに相談していることを他に知られたくないと思いますが、カウンセリングを受けている場合は、プライバシーの配慮がなされたものになっているのでしょうか。

また、スクールカウンセラーは、児童・生徒、保護者の多様な悩み等に答えていくために、時には他の関係機関との調整が必要になることもあると思われませんが、その連携は、どのような形でなされているのでしょうか。

小樽市教育委員会として、このスクールカウンセラーの成果について、どのように受け止められておられるのかお示しいただくとともに、スクールカウンセラーに対して、どのような課題があると考えているのか伺います。そして、その課題を克服するために、今後どのような取組をしていくべきだと考えているのか、お考えをお聞かせください。

今年度の量徳小学校、花園小学校、潮見台小学校の学校編成に伴う統廃合に際して、このスクールカウンセラーの役割は非常に大きかったと聞いておりますし、来年度は、若竹小学校と桜小学校、そして祝津小学校と高島小学校との統廃合も控えております。どうか幾多の課題を克服しながら、その役割を果たしていただきたいと思っております。

最後に、岐阜県可児市で制定した「子どものいじめ防止条例」についてお聞きいたします。

岐阜県可児市では、いじめ撲滅を公約に掲げて、昨年就任した市長の主導で市民を交えた議論が行われ、本年10月の市議会において全会一致で可決し、「子どものいじめ防止条例」が制定されたとのことです。

その内容は、市、学校、保護者、市民、事業者などの責務を明示し、それらが連携して防止に取り組まなければならないと定め、条例化した意義として「刑事罰に触れる暴力でなくても、いじめる行為は条例違反となり、重大なことだと認識してもらうのに有効と考えた」と可児市の富田市長は述べておりますが、今後、他の自治体でも同様の動きがあるかもしれません。この可児市の条例化について、どのような認識を持たれたのかお伺いいたします。

子供は、国の宝、未来の宝です。未来に向かうその子供たちの安心と安全を守るのは、私たち大人の責任です。社会全体で子供の命を大切に守っていかなければならないと考えます。ともあれ一日も早くいじめがなくなることを願っております。

以上をもちまして、私の代表質問を終わります。再質問はいたしませんので、丁寧で明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、前年度決算との比較による今年度の市税収入の見通しについてであります。今後の法人市民税などの収入状況にもよりますが、現時点で推計しますと、今年度は3年ごとに実施される固定資産の評価替えの年度に当たり、固定資産税及び都市計画税の課税額が大幅に減少したことなどから、市税全

体の収入額も同様に減少するものと考えております。

また、収納対策についてであります。電話や文書による催告、臨戸訪問のほか、預貯金などの差押えを行うとともに、差押物件のインターネット公売による換価、さらには北海道との連携による直接徴収などを実施しているところであり、今後とも収入率向上に向けて努力してまいります。

次に、民生費の決算見込みと今後の推移についてであります。民生費は、生活保護費や身体障害者に対する支援費など扶助費の占める割合が多いことから、現時点で決算見込みを示すことは困難であります。

また、今後の推移につきましては、景気の低迷や高齢化などの影響による扶助費の増加が見込まれることや、国の税と社会保障の一体改革の中で、社会保障の充実・安定化がうたわれていることなどから、今後も増加が続くものと想定しております。

次に、生活保護費の対策についてであります。生活保護受給者が年々増加しているために生活保護費の支出も増加している状況です。市の財政に与える影響を考えると、何らかの対策の必要性を感じるころではあります。生活保護はあくまでも国の制度であり、国の基準で最低生活費や生活保護費が定められていることから、小樽市が独自で支出を抑えるような施策を打ち出すことは困難であります。現在、国では、生活保護制度の見直しに向けて、医療費の自己負担や生活保護費の基準の引下げ等を検討しているところであり、小樽市としても、その結果、財政面でどのような影響が生じるのか、推移を見てまいりたいと考えております。

次に、24年度決算の収支見通しについてであります。まず歳入では法人市民税など、今後の景気の動向にもより、収入の確保が不透明であることや、歳出では冬季間における除雪費や燃料費の動向など、不確定な要素も多くあり、現時点では具体的な収支見込みを示すことができる状況にはありません。いずれにいたしましても、残された期間、引き続き歳入の確保と事業の効率的な執行等に最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成の見通しについてであります。地方交付税が総務省の概算要求を反映し、減額となる見込みの中、扶助費など義務的経費の自然増や、新たな財政需要にも対応していかなければならないことから、引き続き非常に厳しい予算編成になるものと考えております。その中、平成23年度決算で前年度並みの剰余金が生じたことや、今年度の普通交付税が予算を上回ったことから、財政調整基金に24年度予算編成時よりも多い額の積立てができたところです。今後、降積雪の状況や新たな財政需要にもよりますが、財政調整基金を新年度予算の財源として活用するなど、他会計からの借入れや予算の計上留保をすることなく、収支均衡予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化に向けた新たな計画の策定についてであります。平成25年度予算編成にあわせ、25年度を初年度とする中・長期的な収支を見通すものとして策定してまいりたいと考えております。

次に、歳入確保や経費節減につながる具体的な取組についてであります。現在、具体的な取組について検討しているところであり、中・長期的な収支の見通しを策定する中で示していきたいと考えております。

次に、防災問題について何点か御質問がありました。

初めに、避難所における食事が栄養バランスや疾病に配慮されているかについてですが、本市の地域防災計画における食糧供給計画では、応急配給品目として乾燥米及びクラッカーを備蓄しており、状況に応じてパン、缶詰、インスタント食品を配給することとしております。これらは、あくまで当面の食料が入手できない場合への応急的な対応であり、主にカロリー補給を目的として一定の栄養については考えておりますが、個々の疾病に配慮されたものではありません。

次に、避難所で活用できる小樽版のマニュアルについてですが、先進地の状況を参考にしながら、栄養・食生活支援についても研究してまいりたいと考えております。

次に、災害用マンホールトイレの導入についてであります。本市では污水管のマンホールのほとんどが道路に設置されているため、これまで公園などへの設置について研究してまいりましたが、冬季間の管理が難しいことなどから、現時点での導入は考えておりません。しかしながら、昨年の中日本大震災では、災害時のトイレ対策が課題として指摘されていたことから、本市では、これを教訓に本年度から5か年計画で、全避難所への簡易トイレの計画的な配備を進めているところです。

また、災害時には、この簡易トイレのほか、地域防災計画の廃棄物処理及び環境保全計画に基づき仮設トイレを確保し、万全を期すこととしております。

次に、今後の避難訓練の取組についての見解ですが、災害が発生し、又は発生が予測される場合には、近隣住民がお互いに協力し合い、高齢者や要援護者の方々などとともに、いかに迅速かつ適切に避難するかという地域防災力の向上を目指すことが重要であると考えております。そのためには、日ごろから避難訓練などに参加し、災害時に必要な準備や避難にかかる時間、経路などを実際に確認することで、一人一人の防災意識を高めることができるものと考えております。したがって、今後も地域の状況に応じた避難訓練を地域と連携して進めてまいりたいと考えております。

次に、大停電が発生した場合の避難者の受入れについてですが、基本的には、すべての避難所で受入れ態勢を整えたいと考えておりますが、避難所により設備や備蓄品、受入れ可能な人数などが異なりますので、停電の規模や地域などの状況に合わせ、開設してまいりたいと考えております。

なお、受入れ可能な人数を超えるような全市的な災害が発生した場合には、指定避難所以外にも町内会館や協定を結んでいる宿泊施設などの利用を図りながら、避難に支障が生じないように努めてまいりたいと考えております。

次に、このたびの災害による防災計画の見直しについてですが、胆振地方の災害においては、市庁舎の電源が確保できなかったことや、市民への情報提供の際、車両による避難広報が聞き取りにくかったなどの問題点があったと伺っております。本市におきましても、このたびの災害を教訓に、今後、地域防災計画の点検を行うとともに、市民に対しても、いざというときのために電源不要のストーブや携帯ラジオなどを備えておくことの大切さを周知してまいりたいと考えております。

次に、介護について何点かお尋ねがありました。

まず、男性介護者特有の問題についてであります。男性介護者は、突然介護をしなければならない状況が生じたときに、何も備えがないまま介護を始めるケースが多く、このことが議員御指摘の男性介護特有の問題につながっていると認識しております。

次に、虐待の件数や内容などについてであります。虐待件数は、平成21年度24件、22年度34件、23年度30件となっており、虐待内容としては、暴力的行為などの身体的虐待、親族が年金などをだまし取る経済的虐待、意図的に介護を行わない介護放棄などが見られます。

また、虐待を認識できた場合の対処についてであります。平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村に通報しなければならないことになっております。通報を受けた市町村は、関係者による個別支援検討会議を開催し、生命が危ぶまれるなど緊急性がある場合は、特別養護老人ホームなどに措置することもあります。

次に、男性介護者に対する支援策についてであります。先進市では、男性介護者を集めて、定期的な憩いの場を提供して、ふだんの悩みを語り合い、介護に役立つ情報交換をしている事例も見られます。本市では、平成19年から地域包括支援センターに委託し、家族介護教室を開催しておりますが、参加者

の多くは女性のため、男性が参加しやすいように工夫するなど、男性介護者の支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の介護休暇制度についてですが、平成7年2月に制度を導入して以来、現在まで7名の職員が休暇を取得しております。

また、介護を理由として退職した職員数につきましては、退職に当たっての、その詳細の理由は把握しておりませんので、その数を示すことはできません。

次に、介護休業をとりやすくするための環境整備についてであります。議員御指摘のとおり小樽市労働実態調査では介護休業制度の普及率は約60パーセントとまだまだ低いことから、引き続き関係機関と連携し、市内企業や関係団体への普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護マーク事業について御質問がありました。

まず、事業を開始した理由と利用件数についてであります。介護マークは、平成23年に静岡県で始まり、全国に普及しているところであります。認知症などの方の介護は、他の方から見ると介護していることがわかりにくい。ため、駅やスーパーなどのトイレに付き添うときや、男性介護者が女性用下着を購入するときなどに周囲の人から偏見や誤解を招くことがあります。このようなときに介護マークを首にかけるなど、介護者であることを周囲に知ってもらうため、本市においても本年10月1日より事業を開始し、現在、利用者数は20名となっております。

次に、介護者に対するきめ細やかな支援策の検討についてであります。高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、在宅で介護する方が重要な役割を担うことになります。

一方、現在の介護保険制度では、介護者の支援はデイサービスしかありませんが、今後、地域包括ケアシステムを実現するためには、在宅生活を中心とする取組を推進しなければならないことから、介護者に対するきめ細やかな支援策もあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援について何点かお尋ねがありました。

初めに、保育士の配置状況に関し、今後、全国で保育士の不足が見込まれる理由についてであります。国が定めた「子ども・子育てビジョン」の数値目標を基に、保育士の需要の推計が行われたものであり、この中で、今後、労働力人口が減少していく中、女性の労働市場への参加が促進され、さらに共働き世帯が増加し、必要な保育サービス量がますます拡大していくことが予測されるとの考えが示されており、こうした理由によるものと認識しております。

また、本市における保育士の状況であります。保育所定員に対応した保育士配置はできておりますので、基本的には充足しております。

次に、市立保育所の定員割れの理由についてであります。保育所の入所申込みにつきましては、利用者が個々の事情で希望の保育所を選択する仕組みであることから、その結果であると認識しております。

また、本市の保育所定員及び入所児童数については、12月1日現在で定員数1,520名、入所者数1,487名であり、市立保育所の保育士配置状況につきましては、正職員が56名、臨時職員と嘱託員を合わせて38名、合計94名であります。

さらに、市立保育所の保育士の勤務体制につきましては、正職員及び臨時職員は、午前7時45分から最大で午後7時15分までの時間帯を早出、中出、正常、遅出の区分で勤務しており、嘱託員については、延長保育の担当保育士は午後4時15分から午後7時15分まで、土曜日のみの勤務の保育士は、午前8時30分から午後5時までの勤務体制となっております。

次に、市の機関で保育所以外に勤務する保育士の人数についてであります。現在、正職員が2名、

嘱託員と臨時職員が合わせて6名となっております。

次に、平成26年度の奥沢保育所における保育士の配置数の変更についてであります。歳児別定員の変更及びゼロ歳児保育、延長保育の実施により、正職員が2名、嘱託員が1名増員となります。

また、今後の市立保育所における保育士の配置数についてであります。現在の保育士数は、一時的な加配職員を除き、正職員、臨時職員、嘱託員を合わせて81名であります。今後、25年度以降に銭函保育所で子育て支援事業の実施、奥沢保育所でゼロ歳児保育等を実施する予定であり、一時的に増員となりますが、長橋保育所廃止の予定などもあり、27年4月には76名程度となる見込みであります。

保育士の確保につきましては、本市は、首都圏のような恒常的な保育士不足という状況ではありませんが、今後も引き続き保育需要の動向を見ながら、必要な保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供や子育て世代への支援に対する考え方についてであります。保育所の入所につきましては、これまでも保育需要を見極めつつ保育所定員の見直しを行ってきておりますが、今後も同様に入所待ちの児童が生じないよう配慮するとともに、就業形態の変化や多様化するニーズに対応するため、産休明け保育、延長保育などの各種保育サービスや子育て支援事業について、ニーズを見定めながら実施を図り、子育て世代が安心して子供を産み育てることのできる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策について何点か御質問がありました。

まず、後志総合振興局が中心となって行っている空き家検討会での議論についてであります。昨年より廃屋・空き家対策について検討を進めており、現在は、モデル条例の条文について、弁護士や大学の教授も加わり、法律上の検討を重ねているところであります。

また、その進捗状況についてであります。今年度はこれまでに検討会2回、ワーキング2回が行われ、現在モデル条例の素案が提示されたところであり、年度内の策定を目標に作業を進めているところであります。

次に、条例化に向けた課題と、その課題克服への取組についてであります。条例化に当たり、強制的な撤去を規定する場合には、対象となる廃屋の基準のほか、撤去した費用を回収できない可能性や行政任せにされることなどの懸念が課題として考えられます。中でも、廃屋であっても個人所有の財産であることから、撤去の費用は所有者の負担が大原則であります。その費用を回収できない場合、結果として行政が負担をすることとなり、公平性を損なうことにつながる可能性もありますので、慎重な検討が必要であると考えております。

一方、全国的にも空き家の増加が予想され、所有者が判明しない建物や、管理意思の希薄な所有者などのため、地域のよりよい生活環境を保つことができない事案も懸念されるところであり、条例化は所有者に適正な管理を促し、市民の安全・安心を確保するための一つの方策であると考えておりますので、一定の時間はかかりますが、ただいま申し上げました課題克服のための庁内議論を重ね、引き続き条例の制定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、文部科学省が行ったいじめ緊急調査の本市における調査方法と調査結果についてでございますが、いじめ緊急調査は、文部科学省が緊急にいじめの問題に関する児童・生徒の状況等を把握するため実施したものであります。各学校では通知に基づきアンケート調査を行い実態を把握し、その結果を

調査票にまとめ報告したものであります。その内容は、4月から8月29日までの認知件数として、小学校5件、中学校20件というものであります。

次に、いじめの定義についてのお尋ねであります。文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中で、「いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しており、本市も同様の考え方に立っております。

次に、「いじめ問題対策研修会」についてのお尋ねであります。この研修会に参加した教職員からは、「いじめの事案の認知後は、直ちに管理職へ報告しなければならないことを実感した」「グループの他のメンバーの考え方を聞くことができ、対応の参考になった」などの意見が多く寄せられているところであります。これまでの研修会は、講師からの一方的な説明が主でありましたが、今回実施した実例を基にグループで討議を行う場面を取り入れた参加型の研修会は好評であり、今後とも積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、本市におけるスクールカウンセラーの配置の経緯と役割についてでございますが、本市では、平成11年度から道教委のスクールカウンセラー活用事業を活用し、スクールカウンセラーを中学校に1名配置してスタートいたしました。現在は、中学校14校に5名を配置し、それぞれが3校を分担しております。平成13年度からは、小樽市の単独事業としてスクールカウンセラー1名が週2回、教育委員会内の相談室に常駐しております。スクールカウンセラーは、主に中学校の生徒、保護者及び教職員のカウンセリングや助言を行っておりますが、必要に応じて小学校においても活用することとしております。

次に、スクールカウンセラーの資格などについてでございますが、現在、本市には6名のスクールカウンセラーがおりますが、1名は臨床心理士であり、5名は大学又は短大を卒業した者で、心理臨床業務又は児童・生徒を対象とした相談業務に5年以上の経験を有する者であり、スクールカウンセラーに準ずる者としての資格を有しております。

勤務体制は、道費のスクールカウンセラーは、中学校3校を受け持ち、週2回、4時間から6時間の勤務を行っており、市費のスクールカウンセラーは、週2回、1回6時間の勤務を行っております。

次に、スクールカウンセラーの児童・生徒と保護者の相談回数の割合についてでございますが、平成23年度の実績でお答えいたしますと、相談回数は930回あり、相談者の割合は、児童・生徒の相談が52パーセント、保護者の相談が6パーセント、教職員の相談が42パーセントとなっております。

また、相談者1人当たりの相談時間は、おおむね1時間半から2時間であり、相談項目としては、児童・生徒からは学習や進路、友人関係の悩みの相談が多く、教職員、保護者からは不登校にかかわることが多くなっております。

次に、カウンセリングを受ける場所についてのお尋ねですが、各中学校では、相談者のプライバシーが保たれるよう相談室など個室を設置し、相談日にはスクールカウンセラーが常駐し、来室相談にしております。

次に、スクールカウンセラーと関係機関との連携についてでございますが、スクールカウンセラーは心の専門家として児童・生徒や保護者との相談活動が主な業務であり、相談内容によっては児童相談所や医療機関などを紹介することもあります。

また、問題解決のための関係機関との連携が必要と判断した場合には、学校や教育委員会を通じて連絡するなどの対応を行っております。

次に、スクールカウンセラーを活用した取組についての成果と課題についてでございますが、スクールカウンセラーは、児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、PTAなどの研修

の講師、東日本大震災で被災し、本市に避難してきた児童・生徒の心のケアなどの役割を果たしております。しかしながら、スクールカウンセラーの活用の仕方が、教職員や児童・生徒、保護者に十分周知されていないことや、さらに来校相談日が限られ、相談したい時期とのずれがあるなどの課題があります。今後は、各学校を通じ、児童・生徒や保護者に対してスクールカウンセラーの活用方法などについて周知徹底を図るとともに、相談しやすい体制などについて工夫・改善を図ってまいりたいと考えております。

最後に、いじめ防止の条例化についての認識についてでございますが、岐阜県可児市における「子どものいじめの防止に関する条例」制定については、報道の範囲内でしか承知しておりませんが、いじめに関しては、学校において教員が日常の学級経営の中で、子供たち一人一人を十分に把握し、生き生きとした学校づくりを進めるとともに、保護者との信頼関係を築き、いじめの未然防止に努めることが、まずもって大切なことであると考えております。

また、万一いじめが発生した場合には、学校にあっては、教職員が一丸となって組織的に対応し、教育委員会と連携すること、また状況に応じて児童相談所、警察などの関係機関と連携し、全市を挙げて対応することが必要であると考えております。私とすれば、これまでも述べましたとおり、いじめの未然防止や発生後の対応については、教育委員会と学校が緊密な連携を図り、必要に応じて関係機関と十分に連携しなければならないものと考えており、条例、規則又は組織をつくることも一つの方策であろうかと思いますが、何よりも人と人が連携して事に当たることが最も重要なことであると考えております。

○議長（横田久俊） 松田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時30分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、山口保護員。

（18番 山口 保護員登壇）（拍手）

○18番（山口 保護員） 質問に入らせていただく前に一言申し上げます。

今定例会は、1週間後に我が国の進路にかかわる重要な国政選挙を控えた中で行われております。本市は、私たち議会も行政も小泉政権の三位一体改革以来、交付税の大幅削減や地域税収の減少により、長い間、財政難に苦しんでまいりました。市職員の皆さんの給与や手当のカット、市職員数の削減による行政のスリム化、市民サービスの一部に切り込むなど、できる限りの自助努力がなされてまいりました。私たち議員も給与や手当のカットで協力をさせていただいてまいりました。

しかし、そうした努力も、地域経済の構造変化や衰退がとまらず、税収の減少で相殺されております。3年半前の歴史的政権交代に対する評価は、さまざまであろうかと思えます。しかし、補助金の一部交付金化や地方交付税の大幅増で、本市の財政健全化が曲がりなりにも一息つくことができたのは事実ではないでしょうか。今回の選挙でどの政党が政権を担うことになったとしても、地方交付税の削減だけは、絶対にやっていたかかないよう強く望むものであります。他会派の皆さんにも、そのことに対してだけは会派を超えて協力をいただけるようお願い申し上げて、質問に入らせていただきます。

まず、本市の景観行政について、伺います。

初めに、本市の緑の景観についてであります。平成16年7月に策定されました小樽市緑の基本計画は、

「市民と育（はぐく）むみどりあふれる、ゆとりあるまち小樽」を基本理念として掲げております。以下、基本計画の一部を読み上げさせていただきます。

「本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、魅力ある公園の整備、花と緑でうるおうような公共施設や民有地の緑化を進め、緑豊かで美しくゆとりある街並みを形成していく必要があります。また、道路や河川の緑化により緑の連続性を確保しながら、拠点となる公園緑地を結ぶ緑のネットワークの形成を図り、緑地としての機能を強化することも望まれます。そこで、“みどり広がる安心・快適なまち”の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれる新たな空間をつくり育てていきます」と書かれております。

また、平成4年に改正、新たに制定された「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」は、歴史景観のみならず緑化の推進も盛り込まれた条例となっております。この間、本市中心部や山手地区なども建替えが進み、広い敷地を有した商家の居宅なども次々と取り壊され、庭に植えられていた緑も消失、無機質なまち並みに変貌しております。民地の緑は明らかに減少しており、だからこそ私は、街路樹の緑や花壇、公園緑地の緑の景観の整備・保全が、ますます重要になってきているのではないかと考えます。

本市緑の基本計画は、市内全域での緑化の推進、保全を目的としております。現状を見てみますと、観光客の回遊ルートとなっている市内中心部の街路や公園でさえ、緑の配置や花の植栽など、意識的に行われているとは到底言えない寂しい状況ではないでしょうか。本市の財政事情は理解はできますが、私は、少なくとも本市景観条例で定める小樽歴史景観区域内や重要眺望地点に定められている手宮公園、水天宮、平磯公園などについては、観光都市小樽にふさわしい緑の景観形成が行われるべきだと考えます。これらを重点地区と定め整備・保全を進めていくために、本市緑の基本計画を基に具体的目標を掲げて推進していく緑の景観計画の策定を検討するべきではないかと考えております。

地区内の街路樹には、プラタナスやナナカマド、メタセコイアなどがあります。ナナカマドなどは現在は剪定がなされていないようですが、かつての剪定で、電線に対する配慮からか、樹形が整っていないように思われます。プラタナスは、住民に対する配慮で強剪定が行われており、11月から6月中旬まで街路樹の面影もなく、まるで立体オブジェのようなありさまで、緑化効果も半減であります。

日銀通りのプラタナスについては、歴史的景観の中心地でありながら、5月のゴールデンウィーク時にも丸裸で異様な姿であり、観光地として改善が必要ではないかと問題提起され、本市と日銀通り景観協議会との協議を経て、平成16年、剪定の方法が見直され、プラタナス本来の見事な樹形がよみがえっております。地先の住民の皆さんには大変御負担をおかけしておりますが、平成16年以来今日まで、毎年11月23日を目安に、まちづくり関係団体や市職員の皆さんで落ち葉の回収が実施されております。本年11月23日にも、建設部長、次長をはじめ、建設部の有志の皆さん、観光振興室、文学館・美術館、昨年まで建設部に在籍され、毎年参加をいただいております現水道局長も参加されて、市内まちづくりの4団体とともに雪の中、作業がされております。

しかし、他の地域の街路のプラタナスについて、同様に剪定の方法を改めることは、大変難しいのが現状ではないでしょうか。そうであるならば、将来樹種の変更も考えねばならないのではないのでしょうか。費用の点からも、ほとんど剪定が要らないナナカマドなどと比較して、毎年強剪定を行うわけですから、財政負担が生じます。中央通や色内本通りに植えられているメタセコイアについても私は大変奇異に感じております。

中央通の街路樹の整備は、皆さん御存じのように、小樽駅から運河や港に通ずる本市の縦軸のシンボルロードとして、平成15年、本市の中央通地区土地区画整理事業とあわせて、北海道により道路の拡幅、

歩道の整備が行われ、電線の地中化も行われました。メタセコイアがどのような経緯で選択されたのか承知していませんが、メタセコイアは、杉のように樹形は縦に長い三角錐であります。また、常緑樹ではなく、秋には細かな葉が赤褐色に変わり、だらだらと次第に落葉します。8メートルと幅の広い歩道が敷設され、電線が地中化されているわけですから、横に枝を広げ木陰をつくり、大木に育つ樹種がなぜ選択されなかったのか、大変疑問であります。例えば、ナナカマドやイタヤカエデ、キタコブシなど、北の風土特有の樹種で本市の緑の景観にふさわしい樹種に植え替えていくことも必要ではないでしょうか。

また、手宮公園や平磯公園など重要眺望地点とされている公園や小樽を代表する小樽公園の保全・維持なども十分に行われているとは言いがたい状況であります。手宮公園では、平成16年台風第18号の強風により公園内のクリや桜の老木が倒れ、その後、老木の整備はされましたけれども、補植の計画もされませんでした。また、現在も草刈りなどが十分に行われておりません。

本市公園緑地課の管理する公園は、大小合わせて93か所にあり、面積は129ヘクタールと伺っております。ほかにも管理する緑地は、2ヘクタールがあるとのこと。それに対し予算は、財政健全化以前に比べほぼ半減の4,000万円強とのことでもあります。これでは十分な維持・管理や植栽はできないのではないのでしょうか。

一方で、幸いなことに、そうした市の窮状を補完するように、市民による植樹の活動も盛んに行われてまいりました。平成15年には運河公園に桜30本が、また平成19年には手宮公園におたる緑のまちづくりの会により桜30本が植樹され、今年も15本が植えられております。また、北限のくり林の会もクリの苗木を植え続けられています。桜の老木も手入れが行き届かず、根元からひこばえが繁茂し放置されておりましたが、緑のまちづくりの会や建設部長をはじめ公園緑地課長以下市職員の手で、今年10月21日と10月25日の両日、手宮公園内の桜については、すべて整理がなされたところであります。

妙見川河岸にも市民、町会がお金を集めて、河岸のレンガブロックによる修景が行われ、柳並木が復活いたしております。この事業には400万円を超える資金が集められ、中心になって活動をされた「利尻屋みのや」社長をはじめ、妙見町会の皆さんや緑のまちづくりの会、市建設部の皆さんが、休日を返上して作業を進められた結果であります。

花園グリーンロードにも市民の皆さんの手で桜が植えられておりますし、勝納川河岸にも桜並木が造成され、また朝里川河岸の桜並木の造成は、小樽・朝里のまちづくりの会の皆さんが力を注いでおられます。

花の植栽などでは、フラワーマスター連絡協議会の皆さんにより市内各拠点にフラワーポットを設置する事業が行われており、新日本海フェリーターミナル海側緑地には、ウェルカムガーデンとしてネットワーク・らんの皆さんにより、毎年花の植栽が行われております。

また、ハーブなど野草の愛護団体もあります。他にも多くの市民ボランティア団体が緑化活動をされていると聞いております。

本市緑の基本計画には、「緑の施策を実現していくため、市民との協働のしくみをつくり、緑化を推進する体制の強化を図っていきます。体制づくりにおいては、市民が緑化活動に参加しやすく、個人・団体を問わず自主的な参加を促すようなシステムづくりをめざします」と書かれております。財政難の中、北海道を代表する観光地にふさわしい緑の景観の保全推進のためには、そうした体制づくりも急務ではないのでしょうか。そのためには、行政が施策のどの作業を市民の手でやっていただくのか、あらかじめ決めておく必要がありますし、ボランティアでやっていただける個人や団体を把握しておく必要があります。

先ほど来、挙げさせていただきました団体はもちろんのこと、ほかにも多くの団体がありますし、例えば「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」にも多くの個人や団体が参加されております。事業ごとにそうした個人や団体をあらかじめ登録させていただき、参加の有無を確認するなどできれば、市民参加の事業はやっていけるのではないのでしょうか。今後進められる旧国鉄手宮線整備事業の中にも幾つかのコミュニティガーデンの造成が検討されておりますし、街路樹の植樹ますなどに花の植栽などをしていただければ、まちの中に彩りができるのではないのでしょうか。

長々と述べさせていただきましたが、市民参加・協力のシステムづくりは、本市の状況を考えれば、大変重要な政策課題ではないのでしょうか。いずれにしましても、北海道を代表する観光都市である本市にふさわしい整備が必要だと考える次第であります。今後、この区域内の緑の景観の保全や推進についてどのように取り組んでいかれるのか、市長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

次に、歴史的建造物の維持・保全について伺います。

今年11月末現在、登録歴史的建造物90件、指定歴史的建造物71件、加えて文化財では、国指定重要文化財として、旧日本郵船株式会社小樽支店と旧手宮鉄道施設、国登録有形文化財として、JR小樽駅、旧青山別邸があり、日本銀行旧小樽支店は、市指定有形文化財となっております。また、祝津の鯨御殿は、道指定の有形文化財となっております。

景観条例制定以降、老朽化や道路拡幅、火災などにより解除、抹消されたものは、平成19年5月に火災で焼失した坂別邸など10件となっております。ほかに所有者の意向で、指定歴史的建造物とはなっていないものに旧三井銀行小樽支店や和光荘などがあると伺っております。本市の歴史的建造物の多くは、民間所有であり、所有者の方々には条例の趣旨を御理解いただき、保全・維持に努めていただいていることについて、感謝を申し上げたいと思っております。

一方、本市所有の歴史的建造物は、国指定重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店、旧手宮鉄道施設、道指定の有形文化財の鯨御殿、市指定では小樽市庁舎、旧小樽区公会堂・旧岡崎家能舞台、旧小樽倉庫、旧第一銀行小樽支店、旧寿原邸、潮見台浄水場管理棟、運河公園内にある旧日本石油(株)倉庫と計10件となっております。維持・管理については、公会堂は生活環境部、旧小樽倉庫や日本石油(株)倉庫、鯨御殿は産業港湾部、旧日本郵船株式会社小樽支店や旧手宮鉄道施設は教育委員会、潮見台浄水場管理棟は水道局など、所管が分かれています。ほかにも総務部や財政部が所管しているものもあります。本年第3回定例会代表質問で同僚の佐々木秩議員が、建設部公園緑地課が所管する旧寿原邸の維持・保全について質問しております。

私は、かつて旧日本郵船の維持・保全のあり方についても、長々と議論をさせていただいております。旧寿原邸は、先日、所管部の市職員とともに内部を見させていただきました。壁や天井には随所に雨漏りの跡があり、屋根の傷みが激しく、早急に修繕の必要を感じました。修繕に当たっては、市景観審議会委員など専門家の意見を伺いながら、屋根のみならず建物の傷みの程度などのしっかりとした調査を経て修繕の計画を立て、早急に実施がされると伺っております。旧寿原邸については、所管が建設部内でもまちづくり推進課ではなく公園緑地課であることについて奇異に感じております。天井や壁のしみは、相当以前からあったのではないかと推察されます。一般の家でも屋根にさびが出るまで放置をすることはありません。

私は、これを機会に本市が所有する指定歴史的建造物や文化財の維持・保全のあり方について、再検討が必要だと痛感いたしております。歴史景観を最大の財産として、国内有数の観光都市として認められてきた本市であれば、建設部か教育委員会に文化財課が配置され、文化財建築の専門職員が維持・保全・管理に責任を持つ体制ができていしかるべきと考えてまいりました。しかし、本市の財政事情が

ら市職員数が削減され、部や課の統合で行政のスリム化が余儀なくされている今日、望むべくもないのは理解しております。

しかし、今の体制のままでは不十分なことは自明であります。先ほどから述べさせていただいたように各指定歴史的建造物、文化財の維持・保全・管理の所管がさまざまな部局に分かれております。所管に専門家は皆無と言っていいと思います。私は、今の所管の体制のままでも今以上の管理ができるよう改善はできると考えます。問題は、連携なのではないでしょうか。例えば、本市景観条例を所管する建設部まちづくり推進課に担当の係員を配置し、指定歴史的建造物を所管する部局と、それぞれ建物の維持・保全点検のマニュアルを作成し、各所管がそれに従って日ごろ維持点検に努め、担当は所管と随時情報の交換をし、常に建物の状態をカルテなどにして把握している、こういうことができれば、今回のような事態は起きないと思います。そうした体制はできませんか。市所有の歴史的建造物の維持・保全のあり方について、そうした改善が行われるよう求めますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、旧国鉄手宮線跡地整備と、それに伴う沿線の景観形成について伺います。

平成25年度から旧国鉄手宮線の整備が始められると伺っております。

まず、その概要を報告いただける範囲で構いませんので、お知らせください。

私は、この整備は、国の重要文化財である旧手宮鉄道施設と旧日本郵船株式会社小樽支店の北運河周辺の木骨石造倉庫群など本市北側にある歴史資源と日銀通りなど市内中心部を結ぶ横軸としての本市の重要なシンボルロード、本市の誇る北海道最古の鉄道遺構を生かした歴史公園の道として、後世に残すべき重要な事業だと考えております。この事業の重要性については、さまざまな観点からこれまで機会あるごとに述べさせていただいております。長期低落傾向にある本市観光に新たな魅力を加え、離れかけている多くの小樽ファンの皆さんに、もう一度評価をいただき、訪れていただく機会とせねばなりません。

平成21年3月に市長が当時座長としてまとめられた旧国鉄手宮線活用懇話会の報告書によれば、各地区に拠点として駅をモチーフとした広場を整備したいとされており、北から手宮、稲北、竜宮、中央、色内、花園と六つのステーションが想定されております。小樽駅4番ホームのように昔ながらの石積みのプラットホームを造成し、プラットホーム待合所には、朝里駅のように柱材として古いレールを用いたいとも書かれております。また、広場では、横浜の赤レンガパークの事例のように、まくら木や石を敷き詰めるなどの提案がされております。また、各地区に適度に樹木を植栽して、四季の彩りを楽しむ場に、また市民が参加して楽しめるコミュニティガーデンなども想定されております。翌平成22年、これらを基に旧国鉄手宮線活用計画がまとめられ、ステーションの数も7か所とされるなど、よりきめ細やかな計画になっております。市民の皆さんの期待に沿えるよう整備が実施されることを期待するものであります。

残る課題は、それに伴う沿線の景観形成ではないでしょうか。旧国鉄手宮線沿線は、色内通りのように歴史景観に乏しく、跡地整備を機会に、いかに景観を誘導することができるかが大きな課題であります。

さきに述べさせていただきました中央通拡幅事業に伴う区画整理事業では、多くの建物が建て替えられましたが、その際には、本市の歴史景観に配慮した外観となりました。本市景観条例第66条第2項では、「市長は、景観重要建造物及び登録歴史的建造物の保全その他都市景観の形成のために特に必要があるものとして規則で定める行為について、技術的援助若しくは融資のあっせんを行い、又は予算の範囲内においてこれに要する費用の一部を助成することができる」と書かれております。

しかし、現条例では、旧条例の規則で定めていた特別景観形成地区又は、一部略しますが、景観形成地区における建築物等又は広告物の新築、増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、その内容が、一部略しますが、当該地区における地区景観形成計画及び地区景観形成基準に適合するものという規則の一文が新しい条例では抜け落ちております。中央通地区土地区画整理事業では、恐らくこの規則を根拠として、建物の新築にも助成が行われたものと思います。もう一度この規則を盛り込むことはできないでしょうか。

現在、市景観条例による既存の歴史的建造物の修復等に係る助成の財源は、財政上の理由から予算も限られ、専ら「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」に基づき寄せられた基金によっていることは、承知いたしております。その基金も残念ながら近年では減少してきております。

しかし、当初想定していた以上の寄附が寄せられたのも、また事実であります。この旧国鉄手宮線の整備や沿線の景観形成事業は、本市にとっても未来につながる大きな事業であり、これまで寄附を寄せられた多くの小樽ファンの皆さんにも支持をいただける事業だと考えます。私は、これを機に、再度広く寄附を募り、本市の景観形成に資することができるよう検討していただきたいと思います。

いずれにしても、旧国鉄手宮線沿線の景観形成は、本市の都市としての魅力度を上げるために欠かせない事業ではないでしょうか。どのように取り組まれるのか、最後に市長のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。

再質問は、留保いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、緑の景観のあり方についてであります。市内でも特に重要な地域である歴史的景観地域の街路樹の剪定については、これまで地元の皆様の御意見も参考に樹種を決めてまいりましたが、数十年を経過する中で、落ち葉の苦情や剪定費用の増加など、維持・管理上の問題が生じております。落ち葉の苦情については、樹種の剪定の問題はありますが、当面の対応としてボランティアの皆さんの協力なども得ながら処理しているところであります。今後は、樹形の悪化や老化した街路樹について、塩害などに強く、剪定の手間が少ない在来種を中心に植え替えを検討してまいりますが、その際には市民やまちづくり団体の皆様の御意見も参考にさせていただきたいと考えております。

また、重要眺望地点の緑の保全や推進の取組についてであります。市内にある多くの公園の中でも、小樽港を一望でき、市民や観光客の皆さんに特に親しまれている公園として、手宮公園と平磯公園があります。ここは、眺望のほかにも四季を通じた草花がきれいであることから、市街地全体を見渡せる地点として、景観条例で重要眺望地点に指定されております。ここからの景観を守るためにも、市民協働をより積極的に進め、市とボランティア同士が連携しやすい市民参加のシステムづくりを検討し、今以上の維持・管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、市所有歴史的建造物の保全のあり方についてであります。本市が所有する歴史的建造物は、お話にありましたように、小樽市庁舎、公会堂、旧小樽倉庫、旧寿原邸など全体で10件あり、その所管については、それぞれ総務部、生活環境部、産業港湾部、建設部など、全体で7部局となっております。

管理状況の例として旧寿原邸を挙げておられましたが、旧寿原邸は、昭和61年に所有者から市に寄贈され、それ以降、一般公開しながら小さな修繕を加えて維持・管理に努めてまいりました。しかしながら、小さな修繕では老朽化の進行になかなかついていけず、計画的な改修が必要な時期に来ていると考

えております。

しかし、旧寿原邸に限らず、本市で所有する歴史的建造物は、所管部局がそれぞれの目的に応じて建物の利活用を図っていることから、維持・管理についても各部局が日常の利用の中で、その状況に合わせて対応することが基本と考えております。

そのため、維持・管理については、これまでも建設部をはじめ、各部局間で連携を図りながら行ってきたところでありますが、より専門的、技術的な知識が必要なことも多々ありますので、今後は、これまで以上に建設部と連携を密接にするとともに、お話のありました点検マニュアルやカルテの作成についても研究してまいりたいと考えております。

次に、旧国鉄手宮線について、何点か御質問がありました。

初めに、旧国鉄手宮線の整備概要についてであります。現在、平成21年度にまとめられた旧国鉄手宮線活用計画を基に実施設計を進めているところであります。整備区間は、中央通から小樽市総合博物館までの延長1,096メートルであり、歴史性の確保のため、極力既存施設を残し、季節に応じた草花の植栽などにより市民に親しまれる散策路とすることを整備方針としております。

具体的には、新しく市民や観光客が集い、憩う機能を有する四つの広場を設けますが、舗装材にはプラットフォームをイメージした軟石を主体に、一部はウッドデッキも併用することとし、ベンチなどの休憩施設のほか、まくら木を利用した花壇や街路樹を配置したコミュニティガーデンを造成する予定としております。また、このコミュニティガーデンは、市民協働のまちづくりの観点から、個人、団体を問わず、市民が自主的に参加できるようなシステムづくりを構築し、造成してまいりたいと考えております。

さらに、散策路につきましては、鉄道遺構に沿ってレトロな雰囲気をイメージしながらバリアフリーを導入するとともに、イベント開催時の資材搬入、自転車や人力車の乗り入れ、除雪・清掃作業などに対応する必要があることから、耐久性も考慮し、アスファルト系の舗装を考えております。そのほかには、散策路入り口や広場に鉄道遺産をイメージしたサインや案内板の設置、また市道や民間の駐車場などに接している区間もあり、利用者の安全性を確保する必要があることから、レールをイメージした鉄さくや、まくら木を用いた木さくの設置などを予定しております。

次に、旧国鉄手宮線沿線の景観形成に係る助成制度についてであります。お話のありました助成制度は、昭和61年度から平成17年度まで実施しており、良好な景観誘導を図るため、当時の特別景観形成地区内で新築、改築する場合に、一定の基準に適合している建物に対し、助成を行ったものであり、中央通の区画整理事業では一定の効果を果たし、現在のまち並みを形成しております。

しかし、この区画整理事業も平成15年度に終了したこと、加えて、その後、財政事情が非常に厳しい状況となってきたことなどから、この助成制度は17年度に中止したものであり、依然として厳しい財政状況の中では、現時点で再度制度を実施することは難しいものと判断しております。

また、今後の旧国鉄手宮線沿線の景観形成の取組につきましては、建物の新築、改築などを行う場合には、景観条例に基づき手続が必要となりますので、その届出の際に設計者や所有者とは十分協議をし、良好な景観誘導を図ってまいりたいと考えております。

さらに、景観阻害となる廃屋の撤去などにつきましては、現在、空き家条例の検討を行っているところでありますが、これまで以上に所有者へ粘り強く改善の要請を行っていくとともに、国の支援制度などについても研究してまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、山口保議員。

○18番（山口 保議員） 詳しくは予算特別委員会で質問させていただきますけれども、2点再質問をさせていただきます。

市内中心部の先ほど申し上げた地区の中の緑の景観です。これは先ほどの答弁では、費用面から樹種の変更などをこれからも考えていきたいというお話でした。私の質問の趣旨は、当然財政難ですから費用のことは重要なことですが、私は、今の緑の景観、これは特に観光客が周遊される地域内の街路樹や植栽も含めて、観光地として本当に大丈夫なのかと、そういう問題意識なのです。例えば、仙台のケヤキ並木、東京もそうですよ、非常に有名ですけれども、いかにも小樽は、緑の景観に対する基本的な認識、思想を持っていらっしゃるのかという状況だと思います。

私は、樹種を挙げて先ほど申し上げました。これは道によって行われた事業でございますけれども、中央通の例えばメタセコイアです。まだそれほど育っておりません。幼木に近いです。これが、なぜ小樽のまちに、いわゆる海につながるシンボルロード、ここに植えられているのか。これは大変問題だと思います。将来、本当に観光都市としてやっていくなら、樹種の変更は当然だと思います。まして、先ほど申し上げましたように、8メートルの歩道で、電線が地中化されているのです。杉の例を挙げましたが、ほとんどカラマツに近いです。カラマツよりもひどいです。なぜかといったら、メタセコイアというのは北の木ではありませんから。何でそのような樹種を選ばれたのか、私は本当に疑問です。色内通りにも、またメタセコイアが植えられているのです。

小樽雪あかりの路をやっていますと、例えば浅草橋街園にナナカマドがあります。雪の時期ですから、まだ赤い実がなっています。大変喜ばれます。ただ、ナナカマドもそれほど横に広がる樹種ではありません。でも、いわゆるカラマツやトドマツのような樹形ではないです。こういうふうにならずとイタヤカエデほど広がりませんが、樹形は剪定さえしなかったら物すごくいい樹形になります、大木に育つまでに時間はかかりますけれども。だから、少なくとも私は計画をきちんと立てるということで申し上げましたけれども、一定の手続を踏まないと、そういう樹種の変更はできないのではないですか。老木になったら、その時点で考えるではダメだと思います。ナナカマドも、先ほど申し上げましたように日銀通りのようにすべてできるわけではないですから。たしか「鈴懸の径（すずかけのみち）」でしたか、歌がはやった時期に植えられたと思います。今ヨーロッパでは、例えばマロニエはナナカマドと同じような種類です。それを維持・管理しているのです。パリをごらんになったらわかりますけれども、秋になったら毎日しっかりと係員が出て掃除しています。そういうことをできないわけです。そうしたら、維持・管理が要らなくて、そしてこの観光地にふさわしい樹種に植え替えていけばいいのです。だから、そういうことを今からおやりになることがぜひ必要だというふうに思いますけれども、私の質問の趣旨はそういうことです。費用の面もありますけれども、緑の景観をどういうふうにつくっていくのか、これまでは、そういうことが足りなかったのではないかと趣旨で質問をさせていただいているわけです。

それから、景観誘導の件です。財政がないから、苦しいから基本的には平成17年をもって新築に対するの助成は、基本的にあまりできなくなったということですね。だから、先ほどの質問の中で、市民の皆さんだけではなくて、小樽ファンの皆さんに対して、寄附条例の中にこれを加えて、新たに小樽の歴史景観にふさわしい景観形成のために資金を集められたらいいかということなのです。それに対して、どういうふうに対処をされるのかという答弁をいただきました。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） まず、私から緑の景観について答弁させていただきます。

私も市長になってからということではなくて、小樽市民になったときから、やはり小樽にはもう少し緑の景観が必要だろうという思いで今まで小樽に住んでいるわけでございます。それは単に街路樹だけということではなくて、やはり身近な草花なども、それから北海道で言うと、富良野のラベンダーであるとか、あるいは滝上公園や大空町のシバザクラであるとか、あれほど大々的でなくてもいいから何か特徴のある緑のまちづくりというのは、小樽でももっと取り組んでいかなければいけないのではないかと、私個人としてもそういう思いであります。ですから、今、山口議員からいろいろと御提言をいただいたように小樽の緑の景観、緑のまちづくりということについて、今まで以上に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、景観条例につきましては、部長から答弁をさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 景観形成についての補助金の導入の御質問でございますけれども、旧国鉄手宮線の整備につきましては、これから国の補助金を使って整備することになっていきます。それにあわせまして、今後、景観につきましても重要な課題として取り組んでいかなければならないということは考えておりますけれども、かつてのような、中央通のような補助につきましては、繰り返しになります。現在の財政事情の中ではなかなか難しいと考えておりますけれども、今後の課題として検討はさせていただきます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、山口保議員。

○18番（山口 保議員） 予算特別委員会でしっかりと質問させていただきますので、今日はこれで終わります。

○議長（横田久俊） 山口議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時40分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 第4回定例会に当たり、一新小樽を代表して質問させていただきます。

まず、財政についてお尋ねします。

平成23年度は、職員給与や管理経費などの削減による財政健全化を引き続き進める一方、昨年3月11日の東日本大震災による各種産業への影響を見極めながら、観光などの経済や雇用対策に力点を置いた事業、また校舎の耐震補強など教育環境の整備に努め、地域経済の活性化、災害に強いまちづくりを推し進めてきたことと承知しています。23年度の一般会計の歳入で特別交付税が予算を上回り、歳出では民生費や職員給与費などで不用額を生じたことなどから、2年連続での黒字を計上し、また平成16年度来の財政調整基金の取崩しが、23年度から再び積立てがなされるようになるなど、明るい要素も始めています。

しかしながら、一般会計が黒字を計上したとはいえ、これは各基金や他会計からの多額の借入れ、職

員給与費の削減など緊急避難的な財源対策の積み上げの結果であり、依然として厳しい財政状況にあると思われまゝ。人口減少や少子高齢化の進行、昨今の社会経済情勢など、本市の置かれている状況を見るとき、市税収入など自主財源の安定的な確保が難しい状況が続くと思われまゝ。

そこで、市税の収入未済額についてお聞きします。例えば、固定資産税、都市計画税を例にとると、収入率が年々減少しているという事実があります。つまり滞納が増加しているということですが、固定資産税の収入率を見ますと、平成19年度71.1パーセント、20年度70.4パーセント、21年度67.9パーセント、22年度66.6パーセント、23年度64.1パーセント。都市計画税の収入率は、19年度69.2パーセント、20年度67.9パーセント、21年度65.4パーセント、22年度64.2パーセント、そして23年度61.0パーセントとなっています。

また、収入未済額の残高ベースで言えば、固定資産税で前年度29億8,400万円、今年度32億6,300万円、都市計画税では前年度6億4,200万円、今年度7億1,000万円、6,800万円の増となっています。市税全体で見ると、収入未済額は44億3,800万円、前年度と比較すると3億4,300万円増加しており、これは主に市民税で減少してはいるものの、固定資産税、都市計画税でそれぞれ増加したことによります。市税全体の調定額に対する収入未済額の割合は24.1パーセントになっており、収入確保に向けては、この収入未済額の早期回収に努めることが重要になっていると考えますが、今後どのような対策をとっていくのか、お伺いいたします。

次に、歳出の不用額についてです。

平成23年度の支出済額と予算現額とを比較すると執行率94.5パーセントで、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費及び災害復旧費の合計11億6,700万円を翌年度に繰り越したことで、不用額は21億4,000万円となりました。不用額の主な内訳は、総務費1億300万円、民生費6億9,400万円、衛生費1億9,600万円、商工費1億5,500万円、土木費4億7,100万円、教育費1億3,500万円、職員給与費2億1,400万円となっています。不用額の発生は、予算計上したとしても、情勢の変化に対応して柔軟に取り組むべきでよいこととすべきなのでしょうが、しかし一方、取り組むべきもので執行しなかったこともあるのではと推測いたします。

また、過去5年間の不用額の推移は、19年度15億6,000万円、20年度15億6,000万円、21年度21億9,000万円、22年度19億4,000万円、そして23年度21億4,000万円と増え続けています。厳しい財政状況でありますので、適正な予算計上となるように考えていく必要があると思います。市長は、多額な不用額を生じている現状を踏まえ、それを新年度予算編成では、どのように反映させるおつもりなのか、お示しください。

次に、国際観光について質問いたします。

先月、本市の本年度上期観光入込客数が公表されました。観光入込客数は375万8,300人で、対前年度比では114.1パーセントと増加したものの、東日本大震災前の対前々年度比では97.5パーセントと、残念ながら若干下回る結果となりました。その中で、宿泊客数が35万5,100人で、対前年度比108.8パーセント、対前々年度比でも104.2パーセントと増加したことは、宿泊滞在型観光を目指している本市にとって、とても喜ばしいことと理解しております。外国人宿泊客数については2万193人で、対前年度比194.8パーセントと大幅に増加しましたが、対前々年度比では81.3パーセントと、まだ震災前の水準まで回復していません。

そこで、お聞きいたします。市長は、市長公約の7つの重点公約の中で、「全国的知名度をもつようになった小樽観光の充実、グローバル化時代の国際観光への挑戦」と観光振興の中で、特に国際観光について挑戦という言葉でその強い決意を示していますが、市長就任からこれまで取り組まれてきた国際

観光に関する事業について御説明ください。

また、本年度の実施事業の中で、新たな取組、特色のある事業がありましたら、あわせて御説明ください。

外国人観光客の誘致については、昨年3月の東日本大震災と、それに伴う原子力発電所の事故により2011年は、日本全体が大きな影響を受けました。JNTO日本政府観光局の統計では、2011年の訪日外国人客数は約622万人で、2010年の約861万人との比較ではマイナス27.8パーセントと、大幅な減少となりました。今年になって訪日外国人客数は順調に回復する傾向にありましたが、8月には中国との尖閣諸島の問題、韓国とは竹島の問題、いわゆる領土問題が中国、韓国と日本の間で大きな国際問題となり、特に中国では、各地で大きな反日デモが行われたと報道されており、本市の下期の外国人観光入込客数に影響が出ないか心配されるところです。領土問題に関しては、まずは国レベルでの冷静な対応が必要であり、一自治体、地方都市での対策は限られているものと認識していますが、この夏8月以降、いわゆる尖閣諸島、竹島の問題で、本市の外国人観光客の状況の変化について、把握していることがありましたら御説明ください。

このたびの領土問題からの教訓としては、外国人観光客の誘致については、国を取り巻く環境や相手国の状況などに左右され、大きな影響を受けるおそれがあると考えますが、本市の外国人観光客誘致に向けた方向性をどのように考えておられますか。今後、新たに考えている取組などがありましたらお聞かせください。

次に、小樽港において、年々寄港数が増加しているクルーズ客船の動向について伺います。

近年のアジアにおけるクルーズ需要の増大を背景に、我が国港湾への外航クルーズ客船の寄港数は、10万トンを超える大型船をはじめ、今後とも大幅な増加が見込まれております。さらには、寄港地の増加や港に対するニーズの多様化など、我が国のクルーズをめぐる状況は新しい局面を迎えており、今後の地域振興や経済活性化の核として、クルーズ客船の寄港には、これまで以上に大きな期待が寄せられております。小樽港においても、今年4月と6月に過去最大級となるレジェンド・オブ・ザ・シーズ6万9,000トンが寄港し、その大きさに誘われて、多くの市民や観光客の方が港に見学を訪れるなど、通常の荷役作業とは違った港の風景も見られるようになってきておりますが、まず今年のクルーズ客船の寄港数や特徴についてお聞かせください。

また、クルーズ客船の場合には、早いものでは1年以上前からツアーの募集をしていることもあるようですが、来年以降の寄港予定について、わかる範囲でお聞かせください。

次に、クルーズ客船受入れのための施設整備についてお伺いいたします。

既に、東アジアのマーケットを対象として、13万トン級のクルーズ客船が配備され、神戸港や博多港に寄港していると聞いております。このクラスの客船は、乗船客も3,000人を超え、1回の寄港だけでも大変大きな経済効果が期待できるものと思われ、小樽港としてもできるだけ早期に受入れ環境を整えていく必要があるものと考えられます。日本海側拠点港選定時において提出した計画書の中では、第3号ふ頭に15万トン級のクルーズ客船に対応する岸壁を整備することになっていますが、港湾計画の変更が必要であり早期の整備が難しいとのことで、当面勝納ふ頭の岸壁を利用して、大型クルーズ客船に対応していくとのことでしたが、まずこの事業の進捗状況についてお聞かせください。

また、今後、小樽港が北海道におけるクルーズ拠点として発展するためには、やはり第3号ふ頭に大型クルーズ客船対応の岸壁や旅客船ターミナルを整備し、魅力的な旅客船埠頭としていくことが必要だと思われまます。本年度から港湾計画改訂事業として「第3号ふ頭及び周辺再開発計画」の策定を進め、策定に当たっては、関係団体や市民団体などでワークショップを設置し、検討しているとのことですが、

第3号ふ頭及び周辺再開発ワークショップにおける検討の進捗状況についてお聞かせください。

第3号ふ頭の整備は、単にクルーズ振興を進めるほかに、観光都市小樽にとっても海を生かした新たな観光資源になり得るものと考えられ、市民も大変期待しています。最後に、第3号ふ頭の将来像について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、夜間急病センターについて質問いたします。

未曾有の少子高齢化を迎え、小樽市民が安心して健やかに生活できるためには、急な病気や事故に遭ってしまったときでも24時間365日、適切な診察、治療を受けられるということが不可欠です。特に、独居の高齢者は、夜間や休日に熱が出たり、ぐあいが悪くなったりすることもあり、大きな不安感を持っています。日中は、市内の病院や診療所が、そうした患者の診療や往診をしています。夜間は入院施設を有していないかかりつけ医のクリニックなどでは診療をしておらず、夜間急病センターにお願いしているのが現状です。

しかしながら、夜間急病センターの運営には、非常に大変な労力と費用がかかります。多くの自治体でもその維持には並々ならぬ苦労があり、経済的な負担や医師の確保が大きな問題となっています。函館市は、午前0時で終了する急病センターです。室蘭は、急病センターが廃止され、各総合病院が病院ごとに診療科目を負担して救急体制をとっています。

また、2004年の医師の新臨床研修制度とともに大学病院からの医師派遣制度も崩れ、地方での医療崩壊的な事象が現出してきました。そのため医師を増やす方策がとられてきましたが、単純に医師数を増やしても都市部の医師が増え、地方の医師数は減少するという医師の偏在化が大きな問題となっています。

そうした中で、現在、済生会小樽病院に併設している夜間急病センターは、済生会小樽病院の移設に伴い、併設型から独立型に変わることが決定しましたが、夜間急病センターを早急に開設し、来年度以降も従来どおり夜間救急診療を行わなければなりません。市民の安全・安心のために、いつときも医療の空白をつくってはなりません。しかし、夜間急病センターを独立型で新設した場合でも、従来どおりの診療体制は、可能なのでしょうか。

従来は、内科に関しては、2次救急で済生会小樽病院が受け入れてくれた場合、すぐにそのまま済生会小樽病院の医師がCTなどの検査を行い、非常にスムーズな診察や治療が行われていました。しかし、今後はそのような対応は難しく、2次搬送される場合は、公的病院が負担を分担するとともに、どこも受け入れられない場合は、新市立病院が対応してくれるようなシステムにならなければいけないと思います。2次救急を引き受けてくださる医療機関はもとより、そこに働く医療スタッフが救急医療を担っているという自負と誇りを持って医療に当たっていただくように、小樽市側からの働きかけや意思疎通を図る必要があるのではないのでしょうか。

また、外科に関しては、夜間急病センターで標榜を維持していくのはかなり困難な状況が考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

つまり、午後6時から午後9時までは、内科、外科とも市内の開業医の医師がローテーションで勤務しております。その後の深夜帯は、内科は大学病院や札幌などから来ていただいている医師が担っていると伺っておりますが、内科においても外科においても済生会小樽病院の医師が宿直と夜間急病センターの勤務を、兼務して診てくださっている状況も多いと聞いております。このような状況から、現在、医師数が減少し続けている外科の専門医を小樽市の夜間急病センターで勤務していただけるように確保できるとお考えでしょうか。

北海道医療対策協議会では、医師の計画的配置などを盛り込んだ医師確保のための提言を厚生労働省

に対して提出しています。すなわち日中働く勤務医を確保するのにも大変苦渋している中で、まして夜間に働く医師の確保は、並々ならぬことであります。その医師の確保の足かせになっている問題の一つには、2次救急施設のバックアップ体制があると考えられます。1次救急施設としての夜間急病センターの医師は、日中受診すべき患者や次の日でも済むような軽症患者から自分の専門分野以外の小児科や脳梗塞などの脳外科疾患、心筋梗塞などの循環器疾患まで、来院したすべての患者に対し、適切な対応が要求されます。その中で、1分1秒を争う疾患に関しては、迅速に2次救急施設への搬送が必要になりますが、その受入れが拒否される、いわゆるたらい回しの問題があります。

現在は、脳外科領域や循環器領域に関しては、医療センターが24時間体制で医師、スタッフともに頑張ってくださいしています。しかし、ぜんそくなどによる呼吸困難や、他の急性の重症呼吸器疾患、急性腹症などの患者でも2次救急施設で受け入れてくれない場合があると聞きます。そうした状況は、小樽市民にとって大変不幸であると同時に、夜間急病センターで働く医師にとっても働く気力を奪う問題と考えられます。夜間、睡眠をとらずに働いている医師が迅速かつ適切な対応をとろうとしても、バックアップ病院に受け入れてもらえないのであれば、小樽市の夜間急病センターで働きたくないと考えることにつながります。深夜勤務の医師の確保がさらに困難な状況になり、夜間急病センターの運営に支障を来すこととなります。

一方、市民は、夜間に病気になった場合に、適切な治療を受けられないだけでなく、命を失うかもしれないという不安に襲われる可能性もあります。市民が、たとえ深夜に病気になろうとも、しっかりと診療してくれる病院があると安心してもらうことが大切と考えます。公的病院には、小樽市民の安心と安全、そして健康を守るとりでになっていただかなければいけないと考えます。そのため、公的病院が得意とする診療分野の夜間急病センターから患者をしっかりと受け入れ、負担を分散するとともに、最終的にどこにも受け入れてもらえない患者は市立病院が必ず受け入れてくれるというような、患者、家族だけではなく医療スタッフの安心感につながるシステムづくりも大切なことと考えます。小樽市の夜間医療が北海道のみならず、他地域の模範としての評価を受けられるように進めていくことが大切であると考えます。

また、高齢化してきている小樽市の場合、夜間に受診するのは、小児だけではなく施設に入っている高齢者の利用が今後ますます増えると考えられます。脳梗塞後遺症を持った高齢者の方々や在宅でターミナルケアを受けている患者に対する夜間救急の必要性も重要視されてくるでしょう。小樽市民が安心して24時間365日医療を受けられる体制を確保するのが自治体としての責務と考えなければなりません。

難しい問題ながら、今後の医師確保に向け、出産や育児などで一度離職してしまった女性医師の再就職制度の確立を進める方法も考えられます。産婦人科医だけではなく、小児科医も女性医師の割合は多く、出産後や産休後は、激務である第一線に戻れないことが多いと思います。

また、育児などで通常の勤務体系がとれないなどの問題や、現場を離れて十数年たってしまった場合、復帰のための講習会などを希望することが多く、それがネックになって現場復帰できないケースがあると聞きます。看護師を含め出産や育児後の医療スタッフの確保は重要課題であるとともに、少子高齢化が進む小樽市で、今後の夜間急病センターでのニーズの変化、つまり救急搬送される患者ばかりを診るのではなく、慢性疾患を持つ高齢者の発熱、在宅治療患者の急性増悪を診療することや、日中働かず夜間のみ働くことを希望する医師がいる場合、市と医療従事者の互いの利害に一致することも考えられると思われれます。小樽市として、市民の安心・安全を考え、健やかな生活を送ってもらうことを真剣に考えるならば、医師会へ丸投げするような委託方式だけではなく、医療の空白を生むことのないような充

実した医療の提供を関係団体と常に協議し、責任を持って夜間急病センターの維持と改善に努めていかなければならないと考えます。

そこで、この項に関し、お伺いいたします。

まず、予算に関しては、従来年間約2億円かかっていますが、年間1億5,000万円の予算で、医師会に委託するという方式で、夜間急病センターの維持は本当に可能なのか、お伺いいたします。

夜間急病センターの医師確保の困難さを十分理解し、医師会に丸投げするのではなく、市立病院の医師確保と同様、小樽市として医療空白を生み出さないための方法や責任を考えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

次に、現在は、内科と外科を標榜していますが、今後もその形態が続けられるのでしょうか。外科に関しては、午後6時から午後9時までは市内の外科の医師がローテーションを組んでやっており、夜勤は済生会小樽病院の外科の医師が、宿直と夜間急病センターでの診療を兼務している形であり、今後は予算を含めてかなり難しいと考えますが、御意見を御提示ください。

済生会小樽病院に併設という現在の形から、2次救急医療をそのまま済生会にお願いするケースも多かったと聞いていますが、今後は、2次搬送が難しくなるのではないかと考えますが、御意見を御提示ください。

緊急の疾患に対する夜間急病センターとしての役割から少子高齢化の著しく進む小樽市の状況を踏まえ、高齢者の慢性疾患の急性増悪に対する夜間急病センターとしての対応が求められると考えますが、御意見を御提示ください。

次に、施設の入居者や往診を受けている患者について、かかりつけ医と夜間急病センターとの連携を密にし、慢性疾患の急性増悪時の対応など、十数年慢性疾患を患っている患者を初めて診察する夜間急病センターの当直医が現状の病状把握やスムーズな治療のために、その患者個人個人に対する応急処置などの情報提供などをつくっておいてもらうように働きかけることも必要と考えますが、御意見をお聞かせください。

現在は、内科専門医と外科専門医が診療してくれていますが、外科がなくなる可能性があるとする、今までに夜間急病センターで対応していた外傷ややけどなどの外科疾患に対して、小樽市民はどうしたらいいのでしょうか。市立病院、済生会小樽病院、小樽掖済会の三つの病院で夜間対応をすべてしてもらうお考えですか。それを受けてもらうのは無理なのではないかと思いますが、御意見を御提示ください。

夜間急病センターで深夜の勤務をしてくださっている医師は、大学病院など札幌から来られている場合が多いため、初期対応や2次搬送などの医療連携に対する問題点や改善すべき点などの話ができないことが多いと思われます。そこで、年に1回は、小樽市、医師会、消防本部、夜間急病センターに勤務してくれている医師を交えての意見・情報交換や懇親会を設け、さまざまな意見を出していただきフィードバックを行い、それぞれの意識向上を含め、小樽市の救急医療の改善を目指すべきではないかと考えますが、これは答弁は要りませんが、課題として提起しておきたいと思えます。

次に、小樽・北しりべし成年後見センターについて、お尋ねいたします。

8月24日の厚生労働省の発表によると、2012年の認知症高齢者は推計で305万人になり、これは65歳以上人口の約10パーセントを占め、今後、団塊の世代が75歳以上になる2025年には470万人に上るとの見通しが示されました。これは日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られてもだれかが注意していれば自立できる、いわゆる日常生活自立度Ⅱよりも症状が重いとされる人であり、2002年時点で149万人だったのが、この10年で約2倍に増え、2003年時点の推計を上回る

ペースで増えていることとなります。この認知症に加え、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度であると認識しておりますが、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は、一層高まってきており、その需要は、さらに増大することが見込まれます。

また、今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約などを中心に後見等の業務を行うことが多く想定されます。したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけではなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があります。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備強化し、地域における市民後見人の活動を推進する必要から国は、平成23年10月、老人福祉法を改正し、第32条の2を新設し、平成24年4月1日に施行されています。これによりますと、市町村は、後見・保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう進めるものとするものとされ、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、その他必要な措置、例えば研修を終了した者を登録する名簿の作成や市町村長が推薦した後見人等を支援することなどが市町村の努力義務とされました。都道府県も市町村の措置の実施に関し、助言その他の援助を行うよう努めるものとされ、厚生労働省の補助金を受けて養成活動が活発化してきております。

さて、小樽においては、全国に先駆けた形で市民後見人養成事業に取り組み、平成22年度から既に小樽市社会福祉協議会が成年後見センターを設置し、成年後見事業をスタートさせていると聞いておりますが、市と社会福祉協議会とのかかわりの中、関連してお伺いをいたします。

まず、この成年後見センター設置の経緯と小樽市のかかわりについてお聞かせください。

また、市民後見人養成事業の今年度の実施状況と市民後見人養成の市の今後の取組についても伺います。

次に、現在の市民後見人の登録数と、その後見活動の具体的な内容をお聞かせください。

また、市民後見人への後見報酬は、どのようになっているのかについてもお聞かせください。

市民後見人は、被後見人の金銭も扱うので、そのリスク管理の難しさから二の足を踏む地方自治体が多いと聞いていますが、十分なリスク管理は行われているのでしょうか、お聞きいたします。

成年後見センターは、国の定住自立圏構想に基づく北後志6市町村の事業と認識していますが、この事業が広域事業であることのメリット・デメリットについて、具体的にお聞かせください。

次に、成年後見センターの利用状況と受任件数の推移、また今後の見通しについてお答えください。

制度の利用が今後さらに増大すると思われませんが、これに対応する同センターの組織体制や事業予算について、市はどのようなイメージを持っているのか、お聞かせください。

成年後見事業を含め、高齢者、障害者、児童の権利擁護事業や虐待対応など、権利擁護についての対応がこれからの課題になっていくと思われまます。小樽市の今後の取組に期待しております。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 中村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政について、何点かお尋ねがありました。

まず、市税の収入未済額の収納対策については、これまでも電話や文書による催告や臨戸訪問だけでなく、財産調査の上、預貯金などの差押えを行うとともにインターネット公売による差押財産の換価や北海道による直接徴収を実施してきたところです。

また、今年度からは、未収状況に応じて柔軟に対応するため、収納担当課の組織を係制からグループ制に変更し、収納体制の強化を図ったところです。今後も他都市の事例などを参考にしながら収納対策を図ってまいります。

次に、多額の不用額が生じている現状を踏まえての新年度予算編成への反映についてであります。平成25年度予算の編成に際し通知した予算要求に当たっての基本事項等についての中で、改めて各事業ごとの各年度の不用額についてもよく分析した上で、特に事業費の増要素となる数量等の見込みについては、十分精査し、過剰に見込むことなく、精微な見積りに努めるよう求めたところであり、適正な予算計上に努めてまいります。

次に、国際観光について、何点か御質問がありました。

最初に、市長就任からこれまで取り組んできた国際観光に関する事業についてですが、昨年度は、震災後激減した外国人観光客の回復を図るため、台湾と上海で観光客誘致のトップセールスを実施したほか、新千歳空港から市内の宿泊施設への無料直行バスを運行するダイレクトアクセス事業、海外向けキャンペーン用の新たな外国語観光パンフレットの作成などを実施しました。

また、本年度は、これまでの上海に対するセールスの成果として、100人規模のゴルフ大会の誘致に成功し、5月に日中国交正常化40周年記念日中友好北海道ゴルフ大会2012を開催したほか、札幌市と連携し、中国企業のMICE担当者招聘事業などを実施しました。

さらに、観光協会が実施した台湾と香港からの旅行エージェント招聘事業にも協力したところであります。

次に、尖閣諸島と竹島の問題での外国人観光客に係る本市への影響についてですが、11月に市内主要宿泊施設や物販施設、飲食施設に対して外国人観光客の動向について調査を行いました。その結果、宿泊施設では、外国人の団体客は、従来からキャンセルが多く、原因は領土問題とは断定できないものの、17件、約660名のキャンセルがありました。

次に、物販・飲食施設では、一部施設で外国人は減少しているが、キャンセルはなく、全体的に見て、今のところ本市では、特に大きな影響は出ていない状況であると認識しております。

次に、本市の外国人観光客誘致に向けた方向性についてですが、今回の問題からもわかるように、一部の国だけに特化した観光客誘致はリスクが大きいことから、これまでと同様に、東アジア圏の香港、中国、台湾、韓国を中心に広く観光客の誘致を進めていかなければならないと考えております。

また、今後は東アジア圏だけではなく、10月から直行便で新千歳空港と結ばれたタイをはじめとする東南アジアの国への観光プロモーションについても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船誘致と第3号ふ頭の整備について、何点かお尋ねがありました。

まず、今年のクルーズ客船の寄港数についてであります。過去最高の20回と、前年に比べ3回増加し、5年前の2倍の寄港回数を記録したところであります。

また、今年の寄港船舶の特徴は、外国船が5回で前年比2回増、日本船が15回で前年比1回増となっ

ており、外国船が増加傾向にあることや、小樽港に寄港したクルーズ客船で最大船型である総トン数6万9,130トン、乗客定員1,804人のレジェンド・オブ・ザ・シーズが2回寄港するなど、外国船の大型化が進んでおります。

次に、来年以降のクルーズ客船の寄港予定についてであります。船社や旅行代理店などに訪問した際の情報や船舶代理店からの寄港の連絡を基に、現時点で確認できている寄港予定回数は、来年が16回であり、再来年以降は不明であります。

なお、来年の寄港数は今年を下回っておりますが、外国船については小樽港初寄港で、これまでの客船で最大船型となる総トン数8万5,619トン、乗客定員2,680人のコスタ・アトランティカが1回、同じく初寄港の総トン数7万7,441トン、乗客定員2,250人のサン・プリンセスが2回寄港するなど、今年を上回る6回の寄港が予定されております。

次に、勝納ふ頭の岸壁整備についてであります。当面13万トンクラスまでの大型クルーズ客船の寄港に対応するため、本年度から勝納ふ頭の2番、3番岸壁において、係船柱や防舷材等の機能強化を進めております。この事業は、当初平成26年度までの3か年で整備する予定でありましたが、外国船社における日本への大型クルーズ客船の配船が進む中、小樽港に対して、外国船社や船舶代理店からの寄港打診があることから、勝納ふ頭の岸壁整備を1年早めて完成させることにより、7万トンを超える大型クルーズ客船の受入れを可能にするものであります。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発ワークショップにおける検討の進捗状況についてであります。本年7月にワークショップを設置して以降、これまで7回開催しております。この間、市をはじめ、国や民間旅行会社などから小樽港の現状、クルーズの動向、他港の事例等に関するさまざまな情報提供をさせていただき、現在はゾーン別に導入する機能や施設の配置計画について、精力的に検討を進めていただいております。今後、来年2月を目途にワークショップがこれらの検討結果を踏まえ、取りまとめる提言書を市に対して提出することになっております。

次に、第3号ふ頭の将来像についてであります。第3号ふ頭は、今後のクルーズ振興を進めていく上で、ハード・ソフト両面を備える機能的な国際旅客船埠頭であることが必要不可欠であるとともに、海や船が身近に感じられる港ならではの景観や親水性を最大限に生かすことにより、多くの市民や観光客が集うにぎわい空間としての活用を図ることが望ましく、小樽港らしい魅力ある国際交流空間の創出を目指してまいりたいと考えております。

次に、夜間急病センターについて、何点かお尋ねがありました。

まず、1億5,000万円の予算で夜間急病センターの維持が可能なのかというお尋ねであります。同センターは、利用料金制をとっており、本市からの管理代行業務費と診療報酬から運営されています。これまでの決算から同センターの維持は可能と考えております。

次に、医師確保についてのお尋ねであります。夜間急病センターの医師確保については、小樽市医師会が中心になって進めていただくのが最善の方法であるとの認識であります。

次に、夜間急病センターの標榜科目及び深夜帯の外科の医師確保についてのお尋ねであります。標榜科目については、これまでどおり継続いたします。

深夜帯の外科の医師確保については、小樽市医師会において努力されているところであります。

次に、第2次救急医療機関への搬送についてのお尋ねであります。これまでも済生会小樽病院を含む市内の複数の医療機関で2次救急を担当され、移転後も同じように体制を整えるべく、医師会が努力されているところであります。

次に、慢性疾患の急性増悪についてのお尋ねであります。夜間急病センターは、市民や旅行者など

の急な状態変化の場合に入院や手術が必要かどうかの判断をし、それらが不要の場合は、応急手当をする医療施設であります。既往歴のない方であっても同様に判断する役割を担っております。したがって、慢性疾患で通院中の方についての情報があつたほうが参考になるが、必須ではないと伺っております。

次に、外科がなくなる可能性についてのお尋ねがありますが、標榜科目については、これまでどおり継続いたします。

次に、小樽・北しりべし成年後見センターについて、何点かお尋ねがありました。

初めに、成年後見センター設置の経緯についてであります。平成21年4月に成年後見制度の総合的な支援を行う成年後見センターの設置について、弁護士等の市内専門職などから小樽市に対して提言がありました。これを受け、小樽市と小樽市社会福祉協議会が協議し、結果として社会福祉協議会の一組織として、小樽・北しりべし成年後見センターが設置されたものであります。

また、成年後見センターと小樽市とのかわりについてであります。成年後見センターには、事業を適切かつ効果的に運営するための運営委員会や専門的事項について審議するための専門部会があり、小樽市は、この構成員となる形で参画しており、また北後志の5町村とともに成年後見センター運営費の大部分を負担し、財政面での支援を行っております。

次に、市民後見人養成事業の今年度の実施状況についてであります。成年後見センターでは、既に登録済みである市民後見人を対象にスキルアップのためのフォローアップ講座を毎年開催しております。今年度は、このほかに国の補助金を活用し、新たな市民後見人の登録を目的とした養成講座を基礎編と実践編に分けて実施いたしました。

また、新たな取組として、商業施設に高齢者や障害者に向けた相談窓口を設け、弁護士等の専門職の指導の下、市民後見人がさまざまな相談ごとに応じる「暮らしのよろず相談会」を実施し、実践的な研修を行う予定であります。

後見人養成に係る今後の市の取組といたしましては、これまでと同様、成年後見センターが実施する養成事業に財政的な支援を行うとともに、一人でも多くの市民後見人が育つよう可能な限り協力してまいりたいと考えております。

次に、現在の市民後見人の登録数と後見活動の具体的な内容についてであります。登録数は現在29名であり、具体的な活動といたしましては、被後見人の状況確認のための定期訪問や入院費等の支払、また介護プランの確認や同意などの身上監護を主に行っていると聞いております。

次に、市民後見人に対する後見報酬についてであります。後見報酬は、被後見人の財産や後見活動の内容により家庭裁判所が決定いたします。成年後見センターで受任している被後見人は、ほとんどの方が低所得者であり、本人の財産から後見報酬を支払うことができないため、小樽市成年後見制度利用支援事業を利用することとなります。内容といたしましては、特別養護老人ホームなどの施設に入所している方の後見については上限月額1万円、在宅で生活している方の後見については上限月額2万円と定め、市が社会福祉協議会に支払をしております。このうち社会福祉協議会は、市民後見人に対し、施設入所者では4,000円、在宅生活者では8,000円の報酬額を支払うこととしております。

次に、市民後見人に対する金銭面でのリスク管理についてであります。成年後見センターでは、危機管理要綱や事業実施要綱を定め、被後見人の預金を市民後見人が銀行から引き出す際は、成年後見センター所長の合意を得るなど、金銭の取扱い等について細かく規定しておりますし、市民後見人等の不誠実な行為によって損害賠償請求がなされた場合に備え、賠償責任保険にも加入しております。また、チェック機能といたしましては、税理士及び司法書士による外部監査を定期的に行うこととしている

など、リスク管理には適切に対応しているものと考えております。

次に、成年後見センターが北後志6市町村の広域事業であることのメリットとデメリットについてありますが、まずメリットといたしましては、市民後見人の養成について、個々に養成事業を行うのではなく、共同実施により経費節減ができることや、弁護士など専門職の人的資源が乏しい町村においても、成年後見制度が利用可能となることなどがあります。さらには、6市町村の担当者が定期的に協議の場を持つことにより、連携の強化につながっております。

一方、デメリットといたしましては、事務局が小樽市内にあるので、市外の被後見人に対し後見業務を行う場合、事務局職員が出張しなければならず、緊急な対応等に時間を要することなどがあります。

次に、成年後見センターの利用状況の推移についてであります。相談件数で申し上げますと、開設年度である平成22年度は498件、23年度は420件、24年度は10月末日で212件となっております。また、後見受任件数の推移についてであります。22年度末で19件、23年度末で31件、24年度は10月末日で29件となっております。今後の見通しにつきましては、相談件数はある程度落ちついていくものの、後見受任件数は、認知症高齢者などが増えることが予測され、後見受任後に死亡する方の数を考慮しても、一定程度増加していくものと考えております。

次に、成年後見制度利用の増加が見込まれる中、これに対応する成年後見センターの組織体制や事業予算についての市の見解についてであります。成年後見センター設置から今年度で3年目となり、この間、社会福祉協議会は、相談件数や後見受任件数の増加に対応するため、センター事務局の人員増を行うなどの措置をとっております。

市といたしましても、それに応じて負担金に係る予算を増額するなどの対応をこれまでとってまいりました。今後につきましても、成年後見センターの維持は、本市にとりまして不可欠なものであると考えております。弁護士等の専門職や福祉関係者との連携強化や市民後見人のさらなるレベルアップを図っていただく中、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 28番、久末恵子議員。

（28番 久末恵子議員登壇）（拍手）

○28番（久末恵子議員） 質問をさせていただきます。

本年第3回定例会で質問させていただきました赤岩遊歩道の道路整備につきましては、北海道と赤岩町会の方たちの協力で一応処理はできました。改善していただくことができまして、本当にありがとうございました。

以来、各方面からいろいろな情報が寄せられ、多くの方たちがこの山を愛し、楽しんでおられることを知り、地元の者として大変うれしく思っております。幼い子供から学生、若者、高齢者に至るまで老若男女を問わず魅力あるすばらしい景色を眺め、心地よい汗を流す登山者の皆さんに、心行くまで楽しんでくださいと、エールを送りたい気持ちでいっぱいでございます。

この山のふもと祝津には、多くの観光客が見えております。赤岩遊歩道は、祝津観光の延長線上にあります。私といたしましては、観光客の方たちにもこの山の魅力を知っていただき、遊歩道から眺める絶景を楽しんでいただければと思っております。特に、遊歩道から見る海に沈む真っ赤な夕日は、まさに絶景です。ぜひ足を運んでいただければと願っておりますし、そのことが観光客の回遊・滞在型観光へとつながるものと期待をしております。

そこでお尋ねいたしますが、現在、本市では、この遊歩道を観光客の方にも知っていただくため、どのようなPRをされているのでしょうか。

このような魅力あふれる遊歩道ですが、ここを訪れる方たちに心行くまで楽しんでいただくには、環境整備が欠かせないものと思っております。過日、何度か登山者の方とお話をする機会がありました。その中では、「山中の看板の文字が薄れて見えない」「幼児の危険防止のための手すりをつけてほしい」「お年寄りのために山頂で一休みするベンチを設置してほしい」などの御意見をいただきました。

また、祝津側の遊歩道入り口付近は、十分にササ刈りが行われておらず、道路からは上りおりする登山者の方の頭が見えるだけという現状もあります。ですが、前回御答弁をいただきましたとおり、まず国定公園であるがために勝手に手を加えることができないということです。身近なことは国や道が行うのではなく、市町村に任せるべきと思います。少なくともこの遊歩道の整備につきましては、市民、そして市がみずから行うことができるよう国や道に働きかけを行っていただきたいと思っておりますが、この点につきまして、改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

私は、私たち市民が行政と力を合わせて、市民、そして観光客の方々にも満足していただける山にしていきたいと、その思いを強くいたしているところでございます。御配慮よろしくお願ひ申し上げ、再質問を留保して質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 久末議員の御質問にお答えいたします。

初めに、祝津と赤岩、オタモイを結ぶ遊歩道、いわゆる小樽海岸自然探勝路のPRについての御質問がありました。

現在、市では、ホームページの「観光客の皆さんへ」の中に自然散策マップの項目を設け、小樽海岸自然探勝路ルート図のほか、小樽駅前からのアクセス、散策時間の目安、ルートの特徴などを現地の写真も交えて紹介しております。

また、小樽観光協会が発行しているガイドマップにおいても、小樽海岸自然探勝路のルートに掲載しているほか、今年は広報おたる6月号において「小樽自然再発見の旅へ」という特集を組んだ中で、観光客をはじめ、市民の皆さんにも広くPRに努めているところであります。

次に、国定公園内における行為について御質問がありました。国定公園内における看板等の設置や草木の伐採といった行為につきましては、自然公園法によって厳しく規制されており、管理者である北海道の許可が必要となります。したがって、地元市町村であっても、市民ボランティアであっても、勝手にこれらの行為をすることは許されておりませんが、時代とともに住民と行政との協働は大きな流れとなってきておりますので、今後、柔軟な対応ができないものかという要望があることを北海道に伝えたいと思っております。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 28番、久末恵子議員。

○28番（久末恵子議員） 道にお願いすることは、よくわかりました。

PRの方法ですが、今いろいろとお話を聞かせていただきましたけれども、また一つの方法としまして、あそこの山は、おりにくるとちょうど祝津観光の中心である水族館周辺に出るのです。それで、登山の登り口のところには何かPRの看板は立っているのですけれども、それはかなり上にあるのです。観光客というのは、水族館、それから祝津のホテルまでは、皆さんが来ると思うのですけれども、この

看板は、ずっと上のほうに立っているの、登山をしようと思ってくる人にはわかるのですが、観光客の目には、ちょっととまらないのです。ですから、もう少し下のほうで観光客がいろいろな観光施設を見ている、どこかそこら辺に一つ看板を置いてもらって、ああ、ここの上に行けば、そういうものがあるのかということをお客様に知らせてほしいと思います。

それと、観光施設の中や食堂などがたくさんあるわけですから、そういうところに1枚でもいいからそれを知らせるポスターを張ってもらって、ああ、ここにそういうのがあるのであれば、ちょっと足を伸ばして行ってみようかということになったらいいのではないかというふうに思います。これは、私が考えたことですが、もしできれば、そういうやり方も検討の中に入れていただければありがたいと思います。

それと、ササやぶですけども、本当に、道があるというのが見えなくて、ずっと歩いていく登山者の頭が見えるので、あっ、あそこが道なのだとなわかるような感じです。草を刈るのも一々許可をもらうのであれば、なかなか難しいというふうに思いますが、そういうところを少し緩和していただく、そういうことをひとつ市長から関係当局のほうにお願いをしていただければありがたいと思っております。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 久末議員の再質問にお答えしますが、私も、実は小樽海岸自然探勝路は大好きなところでありまして、年間に何回も妻と一緒にっております。私の場合は、探勝路をおりて祝津に行き、ある食堂でビールを飲むのが楽しみで行っているのとありますけれども、本当に私も何度も行っておりますので、いつも赤岩2丁目のバス停から、コンビニエンスストアの間をずっと行って上がっていくのです。ですから、この場所もよく承知しているところでもありますので、今、議員からお話のありましたいろいろなことにつきましては、そういったことが可能かどうかを含めて、道とよく相談をしてみたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第25号について、先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第25号について同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時50分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 川 畑 正 美

議 員 山 田 雅 敏

平成24年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成24年12月12日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	教	育	委	員	会	長	高	木	正	一
副	市	長	貞	村	英	之	教	育	長	上	林	猛			
病	院	局	長	並	木	昭	水	道	局	長	飯	田	俊	哉	
総	務	部	長	迫		俊	財	政	部	長	堀	江	雄	二	
産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一	生	活	環	境	部	長
医	療	保	險	部	長	渡	邊		功	福	祉	部	長	三	浦
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子		建	設	部	長	工	藤
会	計	管	理	者	石	崎	留	子		消	防	長	柿	崎	隆
病	院	局	長	小	山	秀	昭			教	育	部	長	山	村
経	営	管	理	部	長					総	務	部	総	務	課
総	務	部	企	画	政	策	室	長							
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一				

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	伊沢有里

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	柳谷昌和
書記	相澤幸
書記	佐々木昌之

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 初めに、食品の放射性物質検査と関連した問題について伺います。

福島第一原発事故から1年9か月がたちましたが、依然として放射性物質飛散による食物連鎖の放射能被害が心配されています。小樽市でもようやく国から簡易検査機器が貸与され、11月から検査が始まりました。検査できるのはセシウム134とセシウム137のみで、現在、小樽市が行っている検査は17都県産の野菜と果物のみであり、水産物が心配です。

放射性物質による水産物の汚染は、海洋への直接放出と大気からの落下による二つのルートがありますが、海流に乗って拡散する過程でプランクトンや海藻に取り込まれ、その後、食物連鎖の過程でより高次な捕食生物へと濃縮されていき、食物連鎖の段階が高くなるほど放射性物質が蓄積されていくことが、IAEAの調査でも明らかにされています。

また、魚類は回遊するものですから、捕食魚が放射性物質に汚染されるまでタイムラグがあり、福島県産のカレイとヒラメから検出されたセシウムは、2011年4月3日時点で100ベクレルパーキログラムだったものが、7月13日には、異なる沖で760ベクレルという高い数値になっています。福島第一原発事故から時間がたっていますが、福島第一原発の高濃度汚染水の海洋への漏出が明らかにされていないので、大変心配されます。

海洋生物環境研究所の調査では、チェルノブイリ原発事故後、日本近海の魚のセシウム137汚染は、事故後2年半経過後も、低レベルで出ていることが判明しています。

このようなことから、保健所として魚などの水産物も検査するべきですが、その計画はありますか。

関連して、トレーサビリティシステムの実施についてです。

現在、水産物のほとんどが水揚げ場所しか表示されていません。市民から「産地が県しか表示されていないものもあり心配だ」という声が寄せられています。ノルウェーなどの水産先進国では、卸売市場から小売店に届くまで、その魚をいつどこでだれがとったかを常に追跡することができます。

今述べたように、魚の回遊性や汚染されるまでのタイムラグを考えると、安心して魚を食べるためにも、また風評被害を防ぐ上でも、トレーサビリティシステム導入の義務化を国に求めるべきです。見解を伺います。

次に、学校給食と保育所給食についてです。

子供たちには放射性物質で汚染されていない安全なものを食べさせたい、保護者の強い要望です。学校給食課も小樽市保健所に検査依頼をしています。その結果をお知らせください。

秋までは北海道産の野菜類を使用できますが、冬場は本州産に頼らざるを得ません。12月の購入予定の野菜産地及び検査予定をお知らせください。

保健所では1日2品目の検査しかできないと聞きますが、食品の安全性はどのように担保されるのですか。

市の学校給食での魚類はほとんどが加工食品で、そのうち13パーセント程度は北海道学校給食会からの購入と伺っていますが、北海道学校給食会は購入業者に放射性物質検査をさせているため、自分のところでは検査をしないと伺います。トレーサビリティシステムが完全ではありませんから、北海道学校給食会に検査要望を行うと同時に、本市としても加工品の検査を行うよう求めます。いかがですか。

同様に、保育所で使用している生鮮食品の検査回数を増やし、水産物についても検査し、検査結果を公表すべきです。いかがですか。

次に、放射性物質の基準値についてです。

現在、国の食品の基準値は、二つのセシウムを合わせて100ベクレルパーキログラムで、子供も成人も同じ数値です。チェルノブイリ原発事故後、ベラルーシでは成人100ベクレルパーキログラムに対し子供の基準値は37ベクレル、ウクライナでは野菜のセシウム137の基準値を40ベクレルに抑えています。日本の水の基準値は10ベクレルで、ベラルーシと同様ですが、ウクライナはわずか2ベクレル、アメリカの法定基準値は0.111ベクレル、ドイツガス水道協会は0.5ベクレルで、日本より厳しい基準です。

牛乳とスキムミルク、離乳食などの乳児用食品は50ベクレルですが、牛乳は学校給食にもほとんど毎日提供されていますし、家庭でも飲まれています。牛乳やミルクは毎日飲むものですから、国は水同様、基準をもっと厳しくすべきです。見解を伺います。

次に、教育問題について伺います。

初めに、いじめ問題についてです。

子供のいじめ、自殺が相次ぎ、多くの国民が心を痛めています。文部科学省は、8月にいじめの問題に関する緊急調査を行いました。緊急調査ではいじめの認知件数は全国的に見ると、14万4,000件で、昨年度1年間の2倍を超えています。子供1,000人当たりの認知件数が最も高い県で159.5件、最も少ない県で1.0件と極端な差が出ており、どこまで実態を反映しているのか疑問です。この点について見解を伺います。

小樽市における調査結果の件数、内容を、昨年度の文部科学省の調査結果と比較してお知らせください。

また、小樽市教育委員会独自で毎年調査を行っていますが、昨年度の結果もお知らせください。

この間、政治による教育への不当な権力的介入があり、国、教育委員会、学校、教員が縦のラインのような上意下達の体制になり、教育委員会の形骸化、学校現場での事なかれ主義がはびこり、いじめの対応も十分ではありませんでした。日本共産党は、いじめ問題の克服は大人の責任、日本社会全体の責任で取り組まなければならない大問題であり、専門家、教育現場の方々、いじめに遭った被害者の方に詳しく聞き取りを重ね、いじめ解決のために提言を発表しました。

提案の第1は、「『いじめ』から子どもの命を守る」ための「『いじめ』対応の基本原則の確立」です。そのために、1、学校と教育行政の基本原則として、安全配慮義務を明確にする。2、ささいなことに見えても様子見せず、全教職員、全保護者に知らせる。3、子供の自主的活動の比重を高めるなど、いじめをとめる人間関係をつくる。4、被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応する。5、被害者、遺族の知る権利を尊重する。この上で、教員の多忙化の解消や、35人学級推進の条件整備を行う。

提案の第2は、「子どもたちに過度のストレスを与えている教育と社会を変える」ことです。

我が党の提案について教育長の見解を伺います。

お尋ねしますが、いじめをどう発見し、問題解決のために学校、教職員は全員参加体制になっ

すか。

国連・子どもの権利委員会から、日本の過度に競争的な教育が指摘されていますが、国内の調査では、子供のストレスの最大の因子は勉強になっています。競争教育は学校の空気を暗くし、子供たちにストレスを与えます。本市では、全国学力・学習状況調査のため、特別な手だてをとるなどをしていませんか。あわせてこれに参加しないよう求めます。お答えください。

教育委員会委員長にお尋ねしますが、教育委員会として、いじめ問題についてどれくらい時間を割いて議論、活動していますか。議論を公開し、子供や保護者、教職員、住民の訴えや意見を直接聞いて、意見交換するなどの必要があると考えますが、見解を伺います。

具体的な対応で何より配慮すべきは子供の安全・安心です。いじめが深刻化した場合は、児童相談所、精神保健福祉センターなど児童心理の専門家のいる機関や、いじめ問題に詳しい小児科医など専門家との連携も必要ですが、この点での取組を伺います。

次に、体罰問題についてお聞きします。

小樽市の中学校の男性教員が部活動の指導中、繰り返し生徒の頭部をたたくなどして、減給10パーセント、3か月の処分を受けたことが報道されました。いかなる理由があっても、体罰は許されるものではありません。しかし、なぜこのようなことが起きたのでしょうか。また、これまでに体罰で教育委員会に報告のあった事例はありませんか。

厳罰主義では、競技大会で伸び伸び競技することもできませんし、子供のいじめにもつながりかねません。教育委員会として、教師の体罰をなくすための取組を伺います。

次に、除排雪について伺います。

11月28日朝、つるつる路面でベテランタクシードライバーも冷や冷やだと聞きました。雪対策課では、委託業者は11月半ば過ぎには砂散布を含めた除雪態勢に入っているといいますが、なぜ砂散布がされなかったのでしょうか。

今年度の除排雪計画では、ロードヒーティング箇所以外の急坂路線の砂散布量の抑制を予定しているとの説明ですが、その理由と、それで市民の安全を保てるのか伺います。

また、11月30日、12月1日は連続降雪で、降雪量はそれぞれ18センチメートルでしたが、翌朝には除雪車は入らず、12月3日、住民が除雪した後に入りました。除雪車出動は基準どおり行っているのか、またこの日小樽市はどのような指示を出していたのか伺います。

また、心配されるのは、排雪ダンプの確保ができるかということです。ここ数年、降雪量が増えているにもかかわらず、市内ダンプトラック組合のダンプトラック保有台数が減少し、道、小樽市で重複していると聞きますが、ここ5年間の降雪量と保有台数についてお知らせください。

今年度、ダンプトラックの確保はできているのでしょうか。

次に、置き雪対策についてですが、置き雪対策対象世帯の申込み件数は、昨年度より後退していることはありますか。

申込みは、今年度から地区の民生・児童委員になりましたが、住民との関係で難しい場合があります。置き雪は除雪によって派生する問題ですから、本来は直接市が窓口になるべきです。臨機応変に市への直接申込みでもよいようにすべきですが、いかがですか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、食品の放射性物質検査と関連した問題について、何点かお尋ねがありました。

まず、水産物の放射性物質検査についてであります。国では、地方自治体を実施する食品の放射性物質の検査計画に関する基本的事項を定めており、その中で福島県等17都県を検査対象の自治体としております。本市においても、この基本的事項に沿って検査を行う方針であり、17都県沖で漁獲された水産物等は検査対象といたします。

なお、水産物の検査では生産水域を特定する必要があるため、市民の持込み検査ではなく、保健所が実施する行政検査として対応したいと考えております。

次に、水産物のトレーサビリティシステム導入の義務化についてであります。現在、国においては、牛肉、米、米加工品の生産履歴や取引の情報伝達を事業者に対し義務づけており、また、北海道では事業者に対し、道産水産物などのトレーサビリティシステムの導入を進めております。福島第一原子力発電所事故を受けて、消費者にとっては、水産物の安全性に対する関心が高まっているところであります。トレーサビリティシステムを導入するとなれば、生産者、市場関係業者、流通関係業者、小売業者などにとっては、新たに他品種の水産物情報の管理が求められることとなり、導入経費の負担や煩雑な業務への対応が発生するなどの課題があり、現時点では、水産物におけるトレーサビリティシステム導入の義務化は難しいものと考えます。今後とも、安全で安心な水産物を消費者に提供する方法などについて、北海道や関係団体と協議してまいりたいと考えております。

次に、保育所給食で使用する食材の放射性物質検査についてであります。公立保育所におきましては、17都県産の青果物を対象とする検査を月2回程度保健所へ依頼することとし、11月28日に最初の検査を実施し、結果については保健所で掲示するとともに、市のホームページへ掲載しております。

現在、市場に流通している生鮮食品については、必要に応じて国による出荷規制措置が図られることとされており、本市が行うこの検査は、安全性を再確認するためサンプル調査として実施するものであり、今後も現状の回数で継続してまいりたいと考えております。

また、水産物の検査については、現在、主に北海道産の魚の納入を図っているところであり、検査を依頼することは考えておりません。

なお、民間保育所につきましては、公立保育所の取組を周知しているところであり、今後、各施設の考え方などを伺ってまいりたいと考えております。

次に、一般食品、乳幼児用食品及び牛乳の放射性物質の基準値についてであります。国では次のように説明しております。まず、本年3月31日まで適用されていた暫定規制値については、原子力安全委員会が示していた指標の中でも最も厳しい数値をすべての年齢に適用したものであり、この規制値に適合している食品は健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されていると考えられるとのことであります。4月1日からはこの規制値よりさらに厳しくして、年間の線量の上限を5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げ、国際規格にも準拠している基準値にしたとのことであります。

この結果、一般食品の基準値は100ベクレルパーキログラムとなりましたが、乳幼児用食品や牛乳については、さらにその半分の50ベクレルにしたとのことであります。本市としては、国の説明は妥当なものとして理解をしているところであります。

次に、除雪問題について、何点か御質問がございました。

まず、砂散布についてであります。砂散布に関しては、交通量が多く、急坂な路線を指定し、滑りやすい状況を確認した場合に、機械による作業を実施しております。このことから、11月28日朝は、砂散布路線について道路パトロールで状況を確認したところ、滑りやすい路面が発生していたため、散

布したところではありますが、それ以外の道路については行っておりません。

次に、砂散布の抑制についてであります。砂散布はこれまで機械により一律にまいてきたことから、まきすぎの傾向がありましたが、気象の変化に伴う路面状況に対して、必要な箇所に必要な量を効果的に散布することにより、結果として散布量を抑制できるものと考えております。

また、近年、急坂路線での砂箱設置や砂まきボランティアによる砂まきへの参加も増えたことなどから、安全性は確保できるものと判断しております。

次に、降雪への除雪出動についてであります。除雪出動は路線ごとに出動基準が定められておりますので、11月30日、12月1日の降雪に対して、この基準に基づき、バス通りやその他の幹線道路などの除雪作業を実施したところであります。

また、市の指示についてであります。当日は基準に基づき、各地域の受託業者が判断して除雪作業を行ったものであり、市は特に指示を出しておりません。

次に、過去5年間の降雪量とダンプトラック組合のダンプトラック保有台数についてであります。平成19年度の降雪量は465センチメートル、保有台数は178台、20年度は639センチメートル、180台、21年度は612センチメートル、168台、22年度は680センチメートル、169台、23年度は661センチメートル、167台であります。

また、今年度のダンプトラックの確保についてであります。ダンプトラック組合に確認したところ、昨年度並みの台数を確保できるものと考えております。

次に、置き雪対策の申込件数についてであります。現在、登録審査中の対象世帯を含めると184世帯となっており、昨年同時期の195世帯と比べ、おおむね同様の状況となっております。

次に、置き雪対策の申込みについてであります。地域の実情をよく知り、住民の身近な存在であることから、民生・児童委員を窓口としておりますが、特別な事情がある場合につきましては、市で受付をするなど柔軟な対応をしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育委員長。

○教育委員長(高木正一) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、いじめ問題についての議論の状況であります。委員会の会議においては、いじめに関する調査及び市内の学校における実態等の議題があった際には、市内の状況や背景、各学校での対応、今後の対策等について意見交換し、いじめの未然防止や、いじめが発生した場合に学校がどう取り組むべきか議論しております。

また、会議終了後においても、必要に応じて個別の事案について、その対応についての意見交換等を行う場合もあります。

また、今年度から学校訪問を行うに当たり、あらかじめ訪問校の課題等に関する資料の収集を行い、いじめの実態がある場合には、内容を十分把握した上で、校長や教頭といじめの解決に向けた方策について意見交換を行っております。

さらに、本年8月、大津市で発生した事案を契機に教育委員5人が集まり、報道記事などで収集した情報を題材に、教育委員会としての対処方法等の意見交換を行い、委員会としての共通理解を図ったところであります。

次に、議論の公開や市民との意見交換の必要性についてであります。委員会の会議は原則として公開で行っておりますが、できるだけ学校に足を運び、教職員等の意見を聞きたいとの考えから、これまでも学校訪問に加え、PTA主催の教育懇談会や研究大会に参加するとともに、おたる運河ロードレー

スや小樽市文化祭などにも参加し、関係者との意見交換等を行っております。

今後は、児童・生徒や関係団体との意見交換も必要なことと考えておりますので、教育委員会として検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校給食用食材の放射性物質検査の結果についてであります。11月から小樽市保健所に検査を依頼しており、これまで千葉県産大根、静岡県産セロリ、茨城県産ピーマン、茨城県産白菜、以上4件の検査を行いました。いずれも放射性セシウムは不検出となっております。

次に、12月に購入予定の野菜産地及び検査予定についてであります。産地につきましては北海道、青森県、茨城県、埼玉県、和歌山県、熊本県、宮崎県で生産された野菜を購入する予定であります。青森県産、茨城県産、埼玉県産の野菜について、放射性物質検査を実施する予定であります。

次に、食品の安全性の担保についてであります。小樽市保健所との協議により、学校給食については週4日、1日1品目の検査を行うこととなっておりますので、できるだけ17都県産の野菜の使用を避けるとともに、やむを得ず使用する場合であっても、同じ日に複数の品目が重ならないよう工夫するなど、安全に努めてまいりたいと考えております。

次に、水産加工品の検査などについてであります。北海道学校給食会では、原材料が17都県産の製品については、製造メーカーから検査済みの証明を徴取し、安全性を確認していると同っております。今後とも水産加工品の納入に当たっては、品目ごとに検査済みを確認するなど、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、北海道学校給食会以外で購入する水産加工品については、原材料の産地を確認の上、購入しており、安全性の確保に努めているところであります。

次に、文部科学省が行ったいじめの問題に関する緊急調査について、県によって認知件数に差が出ていることへの見解についてでございますが、本市においては、アンケート調査を行った上で各学校で個別の面談を行うなど、細かな実態を把握し、報告しております。今回の調査で県により大きな開きがありましたのは、アンケート調査後の確認の仕方やいじめの判断のとらえ方などに違いがあり、結果としてばらつきが出たものと考えております。

次に、本市におけるいじめの件数と内容についてでございますが、平成23年度の文部科学省の調査では、認知件数は小学校30件、中学校50件でありました。内容は、小学校は「冷やかしからかい」のほか、「軽い暴力」や「仲間外れ」となっております。中学校では「冷やかしからかい」のほか、「仲間外れ」や「軽い暴力」、「嫌なこと等をさせられる」という内容となっております。

本年8月に実施した緊急調査では、認知件数は小学校5件、中学校20件でございました。内容は、小学校では「冷やかしからかい」のほか、「仲間外れ」や「軽い暴力」、「金品を隠される」や「携帯電話等での中傷など」となっており、中学校では「軽い暴力」のほか、「冷やかしからかい」、「仲間外れ」や「ひどくぶつけられる」となっております。

なお、参考までに、平成23年度、本市が独自の調査を行った結果を申し上げますと、小学校では1学期21件、2学期7件、3学期2件の計30件、中学校では1学期30件、2学期15件、3学期3件の計48件となっております。

次に、共産党の御提案についての見解であります。御提案の趣旨は主にいじめが起きた後の対応についてであります。教育委員会では、いじめに関しては、学校において教職員が日常の学級経営の中

で子供たち一人一人を十分に把握し、生き生きとした学校づくりを進めるとともに、保護者との信頼関係を築き、未然防止に努めることがまずもって大事なことでと考えており、万一いじめが発生した場合には、学校にあっては教職員が一丸となって組織的に対応することとし、状況に応じて児童相談所、警察などの関係機関と連携し、対応することが必要であると考えており、御提案については一部共通する部分もございますので、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

次に、いじめに対する学校の体制についてであります。いじめは本人及び本人の保護者の訴えや、アンケート調査などにより発見される場合が多く、いじめの発生時には教職員が一丸となって対応することが望ましいと思っておりますが、近年の学校の小規模化によって学年1学級の学校が多く、いじめの対応では担任が一人で抱え込んでしまう状況も見られますので、教職員を対象にしたいじめ問題対策研修会を開催するとともに、校長会を通じ、組織的な対応を行うよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査のための特別な手だてについての御質問でございますが、全国学力・学習状況調査等の実施は、児童・生徒の学力や学習状況を把握し、各学校における学習指導の充実や児童・生徒の生活習慣の改善などに生かすことが目的でありますので、教育委員会としては、その趣旨に沿って、教員の授業改善や児童・生徒の望ましい生活習慣づくりに活用するよう、指導しているところであります。

次に、全国学力・学習状況調査への参加についてでございますが、全国学力・学習状況調査はただいま申し上げたとおり、児童・生徒の学力や学習状況を把握し、学習指導の改善や学習環境の整備に役立っているものでありますことから、本市においては、今後とも全国学力・学習状況調査に参加してまいりたいと考えております。

次に、いじめが深刻化した場合の関係機関等との連携についてであります。いじめが発生した場合には、学校にあっては教育委員会と連携しつつ、教職員が一丸となって組織的に対応し、また状況に応じて医療機関、児童相談所、警察などの関係機関と連携して対応することとしております。

また、本市においてはスクールカウンセラー6名を配置しておりますので、いじめ等が発生した場合には、必要に応じ随時相談するなどの対応を行っております。

次に、中学校男性教員の体罰の問題についてでございますが、学校教育の一環として取り組まれる部活動において生徒への体罰などを行い、このたび処分を受けましたことについては、まことに遺憾であります。このことは、当該教員の体罰に対する認識の甘さや、校長や教頭が部活動の指導について、日ごろからの把握が不十分であったことによるものと認識しております。

また、過去5年間の体罰の事例であります。平成20年度に、小学校教員が授業中などに児童を注意する際に頭をたたくなどの体罰が1件ありました。教育委員会としては、本年5月に「かけがえのない子どもたちを大切に」という教員向けの資料を作成・配付し、体罰は絶対に許されない行為であることなど、教員の体罰に対する意識の啓発を図ってまいりましたが、このたびの事件を契機に、再発防止に向け全力を挙げて取り組むよう、校長会を通じ指導を行ったところでございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再質問します。

先ほどの放射性物質検査についてですけれども、魚については国の基準に従って行うということでしたが、魚は先ほども言いましたように回遊するものです。回遊魚については、今とれた海域というよりも、水揚げされたところが表示されているわけです。ですから、市民から、北海道産と書いてあるのだけれども心配だと、こういう声も聞かれておりますので、回遊魚についてはたとえ北海道産であっても

調べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、北海道学校給食会のことです。

北海道学校給食会が独自に調査をしていない、原材料は検査済みのものをもらっているということなのですが、中には今言ったように回遊魚のサンマも、小樽市の学校給食課ではここから購入しております。ただ、どこの調査もそうなのですから、あくまでもサンプル調査です。それで、学校給食課としては、そういうサンプルで調査して、もちろん市場には安全なものが出回っているとは思いますが、その安全性をまた再確認する意味で検査するわけです。ですから、北海道学校給食会にも同じようなことが言えると思うのです。

ですから、学校給食会の原産地表示を見ますと、ただ「国産」などとは書いていないので、どこの沖でとれたものなのか、それもわかりませんから、やはり安全を二重にチェックするという意味で、ぜひ加工品の検査を行うように、学校給食会で機械は持っていないと思いますけれども、北海道の保健所などをお願いして、調査をしていただきたいということを要望していただきたいのです。

それから、牛乳、スキムミルクの基準に関して、これは国でより厳しい基準を使っている、国際基準にも合わせているということなのですが、1キログラム当たり100ベクレルという数値は、原発において、ドラム缶に入れて厳重に管理して、搬出後もコンクリートなどで外に漏れ出さないように管理が必要な低レベルの放射性廃棄物と同水準だと言われております。ですから、1日1,000cc以上の牛乳を飲む子もいますし、たくさん飲むということでは非常に心配です。

これは小樽市で定めていくわけではないと思いますけれども、やはりもっと厳しい基準にしていくように。実際にチェルノブイリ原発事故後のベラルーシなどでは厳しい基準にしているわけですから、こういうことも考えていかなければならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、いじめの問題ですが、全員参加体制になっていないと。小さい学校で1学年1学級というところで、教員も一人を抱え込んでいるということがあるので、こういうことをなくしていきたいということですね。それで、この問題は学校だけで解決できる問題ではないと思います。保護者や地域、地域住民の皆さんがかかわって解決していかねばならない問題だと思います。とりわけ現場の教員の団結、連携、これが必要だと思いますので、ぜひそのようなことで取り組んでいただきたいと思います。

それから、全国学力・学習状況調査ですが、今の子供たちのストレスについては、今の社会状況などから非常に強いストレスの下に置かれておまして、いら立ちと発散という形で出ていると思うのです。競争的教育の下で勉強がストレスの要因になっているということですから、これは考えなければなりません。勉強や学力はもちろん大事なものです。生きていく上で本当に大事なものだと思いますが、テストのために過去問などもやっているというふうに聞いておりますが、それが本当の勉強なのか。順位を上げるための練習は本当の力になるのだろうか。勉強の楽しみやおもしろみがわかれば、みずから勉強に励むものだとは私は思います。そうでなければ参加しないで、子供たちが勉強を好きになってみずから学ぶ、そういう教え方の工夫や方法を考えたほうが良いのではないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、除排雪についてですが、先ほど降雪が18センチメートルで、その翌朝に除雪車が入らずに、12月3日に住民が除雪した後に入りました。除雪車は入らなくてもいいのではないのかと思ったのですが、やはり18センチメートルというのは基準があって、第2種路線以上は入らなくてはいけないのですが、このときは入りませんでした。ですから、これは土日だから除雪車が入らないのだろうかということも聞かれましたけれども、丸投げしているわけですから、そこら辺の管理もきちんと市が行うようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、放射性物質の件ですが、回遊魚は、言われているとおり、どこを泳ぐかわからない魚でございますので、それをすべて検査することは実質上不可能なわけでございます。小樽市としましては、先ほど申しましたように国の基本的事項に基づいて検査しておりますので、これまでどおり保健所が実施する行政検査として対応していきたいと考えております。

それから、牛乳、スキムミルクの国際基準の件ですが、小樽市で厳しい基準をとということでございますけれども、基準は国のほうで決めておりますので、仮にそれが全国的に緩い基準であるとするならば、それなりに問題が起きると思います。もう少し研究して、必要であれば国に求めていきたいと考えております。

それから、除排雪ですが、除雪委託というものは委託ですから、すべて除雪を任せるということでございますが、必要に応じて、雪が多いときは確かに手が回らないということはあると思いますので、そこら辺もう少し小樽市からの割り込み方というのですか、指導の仕方を考えていくべきだと思いますので、ちょっと考えていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

初めに、北海道学校給食会で扱っている水産加工品の検査の件でございますけれども、再度学校給食会に水産加工品の検査などの方法、また今後の対応などについて照会をしてみたいと思います。

それから、2点目のいじめの問題についてでございますが、地域住民や保護者、いわゆる家庭と一体となっていじめに対応するというのは当然のことだと思いますので、何よりも一番大事なものは、日ごろからそういう関係を築いておくということだと思いますので、その辺のことについて、とりわけ経験の浅い教員には周りの教員がフォローアップするといった体制づくりも含めて、学校に指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、学力の問題についてでございますが、学習指導要領に基づいて一定水準の学力を保つという方針の下に行っておりますので、基礎基本の定着というのは当然のことだと思いますし、またこれまでの調査によると、北海道は全国的に見て学力が低いということは否めない事実でもありますので、ただ点数を追い求めるのではなくて、基礎基本をきちんと身につけてもらうと。そういう観点で学校を指導しておりますので、今後とも教員がわかりやすい授業をして、子供たちが理解をしていく、そういうことをきちんとできるように指導するという観点で行っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

○21番（新谷とし議員） 再々質問をいたします。

最初に、放射性物質検査ですけれども、すべてやってほしいということではありません。回遊魚はやはり行う必要があるのではないのでしょうか。回遊しているわけですから、安全なところのみを通ってくるというわけではないです。すべて検査するのは難しいとおっしゃいましたけれども、すべて検査してほしいとは言っていないです。北海道産のものでも回遊魚についてはやってほしいということなのです。

れども、その辺はいかがですか。

それから、いじめの対策なのですけれども、先ほど教育委員長がこれからもいろいろ児童・生徒、それから関係団体と懇談していきたいということでしたが、具体的に何かお考えのことはあるのでしょうか。

それから、いじめの調査結果なのですが、昨年度の文部科学省の調査と小樽市独自の調査結果はほぼ一致しております。緊急調査は少し期間が短いので少なくなっているのですけれども、これはやはり昨年度の調査結果から、特段な努力があつて少なくなったということなのかどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

放射性物質検査の件で回遊魚をすべて検査してほしいということですが、回遊魚はかなりいると思うのですけれども、例えばサケも回遊魚ですし、ヒラメも回遊魚です。標識でもつけていればどこを通っているかわかるのしょうけれども、標識は別にやっていますからそういうのはわかるのしょうが、そこら辺がわかりにくいと思うのです。

それで、質問の趣旨をもう少し研究して、どういうものが通っているかなども調べて、研究できるかどうかはわかりませんが、その辺を研究してもう少しやっていきたいと思しますので、御理解いただきたいと思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育委員長。

○教育委員長（高木正一） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

今後は児童・生徒や関係団体との意見交換も必要と考えておりますが、その内容の具体的なものはございますかという御質問だったと思ひます。今考えているところは、児童・生徒の代表等を含めて、機会をつくって話をしていきたいとか、あるいは関係団体、PTA、その他の団体の方と機会を見つけて話せる場所をこれから検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） いじめの件数の相違の件でございますが、いじめの件数はその時点によって流動的といいますか、その月々で、極端に言うと、1か月違っただけで数字が異なりますので、特にこの数字をとらえて増えた、減ったということではなくて、傾向として経年で見なければならぬものだと考えております。

○議長（横田久俊） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

教育委員会委員長は退席していただいて結構です。

（教育委員会委員長 退席）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、民生委員・児童委員について質問いたします。

近年、全国的に孤独死、孤立死など、地域社会からの孤立が問題視されております。以前、議会でも質問をいたしました児童虐待などの問題は、数年前までは、何か大都市だけの問題のように感じておりましたが、これらの問題は、市内の高齢化とともに、私自身にとって身近な問題として感じられるような相談も増えております。このような状況の中で、これからの自治体の課題として、いかに地域に潜在化する諸課題を把握し、どう政策に結びつけるかが重要であると考えます。

厚生労働省によれば、民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねております。児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けております。

初めに、日ごろから地域住民の情報を持っております民生・児童委員との連携はこれまでどのように行ってきたのか、伺います。

また、これから連携を考える上で、課題や問題点があればお知らせください。

民生・児童委員が高齢化しているとの指摘がありますが、年齢構成と配置基準に照らし、その人数、最小担当世帯数と最大担当世帯数はどのような状況なのかお知らせください。

本市では、これまで、北海道民生委員児童委員連盟からモデル指定を受け、地域支援調査事業を行ったと認識をしておりますが、この事業の内容と目的をお知らせください。

また、事業の効果、実施地域名についても伺います。

厚生労働省の平成21年度社会福祉行政業務報告では、年間の総活動件数は約3,270万件、相談・支援活動は750万件とのことでありますが、市内の総活動件数、相談・支援活動数は、それぞれ何件かお知らせください。

また、分野別・内容別の状況も伺いたいと思います。

民生委員は特別職の地方公務員であり、民生委員法第15条に守秘義務が規定されているために、市町村は、本人の同意なしに民生委員に個人情報を提供することが可能であります。しかし、多くの自治体では個人情報保護の観点から、民生・児童委員に対しての個人情報の提供にちゅうちょしたりする事例もあることから、厚生労働省社会・援護局地域福祉課が平成24年7月に公表した「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」では、さまざまな自治体の取組を紹介しております。その中では、定期的に担当地区内対象者一覧を配布しているケースや、高齢者世帯情報などを本人同意で提供しているケース、民生・児童委員からの個別問い合わせに随時対応しているケースなどが紹介されておりますが、本市の個人情報提供に対する考えと、民生・児童委員へ個人情報を提供するまでの判断方法や手続などの方法、そのガイドラインなどがあれば伺います。

児童委員に関連して質問いたします。

さきにも述べましたが、児童委員は、児童福祉法第17条に職務についての規定があります。児童及び妊産婦につき、取り巻く環境の把握や福祉の増進を図るための活動を行うこととなっておりますが、他市では児童委員との具体的な活動が行われている地域もありますが、本市と児童委員との具体的な活動や取組などがありましたらお知らせください。

また、今後の活動で考えていることがありましたらお知らせください。

次に、防災対策について伺います。

最近、報道などにより、飲料メーカーなどが設置するさまざまな機能が搭載された自動販売機が注目されています。その一つが災害支援型自動販売機です。災害支援型自動販売機の実際の設置場所として

は、その公共性の高さから、主に緊急時の避難場所に指定されている地域の学校体育館や公共施設、病院などが中心になっているようですが、2011年3月11日に発生した東日本大震災の際には約400台が稼働し、8万8,000本以上の製品の無償提供が行われ、大変な効果を発揮いたしました。

以前、災害対策の観点から、文字情報を表示できる自動販売機導入について質問させていただきましたが、現在までにどれほど普及したのか、市内に設置された台数をお知らせください。

また、現時点で災害情報などは配信したことがあるのかお答えください。

次に、海拔表示自動販売機です。報道によりますと、これも飲料メーカーが、北海道内の津波浸水区域内にある約4,700台の自動販売機に、海拔を表示したステッカーを全道一斉に設置するとのことで、津波被害が想定される北海道内沿岸地域に設置されている自動販売機に、国土交通省と同様の海拔表示を掲示して、地域住民に日ごろから地域の海拔を意識してもらい、津波災害に対する警戒と津波発生時の避難行動などに役立ててもらいたいとの思いから開始されたものとのことです。

海拔表示ステッカーは縦30センチメートル、横42センチメートルで、「この地盤は海拔何メートル」と青地に白の文字で書かれ、国土交通省が作成した全国統一のデザインを使用しております。本来であれば、市独自でこのような海拔表示の設置ができればいいのですが、財政的な問題もあり、大変に難しいことは十分に承知しております。

私も沿岸地域にある自治体への視察時には、注意してこれらの表示方法などについて確認をしてまいりました。ステッカー式や金属の看板式、又は緊急雇用対策での取組などもあるようですが、多くの自治体で昨年の震災以来、津波対策に取り組んでおります。一企業の取組ではありますが、現在、社会貢献の一環として、積極的にこのような取組を行っている企業が増えております。財政難の自治体にとっては大変ありがたい取組だと思いますが、今後の企業との連携や情報収集についてはどう考えられているのか。また、考え次第では安価に効果的な取組ができると思いますが、この点で市長のお考えを伺います。

次に、無線LAN、Wi-Fiスポット搭載自動販売機についてです。これについては、観光地として、本市を訪れる方々の情報収集、発信という面から考えれば非常に便利なものですし、もう一点、災害時の情報収集にも非常に役に立ちます。もちろん電源等の問題もありますが、この自動販売機はWi-Fi搭載自動販売機周辺、自動販売機を中心に約半径50メートルで、NTTドコモ、ソフトバンク、auなどの通信キャリアを限定せず、Wi-Fiに対応したすべての端末スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコンなどで、無料で高速インターネット接続が利用可能になります。

このようなことから、今後、企業からの情報収集や設置情報などを踏まえ、設置交渉するとすれば、例えば公共施設などへの導入を積極的に進めるべきだと思います。現段階で、このような情報があればお知らせください。

次に、防災ラジオの導入の考え方について伺います。

私は、本年第3回定例会の総務常任委員会で、高島地域の避難訓練の際に、参加者から「広報車で音声がかえなくて困った。防災無線のようなものが各家庭にあったらいいのではないか」との意見を聞いたと紹介しました。防災無線は一台一台が大変に高価なものですから、各家庭に配置することは難しいと思いますが、防災ラジオであれば、現在、多用途で比較的安価な製品もありますし、万が一電源を喪失しても、スイッチを切ったままでも自動的に起動するというものもあります。市内の全世帯というよりは、まずは希望者を把握し、価格の何割かを市が負担するという形で配置ができないのか。費用対効果を考えても、緊急性を考えると、防災無線や沿岸部へのスピーカー設置などよりは安価ではるかに効果的だと思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、市庁舎の電源対策について伺います。

11月26日から続いた猛吹雪の影響で、27日から広い地域で停電が起き、特に登別市や室蘭市で5万世帯を超える世帯に影響がありました。原因は送電線鉄塔の倒壊であったとされております。28日は今冬で一番の冷え込みとのことで、市民生活に大きな影響を与えました。30日午後に全面復旧したものの、記者会見で登別市長は、「停電で市役所でも携帯電話しか使えなくなり、情報収集と発信の速度が一気に落ちた。大災害では、各機関との連携を強めなければ、初動態勢が必ず遅れる。連絡体制を見直していきたい」と語っていましたが、本市における市庁舎の電源の確保の状況と対策、課題について伺います。

また、登別市で起こったような市庁舎での市民サービスの低下や、対応不能のような状況は起こらないのか伺います。

このような状況から、非常時でも速やかに事業を再開するような体制をつくるべきと考えますが、本市については事業継続計画を策定する考えはないのか、改めてお答えください。

次に、ブックスタートについて伺います。

ブックスタートは1992年にイギリスで始まり、目的は保護者と乳児が本を通して心の触合いのきっかけをつくる活動とされており、日本においては2001年に世界で2番目にスタートしました。少子化が進む中で、ブックスタートを通じ、乳児と保護者、たくさんの人たちが愛情を持ってかかわることの大切さを改めて感じているところです。

全米を拠点に幼児期の教育支援に取り組む「ZERO TO THREE」というNPOがあります。この団体がアメリカ・ボストン医療センターなどと共同で、幼児期における教育が脳の発育にどう関係するかを調べた結果が大変に興味深い内容でありました。それによると、ゼロ歳から3歳までの過ごし方が、その後の成長にとって重要な影響を与えるといえます。生まれたばかりの乳児の脳の重さは大人の約4分の1しかなく、わずか3歳までの間に数十億の脳細胞と無数の神経が急激に発達し、そのため、スポンジのようにあらゆる刺激を吸収する最初の3年間に、絵本の読み聞かせや多くの遊びを経験することは、語学の習得を早め、読解力や理解力の向上につながるといいます。

日本ではブックスタート事業を始める自治体に対し、NPOブックスタートが実施に対する情報の提供や研修事業などを行い、サポートしていると認識しておりますが、今回いろいろ調べますと、全国での実施自治体は2012年10月31日現在830市区町村となっておりますが、小樽市は含まれておりませんでした。早くからこの事業に取り組まれていたと思いますが、なぜ実施自治体に含まれていなかったのか、伺いたいと思います。

この事業の本市導入に至るまでには、我が党の斉藤陽一良議員も議会で取り上げ、重要性、必要性を質問、また要望してまいりました。

そこで、伺いますが、本市のブックスタート事業はどのような議論がなされ、導入に至ったのか。

また、小樽市ではNPO法人絵本・児童文学研究センターが運営の中心を担っていると思いますが、運営に当たり、NPOブックスタートとの情報交換などはされているのか伺います。これまで情報交換をされたことなどありましたら、お知らせください。

以前に赤ちゃんを持つお母さん方と懇談する機会がありましたが、その際、ブックスタートでプレゼントしている本が第1子、第2子とも同じ本であり、せめて第2子以降は違う本をプレゼントしたり、数種類の中から選べるほうがうれしいとの声がありました。

そこで、現在の事業内容、これまでの実績をお知らせください。

また、プレゼントする本の選定や選定基準と選定に至る過程についてお答えください。

先ほどのお母さん方からの要望を実施することはできないものか、お考えを伺いたいと思います。

NPOブックスタートでは、ブックスタートに取り組む全国の自治体では大切な五つのポイントとブックスタートの願いが共有されており、地域でブックスタートの名称を使う際には、この点を共有していただけるようお願いしていますとのことですが、この点での認識とお考えを伺います。

今後も継続してブックスタート事業を行っていただきたいと思いますが、これからの課題と課題解決へ向け、どのような議論、協議をされるつもりなのかお答えください。

次に、ワンストップ・サービス・デイについて質問します。

私は、これまでの若年者雇用問題と対策について質問、要望させていただきました。現在も円高、デフレ、雇用情勢は悪化し、なかなか回復の状況にはありません。雇用の問題でいいますと、全国の完全失業率は10月末現在4.2パーセントで、完全失業者数は271万人とのことですが、同じく10月末現在の小樽管内のパートを含む新規求人数では916人で、前年同期比256人、38.8パーセントの増加ですが、このうちパート占有率が約4割、有効求人倍率は0.63倍と若干の上昇はあるものの、厳しい状況は変わりません。

このような状況の中、生活保護の相談や、雇用、賃金などにかかわる相談が増えてきていると感じておりますし、複数の問題を抱えていることが多く、場合によっては、市の担当課のみならず弁護士などを紹介したりと、問題解決には時間がかかるケースもあり、これらの相談を受ける窓口の一本化、いわゆるワンストップ・サービス化が必要であると考えます。

以前から若年者雇用問題でのワンストップ・サービスを要望してきましたが、それらも考慮した形で、既に本市においてはワンストップ・サービス・デイを設け、求職者などを対象に悩みの相談を行っている認識しています。先日11月30日にも行われたと伺いました。この事業は年に何回行っておられるのか。今回の相談人数と相談分類をお知らせください。

その上で、これまで回を重ねる上でどのような効果があったと考えられるのか。また、現在の事業を継続する上での課題についてもお答えください。

本来であれば、このような生活相談を総合的に相談できる窓口は、常設であることが望ましいと思いますが、常設するとした場合の課題、問題点は何か伺います。

また、相談の内容によっては、専門的な知識や資格などが必要になってくると思います。これまでどのような相談体制で行ってきたのか、また専門的な知識、資格を持った方がいましたらお知らせください。

政府は2008年のリーマンショック後、さまざまな政策を打ち出すも、制度の窓口が異なり、たらい回しになる人が多かったことから、ハローワークの各窓口で職員を集めるワンストップ・サービスを行いましたが、これも思うように機能しなかったといえます。その反省を踏まえて、パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト事業として全国で開始しましたが、このパーソナル・サポート・サービス事業の認識や、本市でもしこのような事業を本格的に実施するとした場合、どのような問題があると考えますか。市長の見解を伺いたいと思います。

再質問はいたしませんので、わかりやすい御答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民生・児童委員について何点か御質問がありました。

まず、民生・児童委員との連携についてであります。災害時に支援を要する方のリストアップへの協力依頼や実際の支援、また地域の中で見守りを要する方に対する支援などがあります。

また、これからの連携を考える上での課題や問題点についてであります。見守りに関しては、地域とのつながりが薄い世帯が増加していることへの対応や、民生・児童委員の高齢化や担い手が不足していることなどがあります。

次に、民生・児童委員の年齢構成についてであります。現在、委嘱されている307名について10歳刻みで申し上げますと、40歳代の方が6名、50歳代の方が39名、60歳代の方が160名、70歳代の方が102名となっております。

また、配置基準との関係であります。厚生労働省通知により、人口10万人以上の市では、170世帯から360世帯に1人の割合で民生・児童委員を配置することとされており、本市では314名としております。

1人の民生・児童委員が担当している世帯数につきましては、平成22年12月の民生・児童委員の改選時点で申し上げますと、最小で40世帯、最大で492世帯となっており、いずれも配置基準を満たしておりませんが、これは地域特性や住宅事情によるものであり、関係機関である北海道から了解をいただいております。

次に、地域支援調査事業についてであります。その内容につきましては、地域で孤立していたり、家に引きこもっているなどの支援を必要とする方を把握し、また、だれがどのように地域内で近隣とかかわっているかなどの調査を行い、それらのデータを整理し、地図上に記入するものであります。

目的といたしましては、民生・児童委員としての地域支援活動をより広げるとともに、支援を必要とする住民に対し効率的な支援を行うことであり、平成21年度から22年度の2年間実施したと聞いております。

次に、事業の効果と実施地域名についてであります。効果といたしましては、支援を必要とする住民を把握する過程でより身近な関係を構築できたこと、また住民の近隣とのかかわりを調査することにより、地域のいわゆる「世話やきさん」の存在が明らかとなり、見守りに協力いただいたり情報を共有するなど、地域支援活動の幅が広がったと聞いております。

また、実施した地域につきましては、モデル地区として指定された稲穂地区の一部であります。

次に、民生・児童委員の活動件数等についてであります。平成23年度の状況を申し上げますと、総活動件数は2万9,196件であり、相談・支援活動数は8,598件となっております。

分野別では、高齢者に関するものが4,900件と半数以上を占め、続いて子供や障害者に関するものとなっております。

内容別では、見守りなどの日常的な支援が最も多く、1,789件となっており、続いてごみや雪など生活環境に関する相談支援となっております。

次に、本市の個人情報提供に対する考え方ですが、災害時、緊急時などの要支援者を把握しておくことは明らかに本人の利益になるという観点から、小樽市個人情報保護条例に基づく判断により、民生・児童委員への情報提供を行っております。

具体的な手続等の方法としては、一例ですが、平成23年4月より、災害時要援護者の登録対象者である市内在住の65歳以上の方について、住民基本台帳法に基づく基本情報の提供を行い、民生・児童委員と連携の下、緊急時の対応等の体制づくりを行っております。また、国からもガイドラインとして、市町村に対し、民生・児童委員への必要な情報を提供するよう通知されているところであります。市といたしましても、今後も引き続き民生・児童委員の活動が円滑に行えるよう、必要な情報を適切に

提供してまいりたいと考えております。

次に、本市と児童委員との具体的な活動や取組等についてであります。児童の非行防止のための少年補導委員への委嘱や小樽市要保護児童対策地域協議会に参画していただき、児童の健全育成や虐待防止などに関して協力していただいております。今後の活動に関しましては、児童虐待の防止など要保護児童対策について、地域に身近な存在である児童委員の御協力を一層お願いしたいと考えております。

次に、防災対策について何点か御質問がありました。

まず、災害支援型自動販売機の設置台数などについてであります。文字情報の配信が可能な電光掲示板を搭載し、災害時に商品提供が可能な自動販売機については、本年4月末現在で、市内には17台が設置されております。また、現在まで、市が災害情報の配信を行った事例はありません。

次に、自動販売機への海拔表示の掲示にかかわる企業との連携や、情報収集の取組についてであります。御質問にありました企業とは、本市も災害対応型自動販売機に関する協定を締結しており、そのことから、企業側より自動販売機の海拔の掲示について申出があったところであり、現在、担当者レベルでの詳細を詰めていると聞いております。

こうした企業の取組は、本市の防災力向上のための大きな力となると考えておりますし、今後も企業側との情報交換や連携を密にして、これらの取組を活用しながら、効率的な防災対策を進めていきたいと考えております。

次に、無線LAN、Wi-Fiスポット搭載自動販売機の公共施設などへの導入についてであります。現在、飲料メーカー1社が本年から設置を始めていると承知しておりますが、メーカーの設置に対する考え方や、どのような情報の提供ができるのかなど不明な点も多く、現時点では導入については考えておりません。

なお、この自動販売機は、現在、首都圏を中心に、主に空港などに十数台が設置されているものの、北海道内にはまだ設置されていないと聞いております。

次に、防災ラジオの導入についてであります。防災ラジオにつきましては、防災行政無線を自動受信するタイプのものと、災害時に地域コミュニティFM局で放送される緊急放送を自動受信するタイプのものがあり、いずれも情報伝達のための有効な手段の一つであると考えております。

しかしながら、自動受信する信号を送るための送信設備の整備や、緊急地震速報や津波警報を瞬時に伝えるJ-ALERTの自動起動システムの整備のほか、有償配布とした場合、どの程度普及率が上がるかなど検討しなければならない課題も多々あると考えております。本市としても、情報伝達手段についてどのような方法が最も効果的であるか、防災ラジオの活用も含め、今後さらに研究してまいりたいと考えております。

次に、停電時の市庁舎の電源対策についてですが、本市では消防庁舎に自家発電装置が設置されており、これまでも消防の通信指令は、停電時でも対応が可能となっております。また、本年、防災担当の執務室もこの自家発電装置との接続工事を行い、災害による停電時の情報収集などにも対応が可能となりました。

しかしながら、本庁舎には自家発電装置が設置されておりませんので、停電による住民サービスへの影響は避けられないものと考えております。本庁舎への自家発電装置の設置にはスペースや費用の問題がありますので、本庁舎の建て替え時に検討すべき課題と認識しております。

また、災害時の連絡体制については小樽市地域防災計画に定められており、この計画に沿って行うこととなります。

次に、事業継続計画についてですが、この計画は、大規模災害時などにおいて応急業務や通常業務を優先度の高い順にあらかじめ特定し、業務執行を適切に行うための計画であると認識しております。しかしながら、本市においては喫緊の課題である津波避難などの防災対策や市民情報の管理システムの構築を優先的に行っている状況にありますので、この進捗状況も見ながら計画の策定について判断してまいりたいと考えております。

次に、ワンストップ・サービス・デイ事業についてであります。この事業は小樽市雇用促進協会が事業主体となり、毎年年末に向けて、仕事や住居、生活に悩みを抱える方を支援するために実施していることから、年1回11月下旬から12月上旬に行っております。

また、今回の相談人数は16名で、その相談分類は仕事に関する事、住宅に関する事、貸付けに関する事、生活保護に関する事などで、延べ26件の相談がありました。

次に、ワンストップ・サービス・デイ事業の効果についてであります。相談に参加された方を対象としたアンケートでは、「自分の話をよく聞いてもらった」「複数の相談窓口に出向く手間が省けた」などの感想があり、また相談内容も仕事、住宅、貸付け、生活保護、心の相談など多岐にわたっており、相談者が悩みを解消する支援として、一定程度の効果があったものと考えております。

また、事業を継続する上での課題についてであります。効果的な事業の周知方法などが挙げられます。

次に、生活相談を総合的にできる窓口の常設化の課題、問題点についてであります。相談スペースや執務室の確保のほか、関係機関からの相談員の派遣調整をはじめ、既存関係機関の相談窓口との役割分担などが考えられます。

次に、相談体制についてであります。ハローワークおたる、社会福祉協議会のほか、市からは保健所、生活支援課、建築住宅課の協力を得て実施しており、それぞれの所管に関する専門的な知識を有する職員が相談業務を行い、精神保健福祉士、社会福祉主事などの有資格者が参加しております。

次に、パーソナル・サポート・サービスモデルプロジェクト事業についてであります。この事業は政府の緊急雇用対策本部のプロジェクトとして、平成22年度から3年間の期間で行われているもので、さまざまな領域にわたる問題が複雑に絡んで、自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが困難な方に対して、個別的・継続的・包括的な支援を行う、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた課題を検討するためのモデル事業であります。現在全国27地域で、道内では釧路市で行っているものと認識しております。

本市がこのような事業を実施するには、市内におけるニーズの把握はもちろんのこと、事業費や費用対効果、相談員配置場所の設置、相談員になり得る知見を有する人材の確保、関係機関との連携体制の構築などが課題として考えられます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、全国のブックスタート実施自治体830市区町村との関連についてでございますが、これらの市町村はNPOブックスタートから絵本等の提供を受け、ブックスタート事業を実施している自治体であり、本市においては、市内のNPO法人絵本・児童文学研究センターから無償で絵本の提供を受けるなどの協力を得て、独自にブックスタート事業を実施しているものでございます。

次に、ブックスタート事業の導入に至る議論についてであります。平成13年に市議会においてブックスタート事業を実施すべきとの御提案をいただき、導入に向けて検討を進めておりましたところ、絵

本・児童文学研究センターから絵本及び人的支援の申出があり、14年5月に保健所、児童家庭課、図書館及び同センターで構成する小樽市ブックスタート協議会を立ち上げ、開催する場所や回数、必要な人員配置、絵本の選定や提供の仕方などについて協議を行い、15年4月から事業を実施するに至ったものであります。

次に、NPOブックスタートとの情報交換についてであります。小樽市ブックスタート協議会のメンバーである絵本・児童文学研究センターでは、NPOブックスタートが年4回発行している会報を通じ、活動内容などの情報は得ているものと承知しております。

次に、本市におけるブックスタート事業内容についてであります。保健所で毎月2回実施される10か月児健診に合わせて、ブックスタート事業を行っております。健診前に、絵本・児童文学研究センターのボランティアが親子に絵本の読み聞かせを行っております。また、健診後、図書館の司書と研究センターの職員が母親に絵本の読み聞かせの大切さを伝え、絵本2冊と手引書をセットにして提供する活動を行っております。これまでの実績は、本年11月末現在で延べ7,348セット、絵本冊数では1万4,696冊となっております。

次に、絵本の選定などについてであります。長年絵本の研究に携わってきた絵本・児童文学研究センターが、専門的な見地から、乳児のファーストブックとして最もふさわしい絵本2冊を選定し、提供をいただいているところであります。

次に、提供する絵本への要望についてであります。選定された絵本はどの子にとってもファーストブックとして大切に保管してほしいとの願いから、同じ絵本を提供してまいりましたが、その後、保護者から違う絵本にしてほしいとの要望があり、協議会で検討した結果、平成22年8月から、第3子以降について希望する場合は、2冊のうち1冊を別の絵本に替えることができることとしております。

次に、NPOブックスタートが提唱する五つのポイントとブックスタートの願いについてであります。乳児と保護者が絵本を通じて触れ合うきっかけをつくること、地域の乳児と保護者を対象とすること、保健所などの健診などで行われること、絵本を手渡すこと、市区町村単位での活動であることが五つのポイントであり、ブックスタートの願いとして、絵本を通じ乳児と心触れ合うひとときを持つことをうたっているものと承知しております。本市のブックスタート事業は絵本を提供するだけでなく、肌のぬくもりを感じながら言葉と心を交わす、そのかけがえのないひとときを応援する運動と位置づけしており、基本的な考え方は同様のものと認識しております。

次に、今後の課題についてであります。ブックスタート事業で絵本を提供した後、各家庭において、保護者が絵本を活用して読み聞かせを続けることが最も大切なこととありますので、図書館の週1回の読み聞かせへの参加を呼びかけるとともに、家庭向けに、さまざまな機会をとらえて、読み聞かせの大切さについて啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 秋元議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、上野智真議員。

（14番 上野智真議員登壇）（拍手）

○14番（上野智真議員） 一般質問を行います。

東日本大震災後、激減した観光客も徐々に回復し、本年度上期の観光客入込数は375万8,300人と、前年度比114.1パーセントとなり、震災前の入り込み数にほぼ戻りつつあります。これは、行政の努力とともに、小樽市の観光地としての魅力が衰えていないことを表していると考えます。今後さらなる交流人口を増やしていくためにも、小樽市として観光を基盤とした施策を進めていく必要があります。

そこで、現在、小樽市が国に賃借料を支払い、管理・運営を北一硝子に委託している堺町の大型バス駐車場についてお聞きします。

この駐車場の土地の賃貸借契約は今年度をもって切れると伺っています。国は土地の売却を前提としていたことから、買取りも視野に入れてきたことと思いますが、市の財政状況から、土地取得は困難であると考えます。しかし、大型バス駐車場の必要性は明確であることから、市はこの駐車場に関してどのような検討を進めてきたのか、お聞かせください。

また、来年度の駐車場の開設に向けて、北海道財務局及び北一硝子とどのような協議がなされているのか、お聞かせください。

小樽観光の起点としての大型バス駐車場は今後も維持存続が望ましいと思いますが、今後、現状を維持していくのか、すべてを市営にするのか、また近隣の商店街組合や企業などと運営のあり方を検討するのか、長期的にどのような方向性をお持ちか、お聞かせください。

次に、新幹線早期開業への取組と、新駅舎並びに周辺整備のビジョンについてお尋ねいたします。

本年6月29日、北海道新幹線新函館－札幌間の着工が認可され、小樽市も新幹線の計画ルートとなっていることから、地元商工会議所をはじめ多くの市民の方々の期待と注目が集まってきております。11月20日には、鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局主催による事業説明会が行われて、事業概要が示されたことを踏まえ、お聞きいたします。

着工が認可されてから、新函館、札幌同時着工など、早期開業に向けての要望活動などが行われていると思いますが、これまでの取組についてお聞かせください。

今後の経済効果や市の財政状況を検討し、新小樽駅開業に向かって、駅舎や周辺整備を含めた構想を構築していく必要があると思います。認可された鉄道・運輸機構の工事実施計画では、天神に新駅舎を建設する予定ですが、駅舎の機能やデザインなどをどのように決定していくのか。またその周辺をどのように整備していくのか。

道内は基本的に車での移動が多いことから、駐車場を多く整備し、利用しやすい環境を整えることや、駅舎から小樽中心部へのアクセスなど、一手、二手先の構想を構築し、提案していくことで市民へのさらなる意識喚起や関心を高め、市民一体となった要望がなされることで早期開業へとつながっていくと考えますが、開業へ向けた今後の取組やスケジュールをお聞かせください。

次に、行政評価についてお尋ねいたします。

少子高齢化が進む本市において、行財政資源の効率的配分や効率的行財政運営を目指し、職員の目的、成果、コスト意識の醸成や必要な点検と見直しによる業務の改善を図ることにより、持続可能な自治体経営につなげることを目的に、本年8月から、行政評価システムの導入に向けた事業評価が試行されております。これは民間出身の中松市長のカラーが出ており、私も大きな期待をしている施策でもあります。

まず、現在の進捗状況についてお聞かせください。

この評価は今後の予算編成の検討材料になると聞いていますが、この評価結果についてはいつどのような形で示されるのか、お聞かせください。

また、今後この結果を踏まえ、どのように行政評価システムを構築していくのか、方向性をお聞かせ

ください。

次に、市民の意見を取り入れる取組についてお尋ねいたします。

現在、市の施策や計画などに市民の意見を反映させるための手法として、パブリックコメントの募集をしております。本来、行政に市民の意見を反映させるためのパブリックコメントですが、多くはホームページでの募集であり、近年の状況を見ますと寄せられる意見も少なく、形式上行われているにすぎず、高齢化が進む本市においては、インターネット環境が整っていないことやパソコンでの投稿そのものが難しい方も多と思われることから、市民の意見を反映しているとは言いがたいと思います。

市民力を掲げている市長は、民間の意見の活用は重要と感じていると思いますが、商業施設などでの意見募集など、さまざまなパブリックコメントの手法を行っている市もある中、今後の自治基本条例の制定も勘案し、より市民協働の立場を明確にし、さまざまな場所に職員が直接ブースをつくって積極的なパブリックコメントの募集も必要と思いますが、パブリックコメントに関するお考えと今後の取組についてお聞かせください。

次に、大雪対策についてお尋ねいたします。

昨シーズンの岩見沢市での記録的な大雪で、市民生活に甚大な影響を与えたことは記憶に新しいことと思います。市民生活が機能停止となり、雪による建物の倒壊などが発生したり、市だけでは対応できず、自衛隊の災害派遣が行われるなど、自然の猛威を改めて思い知らされました。

このような大雪の被害は小樽でも起こり得ることであります。長期予報では降雪量は平年並みとなっておりますが、自然が相手なので、岩見沢市のような事態にならないための防御策を講じる必要があると考えますが、小樽市では通常の除雪計画のほかに、道路管理者として想定外の大雪に対し、どのような備えを行っているのか、お聞かせください。

また、大雪のほかに、道南地域で11月末に起こった大規模停電など、冬季における大規模な災害が起きたときは、夏季に比べ、寒さによる生命の危険も想定されることから、どのような支援体制を計画しているのか、お聞かせください。

避難所については災害備品の備蓄を進めていることと思いますが、雪による道路の寸断を考えると、以前から申し上げてまいりますが、公共施設の避難所だけでなく、民間との災害時における協定も進めていくべきと考えますが、現在どのような検討が進んでいるのか、お聞かせください。

次に、桃内にある廃棄物最終処分場についてお尋ねいたします。

現在の最終処分場は、当初平成27年度に埋立てが終了となる計画になっており、現在の処分場の隣接した場所に新たな処分場の建設が検討されておりますが、昨年度の調査により、処分場の残余年数が延長され、平成31年度まで使用可能と考えているとお聞きしました。残余年数が延びたことで次期処分場についての検討期間も余裕ができましたが、計画している処分場予定地は調査により地下水位が高いことがわかっていることから、処分場として使用する際、計画が必要と思われますが、現在までどのような検討がなされているのか、お聞かせください。

また、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

次に、孤立死への取組についてお尋ねいたします。

本年1月20日、札幌市白石区で40歳代の姉妹が亡くなっていた事件は、現代における孤立の現状を考えさせられる事件でした。11月27日の新聞報道でも、札幌市東区で孤立死と思われる高齢母子の死亡事件があり、孤立死の現状は深刻であると言わざるを得ません。

札幌市では平成19年にさっぽろ孤立死ゼロ推進センターを開設し、孤立死をなくす取組をしておりますが、急速な核家族化や高齢化が進む本市においては、これまでの町会や民生・児童委員の方々の活動

に加え、孤立死を防ぐ取組が必要と考えますが、本市の独居の高齢者や知的障害者など、孤立化が懸念される世帯をどのように把握しているのか、お聞かせください。

また、今後孤立化を防ぐには、行政、社会福祉協議会、町会、民生・児童委員などと連携した新たな取組や仕組みづくりが必要と思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

次に、長橋にある小樽犬管理所についてお尋ねいたします。

この管理所は昭和20年代から30年代に建設されたもので、老朽化が著しく、さらに手入れも行き届いていない状態でした。しかし、近年、ドッグエンジェルというボランティア団体の取組により、犬舎の手入れや動物の管理、また里親探しなどの活動で、殺処分となる動物も減ってきていると聞いておりますが、近年の犬の収容数と返還数、殺処分数、平均保管日数をお聞かせください。

また、諸般の事情により飼えなくなった動物の引取り件数もお聞かせください。

現在、ドッグエンジェルによってよりよい環境づくりがなされている施設ですが、老朽化による動物への影響は大きく、改築などの施設改善が必要だと思います。市としてのお考えをお聞かせください。

また、市民協働を推進する市長の姿勢を踏まえ、今後このような犬管理所に対する献身的なボランティア団体の活動に対し、どのように支援、協力をされていくのか、お考えをお聞かせください。

次に、教育についてお尋ねいたします。

先月から、市内の教員を対象に築校小樽塾が行われていますが、現在の参加人数と年齢構成についてお聞かせください。

また、研修内容とこの塾の狙いについてお聞かせください。

浜松市の教育委員会では、経験豊かな教員を講師に、若手の教員を1対1で養成する教師塾制度を視察させていただいたことがあります。今回の小樽塾で教員をスキルアップさせ、将来、浜松市の教師塾のような取組を行って、教員の資質向上につなげていくこともあると考えますが、市教委としてこの小樽塾をどのように発展させていこうとお考えか、お聞かせください。

樽っ子学校サポート事業についてお尋ねいたします。

今年の夏季休業において樽っ子学校サポート事業が行われましたが、準備期間が短かったこともあり、商大生2名での事業実施となり、今後のさらなる広がりを期待することとなりましたが、冬季休業前の登録ボランティア数と事業実施スケジュールをお聞かせください。

前は子供の宿題などのサポート的な内容で行われた授業でしたが、今後は授業構成などを検討し、塾のような方向性を持った内容にすることによって、子供たちの学習意識を高め、学力向上につながると思いますが、今後の取組についてお聞かせください。

学校での授業のあり方についてお尋ねいたします。

先般、市内の中学校において公開授業があり、参観させていただきました。参観した授業は英語と数学で、数学では習熟度別授業が行われておりましたが、習熟度別授業にもかかわらず授業が同じ内容と進度であったことに、どのような目的の習熟度別授業であったのか、いささか疑問を感じました。

元小学校教員で、教育技術法則化運動を広めている向山洋一氏によると、学力低下の根本原因は、1時間の授業で1問だけを考えさせる指導法である問題解決学習法が広まっていることにあるということですが、1問を黒板に示し、20分ほど考えさせ、十数分の話合いをして、教員が解説をして終了する。このような授業では教科書の問題をすべて取り上げることはできず、残りの練習問題は宿題とするそうです。

似たような例として、国語では漢字は授業で扱うものではなく、宿題でやらせるものだと考えている教員もいるとのこと。学力をつけるのは宿題ではなく、授業であると思いますが、小樽市では小・

中学校において教科書の内容すべてを教えているのでしょうか。

また、市教委は、授業の進度や内容について、どのような方法で把握をしているのか、お聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 上野議員の御質問にお答えします。

初めに、堺町の大型バス駐車場について何点か御質問がありました。

まず、堺町の大型バス駐車場についての検討であります。市といたしましては、この駐車場が小樽観光にとって大変重要な役割を果たすインフラの一つであると認識しております。このことを踏まえ、今後の駐車場のあり方や、駐車場敷地となっております国有地購入などについて検討を重ねてまいりましたが、市の財政が厳しいことから、国に対し賃借の継続を要望したところであります。

次に、バス駐車場開設に向けての協議についてであります。国有地を所管する北海道財務局小樽出張所とは、国有財産の賃貸借契約の継続要望に関する事務レベルでの協議を進めた中で、10月末に来年度の契約継続が認められたところであります。また、当駐車場内には北一硝子の所有する発券所などの施設があり、管理は同社が行っておりますので、国有地の賃貸借契約の継続に伴い、来年度に向けた協議を行いました。結果として、これまで同様の管理・運営ができることを確認しております。

次に、堺町の大型バス駐車場の長期的な方向性につきましては、市といたしましても、今後とも存続させていかなければならない施設であると認識しております。一方で駐車場の開設には年間1,500万円もの市費がかかるため、受益者負担の公平性なども含めて、将来的に駐車場がどうあるべきか、地元の商店街振興組合や周辺事業者などとも十分に協議し、その方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、新幹線早期開業への取組と周辺整備のビジョンについて御質問がありました。

初めに、北海道新幹線新函館－札幌間の着工認可からこれまでの取組についてですが、8月25日に長万部町において、北海道、JR北海道、鉄道・運輸機構の主催による建設工事起工式が行われたところであります。その後、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会が11月9日に北海道開発局や北海道運輸局、さらに北海道に対し、14日には国土交通省や道内選出国會議員をはじめ関係機関に対し、札幌までの整備促進などについて要望を行いました。

また、鉄道・運輸機構主催、小樽市共催による事業概要説明会を11月20日に市内全体を対象に、その後22日と今日2日には、天神地区と朝里川温泉地区を対象に開催しております。

次に、今後の取組やスケジュールについてですが、平成18年に新小樽駅周辺整備構想を策定しておりますが、今後この構想をベースに、庁内に設けました北海道新幹線活用戦略庁内検討会議などにおいて議論を重ね、その後、市民の皆さんや関係機関、各界・各層の御意見を伺いながら、駅舎や駅周辺整備を含めた基本計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、具体的な時期については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、行政評価についてお尋ねがありました。

まず、現在の進捗状況についてであります。初めに10年以上の長期継続事業などを対象事業に各担当部がその必要性や有効性などを検討しながら、要改善や拡大など今後の方向性を示す1次評価を行いました。その後、総務部と財政部において各部から提出された1次評価の事業評価調書の点検を済ませ、

現在この点検結果を基に2次評価案の作成を終えたところであり、今後、庁内議論を経て評価を確定することとしております。

次に、評価結果をいつどのような形で示すのかについてであります。本来であれば予算編成前に評価結果を通知するものでありますが、今年度につきましては、年度途中からの評価作業開始であり、現在、予算編成と並行して作業を進めていることから、公表は予算案が確定される時期の前後になるものと考えているところであります。

また、公表の内容につきましては、各対象事業の概要や要改善、拡大、現状維持などの今後の方向性を示した評価結果を示す予定であります。その詳細につきましては、現在、検討を行っているところであります。

次に、今後どのような行政評価システムを構築していくのかについてであります。今年度は試行の位置づけとして、現在10年以上の長期継続事業などを対象に実施しているところでありますが、対象事業の抽出の仕方など、幾つかの課題が出てきておりますので、課題の解決に向けた改善を図りながら、より効果的な評価システムの確立に向けて、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民の意見を取り入れる取組についてですが、現在パブリックコメント手続により意見を求める計画等の案の公表は、市のホームページのほか、市の情報公開窓口や計画等の所管部署、駅前サービスセンターや銭函、塩谷の両サービスセンターで実施しており、書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メールなどにより、意見を提出していただいているところであります。御指摘のとおり、寄せられる意見も少ないことから、今後、他都市の事例も参考にしながら、できるだけ多くの市民の皆さんから意見をいただけるような方策を考えてまいります。

次に、防災について何点か御質問がありました。

初めに、想定外の大雪に対する備えについてであります。想定外の大雪が発生した場合は、まず小樽市地域防災計画に基づき、緊急雪害対策室を設置することとしております。対策室では、雪堆積場に至る道路やバス路線などの幹線道路を確保するため、除排雪業者と各地域のステーションごとに除排雪作業の優先すべき道路や作業手順を盛り込んだ計画を策定するとともに、ステーションがそれぞれ協力できる体制を構築しております。また、国、北海道等の関係機関ともシーズン前から大雪に対する除排雪作業の支援などについて連携が図られるよう協議しているところであります。

次に、大規模停電時などの支援体制の計画についてであります。冬季間において大規模災害に伴う停電などにより、自宅で暖房器具が使用できないなど、生命に危険が及ぶような場合、避難所を開設することとしています。昨年の東日本大震災では、避難所における暖房の使用不能や毛布不足などのいわゆる寒さ対策が課題として指摘されていたことから、本市ではこれを教訓に本年度から5か年計画で全避難所へのストーブ、毛布、床敷シートの計画的配置を進めているところであります。また、このほかに民間と締結している冬季必需品の調達に関する協定により、ストーブや発電機のほか、寝具、寝袋、使い捨てカイロなどを確保し、冬季間における災害対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、避難所についての民間施設の協定についてであります。現在、本市では指定避難所以外にも朝里川温泉地区の宿泊施設と協定を結んでいるほか、雪害等により家屋倒壊の危険があり、緊急避難をする必要があるときや、小規模な避難勧告があったときなどの災害発生時に、町内会館を避難場所として利用できるよう各町会の御了解をいただいております。災害の種類や規模、被害状況などにより、これらも避難場所として活用していくこととしております。今後も津波避難ビルなどの一時避難場所として利用可能な施設については、協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、桃内の廃棄物最終処分場について何点か御質問がありました。

まず、現在の検討状況についてであります。次期処分場候補地は地下水位が高いことから、当初考えていた掘り下げ工法ではなく、地下水に影響を与えない斜面に盛土をする工法について概算事業費を含め検討しているところであります。

また、最近の処分場用地の確保の困難さや建設技術の進歩から、国においても既存処分場のかさ上げによる延命化に柔軟な対応を示してきており、本市においても現処分場の延命化についての検討も行っているところであります。

次に、今後のスケジュールについてであります。先ほどお答えした検討の結果によっては、工期に違いがありますので、現処分場の残余容量を適切に把握しながら、次期処分場建設について一定の方向性が決まり次第、地元町会との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、孤立死への取組について何点かお尋ねがありました。

まず、孤立化が懸念される世帯の把握についてであります。独居高齢者につきましては、毎年5月に民生・児童委員が実施している世帯状況調査等により行っており、また独居の知的障害者につきましては、本年2月以降、市が独自に実施している生活状況調査により行っております。

しかしながら、昨今の新聞報道等にもありますように、孤立死は独居世帯に限らず発生するなど、さまざまなケースがあることから、すべてを把握することは困難であります。民生・児童委員などと連携を図り、できる限りその把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、孤立死を防ぐための新たな取組や仕組みづくりについてであります。本市では平成21年7月に高齢者見守りネットワークを立ち上げ、行政や民生・児童委員、ライフライン業者など、関係者による見守り体制を構築し対応しておりますが、今後、予定しております新たな取組といたしましては、ライフライン事業者との情報の共有であります。

本年3月から北海道と札幌市が電力会社などのライフライン事業者と見守りを必要とする方の情報の共有についての協議を重ねておりましたが、このたび一定の方向性について合意があったものと聞いております。このことから本市といたしましても、情報共有の可能性について関係事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、犬管理所について何点かお尋ねがありました。

まず、犬の収容についてであります。狂犬病予防法に基づく平成22年度の収容数は引取り犬と捕獲犬を合わせて64頭、返還数は24頭、殺処分数は14頭、平均保管日数は33日となっております。同様に23年度の収容数は62頭、返還数は24頭、処分数は13頭、平均保管日数15日、24年度は11月末現在であります。収容数は24頭、返還数は12頭、処分数は4頭、平均保管日数は5日と減少傾向にあります。

また、動物の引取りについてであります。犬については平成22年度は16頭、23年度は17頭、24年度は11月末で4頭と減少傾向にあります。猫については動物愛護管理法を所管している道の業務となっております。道に協力する形で引取りを実施しており、平成22年度は404匹引取り、392匹を処分、23年度は282匹引取り、281匹を処分、24年度は11月末で197匹引取り、194匹を処分しております。引取りを減らすため道と連携して里親探しや飼い主への終生飼育の指導を継続しているところであります。

次に、犬管理所の改築など施設改善の必要性についてであります。犬の収容棟は昭和27年に建築し、昭和56年に大規模補修を行っております。コンクリートブロックづくりのため、構造上の問題はありますが、建築時には長期間の犬の収容は想定しておりませんでしたので、暖房設備は整備されていない状況です。現在は電気ストーブで対応しておりますが、設備の改善について検討しております。

次に、ボランティア団体の活動に対する支援、協力についてであります。昨年度、保健所とドッグエンジェルの両方で協議を重ね、今年度から小樽市犬管理所ボランティア活動に関する覚書を締結し、活動内容や保健所との連携協力について明文化したところであります。また、団体とも連携し、引取り犬を減らす啓発やイベント等を実施しているほか、問題点を定期的に話し合う場を設けるなど、今後とも協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、築校小樽塾の現在の参加人数と年齢構成についてでございますが、現在37名が参加しており、年齢構成は20代が16名、30代が10名、40代が10名、50代が1名となっております。

次に、築校小樽塾の内容とねらいについてでございますが、教師が教師として授業力や指導力などの力量を磨くことは当然のことですが、その前にまずは小樽市民として小樽のまちに役立つ人材であることが最も大切であるというふうと考えております。地域や保護者から信頼され、尊敬され、子供を安心して預けられる教師となり、小樽の子供たちが夢と希望を持てるような学校を築ける教師となるのがこの塾の目指すところであり、この塾では従来型の研修ではなく、小樽の歴史やまちづくりなどを中心にさまざまなジャンルをテーマに取り上げ、保護者や商店主、地域の方などと討論し、グループでアイデアを出し合い、提案するなどの参加型の研修を取り入れ、塾生同士がお互いに高めあえる内容にしたいと考えております。

次に、築校小樽塾の今後についてでございますが、ここで学んだ塾生が小樽にふさわしい教育を実践し、地域のまちづくりをリードする人材として活躍することを期待しております。またこの築校小樽塾が教育委員会の手を離れ、塾生自身のみずからのテーマを設定し、自主的にこの塾を運営し、教師としての力量はもちろんのこと、人間としての幅広い知識と経験を身につけ、小樽の教育の中心的な役割を担うものに発展することを願っております。

次に、樽っ子学校サポートの登録人数と実施スケジュールについてでございますが、樽っ子学校サポートへのサポーター登録人数は、今のところ9名であり、冬季休業中には小学校7校、中学校3校に12月25日から最大3日間派遣するスケジュールとなっております。

次に、樽っ子学校サポートの今後の取組についてでございますが、樽っ子学校サポートは、今年度から始めた事業であり、これまでは放課後や長期休業中に学生のサポートを受けながら子供たちが自習するという形式で行ってまいりましたが、今後は参加した子供やその保護者、先生方の声なども聞きながら、一人一人の学力向上のために、どんな時期にどんな方法で行うことが効果的なのかについて工夫・改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の小・中学校において教科書の内容をすべて教えているのかのお尋ねでございますが、教科書は学習指導要領に示された目標及び内容などを踏まえて作成されております。各学校においては、校長の指導の下、年間指導計画に基づき教科書を中心に指導する教員の創意工夫により適切な教材を活用しながら学習が進められております。各学級では子供たちの理解の程度を見ながら、学習を進めることから、教科書の進度に違いが出るがありますが、教科書の内容については、その学年のうちにすべて適切に教えられているものと認識しております。

次に、教育委員会は各学校での授業の進度などについてどのような方法で把握しているかということのお尋ねでございますが、教育委員会では学習指導要領で示される内容について、各学校で適切に実施しているかどうか、学期ごとの授業時数の実績について報告を求め、確認を行っております。また、その

定着の状況につきましては、C R T検査や全国学力・学習状況調査の結果などにより、各学校において課題について細かに把握し、改善に努めております。

また、教育委員会としても各学校の公開研修会への参加や教育委員や指導主事の学校訪問を行い、指導の仕方や進捗状況などについて把握に努めているところであります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

○14番(上野智真議員) 今後の議論は予算特別委員会等でさせていただきたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長(横田久俊) 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安齋哲也議員。

(6番 安齋哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安齋哲也議員) 一般質問いたします。

一連の不祥事及び懲戒処分について伺います。

市民と行政をつなぐ役割を担う小樽市のホームページのトップページには、市役所からのお知らせとして9項目が掲載されています。大変残念なのは、この半分が市の不祥事に関連したもので、上から順に児童買春容疑による職員の逮捕について、国庫支出金返還金に係る支出事務の遅滞について、飲酒運転による職員の逮捕について、生活保護に関する公文書等の流出について(おわび)と掲載されています。

中松市長就任時のパーティー券事件に始まり、中松市政下で不祥事が連続して発生していますが、私はこれらの一連の不祥事は中松市長だけの責任ではなく、長年の体制が根源であると考えます。中松市長が市民力の活用、市民と協働と訴えても、市の体制と一部の職員による不祥事が相次ぐことで、市民の信頼を次々に失い、日ごろ真面目に働く職員までもが同様に見られ、本当にいい迷惑であります。記者会見があるごとに、中松市長は頭を下げておわびすることとなり、一番御苦労され、頭を悩ませ、心身ともに大変お疲れであるものとお察しします。

11月8日にはこの状況を非常事態と認識され、幹部職員を議事堂に集め、異例の訓示を行い檄を飛ばされました。パーティー券事件発覚当初、記者会見での市長の対応は、わからない、知らないと誠実さに欠け、その対応がさらに市民の不信を招いていたと思いますが、その後の不祥事の対応に関しては、誠実に対応されていると思います。そして、市長として責任を重く受け止め、市民の信頼を得るために、市内外を動き、人柄のいい中松市長が少しずつ浸透してきていると感じています。

しかし、消しても消しても不祥事という火がすぐに起こり、多くの市民の方々には信頼よりも不信が募る状況であると言わざるを得ません。これらの不祥事は現在の中松市長の下で起こってしまいましたが、前市長下ではぐくまれてきた結果であると考えます。

一つ一つの不祥事に関しては、これまでの議会でも何度も取り上げられていることから避けませんが、不祥事が立て続けに発生してしまうこの体制について幾つか伺います。

連続して発生した不祥事の原因は、一体何であると認識されていますか。

児童買春と飲酒運転については個人の問題かと思われませんが、業務における不祥事は個人が起こした問題であるとはいえ、それをチェックできなかった上司はもとより、組織体制に問題があると考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

市長は事あるごとに、業務事故防止の指針の内容を各職場ミーティングや職場研修の中で取り上げる

など、職員の意識改革に取り組んでまいりたいと述べられていますが、不祥事が繰り返されている以上、市長の思いはないがしろにされていると思われまます。職場内で解決しようにも限界があると思われまますが、市長の率直な気持ちをお聞かせください。

私は市職員がずっと同じ市役所の中にいることが、このような事態を招いている一つの要因であると感じています。国は高度の専門性や多様な経験を持つ人材を確保することを目的に、民間人材の中途採用、官民人事交流、任期付採用などの制度を整備しました。小樽市でも平成21年度から社会人経験者の中途採用を行ってきていますが、官民の人事交流により一時的に別の組織に入ることにより広い視野を持ち、新たな感覚を養ってもらうなどの取組をしてはどうかと考えまます。民間企業経験者の中途採用のほか、官民人事交流を導入してはどうでしょうか。

不祥事を起こした職員を個人攻撃をするつもりはございませんが、これら一連の不祥事に関する処分に対し、市民の方々から大変厳しい声をいただきましたので、2点だけ質問させていただきます。

大変大きな問題である児童買春と飲酒運転に対する処分については、市民の方が注目されていまました。この2件の事案のうち、飲酒運転に関しては福岡市の問題を受けて、原則懲戒免職とした自治体が処分基準を見直す動きがあるとともに、今回は人身事故を起こしておらず、最高裁で免職は過酷として判決の取消しが確定していることも踏まえると、最大の処分になったと思っております。

一方で、性犯罪行為に関しては、他都市の事例を見ると、停職6か月や免職という懲戒処分が下されている自治体もあるようですが、今回の市長の判断についてお考えをお聞かせいただきたいと思いまます。

公の精神を持って市民の生活を守ることを第一義とする公務員が法を犯し、市と市民に迷惑をかける結果となりました。市民の方からの厳しい声というのは、社会的に重い事件であったのに、また職場に戻ってこられるのだ、公務員は守られていいね、民間なら首になってしまうというものでした。このような声が市民の方から挙がっていることについて、民間出身である市長の見解をお聞かせください。

最後に、これ以上、不祥事を繰り返すことはあってはなりません。職員の一人一人がしっかりと自覚を持ち、業務に当たることが必要であります。二度あることは三度あるではなく、しっかりと反省し2012年を終え、2013年は前向きなニュースを届けてくれる市役所になっていただきたいと願いまます、この項の質問を終わります。

次に、新年度予算編成に関連して質問いたします。

小樽市財政部では、10月31日に新年度の予算編成方針を初めてホームページにて公開しました。予算編成過程のオープン化は、ニセコ町をはじめ各都市で活発となっており、行政の見える化がどんどん進んでいまます。今回の小樽市の予算編成方針の公開は、行政の見える化に一步前進する動きで、市の姿勢について評価できるものと思っております。

ここで何点か伺いまます。

今後、予算編成方針の公開だけにとどまるのではなく、予算編成過程のさらなる見える化を進めてもらいたいというのが私の気持ちですが、市としての考え方をお聞かせください。

予算編成における考え方について代表質問でほかの議員が取り上げていらっしまますので、前置きを省き、まずは通告どおり質問いたします。

1期目の折り返し地点となりますが、中松市長の公約と照らし合わせた予算編成に向けた考え方についてどのような点を重視し取り組んでいくのか、お示しいただきたいと思いまます。

予算編成方針の基本方針の①では、真の財政再建に向けてとありますが、この真の財政再建とは目標値を一体どの程度に設定しようとしているのか、お聞かせください。

さまざまな財政需要があることは重々承知していまます、私たちが子や孫の代の将来へツケを回すこ

とは回避しなければいけません。今後、新年度の予算編成と並行して、長期的な収支の見込みも策定していくと存じていますが、中松市長の任期中に24年度現在抱える他会計と特定目的基金からの借入れ50億円を幾らまで減らし、そしてその後何年間で解消していくお考えなのか、お示ください。

平成24年度当初では、約7億8,000万円の財源不足が生じたことから、財政調整基金の取崩しと除雪費予算の一部を計上留保することにより収支均衡の予算を編成しましたが、25年度の当初予算でも同様の事態も想定されますが、今年度のように他会計からの借入れなくして収支均衡予算を編成できるか心配されます。見直しをお示しいただきたいと思います。

新年度予算編成に関連して、新・市民プールについて2点だけ伺います。

旧サンピルの室内水泳プールが廃止されてから5年、プールの存続、早期建設を求める市民の運動が始まって7年がたちました。この間、多くの市民の皆さんから新・市民プールの建設を求める陳情が出されています。私は先日、陳情の提出や署名活動が続けられている方とお会いし、情報交換をさせていただきました。お話の中で、かつて署名運動にかかわった中心人物の方々が1人2人と亡くなり、私たちが生きているうちに何とか新・市民プールをつくってほしいという切実な思いをいただきました。私は幼少のころより競泳を続け、現在は水泳指導にもかかわっており、小樽では全道、全国レベルの選手が育ち、最盛期の水泳レベルは道内の中でも高いものでした。今でも活躍する選手はいますが、小樽市内では公認記録を得られる施設がないこともあり、選手育成に少なからず影響しています。水泳は競技としてだけでなく、健康の保持・増進や体力づくりに最適なスポーツであり、運動療法の効果は社会的に注目されています。ここで述べるものはほんの一部ではありますが、これらの背景や状況などから、多くの市民の要望とともに、私も早期の新・市民プールの建設を望んでいるところです。

小樽市では平成21年にまとめた第6次総合計画の基本計画で、新・市民プールの建設を重要視し、整備事業をしっかりと計画に位置づけました。さらに、前期実施計画では、25年度までに2,800万円の事業費を盛り込み、実施設計までの事業を計画しています。再三、議会で質問していますが、改めてた

だします。現在、この総合計画前期計画の最終年である平成25年度の予算編成について庁内で進められていると思いますが、新年度予算で新・市民プールの基本設計、実施設計の予算計上を見送ることになれば、編成方針で述べている第6次小樽市総合計画実施計画及び小樽市過疎地域自立促進市町村計画と整合性がとれない状況になると思います。この視点に立ち、新年度当初予算で何らかの形を示すものと考え、これまで明らかになっていない新・市民プール建設の行政目的について伺います。

新・市民プールは、市民の健康増進に重きを置くのか、それとも子供のスポーツ振興に重きを置くのか、どちらにも対応するものをお考えなのか、お聞かせください。

私としては、小樽市のこの財政難の折に、市民の皆様の税金を使うのですから、やはり全市民がスポーツ振興と健康増進目的に活用できる施設が必要なのではないかと考えます。新・市民プールはどのような視点で、どのような行政目的で建設しようとしているのか、お聞かせください。

小樽市内には、幸いなことに民間のプールが三つもあり、民間との協力も必要であるとは思いますが。しかし、民間のプールは、営利を目的としていますから、市民にとっては市営プールのような安価な利用料金で頻繁に使用することはできないものと考えます。さらに、現在の民間プールでは高島小学校温水プール同様に競泳の公認記録をとることができないこと、また休業してでも大会運営に協力してくれるかは微妙なところであると思います。私の主張は早期建設であります。実施計画の最終年であり新年度予算編成においての教育長としてのお考えをお示ください。

次に、北運河周辺の観光について、まず手宮地域の回遊性について伺います。

小樽港に面し、北運河をはじめ、さまざまな歴史的建造物、旧国鉄手宮線跡地などの観光資源が数多く点在する北運河周辺の手宮地域において、小樽市観光基本計画では、観光客の地域内回遊性の向上を挙げております。昨年第2回定例会の一般質問において、この回遊性について質問させていただきましたが、小樽市としては北運河をテーマにした新しい周遊型観光コースのマップを作成したり、イベントの周知宣伝で地域の誘客に積極的に取り組み、今後とも地域の持つ歴史的景観が生み出す小樽ならではの魅力を発信するとの御答弁でした。今年に入り、船から運河を楽しめる小樽運河クルーズの運航が始まり、北運河への回遊性が高まることを期待しておりますが、市として中央・手宮地域の回遊性の向上とはうたっておられますが、昨年の質問後、あまり進展のあるように思えません。まず、北運河周辺の回遊性向上に対する御見解を伺わせていただきたいと思っております。

回遊性を高めるためには、小樽市内にある観光資源の点と点を結ぶ必要があると考えています。小樽市としての北運河への回遊性向上のための具体的なビジョンが見えていません。堺町と浅草橋、北運河の点と点を結ぶために、何が必要であるとお考えになっているのか、お聞かせください。

北海道で最初の鉄道の発祥の地である手宮地域は、小樽観光としても重要な資源であり、私は回遊性について必要性を訴えておりますが、今の小樽市の観光の起点となるのは小樽運河と堺町周辺であります。海上での回遊性は小樽運河クルーズによってこれまでよりも進展していますが、北運河側の乗り場は事前予約が必要であり、当日の乗船については浅草橋での発着となり、一時的な回遊性ととどまっています。私としては回遊性の向上を図るには、運河クルーズによる北運河の活用が重要な役割を果たすと思っております。見解をお聞かせください。

今年の夏ですが、幌内鉄道生誕130周年を記念し、手宮から色内の臨港線までの廃線にトロッコを走らせるという試みを実施いたしました。このトロッコを走らせる取組が、意外にも多くの市民や子供たちから好評を博しました。やはり鉄道遺産はただ残すのではなく、大切に使って後世につないでいくことが必要だと認識しました。今後、中央通から手宮までの未整備区間となっている旧国鉄手宮線整備事業が始まりますが、トロッコとはいいいませんが、手宮から寿司屋通りまでの手宮線区間に回遊性を高める乗物を走らせることも一つの具体例として検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

この手宮地域の回遊性に関連して、以前、提案させてもらいました手宮の総合博物館を道の駅に登録することについての進捗を伺います。

私の質問に対し、市長からは総合博物館を道の駅として登録することは困難であるとの答弁をいただきました。ただし、小樽市内には残念ながら道の駅が一つもございませんので、何とかどこかで道の駅ができないかということについて私としても検討していきたいと前向きな御答弁をいただきました。この後1年ほど経過していますが、検討の結果、どのような方向で進んでいるのか、進捗をお聞かせください。

今回、道の駅について再びお伺いするのは、市民の方から小樽に道の駅が欲しいという要望があったからです。もし、小樽市として道の駅の設置を前向きに検討されているのであれば、総合博物館ではなく、どこが適地になり、またどういった目的施設が必要になるとお考えか、お示しください。

道の駅の設置を主張してはいますが、ただ小樽に道の駅をつくって物産や観光情報を集める施設が欲しいといった観点ではありません。小樽には既に市場があり、堺町があり、運河プラザもあります。新たに道の駅をつくったとしても、道内の道の駅の収益面などを考えると、それだけでは無駄な税金の支出になりかねないと思っております。小樽は歴史と文化のまちでありますから、北海道鉄道発祥の地である総合博物館を道の駅とすることで、小樽にしかない道の駅をつくることができ、鉄道の発祥の地を今度はドライブ観光の起点として手宮からの回遊性をつくることのできるものと思っております。

したが、改めて総合博物館での道の駅の設置について主張します。

総合博物館にはトイレや駐車場もあります。ミュージアムショップもあります。道の駅に訪れた方の博物館への入館も予想されます。さらに言えるのは、道の駅の設置のために新たな支出がなくて済むという点です。また、博物館は道道に面しており、道に確認したところ、この施設へ誘導する道の駅の標識もつけられるとのこと。総合博物館での設置は何が困難で、何を改善すれば設置できるのか、具体的に御説明をお願いしたいと思います。

次に、ポイ捨て禁止条例について伺います。

さきの定例会でポイ捨て禁止条例について提案いたしました。今後、各都市における条例の効果について検討してまいりたいとの御答弁でありました。平成16年からずっと検討されているということなので、さまざまな都市の事例の調査研究を重ねていると思われ。まずはどこの都市の事例を学び、それについてどのような検討をされてきたのか、すべてお示しいただき、その上で、市としての考え方をお聞かせください。

さきの定例会での御答弁のように、罰則規定を設けた条例制定後、パトロールや取締りなどで人件費など年1,000万円を超える経費が発生している例が多くあることは承知しております。今の市の財政状況からいって、一部の心ない市民の行いのためにそのような財政負担を強いるよりも、長期的に意識を向上する取組が今の小樽市にでき得ることなのかもしれません。市民の方々の意識が向上すれば、そのための税金支出を必要としないことから、経費をかけずに環境美化に取り組める方法を検討していきたいと考えます。

その視点に立って考えると、道条例に沿ってという受け身の姿勢ではなく、小樽市として環境美化に対する姿勢を独自に示すために、まずは罰則規定のないポイ捨て禁止条例を制定することから始めてはどうでしょうか。

他都市でもそういったところから取り組んでいる事例もありますが、いかがでしょうか。

周知方法についても、罰則を設けた場合よりもハードルは低くなりますし、周知用看板についてもさほど経費をかける必要もなくできると思いますが、御見解を伺います。

前回の定例会で、周知用看板の景観との調和ということを出されていましたが、それであれば、今、設置している看板は観光都市としての観点から考えて、その意に沿うものとなっているのでしょうか、疑問であります、いかがでしょうか。

罰則規定のない条例制定のほかに、環境美化に対する取組について経費をかけないで行う方法として、2点、提案させていただきます。

1点目は、毎年ボランティアの協力を得て「街をきれいにし隊」として年6回ほど各地で開催していますが、この市の取組とは別に、市内の各町会では独自に清掃活動を実施しています。せっかく環境美化という同じ思いで活動している団体がありますから、市内全域で一斉に地域ごとに清掃活動をしてもらう日をつくることで、この運動の強化につながるのではないのでしょうか。

2点目は、消防本部が火災予防広報活動の一環として取り組んでいる防火防災ポスターコンクールのようにポイ捨て禁止の広報活動の一環として、ポスターコンクールといった取組はできないのでしょうか。市内の小学生たちにポイ捨て禁止についての絵をかいてもらうことで、小さなころから環境美化の意識づけができるとともに親世代の啓発につながりますし、さらにそれを展示することで市民の方々にも一層の啓発につながると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、小樽ファンが支えるふるさとまちづくりの寄附金を活用したふるさとまちづくり協働事業について伺います。

先日、私が所属する北海道若手市議会議員の会での旭川研修で、旭川市の協働のまちづくり事業について勉強させていただきました。旭川市では、市民提案型として市民の視点で企画された公共性の高い事業を募集し、地域活性化につなげる協働事業を進めています。これは小樽市も同様の趣旨で21年度から続けており、各種市民団体から応募があり、個性豊かな公共性の高いまちづくりに取り組んでおられるものと認識しています。

私が旭川市の事業から参考にしたいと思いましたが、市民提案型と並行してある行政提案型についてであります。行政提案型は、市が市民と協働で取り組みたい課題やテーマを示し、それに対する具体的な事業の企画提案を募集し、これについて取り組んでいます。旭川市では、平成24年度の行政提案型として、青少年と家庭、地域の望ましい関係づくり、地域での子育て交流活動の推進の二つのテーマを設け、現状の課題を市民と共有し、考えられる事業の例と想定する市の役割分担を公表し、市民からそれに対する具体的な事業の企画提案を募集し実践をしています。

初めに、現在、市が進める小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金への寄附金を活用したこの事業の将来展望をお聞かせください。

この寄附金を活用した協働事業については、約2,370万円の財源があります。新年度予算編成の基本方針に少し戻りますが、この②で既存の……

(「5分過ぎています」と呼ぶ者あり)

○6番(安齋哲也議員) では、質問だけさせていただきます。

旭川市の取組を参考に小樽市でもこのような方向性にすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

もう一点が、ゼロベースの視点で必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求することとしているのであれば、協働事業についてもゼロベースの視点で検証し、より効果的なものにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

時間をオーバーして申しわけございませんでした。

以上、再質問を留保し、一般質問を終了します。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 安齋議員の御質問にお答えいたします。

今年度に発生した不祥事に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、これらの不祥事の原因についてであります。日ごろの業務における責任感の欠如や上司のチェックの甘さ、さらには法令等を守る意識の希薄さなどに起因していると考えております。

次に、不祥事の発生が組織体制に問題があるのではないかとのお尋ねですが、これまでも法令の遵守や信用失墜行為の禁止など、服務規律の保持や業務上の事故防止については機会あるごとに注意を喚起し、自覚を促してきたところでありますが、残念ながら不祥事が発生いたしました。これら不祥事の発生原因につきましては、先ほど答弁したとおり、必ずしも組織体制に問題があるとは考えておりません。

次に、不祥事の発生を職場内で解決することにも限界があるのではないかとのお尋ねですが、不祥事の発生を防止するためには、職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、常に我が身を振り返ることを忘れないことや、業務事故防止の指針の内容を各職場のミーティングや職場研修の中で取り上げること、さらには私生活においても法令遵守を徹底することなど、地道に職員の意識改革を図ってまいりたいと考えております。

次に、再発防止についての御提言であります。まず民間企業経験者の採用につきましては、過去に

社会人枠として数回実施し、10名の採用を行っております。数年前からは採用試験の年齢要件を拡大し、事務職等で卒業後10年までの受験可能とすることで、民間企業経験者へ道を開いております。毎年、数名程度採用してきております。

また、官民人事交流につきましては、国には国と民間企業との間の人事交流に関する法律が制定されておりますが、地方自治体においては法整備がされていないことから、現時点で実施することは困難であります。

次に、このたびの職員の懲戒処分についてであります。本市では国に準じて指針を定め、その標準的量定では免職又は停職としており、職員分限懲戒審査委員会においてその標準的量定を基に、職員の職責、過去の非違行為の有無のほか、本市や他都市の事例なども勘案し、総合的に判断されたものであり、私といたしましては、停職6か月の懲戒処分が妥当であると判断したところであります。

次に、不祥事を起こした職員の懲戒処分の見解についてですが、処分に当たりましては、より一層厳正に行われるよう、指針と合わせてそれぞれの事案について標準的な量定基準を定めており、職員分限懲戒審査委員会において先ほどお答えした観点に基づき、慎重に審査されております。私といたしましては、その結果が適正なものかどうか判断し、厳正に処分の決定を行っているところであります。

次に、新年度予算編成方針について何点かお尋ねがありました。

初めに、予算編成の公開についてであります。今回、市としては初めて平成25年度予算編成方針をホームページで公開し、予算編成に当たっての基本方針を市民の皆様にも示したところです。今後のさらなる公開については、引き続き他の自治体の取組なども参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、公約と照らし合わせて予算編成に向けてどのような点を重視して取り組んでいくのかについてであります。公約として地域経済の活性化、安心・安全で住みやすい環境整備、教育環境の充実などを掲げており、来年度に向けて特に観光振興やクルーズ客船誘致推進などにより、雇用の場の確保や交流人口の拡大を図るための経済雇用対策関連分野と東日本大震災などの関連から喫緊の課題である安心・安全のための防災対策関連分野を重点として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、真の財政再建の目標値についてであります。数値目標は設定しておりませんが、真の財政再建は再び赤字団体に転落することのないよう、今後の中長期的な収支を見極め、毎年度の予算編成時において他会計などからの借入りに頼ることなく、財政不足の解消を図り、一般会計が本来の意味での収支バランスをとることと考えております。

次に、他会計と特定目的基金からの借入れの償還計画についてであります。それぞれの借入金につきましては、借入時に償還計画を立て、その計画に基づいて償還することとしており、平成25年度に合わせて約3億4,000万円、26年度は約4億6,000万円の元金償還を予定し、他会計及び基金借入金のいずれも14年後の平成38年度での完済を予定しております。

次に、新年度予算編成の見通しについてであります。地方交付税が総務省の概算要求を反映し、減額となる見込みの中、扶助費など義務的経費の自然増や新たな財政需要にも対応していかなければならないことから、引き続き非常に厳しい予算編成になるものと考えております。

その中、平成23年度決算で前年度並みの剰余金が生じたことや、今年度の普通交付税が予算を上回ったことから、財政調整基金に24年度予算編成時よりも多い額の積立ができたところであります。今後、降積雪の状況や新たな財政需要にもよりますが、財政調整基金を新年度予算の財源として活用するなど、他会計からの借入れや予算の計上留保をすることなく、収支均衡予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、北運河周辺の観光について何点か御質問がありました。

まず、北運河周辺への回遊性向上に対する見解についてであります。中央・手宮地域は観光基本計画にもありますとおり、運河をはじめ歴史的建造物、旧国鉄手宮線跡地などの観光資源が数多く点在し、小樽観光のシンボリックなエリアであることから、観光の展開方策として回遊性の向上が必要であると認識しているところであります。本年5月には小樽運河クルーズが浅草橋街園からの運航を開始したほか、7月に北運河アートプロジェクト、8月は北運河サウンドエナジーなどの新規イベントも北運河周辺を会場に開催されたことから、この地域の来訪者は徐々にではありますが、増えてまいりました。

市といたしましても、北運河の活性化に取り組まれている商工会議所などとも連携し、北運河を含む中央・手宮地域の回遊性向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、堺町や浅草橋周辺と北運河を結ぶ具体的な方策につきましては、現在、運河散策路などこれらの地域を結ぶ観光客の歩行動線がありますが、北運河周辺の回遊性を向上させるためには、これに加えて小樽らしい景観を楽しめる旧国鉄手宮線の遊歩道を整備していくことなど、新たな動線の確保が必要であるとと考えております。

次に、運河クルーズによる北運河の活用についてであります。運河クルーズを運営する合同会社小樽カナルポートからは、浅草橋と北運河の両方で発着するシャトル便として運航する計画で進めていましたが、シャトル便の場合には、係留施設や乗降施設のバリアフリー化など大規模な整備が必要になることから、今年度は断念せざるを得なかったと伺っております。今後、小樽カナルポートでは改めてシャトル便の運航に向けた検討を行うと聞いておりますので、市といたしましても回遊性の向上につながるシャトル便の実現について期待をしているところであります。

次に、旧国鉄手宮線に乗物を走らせてはとのことですが、今回の旧国鉄手宮線整備事業につきましては、平成19年に市民を中心とした旧国鉄手宮線活用懇話会を設置し、まとめた旧国鉄手宮線活用計画に基づき実施するものであります。計画では軌道施設が老朽化しており、動力を使った軌道輸送を可能とするためには、全面的な改修が必要であり、そのためには歴史的遺構である軌道施設をすべて新設しなければならないため、歴史的な価値が失われるため、動力を使った軌道輸送系の整備を据え置く方向でまとめられていることから、路面電車などの運行はできないと考えております。

また、無動力のトロッキなどの運行は市で行うことは難しいですが、民間がイベントで区間を限定して運行することは可能であると考えております。

次に、道の駅についての御質問ですが、まず道の駅の設置についての検討状況ですが、設置場所としては年間を通じて一定の交通量があり、多くの利用者が見込める場所が適地であると考えております。しかし、そのような場所があるかどうか、また民間施設との競合が生じないかなど、費用対効果も含め検討を行っているところであります。

なお、施設の目的として、道路利用者や地域の人々の満足が得られる休憩機能やシティーセールスを行う場としての地域情報発信機能を有していることが望ましいと考えております。

次に、総合博物館への道の駅の設置についてですが、総合博物館は道道に面してはいるものの、地域間を結ぶ幹線道路ではないこと、また冬季間の交通量が少なく、年間を通じて一定の交通量がないことなどから、道の駅としての機能を担うには適した場所ではないと考えております。

次に、ポイ捨て禁止条例について何点か御質問がありました。

まず、他都市の事例についての調査研究であります。これまで道内外の主要都市における条例の制定状況については随時把握に努めてきたところであります。中でも道内で唯一罰則規定を適用している札幌市について、その取組内容や費用、効果の推移などの調査を行ってきたほか、旭川市においては平

成23年度から独自条例に罰則を導入する検討を行っており、議論の経過について情報収集を行っております。さらに、罰則規定はありますが、適用していない釧路市や伊達市の例についても調査を行ってきたところであります。これまでの検討状況であります。現在のところ条例制定都市の取組に関する情報収集が中心であり、ポイ捨て禁止条例制定の効果等について整理した上で、本市における条例の必要性について慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、罰則規定のないポイ捨て禁止条例の制定についてであります。道内他都市においても罰則がない独自条例を制定している市が複数ありますが、効果が見られないとの話も聞いております。本市においては小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の中で、公共の場所に紙くず、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻等を捨てることや動物のふんを放置する行為を禁止しておりますので、当面は、この規定の遵守について市民への周知・啓発をしてまいりたいと考えております。

次に、罰則規定のないポイ捨て禁止条例を制定した場合の経費についてであります。条例の実効性を高めるためには、市民はもとより観光客を含めた来訪者に対する周知・啓発を積極的に行う必要があることから、相応の費用が見込まれると考えております。

次に、現在、設置している周知用看板の景観との調和についてであります。市内6か所に設置している看板は、いずれも観光客や市民の目にとまりやすくすることを考慮して作成しております。

なお、第3回定例会では、ポイ捨て禁止条例を制定し罰金を徴収する場合においては、より多くの周知用看板や路面標示が必要になるという観点で、景観との調和について答弁申し上げたものであります。

次に、市内全域での一斉清掃活動日の設定についてであります。市ではこれまでも地域の美化活動に対する回収袋の無償提供や収集等の支援を行っているところでありますが、収集体制などに一定の制約があることから、全市一斉の清掃活動への対応は難しい状況ですので、6月の環境月間を活用するなど、市民が一体感を持って環境美化活動ができるような取組について考えてまいりたいと思います。

次に、ポイ捨て禁止のポスターコンクールの取組についてであります。子供を通じた市民啓発という趣旨は理解いたしますので、コンクール形式にこだわらず、環境教育に熱心な小学校に呼びかけを行うなど、手法を含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさとまちづくり協働事業について何点か御質問がありました。

まず、協働事業の将来展望についてですが、当事業は平成21年度から実施しており、毎年20件前後の応募があり、年々事業者の創意工夫が見られることや熱意も感じられることから、制度の普及が図られてきているものを考えております。今後も多くの市民に参加してもらえるように、制度や事業の周知を図り、協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、協働事業の検証についてですが、当事業は市民との協働による個性豊かなふるさとまちづくりに資することを目的に実施していることから、採択される事業も植樹から子育てまで広範囲となっております。これまでもゼロベースの視点で検証しておりますが、今後も事業終了後に行われる報告会でいただく審査委員や事業者の御意見も十分に参考とし、より効果的な事業となるように努めてまいりたいと考えております。

次に、行政提案型のまちづくり協働事業についてですが、旭川市の協働事業では公共的な課題の解決等を図る事業と定義しているのに対し、本市では公益性の高いまちづくり事業としており、事業の対象は異なっておりますが、市民と協働のまちづくりを進めるという基本的な考え方は同じであると考えております。このように協働のまちづくりを進めるための手法は多岐にわたることから、今後、旭川市のような事例も参考としながら、本市においても制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 安齋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新・市民プールの行政目的についてでございますが、多くの市民が生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ること及びスポーツ競技力の向上と指導者養成などを目的とした施設として第6次総合計画に新・市民プール整備事業として登載されたものであります。

次に、新年度予算編成に向けての私の考え方でありますが、現在、新・市民プール建設に向け、建設コストやランニングコスト、規模、管理運営方法、建築場所などについて調査検討を行っておりますが、新年度予算編成に向けて市全体の施策との兼ね合いや財政的なこともありますので、引き続き鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

○6番（安齋哲也議員） 詳細については、予算特別委員会で行わせていただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 安齋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時50分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 風力発電について一般質問を行います。

銭函風力開発株式会社の環境影響評価に関して伺います。

石狩湾新港地域で風力発電を計画している4事業者のうち、一番先行している銭函風力開発株式会社の環境影響評価に関してですが、北海道環境影響評価審議会は銭函風力開発が行った環境影響評価の再検討を求める答申案をまとめ、知事はこの答申を踏まえ、本年8月17日経済産業省に意見を提出しました。知事意見では、健康被害が懸念されている低周波音について影響の回避、低減策を検討するよう指示しているとともに、バードストライクについても調査方法や評価内容が十分でないとして、具体的な予防策の記載を求めています。

続いて、9月7日には環境省が銭函風力開発の環境影響評価の再検討を求める意見をまとめました。その内容は、低周波音については建設後も追跡調査をし、必要があれば稼働時間を調節するよう求めています。また、オオワシやオジロワシが多く見られる1、2月の調査がされておらず、不十分であると指摘し、景観についても評価対象に加えるように求めています。また、バードストライクの追跡調査や景観への影響評価を実施することを指摘しています。

ところが、中松市長は本年8月23日付けで銭函風力開発の環境影響評価書に関して、風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱第三の7に基づき、経済産業省資源エネルギー庁長官あてに意見を提出しました。その内容は、環境影響評価書についてはおおむね妥当と考える旨の内容です。紹介したように、北海道や環境省がいわばクレームをつけた内容の意見を提出しているのに、おおむね妥当と考えるとの市長の意見が果たして適切であったのかが大きく問われることになりました。この問題での中松市長の見解をお聞かせください。

次に、巨大風車による健康被害と自然破壊についてです。

巨大風車からの低周波音による人体への影響がヨーロッパや日本の各地で発生している実態を市長は具体的にどのように把握しておられるか、詳しい説明を求めます。

特に、低周波音による被害は健康にどのような障害をもたらしているか、これらの被害者は巨大風車からいかにほどの距離に生活していて被害に遭っているか、風車の先進地であるヨーロッパでは、科学者や医師は、民家から風車の距離をどのくらい離せと提起しているかについて必ず触れてお答えください。

次に、巨大風車による自然破壊がどのように引き起こされているか、伺います。

まず、バードストライクについてヨーロッパの国々の鳥類学会は、風車1基当たりの野鳥の被害数をどう発表しているのでしょうか。把握されている国ごとにお答えください。

また、バードストライクを防止する方法はどうすればいいかについても、説明してください。

また、日本国内での自然破壊、景観破壊がどのように引き起こされているのでしょうか。具体的に報告してください。

次に、洋上風力発電について伺います。

この11月26日、本市議会から選出されている3人の石狩湾新港管理組合議会議員に、管理組合から石狩湾新港港湾計画の一部変更（案）に関して事前の説明がなされました。この中で、銭函風力開発を除く3事業者の新港地域での風力発電計画に関して、港湾区域の風力発電計画区域以外は適地としてゾーニングしない、つまり港湾区域以外は港湾計画の中に風力発電の適地としては定めない意向であるとの説明を受けました。

この説明を受け、当然のこととして、市長は二つの事業者が新港の背後地等での計画を進めるのか、それとも洋上に計画を変更して推進しようとしているのか、意向を確かめていると思いますが、説明してください。

港湾計画の正式決定を待って洋上風力発電施設の建設工事が着手されることとなりますが、次の点について伺います。

既に、洋上風力発電が実施されている地域では、海洋汚染がどのような形で表れるか、表れているか、説明してください。

洋上で発電された電気は海底ケーブルを通して送電されますが、ここから発生する電磁波による魚介類への影響をどのように承知されているか、説明してください。あわせて、その対策についても説明願います。

石狩湾新港周辺の4事業者による風力発電計画は、いずれも巨大な計画であり、巨大風車からの低周波音による健康被害、自然破壊が引き起こされるであろうことはヨーロッパや日本全国の巨大風車からの影響を見ると、容易に想像できます。風力発電の先進地域と言われる欧州では、EU諸国に無数に存在する風車に反対する団体、反風車団体を束ねる「ウインドファームに反対するヨーロッパ・プラットフォーム」が立ち上げられました。この団体が2008年11月、EU議会とEU委員会に公開書簡を送り、区域内のすべての風力発電所発電計画にストップをかけるよう求めました。さらに、風力発電の問題を専門家から成る調査団を結成し、調査させるよう求めています。市長もこの公開書簡に目を通されていることと存じますが、書簡には現代の風力発電の持つ問題点が挙げられています。主なものは何と認識されているか、説明をしてください。

石狩湾新港港湾区域での洋上風力発電に係る港湾計画に市長が同意し、「港湾における風力発電について 一港湾の管理運営との共生のためのマニュアル」に沿って洋上風力発電が稼働することになったとき、被害が出た場合、EUのように行政責任が問われる結果になりかねません。この心配はないのか、市長の見解をお聞かせください。

また、国土交通省と環境省による「港湾における風力発電について ―港湾の管理運営との共生のためのマニュアル―」に沿って、石狩湾新港やその背後地での風力発電計画が進められれば、巨大風車による低周波音や自然環境破壊によって、背後地に進出した企業やその従業員に被害が及ぶ心配があります。この懸念を考慮していないのか、また石狩湾新港の港湾活動に支障を来す可能性はないのかについて説明してください。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、銭函風力開発株式会社の環境影響評価に関して御質問がありました。

本市においては、意見書の前段でおおむね妥当という表現を用いておりますが、環境影響評価書の内容すべてを容認したものではなく、当該地域に貴重な自然が残っており、周辺に立地企業が多いことから、後段では事業に際して周辺及び環境へ十分配慮することを要請しております。

また、稼働後の事後調査が重要であることから、低周波音やバードストライクなど、最新の知見が示された場合には、その検証を行い、調査、予測及び評価を行うよう指示しており、環境に配慮して事業が進められるよう意見を述べたところであります。

次に、風車による健康被害と自然破壊について何点か御質問がありました。

まず、風車からの低周波音による人体への影響の把握についてですが、ヨーロッパでは2キロメートル以内に住む人々から頭痛や聴覚障害などを訴える事例があるため、風車から民家まで2.4キロメートル以上離すべきとする医師や、3.2キロメートル以内に住む人々に健康被害が出る可能性があるとした科学者の考え方が書かれた書籍が出版されていることは承知しております。また、国が行った調査では、1キロメートル以上離れた場所に居住している住民から眠れなくなったなどの苦情が寄せられている事例があったとしております。こうした周辺住民の健康に影響を及ぼしているとの指摘や苦情について、国は風力発電施設からの騒音や低周波音との因果関係が明らかにはなっていないとして、平成22年度から3年かけて調査を行い、25年度をめどに調査、予測、評価の手法を取りまとめる予定であるとしております。

次に、バードストライクについてですが、ヨーロッパの国々の野鳥の被害数については承知しておりませんが、国が行った環境影響評価の検討会の報告書では、アメリカでの研究者による推定値が紹介されており、これによりますと、鳥類の推定衝突数は風車1基当たり1年間約2羽となっております。また、バードストライクを防止する方法としては、平成23年1月に環境省が作成した「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」において、鳥類が集中する区域外での建設、風車ブレードの彩色、かかしや反射テープの設置などの例が示されております。

次に、国内での自然や景観への影響についてですが、まず自然への影響については、建設時において風力発電設備や取付道路、土捨て場等の設置に伴い、土地の改変が行われることとなりますので、動植物の息や生育に影響が出るおそれがあると考えられ、また土地の改変にかかわる設計、施工及び維持・管理が適正に行われなない場合は、その建設工事後において水の濁りやのり面の崩壊などが生じるおそれがあると考えられます。

次に、景観への影響については、風力発電設備は相当の高さがあり、稜線上、海岸、岬、高原など、見通しのよい場所等に設置される場合が多いことから、景観への影響に関する問題が生じている事例が

あることは承知しております。

次に、洋上風力発電について御質問がありました。

まず、石狩湾新港の背後地等で計画している二つの事業者の計画についてですが、管理組合からは今回の港湾計画の一部変更による「再生可能エネルギー源を利活用する区域」の設定は、港湾管理者の権限の及ぶ範囲の中で、現状及び将来の港湾の整備や管理・運営に支障が生じない形で風力発電施設の導入を図る区域として洋上を設定するものであり、陸上については、検討の結果、区域の設定は行わず、個別に事業者と協議を行うものと聞いておりますので、新港の背後地等で風力発電を計画している事業者への意向確認は行っておりません。

次に、洋上風力発電による海洋汚染についてですが、風車本体の設置や海底ケーブルの設置時に海底掘削等による水質の汚濁が伴うことが想定されますが、洋上風力発電所を既に設置しているせたな町によりますと、基礎工事等で砂が水中で舞い上がるが、特に海洋汚染にかかわる問題は発生しなかったと聞いております。

次に、海底ケーブルから発生する電磁波による影響についてですが、洋上風力発電所の設置を計画している事業者からは、「今まで海底ケーブルの電磁波による魚介類への影響があったとの事例は確認していないが、現在、国で洋上風力発電の実証研究を行っており、この中で魚類等の環境調査も実施することとなっていることから、今後新たな知見等が出た場合には、適切な対応の検討を行いたい」と聞いています。

また、電磁波による影響が確認された場合については、国においてこの対策方法が示されるものと考えております。

次に、巨大風車稼働による今後の影響について御質問がありました。

まず、「ウインドファームに反対するヨーロッパ・プラットフォーム」の書簡に掲げられている内容についてですが、間接的には風車が生み出す電力の不安定な性質を補完するために火力発電に頼る必要があり、二酸化炭素排出削減に対する貢献が少ないことや、送電施設の増強が必要となること、また直接的には開発により野生生物を危険にさらすことや、時には健康までむしばむことなどが風力発電の問題点であるとして、「ウインドファームに反対するヨーロッパ・プラットフォーム」がEU議会とEU委員会へあてた公開書簡に書かれていることを承知しております。

次に、風力発電による被害が出た場合の行政責任についてですが、港湾計画において範囲の設定後、公募により事業者の選定を行う予定と聞いておりますが、環境への影響についてはこの事業者によって環境影響評価法に基づき手続が進められ、問題が発生した場合には事業者の責任において適切に対応されるものと考えております。

次に、石狩湾新港の背後地や港湾活動への影響についてですが、先ほども申し上げたとおり、進出した企業や従業員に対する風力発電による低周波などの環境に関する影響については、今後、実施する事業者によって、環境影響評価法に基づいた手続の中で整理され、適切に対応されるものと考えております。

また、石狩湾新港の港湾活動に支障を来す可能性については、管理組合が事前に事業者と協議しており、その上で適切に対応されるものと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 何点か再質問させていただきます。

最初に、市長が出した意見についてでありますけれども、おおむね妥当とは書いてあるけれどもとい

うことで、答弁にあったようにいろいろなことを指摘しています。そうであれば、環境影響評価書がおおむね妥当というふうにはならないと思うのです。後段で指摘していることも含めて、判決文で言えば主文はいいというふうになっているのですから。そういうふうにはならないのではないですか。市長が後段でおっしゃったことについて、指摘しているから決して何から何まで賛成ではなかったのだとおっしゃるならば、おおむね妥当という表現は不適切な表現だというふうに思うのです。銭函風力開発は市長のこのおおむね妥当というところを持ち歩いているのです。小樽市長もいいと言ったと。だから、そういう弱点を市長の意見は持っていると思うので、その点に関して再度見解を求めます。

次に、低周波音による人体への影響についてですが、ヨーロッパでは2キロメートル以上離せとかあるいは3.5キロメートル以上離せという専門家がいらっしゃるし、事実1キロメートル以上離れていても、相当な被害を受けられているということも市長は承知しているようです。そうであれば、石狩湾新港地域で洋上は別にして、今回、石狩湾新港管理組合は、臨港地区やあるいはそれに関連する用地は風力発電の陸の適地としては定めない意向だということなのです。そうであれば、計画を見れば、私も環境影響評価の方法についてのすべての事業者の説明会に伺いましたが、そこで地図をいただいたら、臨港地区あるいはその背後にある、いわゆる工業団地、流通団地、そういうところも全部含めて風車を建てるという計画なのです。本州にあるウインドファームよりはかなり大規模な計画なのです。

そうすると、既に進出している企業、これから企業を進出させようという小樽市の側からいけば、企業誘致にマイナスの影響をもたらすのではないかと心配するし、既に進出している事業所について従業員の人体への影響等が出るのではないかと考えるわけです。

だから、市長がおっしゃるとおり、港湾計画に位置づけるのは、確かにマニュアルに沿って港湾活動に支障のないようにそこを適地として定めるというふうになっていますけれども、石狩湾新港管理組合の権限が及ばない石狩開発株式会社などが所有する背後地に進出するというふうになった場合は、管理組合としては規制を強制できないわけです。しかし、今前段で述べたような企業誘致やあるいは進出している企業の従業員の健康に影響をもたらすという点で、無関心ではいられないと思うので、ヨーロッパで引き起こされている被害の実態に照らして、背後地に風車が建設されることは、距離などからいって適切ではないと思うのですが、市長はどう考えておられますか。

3点目は、バードストライクについてです。

資料が手に入らなかったと思うので、日本政府が出しているアメリカの資料では、1基当たり1年間に野鳥が衝突する平均は約2羽だとのことです。一番少ない数を市長は答弁で引用しています。しかし、私が調べたのは、本年1月、スペイン鳥類学会が発表している野鳥の被害は200万羽から600万羽、1基当たり年間111羽から333羽となっています。それから資料は古いですが、1993年、ドイツの発表では1基当たり309羽と発表されていますし、同じくスウェーデンでは1基当たり895羽と発表されています。ですから、市長の答弁は1基当たり2羽というから、かなり開きがあるのですけれども、しかし、風力発電の先進地と言われているヨーロッパで、こういう被害が出ているのだということで、欧州全体に広がっている風車反対運動を束ねる「ウインドファームに反対するヨーロッパ・プラットフォーム」がすべての計画はやめろということを言い出しているのです。

ですから、この野鳥の被害、バードストライクについては、もう少し慎重な対応が必要ではないですか。特に、先ほど本質問で指摘したように、銭函風力開発の環境影響評価書は、オオワシ、オジロワシは自然保護団体の方々から話を聞くと、1月、2月に多く現れるのに、なぜその時期に調査をしなかったのか、おかしいのではないかと、いないときに調査をして影響がないというのはおかしいのではないかと、言っていたら、案の定、北海道や環境省から、これは不十分だというふうに指摘をされているのです。

ヨーロッパでは、計画段階で、いろいろな野鳥の被害が出るものですから、野鳥が大量に移動する道筋というのがあるそうで、そこに風車を建てたら1基当たり100羽以上の被害が出るから、そういう通り道ではないところに建てなければならないということは常識になっています。ところが、銭函風力開発の調査では、そういうことは全然考慮されていないということなのです。だから、このことをとって、冒頭指摘した市長がおおむね妥当と言ったことは、あとでいろいろ言いわけしようと、これはやはり適切な表現ではなかったのではないかと思うので、バードストライクについての認識について、市長は私の指摘を受けてどう考えられているか、もう一度お答えいただきます。

それから、海洋汚染について伺います。

水質汚濁が起こるといふこと、これは建設工事終わればおさまるのです。せたな町でも洋上風力発電が行われているけれども、特にないと答弁ではおっしゃっているわけですが、ヨーロッパで起こっている被害については承知していないのかということなのです。市長も御承知のとおり、あの巨大な風車を回す主軸のところにはグリスが必要です。それから、少し回ると、それを増幅して回転を早くする増幅の機械があるのです。ここでも油が必要です。それから、発電の装置にも油が必要です。数十メートルの風車のでっぺんに油が3種類乗っているのです。地震などで倒壊した場合に、海洋汚染が事実起こっているのです。地震ばかりではないです。落雷で壊れている場合もあります。

だから、洋上の場合、そういう海洋汚染の心配があるというのは、ヨーロッパの事例を調べれば明白なので、この点で先ほど答弁は二つの例を引いて、何でもないかのような見解なのですが、それは甘すぎるのではないですか。

それから、管理組合が適地ではないと内定した以降、エコ・パワー株式会社や株式会社市民風力発電に対して、臨港地区はだめだと言われたわけですから、その他の陸地でやるのか、あるいは方針変更して洋上風力に切り替えて風力発電を推進するのか、その意向については確かめていないということですが、企業誘致の観点からいっても、それは無関心ではいられないことだと思うのです。この点についてどういうふう考えられているか、お答えいただきます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 生活環境部長。

○生活環境部長（前田孝一） 北野議員の再質問にお答えいたします。

最初の環境影響評価書に関する再質問でございますけれども、本市が今回出した意見に関しましては、もともと環境影響評価法におきましては、この種の意見というのは、都道府県が出すことになってございましたが、風力発電施設そのものがこれまで環境影響評価法の対象となっていなかったのが、今後、同法の対象となるということでの経過措置として、今回初めて、小樽市としまして直接国の関係省庁に意見を述べることとなった経過がございます。

そういった中で、例えば北海道の場合ですと、こういった意見を出す際には、環境影響評価審議会という各分野の専門家による審議会に諮った上で、知事意見ということで提出してございますけれども、本市はそのような組織体制もない中で、生活環境部が窓口となりまして各部の意見をまとめて出したという経過がございます。

そういった中で、私どもといたしましては、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、あくまでも、前段ではおおむね妥当という表現は使ってございますが、後段のほうでは貴重な自然ですとか、立地企業が多いことですとか、そういったことには十分配慮をしていただきたいという要請をしております。また稼働後の事後調査についても十分検証を行っていただきたいという指示をした上で、そういった中で

の意見だということ、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 全部で再質問は五つあったかと思うのですが、今の答弁を除いた残り四つについては私から答弁させていただきます。

二つ目の質問にございましたけれども、低周波による人体への影響ということで御指摘がありまして、いわゆる陸上部分に建設をする風車の件について適切ではないのではないかとというような御指摘があったわけですが、市長答弁の繰り返しになりますけれども、現在、国では風力発電施設からの騒音あるいはその低周波音との因果関係ということが明らかになっていないということで、平成22年度から3年かけて調査を行い、25年度をめどにその結果を取りまとめる予定であるというふうにしておりますので、それにより新たな知見が出された場合については、事後であっても適正な対応をするように、私どもからも申し上げていきたいと思っております。

それから、三つ目のバードストライクへの対応でございますけれども、野鳥の道筋ということについて御指摘がございましたが、私ども詳細は承知していませんけれども、事業者に対しましては、バードストライクへの対応については、くれぐれも慎重な対応をお願いしてまいりたいと考えております。

それから、四つ目の海洋汚染の問題についてでございますけれども、洋上風力発電に伴う海洋汚染の問題につきまして、答弁は基本的には通常時は異常がないということで答弁させていただいております。異常時の問題については、私どもは承知しておりませんが、今後、異常時にはどういった汚染が考えられるのか、またそれを防ぐためにはどういった方法があるのか、そういったことは調べさせていただきますと思っております。

それから、最後の質問でございます。

管理組合のほうで、風力発電を陸上でやるのか、あるいは計画を変更して洋上でやる、計画を変更するのかということ、企業誘致の観点から確認しておく必要があるのではないかと御指摘がございましたが、これにつきましては事業者から私どもから確認をさせていただきますと思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 再々質問です。

再々質問に当たって、我が党としては自然エネルギー推進の立場です。原発は直ちにゼロの決断をして、自然エネルギーに転換せよというのが当面の方針です。そういう立場からではありますけれども、風力発電は自然エネルギーではありますが、今、指摘したようないろいろな弊害があるわけですから、こういう弊害を広く住民に情報を公開して、そして住民の合意の下で進めると、住民の疑問に誠実に答えていくということになれば、よくないという立場です。

一昨年3月29日に環境省が調査結果を発表したけれども、騒音、その他の被害についてこれから2010年度から最長4年間かけて健康被害と風力発電の因果関係を調べると。影響があると判明したら、環境基準設定などの対策も視野に入れると。だから、あと三、四年たたないと結論が出てこないのです。その間、どんどん進んでいくということになるわけですが、市長の先ほどの答弁は、事後であっても、国の調査を待つ適切な対応すると。そこに風車が建ってしまったら、どういう対応をするのですか。対応のしようがない手遅れの部分も出てくるのではないかと思います。だから、聞いているわけです。

これが1点です。

それから、海上汚染について、正常に動いているときは、部長がおっしゃるとおり、被害はないかもしれないけれども、私が指摘したとおり、巨大風車ですから、数十メートルの風車のでっぺんにあるオイルなどが風車の倒壊によって海に流れ出た場合、海洋汚染になるということはこれはだれもがわかる道理なのです。だから、そういうことについての心配はないのか、正常に動いていたら何でもないという答弁に聞こえたので、納得できませんので、これはもう一度お答えをいただきたい。

最後に、意見についての生活環境部長の答弁ですが、これは弁解だと思うのです。部長もそう思いませんか。北海道の場合は、いろいろな専門分野の方々を集めて審議会をつくって知事にこういう問題がありますと言って、知事が出す意見に助言しています。小樽市はそういう専門の知識がなかった。しかし、意見は出したということなのです。だから、再質問の冒頭で指摘したように、おおむね妥当という表現は、私は不適切だと思います。市長も部長も、最後に意見書を全部見れば、後段にこういうふうに書いてあると言いますが、そこが主たるものであれば、冒頭になぜおおむね妥当などという表現をするのか、国語的な意味からいっても理解できません。ちょっと軽率でなかったのかと思います。御答弁をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 再々質問にお答えいたします。

一つ目は、事業が開始された後と、それから国の見解が出た後に若干タイムラグが生じるわけですが、その間どうするのかということでございますが、技術的にどうすることが可能かどうか詳しくは承知しておりませんが、考えられることは、例えば営業時間に制限をつけていくといったことも考えられるのではないかと思います。そのタイムラグの間に具体的にどういった対応策が考えられるのかということについては、事業者を確認させていただきたいと思っております。

それから、海洋汚染の問題ですけれども、答弁が繰り返しになりますが、市長答弁ではあくまでも平常時については問題はないということで答弁をさせていただきました。北野議員からは、異常時には油の問題もあるというような御指摘をいただいたところでございますけれども、私どもは技術的な詳細については把握してございませんけれども、異常時には、例えば何らかの災害で転倒した場合には、どういった海洋汚染が考えられるのか、あるいはそれを防ぐためにはどういった方法があるのか、そういったことにつきましては、開業前には事業者を確認させていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 生活環境部長。

○生活環境部長（前田孝一） 冒頭でおおむね妥当という表現を使ったということが軽率ではないかというお話ではございますけれども、私どもといたしましては、あくまでも後段でいろいろな条件をつけた中で、そういう前段の表現になったというふうに解釈してございます。

最終的にそういった意見を基に環境省、国のほうでも、これはかなり強い表現での勧告というふうになっておりますけれども、そういった私どもの後段の意見も十分配慮された中で、国もそういった意見書を出されたと理解してございます。

○議長（横田久俊） 北野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○16番(林下孤芳議員) 一般質問を行います。

まず、シルバー人材センターの労働災害に対する労災保険の適用について質問いたします。

私は、3年ほど前に、シルバー人材センターに紹介された冬囲いの作業中に、脚立から転落して骨折した当事者から、労災保険の適用も国民健康保険の適用も受けられず、多額の医療費の負担と休業を余儀なくされ、どこからも補償を受けられず大変な苦労をされた経験を踏まえて、改善を求める訴えがあり、初めてこの制度の問題点を知ることとなりました。

シルバー人材センターは、30年ほど前に高齢者の生きがいづくりを目標に、当時の労働省の所管で全国的につくられ、今日に至っておりますが、発足時からの社会情勢は、年金制度や退職年齢の引上げなどによって大きく変化しており、現在は生きがい以上に年金の不足を補う、老後の生活費を確保するといった理由から登録されている方が多くなってきていると言われております。

法律的には高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によって定められた高齢者の自主的な団体で、地域ごとに1か所設置され、社団法人として運営され、労働者派遣事業などにおいて特典も与えられていますが、国、都道府県、市町村が運営しているわけではなく、あくまで運営は社団法人としての会員が自主的に行っているとされています。

保険制度の不備は30年前の発足当初から指摘されてきた問題であり、厚生労働省が今日まで検討を先送りし続けてきたことは、行政としての責任を厳しく問われなければなりません。シルバー人材センターの設置の経過や、現在も厚生労働省の補助事業であること、国や地方自治体の多くの退職者がこの事業にかかわってきたことから、制度の問題点を放置してきた責任は受け止めなければならないと考えます。

私どもも、この間、国会議員を通じて改善を求めてきましたが、9月25日に厚生労働大臣が改善に向けた検討を指示したとされています。今後の改善策に資するために、小樽市シルバー人材センターの現状について幾つかの質問をいたします。

まず、小樽市シルバー人材センターに登録されている会員数と平均年齢についてお知らせください。

次に、請け負う仕事の内容については細かく規定されているとのことですが、小樽市シルバー人材センターの請け負う仕事の種類と小樽の特徴的な仕事があればお知らせください。

次に、高齢者が働くことを考慮して危険有害な仕事、万一の際に多額の損害賠償が発生するおそれのある仕事は引き受けないとされていますが、実態としてこの規定に該当する仕事はどのような業務ですか。

新聞報道によれば、道内では過去5年間で4人が死亡し、昨年1年間で10人が1か月以上の入院をす事故に遭われているとのこと。小樽市シルバー人材センターの管内では、事故の実態についてどのような把握をされているか、お知らせください。

また、こうした不慮の事故に備えて、各センターが独自の保険に加入するなどの対策をとっているところもあると言われております。小樽市シルバー人材センターはどのような対策をとられていますか。

最近が高所作業の需要も多いといわれますが、小樽市の実態はどうなっていますか。

また、厚生労働省は労災保険や国民健康保険が適用されないシルバー人材センターの労働者を救済できるよう、制度を見直す方針を決めたと言われております。私としてはそれは一歩前進と受け止めておりますけれども、本来は健康保険の適用ではなく、労災保険の適用が妥当との認識を持っておりますが、小樽市としての考え方をお聞かせください。

次に、小樽市が始めた食品の放射性物質検査について伺います。

小樽市の食品放射性物質検査が2012年11月1日から開始されて1か月半が経過しました。検査対象があくまで一般市民が持ち込むものや学校給食などの特定産地の特定食材に限定されていることから、検査機器がフル稼働までに至っていないのが現状と思いますが、一般市民から持ち込まれた検査食品も福島県を含む、東北、関東などの17都県で生産された野菜、果物などの生鮮食品、非流通品は生産地と生産者の名前が、流通食品は生産地や購入日、購入店と住所がわかるもの、食べられる部分で1.5キロ程度の重量が必要などの条件によって、市民の関心が高いわりに検査に持ち込めないのではないかと思います、どのようにお考えですか。

検査機器が導入されても、総体の職員が増えているわけではありませんから、毎日フル稼働で検査にかかりきりになる余裕はないのが保健所の実態ではないかと思います、食品の放射性物質検査は市民の健康、安全・安心の最後のとりでとして大変期待されていると思いますので、これからも保健所一丸となって頑張ってくださいと思います。

そこで、検査対象を市民が持ち込むものから市内の事業者にも拡大できないものか、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、学校給食食材の放射性物質検査について伺います。

これまで、小樽市保健所の検査で厚生労働省の新基準である100ベクレルパーキログラムを超える結果は出ていないとのことであります。むしろ低い数値で安心が広がっているのかと思いますが、最近、地方自治体で独自の基準を設定しているところが出てきているとの報道がなされています。そもそも厚生労働省の新基準を学校給食などに適用するには無理があるとの指摘は当初からあるものの、まだ多くの自治体が厚生労働省の新基準に従っています。

一方で、神奈川県産の冷凍ミカンから9.1ベクレルのセシウムが検出され、横浜市と鎌倉市は国の基準以下ではあるが、学校給食の特性と子供への配慮を理由に使用を中止し、川崎市の阿部孝夫市長は記者会見の席上、「危険の中で生活していることを子供たちが知ることも大事だ」「このレベルでびくびくする教育が間違い」と発言して騒動になっているとのことであります。

自治体ごとの判断の違いにより、微量であってもあらゆる食材から放射性物質をより長い期間取り込んでいく可能性のある子供たちには、できるだけ汚染されていないもの、より汚染の少ないものを与えることは私たちの責任であると考えます。

主な学校給食の検査基準値を自治体ごとに見ますと、札幌市は4ベクレル以上は使用を控える、福島県福島市は20ベクレル以上は不使用、東京都江東区は25ベクレル以上は不使用、神奈川県藤沢市は40ベクレル以上は不使用、長野県松本市は40ベクレル以上は不使用となっています。最新の情報では、基準の見直しをする自治体が増えているのかもしれませんが、これらの地方では、今、子育て中の母親が多く、厚生労働省が発表している食品中の放射性物質の検査結果についてや自治体による測定結果、緊急モニタリング、福島県の測定結果など毎日公表される膨大な資料を丹念に分析しており、これらに基づく資料は信頼性も高く、自治体や議会を動かす原動力になっています。

小樽市においても、これまでの検査結果から判断しても、学校給食の上限値10ベクレルは小樽市の検査機器の精度から限界があるのかもしれませんが、札幌市の基準などを参考に見直すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、小樽市が2012年10月30日に開催した食の安全を考える講演会について伺います。

この講演会に参加された方々から、次々と疑問の声が寄せられています。それは食品の放射能汚染の現状と課題、不適切な情報に惑わされないためにと題する講演で、科学ライターの松永和紀氏は、100ミリシーベルトの低い線量の放射線を受けたときの体への影響は、ほかの要因と区別できないくらい

スクが小さい、放射能汚染ゼロではなく、ほどほどでもいいとする説明を繰り返し行い、100 ミリシーベルト以下では安全であると強調し、他の説は不適切で情報災害とまで言いきっており、大変に一方的な見解であり、小樽市が主催する講演会の講師として適切であったのかとの指摘であります。

私も以前に小樽市医師会が開催した講演会に参加して、実際に放射線を扱う医療機関の大学教授のお話を聞きましたが、微量であつてもいろいろな食品を食べることによって体内に蓄積された放射性物質は、自然に排泄することは困難で、体内被曝は極めて高いリスクが伴うとの講演とあまりにも内容が違うことを指摘され、大変驚いております。

小樽市保健所が食品の放射性物質検査を開始する前々日に、食の安全を考える講演会を開催した意義と目的に疑問が生じますが、市長の見解を伺います。

また、食品中の放射性物質の影響は医療関係者や専門の研究者でも、いまだに未解明なところもある中で、安全性のみを殊さら強調するような講師をなぜ選任したのか、その経過に疑問が生じるところであります。市長の見解を伺います。

次に、再生可能エネルギー普及について伺います。

福島第一原発事故の教訓を踏まえて、再生可能エネルギーへの転換を求める声は日増しに高まっております。小樽市議会におきましても、各会派から普及に向けた意見や提言などさまざまな議論がなされてきましたが、小樽市での普及は残念ながら進んでいません。特に再生可能エネルギーの主力である太陽光発電については、道東での普及は目覚ましいものがあると言われてはいますが、電力の大量消費地である都市部での設置が進んでいないと言われ、特に日本海側の23市町村がゼロ件で、積雪の多さと日照時間の短さのために投資効果が上がらないとの見方があるためとされています。

小樽市議会でもこの1年間、各会派から実際に設置している方の発電実績なども紹介され、設置を促進するための補助金制度を求める意見やさまざまな提言がありました。小樽市ではこの1年間で設置は何件増えましたか。また、1,000世帯当たりの設置件数は何件になりましたか、お知らせください。

振興局別ではオホーツクが17.0件、十勝13.7件、根室10.9件、釧路10.2件など、道東での設置は札幌市3.0件、旭川市3.5件、函館市3.4件と比較しても、その差は歴然であります。設置が全道一進んでいる小清水町は1,000世帯当たり73.9件で、町では2009年から太陽光発電設置1件につき最大で28万円を独自に補助し、予算がオーバーしたときは補正予算を組んで対応する徹底ぶりだと報じられています。

設置が進んでいる自治体の多くが、国とは別に独自の補助金制度をつくり、太陽光発電普及を積極的に推進していることが明らかになっています。小樽市としてもこうした事例を参考に市独自の補助金制度を検討すべきときと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、景気動向と雇用対策について伺います。

市長は11月上旬、企業立地トップセミナーを開催し、首都圏の企業33社、45名の参加があり、港湾、高速道路、新幹線の延伸計画などの物流環境のよさ、市の条例による優遇税制、近郊の各種研究機関などの小樽の魅力を訴え、工場進出をアピールしたと新聞にも大きく取り上げられ、一定の成果と評価したいと思います。特に、既に小樽市に進出いただいている企業の方々から、従業員の定着率がよく、ここ数年やめる人もいないと言っていたことは、今後の企業進出や労働力確保の魅力として極めて印象深い講演であったと思います。

一方で、小樽市では、若者の人口流出が続いており、工業団地に進出した企業に就職しても、札幌などに転居するケースが大変多いとのことでもあります。先般、石狩湾新港地域の東洋水産の工場を視察させていただいた折に、交通アクセスと冬季の除雪について厳しい指摘がありました。この地域の周辺は

横から雪が降ると言われるほど風が強く、冬には吹きだまりによる交通障害が発生し、自家用車での通勤が困難になる、手稲駅からの路線バスはアクセスが大変悪いとの指摘がありました。石狩湾新港地域への企業誘致の促進と小樽市の雇用拡大、若い労働力の小樽への定着のためには、小樽市内からの通勤アクセスの改善が不可欠と考えますが、市長の認識はいかがですか。

また、石狩湾新港地域の各企業においては、バスを利用した通勤方法として、企業が独自にバスを手配するか、本数の限られた手稲駅からの路線バスを利用するのが一般的な交通手段となっていると聞いています。この地域に進出する企業にとって、独自に通勤用の送迎バスを確保することは大変大きな負担となるため、できる限り公共交通を確保することが望ましいと考えるのは当然であると思います。今後の企業誘致を進めていく上で、小樽市内から新港地域の工業団地へ向けたバスなどの運行を検討できないものか、また小樽市としてバス運行に対する支援を検討できないものか、市長の見解を求めます。

次に、雇用情勢について伺います。

全国的には雇用情勢は引き続き改善傾向にあるとのことですが、この間、道内や小樽市では波及効果が見られない、実感がないと言われてきましたが、来春の新規高卒者の求人・求職状況については、北海道労働局のまとめによると、10月末現在の就職内定率は昨年同期と比べ、5.1ポイント増加して42.8パーセントとなり、10月末の時点では過去15年間で最も高い水準と報道されています。新規高卒者の求人数は24.9パーセント増の7,132人と大幅に増加しているものの、求職者は9,202人となっていることから、今後の推移を注意深く見守っていく必要があると思いますが、小樽管内における10月末現在の新規高卒者の求職者数と求人数、就職率の状況をお知らせください。

また、道内の雇用失業情勢については、10月末の有効求人倍率は0.61倍、新規求人数も21.1パーセント増加しています。小樽管内における10月末時点での有効求人倍率と新規求人数をお知らせください。

内定が早まっていることは厳しい就職戦線を見越して学校などが早めの準備をしていることや、ここ数年採用を控えてきた企業が採用を再開していることが大きな要因とされています。

しかし一方で、内閣府の景気動向指数が後退局面に入ったとされており、家電や自動車産業などのリストラが始まったことにより今後の雇用情勢に悪影響が心配されます。小樽市として回復傾向の雇用情勢をしっかりと生かした取組が求められると思いますが、今後の取組をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、シルバー人材センターについて何点かお尋ねがありました。

まず、登録されている会員数と平均年齢についてであります。本年10月末現在の会員数は503名、平均年齢は70.6歳と聞いております。

次に、センターの請け負う仕事の種類についてであります。植木の剪定などの技術を必要とする分野、チラシ配布などの折衝・外交分野、毛筆・筆耕などの事務整理分野、清掃作業などの軽作業分野、駐車場管理などの管理分野、食事の支度などの家事援助サービス分野などがあります。また、小樽の特徴的な仕事についてであります。個人の墓地の除草作業などがあると聞いております。

次に、危険・有害な仕事についてであります。クレーン、フォークリフト、プレス機械等の重量機器の操作、高所作業、皮膚疾患を伴う有害物質の取扱い作業などの高齢者にふさわしくないと判断され

る作業や重大な災害に結びつくおそれのある作業が該当し、多額の損害賠償が発生するおそれのある業務については車両の運転作業が該当すると聞いております。

次に、昨年1年間の小樽市内での事故についてであります。屋内清掃業務で通院2件、入院を伴うもの1件と聞いております。また、不慮の事故に備えた対策についてであります。会報を通じての会員に対する安全就業の周知や安全パトロールの実施、安全意識の高揚を図るための安全標語の募集、除草、剪定、冬囲いの講習時の安全就業の呼びかけ、通院入院保障のための傷害保険への加入などを行っている聞いております。

次に、高所作業等の小樽市内の実態についてであります。平成23年度の実績で植木の剪定は611件、冬囲いは649件と聞いております。

次に、労災保険や健康保険が適用されない労働者を救済するための制度の見直しについてであります。シルバー人材センター事業は請負に当たるとされており、会員はセンターと発注者のいずれとも雇用関係がなく、労働者に該当しないため現状では労災保険の対象とはならないものと考えております。

現在、厚生労働省が健康保険の適用対象とする救済方針を取りまとめ、今後、社会保障審議会の部会で法律改正の必要性などを検討の上、年内に結論を出す聞いておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、本市の食品放射性物質検査についてお尋ねがありました。

まず、市民から持ち込まれた食品の放射性物質検査の条件についてであります。保健所に設置された簡易型の放射線測定器は機器の性能上、検体が1.5キログラム必要であり、また基準値を超えた場合は回収命令等の対象になることから、生産地や購入店の情報が必要となります。なお、17都県で生産された生鮮食品に限定している点につきましては、これまで行われた検査結果を踏まえて、当面の検査対象としているものです。今後につきましては、放射性物質による食品の汚染動向や市民ニーズを注視しながら検討してまいります。

次に、検査対象を事業者にも拡大できないかとのことについてであります。保健所に配置された検査機器は、消費者庁より貸与されたものであり、その目的は地方自治体における住民が消費する食品等の放射性物質検査体制整備を支援するとなっていることから、消費者サイドに立った検査が基本となっております。このため、食品工場や販売店等の事業者からの依頼は検査の対象外としておりますが、事業者の中で私立の学校や保育所等につきましては、拡大する方向で検討したいと考えております。

次に、食の安全を考える講演会についてですが、まず10月30日という講演会日程については、会場の確保や講師の日程調整の関係で第2回定例会で補正予算議決後に直ちに決定したものであり、一方、11月1日から開始した食品の放射性物質検査は、4月時点で消費者庁から放射性物質検査機器の第4次配分として測定器が配備されることは伝えられていましたが、配置の具体的な日程は9月下旬に連絡があったものですので、講演会の日程との関係はありません。

また、講師の選任に当たっては、主催者である市、小樽消費者協会、小樽市食品衛生協会が協議をして全国の自治体や生活協同組合などで幅広く講演の実績がある科学ライターの松永和紀氏にお願いしたものであります。

次に、再生可能エネルギーの普及に向けた取組についてですが、まず小樽市内の太陽光発電設備の設置状況ですが、北海道電力によりますと、平成23年度末の設置件数は100件で1年前と比較して40件増加しております。また、1,000世帯当たりの設置件数は平成22年の国勢調査による世帯数で算出しますと、1.7件となっております。

次に、太陽光発電の補助制度についてですが、現時点では市としての補助制度を創設することは考え

ておりませんが、さまざまな観点から再生可能エネルギーを推進することは必要と考えており、また道内では9月現在で72自治体で独自に太陽光発電システム導入への支援制度が整備されている状況であると承知しておりますので、再生可能エネルギーの推進に向け、今後ともどのような取組ができるか、検討してまいりたいと考えております。

次に、景気動向と雇用対策について何点か御質問がありました。

まず、石狩湾新港地域における通勤アクセスについてであります。この地域への企業誘致や本市の雇用拡大を図るためには、交通アクセスの向上は重要であると考えており、特に雇用拡大のためには市内から石狩湾新港地域への通勤アクセスの改善も課題の一つであるとしております。

次に、市内から石狩湾新港地域の工業団地へ向けたバスの運行等についてであります。平成20年に本市を含む石狩湾新港地域開発連絡協議会がバス事業者に対し、この地域の路線バスの増便や運行ルートなどの検討など、利便性の向上に関する要望活動を行っておりますが、バス事業者からは路線の拡充は困難である旨の回答が寄せられたところであります。

また、市内からのバス運行に対する市の支援についてであります。バス事業者への支援は本市の厳しい財政状況から難しいものと考えておりますが、工業団地の操業環境の改善については今後とも企業の皆さんと話し合ったいと考えております。

次に、小樽管内における新規高卒者の求職者数と求人数、就職率についてであります。10月末現在の求職者数は399名、求人数は508名となっており、就職率は40.1パーセントとなっております。また、小樽管内の有効求人倍率は10月末現在で0.63倍、新規求人数は916名となっております。

次に、本市の今後の雇用に対する取組についてであります。雇用の場を確保するためには、何より地域経済の活性化が重要であると認識しており、地元企業の振興が必要であると考えております。今後につきましても、地元企業の活性化に向けた支援策や企業誘致に向けた新たな取組を進め、地域経済を活性化することで雇用の場の確保につながる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 林下議員の質問にお答えいたします。

学校給食用食材の放射性セシウムの基準値についてであります。小樽市では学校給食用食材の放射性セシウムの検査をこの6月より実施しております。検査の際の上限値につきましては、食品衛生法における基準値の中で最も低い飲料水の値を参考として10ベクレルパーキログラムといたしましたが、この値は他の自治体との比較でも低いほうであることや、小樽市保健所の検査機器の測定の限界が10ベクレルまでであることから、現在のところこの上限値について見直すことは考えておりません。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 1点だけ再質問させていただきます。

ただいま講演会の講師の選任について、いろいろな団体との協議あるいは講師の今までの講演内容などを参考に決めたという御答弁でしたけれども、そういうことであれば、こうしたあまりにも一方的な意見を申し述べるような講師というのは、非常に不適切ではなかったかと。こういうことで小樽市がこの講演内容について本当に責任を持てる、市民からいろいろな疑問が呈されているという状況を担保できるのか、その点だけ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 生活環境部長。

○生活環境部長（前田孝一） 講師を選定した経過につきましては、先ほども申しましたとおり、市と特に小樽消費者協会といろいろな数ある候補者の中から選んだというふうな経過でございます。中身につきましては、私どもはあくまでも松永氏の講演内容というのは、国が示している100ミリシーベルトという部分に着目した講演だったと理解してございまして、それがあくまでもその国の基準がこういうような考え方でやっているということが主な講演内容だったのかというふうに理解してございまして、それは受け取る方によっては違う受け取り方をされた方もいるかとは思いますが、私どもとしましてはいろいろと関係団体とも協議した中で、適切な講師の選定だったというふうに理解してございます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

○16番（林下孤芳議員） 今の御答弁でも私としては納得しかねるのですけれども、予算特別委員会を再度取り上げたいと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第8号、第10号、第11号、第15号、第17号、第18号及び第20号ないし第24号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、中村岩雄議員、松田優子議員、鈴木喜明議員、酒井隆行議員、上野智真議員、山口保議員、中島麗子議員、新谷とし議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第19号及び第26号は総務常任委員会に、議案第9号、第12号及び第13号は厚生常任委員会に、議案第14号及び第16号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

今定例会に新たに提出されました陳情第316号につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月13日から12月26日まで14日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 酒 井 隆 行

平成24年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成24年12月27日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

28番 久末 恵子

出席説明員

市 長	中松 義治	監 査 委 員	菊池 洋一
副 市 長	貞村 英之	教 育 長	上林 猛
病 院 局 長	並木 昭義	水 道 局 長	飯田 俊哉
総 務 部 長	迫 俊哉	財 政 部 長	堀江 雄二
産 業 港 湾 部 長	佐藤 誠一	生 活 環 境 部 長	前田 孝一
医 療 保 険 部 長	渡邊 功	福 祉 部 長	三浦 波人
保 健 所 長	秋野 恵美子	建 設 部 長	工藤 裕司
会 計 管 理 者	石崎 留子	消 防 長	柿崎 隆幸
病 院 局 経 営 管 理 部 長	小山 秀昭	教 育 部 長	山村 幹雄
総 務 部 企 画 政 策 室 長	中田 克浩	監 査 委 員 長	小鷹 孝一
総 務 部 総 務 課 長	佐藤 靖久	財 政 部 財 政 課 長	佐々木 真一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 伊 沢 有 里

事務局 次 長 佐 藤 正 樹
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 相 澤 幸
書 記 佐々木 昌 之

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第24号及び第26号並びに報告第1号並びに平成24年第3回定例会議案第8号ないし第22号並びに請願、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市では、平成17年度に財政健全化対策として施設使用料の全面的な見直しを行い、現在は4年ごとに使用料及び手数料を改定することとしている。これは歳入を増やすという目的以外に、行政サービスの対価である利用者負担の公平性を確保するという観点もあるというが、市民サービスを行う上で、一律の受益者負担そのものが不公平を生む側面もあると考えるがどうか。

市は、これまでの改定により、収入の減少に歯止めをかける一定程度の効果があったというが、歳入として見込んだ額に到達できない現状や値上げの影響により利用件数が大幅に減る実態などを踏まえると、機械的な見直しで市民負担を増やすような改定であれば、実施すべきではないと思うがどうか。

平成25年度から27年度までの市営住宅管理代行業務費等については、直前3か年度に比べ、業務量が増加しているにもかかわらず減少している。これは、事務経費の削減や自社対応への切替えなど、指定管理者の企業努力が大きな要因とのことだが、労働者の人件費抑制が原因とは考えられないか。

また、追加される業務の一つに、特定目的住宅業務があるが、この中では、委託先の職員が住宅の困窮度といった個人情報について調査を行う予定と聞く。個人情報の取扱いについては、基本協定などで厳格な管理を求めていくとのことだが、漏えいした場合には、委託した市の監督責任も問われることになるのではないか。

議案第20号は、小樽市民会館等の指定管理者を指定するものだが、指定期間3年間における債務負担行為限度額を22年度と比較した場合、約4,500万円も減少しているが、この理由は何か。

指定管理者制度が市有施設の管理・運営に当たり、民間事業者のノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図りつつ、「公の施設」の設置目的を達成するために設けられた制度とはいえ、前回と管理業務内容に変更がないにもかかわらず、これほど差が生じるのは理解できず、本当に必要な管理・運営を適切に行うことができるのか。

また、国からは、指定管理者において、労働法令の遵守や雇用・労働条件へ適切な配慮をするよう通知がなされており、委託料の減少が直接、施設で管理・運営に携わる労働者の労働環境の低下を招くことのないよう、市はしっかりと監督する必要があると思うがどうか。

奥沢保育所の建設事業費について、今定例会に2億7,850万円の補正予算を計上しているが、これは民間事業者が保育所を建設する際の事業費に比べると高額すぎると思われる。この金額は、北海道が定める営繕単価を基に積算したとのことだが、本事業は国や道の補助金によらない市の単独事業であり、そのような基準に縛られることなく、できるだけ安価になるよう積算すべきではなかったのか。

また、工事を分割発注することも、単価の上昇の原因と考えるが、一括発注を行わないのはどのよう

な理由によるのか。

本市では、現在、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、要援護者個別の避難支援プランの策定が進められ、年度内には、市の災害時要援護者対策として、自助・共助・公助の役割、要援護者情報の収集・共有の方法など要援護者避難支援に係る全体的な考え方を定めた全体計画を策定するという。しかし、これらの計画はあくまで机上のプランであり、災害発生時に、計画どおり適切に機能すると考えているのか。

災害時、迅速に避難するためには、要援護者及び支援者の双方がみずから個別プランに従い避難訓練を体験することが重要であり、今後各町会などで実施される避難訓練では、要援護者にも積極的な参加を呼びかけるべきと思うがどうか。

また、避難訓練の経験を重ねながら、避難時における問題点を洗い出し、真に有効なプランとなるよう随時見直していく必要があると思うがどうか。

先月末の暴風雪により、3日間にわたる大規模停電が発生した登別市では、市役所の電話等の通信機器が使えなくなり、情報の伝達や収集に支障を来したと聞く。本市で同様の停電が起きた場合、市民サービスにどのような影響が想定されるのか。

北海道ではこのような事例を踏まえ、自治体向けに「突発停電における応急対応マニュアル」を作成したが、小樽市地域防災計画には、停電に限った定めは示されていない。本市においても同様の大規模停電は起こり得ることから、このマニュアルを参考にして本市防災計画へ停電対策を盛り込むよう、検討してほしいと思うがどうか。

本市における全国学力・学習状況調査の結果について、市教委は、全道平均との比較で分析を行っているが、全国で下位に沈む北海道の平均値に追いついたところで、全国的に下位であることに変わりはない。義務教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から、全国平均を指標とし、その格差の解消に努め、本市の学力向上につなげていくべきと思うがどうか。

また、調査結果について、保護者に学校の学習状況を把握してもらうためとして、学校別の成績を公表する自治体が出てきたと聞く。これまで市教委は、学校の序列化や過度な競争につながるおそれがあることから、学校別の成績開示には慎重な姿勢であったが、このような流れを受け、今後、この姿勢を転換するつもりはないのか。

不登校の生徒に対する中学校の対応については、担任が一人で対応せず、各学校とも専門の対策委員会を設け、学校全体で対応することとしているというが、保護者が担任や担当する教員などと話を重ねても一向に解決の糸口すら見えず、早期に解決を望む保護者から不信感を持たれ、結果的に学校側との関係を断絶してしまうことも多いと聞く。これは対応する教員や学校の対策委員会がうまく機能していないことが原因であり、そもそも教員の不登校生徒への対処能力が未熟であることに起因しているとは考えられないか。

特に進学を控える生徒の場合、不登校の状態は早期に解決すべき問題であり、市教委は学校に任せきりにするのではなく、みずから積極的に解決に乗り出し、生徒一人一人に向き合うといったきめ細やかな対応を望むがどうか。

本年3月に行われた市内小・中学校の卒業式では、いまだにステージを使用しない、CDラジカセなどによって国歌を伴奏する、市旗を掲揚しないという学校が多かったと聞く。市教委は、儀式的行事が学習指導要領に基づき、厳粛かつ清新な雰囲気の中で実施されるよう、各学校を訪問して指導・助言しているとのことだが、特に問題のある学校に対しては重点的に指導を行っているのか。

会場の放送設備、国旗や市旗の掲揚などのハード面については、市教委の方針を満たしているか、行

事の直前に確認が可能であり、市教委は、来春の卒業式にはあらかじめ会場の確認を行い、全市統一の形式で適正に行われるよう努めてほしいと思うがどうか。

グローバル化が急速に進む現代社会では、国際的な視野を持ったコミュニケーション能力を育成することが大切であり、特に国際共通語としての英語教育の重要性は高いと思われる。本市では、2人のALTを14の中学校に約6週間ずつ派遣し、外国語教育の充実を図っているというが、子供が英語に触れ合う機会をもっと増やすべきとの声もあることから、市教委にはALTの増員を検討してほしいと思うがどうか。

また、学習成果を発表する場として開催される「ユネスコ英語祭」に参加し、発表して自分の能力を振り返ることで、さらなる研さんにつながると聞くことから、本市の児童・生徒が積極的に参加するよう取り組んでほしいと思うがどうか。

市立小樽美術館では、市民ギャラリーが再整備され、使いやすくなったことから、申込みが増えていることに伴い、希望日が重なり、使用できない団体も出ていると聞く。今後、さらなる利用の増加が見込まれる中では、そういった団体も増えることが予想されることから、代替の展示会場を用意するなどして、希望者の意向に沿った形で展示を行えるよう配慮してほしいと思うがどうか。

市は、小樽港港湾計画の平成27年度の改訂を目指し、今年度から作業に着手しているとのことだが、改訂後、直ちに事業に着手したとしても、竣工は30年以降になるという。中でも、第3号ふ頭についてはクルーズ客船岸壁と位置づけており、来年度以降は、市の予想を超える数と規模のクルーズ客船から入港を打診されている状況にあることから、こういった需要にこたえるためにも、改訂を待たずに最低限の整備を進めるべきではないか。

また、クルーズ客船の入港増加に伴い、第3号ふ頭基部にホテルや飲食店などの民間投資が浮上することも考えられるが、現状では分区による規制で建設はできない。有益な民間投資を逃さないためにも、そういった相談があった際には、分区の変更も視野に入れた柔軟な対応を行うべきと思うがどうか。

市では、港湾計画改訂の一環として「第3号ふ頭及び周辺再開発計画」の策定を進めているが、同ふ頭に旅客船に係留させるため、ソーラスフェンスでエプロン幅20メートルを囲むことを考えているという。第3号ふ頭に都市機能を盛り込むという計画であるにもかかわらず、さくに遮られ、市民が自由に海と触れ合えない状況では、港湾都市小樽の顔となるべき埠頭のあり方としてはふさわしくないことから、フェンスを設置しないことも視野に入れて検討すべきと思うがどうか。

また、現在の本市の財政状況では、埠頭周辺の施設整備を市だけで行うことは不可能であり、民間資本の活用が不可欠である。そのためにも、港湾計画の改訂が予定されている4年後に向けて、小樽の魅力度を上げるような取組をすることで、民間投資を呼び込めるような素地づくりに努めるべきと思うがどうか。

今年度末で国との土地賃貸契約が終了する堺町の大型バス駐車場については、来年度も契約を更新できたものの、国が売却を前提としているため、これまでの3年契約ではなく、単年度での更新になったと聞く。本市の財政状況から土地の取得は困難と思うが、万一、ほかに購入希望者が現れた場合、その後の駐車場開設に支障が出るようなことはないのか。

この駐車場は、観光バスの待機場所として利便性が高く、小樽観光の起点として必要不可欠であることから、市は、堺町周辺の商店街や企業と協議するなどして、今後も継続的に駐車場を維持していける方策を模索すべきと思うがどうか。

文部科学省の調査によると、本年10月末における来春高校卒業予定者の就職内定率は60.9パーセントであり、3年連続で上昇しているとのことである。小樽管内においても、昨年度より7.6パーセント

改善しているとのことだが、このうち地元企業に就職した学生はどの程度いるのか。

雇用状況の改善の兆しが見られる一方、小樽市労働実態調査によると、市内事業所に就職した新規学卒者のうち、1年以内に離職している者が4分の1にも上るといふ。こういった早期離職の防止を含めた若年者の雇用問題について、今後、市ではどのような対策を考えているのか。

本市では、多くの中小企業が金融円滑化法に基づき、金融機関に対して、債務の弁済に係る負担の軽減の申込みを行い、貸付けの条件の変更などの措置を受けていることから、倒産件数については抑えられているものの、依然として景気の低迷が続く中、同法の期限到来後、資金繰りが悪化する企業の増加が懸念されている。国の経済対策によって収益が改善される企業もあるが、新政権における政策が具体化されるまでには、まだ時間がかかることから、市として、制度融資についての返済猶予や、貸付け条件変更の措置の継続などを金融機関に要請するなど、端境期の対策を積極的に検討してほしいと思うがどうか。

在宅介護による介護者の精神的・身体的負担を軽減するため、介護保険サービスを利用することは有効な手段であるが、初めて要介護者である家族にショートステイサービスを利用させたところ、介護サービス事業者から、次回以降の利用を拒否されるといった事例があったと聞く。これは要介護者からの暴力や暴言などが原因とのことであるため、一方的に事業者を責めることはできないが、受入れを断ること自体に問題はないのか。

少子高齢化が進む中で、家族による在宅介護には限界があることから、高齢者を温かい目で見守り、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を検討してほしいと思うがどうか。

成年被後見人に係る医療同意については、成年被後見人の事務の範囲外とされているものの、実際には医療機関が後見人に対して同意を求めるケースがあり、国の法整備も十分進んでいないため、本市では、小樽・北しりべし成年被後見センターが、その都度、状況に応じて対応しているとのことだが、現場の方々が判断を求められ、苦慮するケースも多いと聞く。医療機関が患者に医療同意を求めることには、さまざまな背景があると思われるが、医療機関、後見センターとともに、判断能力を欠く方に適切な医療を受けさせたいという思いは一致していることから、市は、医療同意について、このような現状を把握し、問題の解決に努めてほしいと思うがどうか。

昨年10月に開設したファミリー・サポート・センターは、9月までの1年間で671件の利用があったというが、病児等の預かりは、1時間につき900円とかなり高額であることから、とても利用できないとの声がある。市は、市民税非課税世帯やひとり親世帯に対して利用料の一部を助成しているというが、この制度の利用者が1年間で4名にしか満たない実態をかんがみると、さらなる周知徹底を図るべきと思うがどうか。

また、センターの今後の方向性を考える上では、現在把握している利用者数だけではなく、料金や時間帯など、詳細な利用実態についての調査を行う必要があるのではないかと。

市が管理する犬管理所における収容犬の給餌や犬舎の清掃などは、これまで収容犬の殺処分ゼロを目指すボランティア団体と市との話し合いにより運営され、本年度からは同施設におけるボランティア活動に関する覚書を締結したと聞く。これまでは何ら明文化された取決めもなく、備品等の管理や一部経費の取扱いなどについてあいまいな面があったというが、この覚書を締結したことで、市とボランティア団体との協力体制や活動内容はどのように変わったのか。

近年、衝動的に犬を飼い、手に負えず管理所に持ち込むといったケースが多く、命をもてあそばすような身勝手な理由で飼育放棄される犬が増えていることから、市はボランティア団体と相互に協力し、市民に対し命の尊さを説き、飼い主の意識や飼育マナー向上を訴えてほしいと思うがどうか。

市の重要眺望地点に指定されている手宮公園や平磯公園は、市街地を一望できることから、市民だけでなく、観光客も足を運ぶ公園となっている。しかし、現状では草木の手入れがなされておらず、全国を代表する観光都市の公園としては問題があると考えますが、これまで市は、どのような管理を行ってきたのか。

限られた予算の中で効率的な公園管理を行うには、市民との協働が重要となるが、これまでは市民側の自発的な呼びかけによるスポット的な活動にとどまっていたことから、今後はしっかりとした管理を行えるよう、市が主体的に協働を呼びかけるような体制づくりを行う必要があると思うがどうか。

手宮公園桜再生プロジェクトは、地元の学生がボランティア活動として、樹木医の指導の下、土壌改良作業を行ったものであるが、その際に掘った穴が放置され、落とし穴のようになって危険な状態にあると聞く。この樹木医から、市に対する事業報告などはないとのことだが、報酬を得て指導している以上、事後管理にも責任を負うべきものであるから、こうなった原因などについて、改めて報告を求めべきと思うがどうか。

本市の公園管理は多くのボランティアに支えられているが、せっかくの善意がこういった批判にさらされるのでは、一生懸命作業に参加した学生が報われない。ボランティアに作業を任せきりにしている現状を踏まえ、今後、同様の事態が生じることのないよう、市としても、団体との連携を密にし、事業内容の把握に努めるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第2号、第5号、第7号、第8号、第10号、第17号、第18号及び第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告第1号は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、議案第1号、第2号、第5号、第7号、第8号、第10号、第17号、第18号及び第20号に反対する討論を行います。

議案第1号平成24年度小樽市一般会計補正予算のうち、海水浴場対策費は、市が補助金を出す過程で、当初から不明朗な取組を追認するなど問題があったもので、賛成できません。

議案第2号平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算の市営住宅管理代行業務は、業務委託契約書や業務委託仕様書などで縛りがあるというが、個人情報の漏えいを起こす不安があることから反対です。

また、議案第5号平成24年度小樽市水道事業会計補正予算の水道料金等徴収業務委託については、地方公営企業法によって民間に委託しているものです。我が党は、公共施設の管理・運営に民間企業を参入させることについては基本的に反対です。

指定管理者の選定については、市民サービスの向上や地元企業、地域経済への影響を加味して機械的な対応はしていませんが、代行業務及び業務委託に関する議案については、個人情報の漏えいなど不安があり、賛成できません。

議案第6号平成24年度小樽市下水道事業会計補正予算については、一般会計に28億6,000万円を貸付けしながら、資本平準化債2億4,000万円の借入れを行うことは正常な運営とは言えません。しかし

ながら、事業資金の流れの経過を見るとやむを得ないものと判断しました。

議案第7号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案については、現在、小樽市には屠畜場がありません。利用実態がないものに対する手数料上げは理に合いません。

議案第8号小樽市民センター条例の一部を改正する条例案については、地方自治法第244条「公の施設」には、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供する」とあり、正当な理由がない限り、利用することを拒んではならないとあります。利用料の引上げで利用制限されるおそれがあり、反対です。

議案第20号公の施設の指定管理者の指定についても、議案第8号で値上げする利用料分を含んでおり、賛成できません。

議案第10号小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案は、市民以外の死者について、火葬炉の使用料を引き上げる差別には賛成できません。

議案第17号小樽市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案は、過大な需要水量推計に基づいた1日最大給水量の変更であるため、反対です。

議案第18号小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案については、全体使用水量の大部分を占めている地下水利用組合の皆さんが参加できる対策が必要です。また、新たな簡易水道料金設定に当たっては、利用企業の合意や北海道の支援を明らかにする必要があり、これらが不確定のままの決定には賛成できません。

以上、各会派議員の皆さんの賛同を訴え、討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、第2号、第5号、第7号、第8号、第10号、第17号、第18号及び第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇)(拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

三位一体改革で地方交付税が大幅に削減され、市税確保が大変重要になっているが、小樽市として市税徴収に向けてどういう努力をしてきたのか。

平成16年に、日経ビジネスの記事について質疑がなされた際に、当時の山田市長以下主な理事者が、この記事について何でもないと政治姿勢を示しているが、中松市政ではそのようなことはないかと理解してよいか。

小樽の財政の概況にあるとおり、平成12年度以降、市税の収入率が毎年低下しているが、この要因や1件当たりの滞納額が増えている理由をどのように検証しているのか。

決算説明書では、「財政の健全化を図りながら、真の財政再建に向けて取り組んでいく」と書いているが、以前に約束していた財政健全化の収支の見直しをいつ行うつもりなのか。

本市財政の長年の課題であった累積赤字は、職員給与費の削減などもあり、平成22年度で解消されたものの、昨年度決算では、単年度で約1,000万円の赤字となったところである。これは職員給与の期末勤勉手当の削減を回復させるなど、人件費が増加したことも一因であると思うがどうか。

今後、市税などの歳入が減少していくことが見込まれる中で、義務的支出、中でも人件費の削減なくしては、健全な財政状況を維持することはできないことから、改めて、職員数や給与額などの削減について、検討していくべきと思うがどうか。

旅費について、他都市では実費制に移行し、3割の削減になったとの新聞報道があった。一方、本市では、実費制導入について、事務作業が煩雑になるとの理由から消極的な姿勢を示しているが、具体的にはどういった事務が増加するのか。

また、旅費を削減した分を多くの職員の勉強となるような出張に振り向けるという視点や、透明性の面からも、定額制だけという考えではなく、実費制の導入について前向きに検討してほしいと思うがどうか。

本市への移住については、平成22年度までの6年間で41世帯あったものの、昨年度はわずか1世帯にとどまったと聞く。また、市の移住ホームページへのアクセス件数も前年度比で1万件減少するなど、本市の魅力が低下しているようにも感じられるが、市は現状をどのようにとらえているのか。

移住促進事業では、「小樽への移住」だけに主眼が置かれているが、さらなる移住促進のためには、既移住者から本当に小樽へ来てよかったという、いわゆる口コミも大切な情報になると考える。そういった声をより多く発信していただくためにも、本市に移住された方々の生活が充足したものとなるよう、移住後の生活や交流などの支援に力を入れるべきと思うがどうか。

土地開発公社と土地開発基金のいずれも、事業用地を先行取得するものと思うが、土地開発基金で取得している「小学校建設予定地」及び「畜産関係事業用地」の取得目的及び今後の事業の見通しはどうか。

土地取得事業特別会計では、10年近く土地が動いておらず、将来的にも取得しておく情勢にないのは明らかと思うので、この会計を一般会計とあわせて、現在残されている約6,000万円の現金を活用するとともに、毎年の利子の支払を解消していくことを考えるべきと思うがどうか。

小樽市税条例では、入湯税について、日帰りの入湯客1人につき100円を課しているが、利用料金が1,000円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者に関しては税を免除している。この免除対象者にも課税できれば、市にとって貴重な財源になると考えるが、対象となる入浴施設からは、仮に徴収するとしても、利用客への料金転嫁は困難であり、施設側が負担せざるを得ず、課税についての理解が得られない状況にあるという。しかし、減少傾向にある歳入を補完するためにも、市は、入湯税が源泉の管理や観光施設の整備に充てられる目的税であるということを当該施設に説明し、課税への理解を得られるよう、協議を進めるべきと思うがどうか。

市税全般、市民所得等が減少する中で、財政が硬直化している現状を打開するには、観光を中心として戦略的に事業を絞り込み、投資を促し、産業育成などによる税収増を図る必要があるのではないか。

また、現行の企業立地促進条例では、限度額なしで2年間の減免を行っているが、周辺都市の状況も勘案して、減免期間の1年間延長や、限度額を1億円にするなど、見直しを検討する考えはないのか。

小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金事業などにより、雇用が促進された一方、就職しても、すぐに離職する人も多いと聞く。市は離職率などの調査は行っていないというが、労働者定着事業なども行っているのであれば、市内事業所における労働者の定着率や離職の理由など実態を把握し、今後の雇用対策に反映させるべきではないのか。

また、昨年12月6日、小樽市雇用促進協会の主催で、ワンストップ・サービス・デイと銘打って、雇用、住宅、生活支援等についての相談会が行われたが、このように1か所でさまざまな相談ができる窓口が市内にあれば大変に心強いという声もあることから、通年での開設を検討してほしいと思うがどうか。

東日本大震災に係る緊急経済対策として実施した小樽市観光振興券交付事業などの3事業については、迅速に対応したことで一定の経済効果があったという検証結果が得られているという。観光客の減少は、さきの震災だけではなく、最近の東アジア諸国との外交問題など、さまざまな要因によりこれからも起こり得ることから、この事業の検証結果を有効に活用し、今後、不測の事態に備えるべきと思うがどうか。

また、小樽市観光振興券交付事業については、客単価の増加などの具体的な経済効果があり、事業者から大きな反響が寄せられたところである。本事業を市単独で実施するのが財政的に難しいのであれば、民間団体から協賛金を募るなどして、今後も実施してほしいと思うがどうか。

教育旅行の誘致については、観光振興室が担当しているが、その理由として、市は、観光にはレジャーの側面だけではなく、体験という学びの要素も含まれていることから、教育旅行を観光の一形態と見なしているためと説明する。しかし、これは修学旅行生を観光客としてとらえていることを意味するものであり、学校教育における特別活動である修学旅行の目的からかけ離れているのではないのか。

また、観光協会が事務局を務める小樽教育旅行誘致促進実行委員会には、市からは、同室のみが委員として参加している。しかし、教育旅行はあくまでも学習指導要領に基づくものであるという認識に立ち、誘致活動を行うに当たっては実行委員会に教育関係者を加えるべきと思うがどうか。

本市の農業振興策については、非常に少ない予算の中、農産物のブランド化や生産基盤の整備などが図られ効果を上げているものの、毎年、後継者不在により離農者が出るなど、農業の振興にはつながっていないのが現状である。農業の経営体質維持向上を図るため、新規就農者の支援を目的とする多額の予算を計上している自治体も多い中、本市においても、後継者育成支援と言えだけの予算措置を戦略的に講じていくべきと思うがどうか。

一方、離農により遊休農地が増えているにもかかわらず、就農希望者への農地の貸出しを渋るケースが多く、新規就農の妨げになっていると聞く。こういった耕作放棄地を解消し、新規就農の促進、ひいては本市農業の活性化につなげていくために市はどんな対策を考えているのか。

本市では、農業振興費を活用したさまざまな補助事業が行われているにもかかわらず、高齢化や後継者不足により農業人口が減少し、農業自体が縮小傾向となっている。一方、忍路地区では、地元で栽培したそばを農業者みずからそば粉に加工、手打ちによりそばを提供する「そば祭り」を開催するなど、地元産品を農業者みずから製品化する、いわゆる6次産業化に向けた動きが出ている。このように農業者みずから取り組む事業は、農業振興につながる将来的に持続可能な取組であり、新たな産業の育成という側面からも、市として積極的に支援する考えはないか。

また、全国的に農業経営の安定を図る目的で、6次産業化に取り組み成果を上げている自治体もあると聞くことから、積極的に情報の収集に努めてほしいと思うがどうか。

若手漁業後継者の育成が進む忍路漁港地区の漁業環境の整備を図るため、平成23年度は、漁港整備、

市道の雨水側溝敷設、藻場造成の三つの事業が816万9,000円で実施された。このうち、ウニやアワビの生育環境の改善を目的とする藻場造成事業は平成24年度で終了するというが、いそ焼け対策として漁業者からの評価も高い事業であったことから、今後も継続していく考えはないのか。

小樽市漁協では、海藻類の資源回復のために、昆布を入れたスポアバッグを海底に投入する事業を本年10月から行うという。この事業は、北海道からの補助金を利用するとのことだが、本市沿岸部では他にもいそ焼けに悩む地区は多いことから、こういった補助金を活用しながら、今後とも積極的な取組を期待するかどうか。

本市における生活保護費の不正受給事件については、警察の捜査の結果、被害金額が1,000万円を超えていたことが判明したと聞く。これだけの金額になると、可処分所得が大きく増え、生活水準が劇的に変化していたことも考えられるが、ケースワーカーによる訪問調査などでは、こういった実態は把握できなかったのか。

また今後、市は、加害者に対して詐取された保護費の返還を求めていくことと思うが、被害金額の4分の3を占める国庫負担金については、加害者からの返還の有無にかかわらず、市から国への返還義務などが生じることはないのか。

逮捕された受給者は、就労しているのに退職したと偽り、不正に保護費を受給していたというが、市では、収入申告と課税資料との食い違いにより、申告内容に疑義を抱いていたと聞く。それにもかかわらず、本人への事実確認にとどめ、事業所への確認を行わなかったのは個人情報の保護に配慮したためとのことだが、このような事件が明らかとなった以上、再発防止という観点からも、収入状況調査のあり方について、改めて検討する必要があると思うかどうか。

経済情勢の悪化に伴い、生活保護の受給者は全国的にも増加傾向にあり、1人のケースワーカーが89世帯を担当する本市の状況は、社会福祉法で定められている80世帯を上回るものである。市は、世帯状況の変化が少ない高齢世帯だけを担当するケースワーカーを配置し、その持分を増やすことで、ほかのケースワーカーの担当世帯数を抑え、業務に支障が出ないように調整しているというが、適正な生活保護行政を担保するためには、ケースワーカーがきめ細やかに対応できる体制を確立すべきであり、法が示す基準に合った配置数とするよう努めるべきと思うかどうか。

生活保護費の5割を占める医療扶助費の増加を抑制するため、病状などに疑いのある受診者に対し、他の病院での受診を命ずるセカンドオピニオン制度を取り入れるよう、厚生労働省が全国の自治体に要請する方針を固めたとの新聞報道があったが、市に要請があった場合はどのように対応するのか。

生活保護において重要なのは就労支援であり、そのため、厚生労働省では、伴走型就労支援のモデル事業として「パーソナルサポートセンター」を実施している。これは、生活保護受給者だけでなく、生活困窮者等に対して、NPO法人、福祉事務所、ハローワークなどが連携して就労支援を行うもので、道内では釧路市が実施し、成果を上げていると聞くことから、生活保護受給者の多い本市でもぜひ実施してほしいと思うかどうか。

これまで建設部が行ってきた置き雪対策については、対象者が福祉除雪サービスと重なるため、来年度からは、福祉部で実施すると聞く。これまで置き雪対策は、個別の実態に合わせて実施してきており、福祉施策として福祉除雪サービスと一体的に扱う場合、対象者に等しくサービスを提供すべきにもかかわらず、状況によっては、除雪の回数が大きく異なるなど、不公平が生じるおそれがあるのではないのか。

また、福祉除雪サービス事業費補助金の決算額は、利用回数の増加などにより年々増加している。高齢化が進む本市においては、今後、さらに事業の対象者が増加すると思われるが、厳しい財政状況の中にあっても、必要な予算を確保し、サービスの維持向上に努めるべきと思うかどうか。

平成22年度から始まった「成年後見制度利用支援事業」については、小樽・北しりべし成年後見センターを設置して支援事業を行っているが、センターの利用状況はどうなっているのか。

相談件数は小樽市が圧倒的に多く、現在も30件ほどの受任があるという。これは、高齢化率の高さと認知症などの多さが原因と思われ、今後も利用件数の増加が見込まれる中で、成年後見センターの体制強化を図る考えはないのか。

平成23年度の国民健康保険事業特別会計は、約3億4,000万円の黒字決算となったが、これは療養諸費で、昨年度の2倍近い3億5,930万円もの不用額が出たことが原因と理解している。予算の策定に当たっては、1人当たりの医療費や過去の伸び率を考慮しているというが、これだけ多額の不用額が生じているということは、見積りが甘かったと言わざるを得ず、結果的に市民に対し、不当に高い保険料を賦課してきたことになると思うがどうか。

この2年間で保険料賦課限度額は10万円もの値上げとなっている。所得に占める保険料の割合が年々高くなり、市民生活に直接影響を及ぼしていることから、今後の予算算定に当たっては、正確かつ適正な見積りを行い、保険料の値上げにつながらないよう配慮すべきと思うがどうか。

減免用ごみ袋については、新生児・幼児用として20リットル、介護用品助成対象者用として30リットルの大きさの袋が配布されているが、この大きさの根拠はどのような方針に基づいて配布されているのか。

高齢者世帯の多い小樽市において、介護用品助成対象者用の袋のサイズについて、利用者から30リットル用1種類に固定せず、20リットル用と30リットル用の2種類とするなど、利用者のニーズに応じた柔軟な対応は可能ではないかとの意見があることから、今後は配布基準の見直しについて、検討してほしいと思うがどうか。

本市の病院事業に関しては、人件費比率が高いことが常日ごろから指摘されている。この割合を減らすためには、分母である医業収益を上げていくしか方法はないと思うが、その方策についてどう考えるか。

また、病院の統合により経営の効率化を図るというが、事務の人員削減や経費の削減を含め、削減額は全部でおおよそ幾らと見込まれるのか。

公立病院という縛りのある中で、仮に経営改革・経営改善ができない場合、将来的には独立行政法人化も選択肢の一つとして考えていかなければならないと思うがどうか。

高騰する医療費を抑制するためにも、ワクチン接種による予防は大切であるが、本市で平成23年2月から助成が開始されたヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンの接種率は、約3割と非常に低い現状である。その向上のためには、対象者である児童・生徒保護者の理解を深める必要があることから、保健師が学校内でワクチンの周知に努めるなど、保健所と教育委員会が連携して取り組む必要があると思うがどうか。

また、子供や高齢者を対象に定期予防接種以外のワクチン助成を実施し、医療費抑制も兼ねた事業として取り組んでいる自治体もあると聞く。本市は、予防接種事業は国の責務であるとの立場から、このような事業には慎重であるが、予防接種の助成メニューを増やして啓発を図るという考えの下、同様な助成を検討してほしいと思うがどうか。

道路新設改良費などの土木工事費は、当初予算では全体的な事業費で表示されるが、決算書では個々の工事費と実施延長距離で表示されている。予算と決算を対比する場合、予算の立て方と決算の中身に整合性があると考えていいのか。

また、これまで、土木工事では、確定数字で契約を結ばず、工事中での設計変更が常態化していると

聞く。本来、発注者は、金額を確定させた上で工事や物品を発注することが普通であると思うが、このような形式で契約の変更が可能とする法的な根拠は何か。

高速道路の高架下にある市営若竹駐車場については、地域の方とのいろいろなやりとりがあった中で開設に至った経緯があると聞く。しかしながら、利用状況の推移を見ると、赤字が常態化しており、今後これを解消するのは困難ではないのか。

現在、周囲には空き地や民間駐車場なども見受けられ、既に一定の役割を終えているのであれば、これ以上税金をつぎ込むことなく、新たな管理方法の検討や市営駐車場としての廃止も視野に、市としての判断をしなければならぬ時期に来ているのではないのか。

市は、老朽化した遊具による重大事故が起きているという国土交通省の調査もあることから、計画的に公園施設の更新を行うための「公園施設長寿命化計画」を平成24年度に策定することとし、23年度は、対象公園施設92か所で遊具等の現地調査が行われた。調査対象となった遊具480か所のうち、大規模修繕又は廃棄が必要とされた2か所は撤去し、重要な部分に異常のあった209か所については、改修費用を積算した上で約10年間で順次改修予定というが、改修までの間、どのように点検していく考えなのか。

「公園施設長寿命化計画」の策定により、社会資本整備総合交付金を活用した整備が可能となることから、早期に計画を策定し、安全で安心して利用できる公園となるよう改修整備を行ってほしいと思うがどうか。

本市の水洗化普及率は、平成23年度末で95.9パーセントであるが、忍路地区は74.9パーセント、塩谷地区は82.7パーセントと、西部地区は低い実態があることから、市では、これらの地域を中心に水洗化促進戸別訪問を実施し、少ない件数ではあるが着実に水洗化を進めているという。高齢化や改造資金の問題などから、水洗化する考えのない世帯も多いと聞くが、小樽市上下水道ビジョンで目標とする、平成30年度の水洗化率99.9パーセントの達成に向け、今後も粘り強く取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成24年第3回定例会議案第8号ないし第19号及び第21号につきましては、採決の結果、賛成多数で、いずれも認定と決定いたしました。

次に、平成24年第3回定例会議案第20号及び第22号につきましては、採決の結果、賛成多数で、いずれも剰余金の処分は可決、及び決算は認定と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、平成24年第3回定例会議案第8号ないし第22号について、決算については不認定、剰余金の処分については否決の討論を行います。

議案第8号平成23年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、新学校給食共同調理場の建設や石狩湾新港の北防波堤延長工事をやめ、旧マイカルに代表される多額の固定資産税等の歳入上積みをも財源に、高校卒業者の臨時雇用やふれあいパスの利用者負担の減額、新・市民プールの早期建設を目指した調査の実施を主張し、市民負担の軽減と市内経済の

活性化を提案してきました。

しかし、2011年度決算は、歳入では交付税が予算を上回り、歳出では2010年度より2億300万円増となる約21億4,000万円の不用額を生じながらも市民生活を守るものとはなりませんでした。

新学校給食共同調理場の建設は、現在2か所の共同調理場を1か所にし、将来的に単独調理校をなくしていくというものであり、食の安全性、食育の観点から逆行するものです。また、財政難の中ですので、当面は、現在ある共同調理場を衛生基準に適応するよう改修するにとどめるべきです。

2011年度の石狩湾新港管理組合負担金は、3億3,778万円になります。北防波堤の延長工事は、総工事費約133億円という莫大な工事です。しかも、静穏度が国の基準を若干満たしていないといっても、現在、荷役作業に影響がなく、大企業の子エフテックスに奉仕する必要はありません。小樽市にとって切実な課題となっている雇用確保対策に力を注ぎ、地域経済の活性化につながるような予算執行を行うべきです。

次に、議案第12号平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

市民からは、高い国民健康保険料について悲鳴が上がっています。小樽市は、2001年度に33億8,000万円の累積赤字がありましたが、その累積赤字を加入者負担により解消してきました。この高い国保料を前提にしていることは認められません。

次に、議案第13号平成23年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

本来は、公有地の円滑な取得、運用のための基金です。2011年度の決算説明書によると、利子の収入が約20万円、これは、一般会計へ貸し出している5億1,000万円に対する利子です。土地が値下がりし、事前に土地を取得しておく必要性がなくなってきています。土地取得事業特別会計を廃止して、一般会計から利息を払うのをやめるべきです。

次に、議案第14号平成23年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算特別委員会でも指摘いたしましたが、市営住宅の指定管理者に支払われている使用料収納率向上対策事業について、市営住宅の管理が2007年に指定管理者制度に変わったことで、家賃や駐車料金の収納率が悪化したため、補助を出し、2011年度には既に目標を達成しています。市営住宅の家賃の収納率向上にまで民間に委託するということは大問題です。

その一方で、多額の不用額が生まれているにもかかわらず、長寿命化計画で決められた量の表替えなどの改修も行っていない。計画どおり進めるべきです。

次に、議案第15号平成23年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

簡易水道事業は、1989年に開始され、協定に基づき、小樽市の経営収支の不足分は石狩開発株式会社が負担するということが進められてきました。ところが、2002年に石狩開発が破綻し、2003年から小樽市に負担がかぶせられてきました。2011年度の一般会計からの持ち出しは5,997万7,000円になり、2003年度からの累積では4億6,000万円になります。北海道の強い要請に基づき進められてきたものですから、北海道に負担させるべきです。

次に、議案第16号平成23年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

介護保険料について、前期より引き下げたことは評価できますが、それでも全国平均を上回ります。特別養護老人ホームの待機者は解消するめどがなく、介護を利用すればするほど保険料が高くなる仕組みの上に、8割が利用していないのが実態です。

次に、議案第19号平成23年度小樽市病院事業決算認定についてです。

電話交換業務や給食業務委託は、労働者の労働条件の悪化や業務に市が責任を負う立場から、外部委託はやめるべきです。

近年、医療施設でのノロウイルスなどの集団感染が相次いでいます。患者の命を預かる市立病院として、このような感染対策にしても、直営の下で市の責任において行うべきです。

平成24年第3回定例会議案第9号ないし第11号、第17号、第18号及び第20号ないし第22号については、消費税が問題になります。

日本共産党は、消費税には一貫して反対の立場をとってきています。周知のとおり、消費税は低所得者ほど重くのしかかる税金です。日本国憲法が根拠となる税負担の原則は、応能負担の原則です。日本国憲法第13条には、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とするとして規定されています。憲法第25条には、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定められています。この権利を税制面から保障するのが、最低限の生活費には課税しないという生計費非課税の原則です。ところが、生活すべてに消費税にかかってくるのが今の日本の消費税です。

自民・公明両党の政権合意では、増税後に軽減税率を求める動きもあります。それだけ生計費への負担があるのを認めるなら、現段階から、この地方の場から水道などへの消費税課税に反対することを期待するものです。公共性のある事業について、消費税が課せられることは認められるものではありません。

以上の理由により、それぞれの決算については不認定、剰余金の処分については否決を主張し、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成24年第3回定例会議案第8号、第19号及び第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成24年第3回定例会議案第9号ないし第18号、第20号及び第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

新・市民プールの建設について、市教育委員会は、前定例会では建設コスト、建設場所などを調査中とし、今後、市長部局と実施設計に向けた検討を行うとしていたが、これまで具体的な方向性は一切示されていない。

来年度は、総合計画の前期実施計画の最終年度であり、平成24年度の事務の点検及び評価報告書の今後の取組方向に「前期実施計画に基づき検討を進める」との方針を示していることからしても、新・市民プールの建設は、後期実施計画には先延ばしをしないと理解してよいか。

市教育委員会は、新・市民プール建設の方向性について、市長部局と協議の上、決定するとの答弁に終始しているが、これまでどういった協議がなされ、どの程度前進しているのか。

新年度予算には、基本設計及び実施設計の関連経費を重点的かつ最優先で盛り込み、市民の悲願である新・市民プール建設の道筋を明確に示すべきと思うがどうか。

原子力防災計画の修正作業を進める道が、原発事故時の防災重点区域をUPZ圏内とすることを決定したとの報道があった。一方で、まだ検討段階で決定したものではないとの話も聞いており、情報が錯綜しているが、市は報道内容について、道に事実確認をしているのか。

既に国の防災対策指針では、UPZを30キロメートル範囲内とする旨通知がなされており、道はこれを受けて検討に着手していると思われるが、本市は、これまで道に対し、後志全域をUPZの範囲に組み込むよう要請してきた経過から、引き続き道に働きかけを行っていくと理解してよいか。

清涼飲料の大手業者が、北海道内の津波浸水区域内にある約4,700台の自動販売機に海拔を表示したステッカーを全道一斉に設置するとの報道があった。本市では70台程度が該当するとのことであるが、こうした取組は、長い海岸線を有する本市において、津波浸水区域内の住民が日常的に海拔を意識することができ、津波発生時の避難行動などに役立つといった効果が期待できることから、業者が掲示予定の自動販売機以外に市が独自に同様のステッカーを作成し、電柱などに掲示してはどうか。

市は、行政評価システムの確立に向け、本年度は試行として位置づけ、現在2次評価案の確定作業に着手しているという。行政評価は、新たな視点により事業を見直し、持続可能な自治体経営を目指すものと理解をしていたところ、各部が行った1次評価では、全体の4分の3事業において「現状維持」と判定したことに違和感を覚えるが、現状維持とした主な理由は何か。

今後、2次評価結果を平成25年度予算編成に反映させるとのことであり、行政評価実施による効果を期待するものだが、次年度以降は、点検項目の範囲の見直しなどとあわせて、行政評価システムのあり方を検証してほしいと思うがどうか。

また、評価結果の公表に当たっては、市民にわかりやすいものとなるよう工夫してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線は、平成24年6月に工事実施計画が認可され、念願の札幌延伸が決定した。商工会議所では、11月下旬、「北海道新幹線有効活用ワークショップ」を立ち上げ、新幹線の活用に向け最も効果的な方策などの議論を行い、新幹線新駅周辺開発や経済効果等の構想案を策定するという。本市では、既に平成18年12月に「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想の概要」等を策定しており、いずれも新幹線の有効活用という点で方向性が一致するものであり、市と商工会議所は、今後どのように連携していくことになるのか。

北海道新幹線は、開業までに24年の工期を要するため、現役世代には現実味が薄く、新幹線活用の議論は低調に感じるが、新幹線は、将来小樽を担う世代への資産であるという認識に立ち、市も各界各層の方々と活発に議論してほしいと思うがどうか。

学校内で体罰など、教育的に好ましくない不適切な指導が行われているとの指摘があった場合、通常、学校長が教員と体罰を受けた児童・生徒の保護者の双方から事実関係の聞き取りを行い、市教育委員会に報告することになっており、問題の解決に当たって、学校長と市教委が連携して、文部科学省の示す体罰に関する考え方などにに基づき、個々の事案ごとに対応しているという。しかし、事例によっては、教員等から児童・生徒になされた行為が体罰等に当たるかどうかで、学校側と保護者側の見解が対立する場合も想定され、そうした場合はどのように対応していくことになっているのか。

仮に、市教育委員会が解決に乗り出したとしても、保護者側からすると、学校側をかばっているとし

か思われず、中立性に疑義が生じかねないことから、こうした問題に対処するためには第三者機関を設け、中立、公平の立場で解決に当たる必要があるのではないかと。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第19号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第26号は可決、継続審査中の陳情はすべて採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第26号小樽市非核港湾条例案についてです。

10月22日、スイスなど国連加盟34か国が国連総会第1委員会で、核兵器の非人道性に懸念を表明し、核兵器が使用されない唯一の保障は全面廃絶だとして、すべての国は核兵器を非合法化する努力を強めなければならないとする共同声明を発表しました。広島、長崎の被爆は、人類が核兵器と共存できないことを今に教えています。その原点に立ち返り、核兵器の使用は人道に許されることが国際社会に広がっています。今回の声明は、5月に開かれた2015年核不拡散条約再検討会議に向けた準備委員会で、核兵器の非人道性を指摘し、廃絶を主張した共同声明の内容が引き継がれています。

ところが、日本は声明への参加を求められましたが、拒否しました。国際的な核廃絶を求める声広がる一方で、唯一の被爆国である日本政府の態度は残念でなりません。核兵器をなくしていく世論を後押しする上でも、アメリカ軍による日本への核の持込みを拒否していくことが大きな力になります。

今年、中曽根康弘元首相が、アメリカ軍が日本に核兵器を持ち込むことを容認した「日米核密約」について、防衛庁長官になって知ったと著書「中曽根康弘が語る戦後日本外交」で証言しました。1983年の首相就任時のとき引継ぎを受けていましたが、それより早い1970年の防衛庁長官就任時に知っていたこととなります。中曽根氏は、トランジットの場合は事前協議の対象外というのは知っていました。防衛庁長官になって知ったと言ってよいです。「このことは恐らく役所の連中から聞いたのではないかな。聞いたときは、ああ、そうかという態度だったね」と語り、核政策の継承については、首相官邸ではなく、外務省主導でしたと証言しています。

従来、日本政府は、アメリカ艦船の寄港に際し、事前協議がないから核兵器は積んでいないと答えていました。日米核密約は、日本に寄港、飛来するアメリカ艦船や航空機の核兵器搭載について、装備における重要な変更の際に行うとされている事前協議の対象外にしたものです。

2010年3月9日に政府が公表した外務省調査結果と有識者委員会の報告は、討論記録の存在を認めながらも、暗黙の合意で明確な合意ではないなどと、核の持込みの密約だったことを否定しています。しかし、中曽根氏の証言は、核持込み密約が暗黙の合意ではなかったことを示すものです。ですから、寄港は事前協議の対象外という核密約を廃棄し、核兵器を積んだ軍艦は、事前協議をさせるようにすることが求められています。しかし、それは国政の場の話となります。

地方自治体、一港湾管理者として核の持込みを許さない道は、寄港する外国艦船に非核証明書の提出を求める非核港湾条例の制定です。

次に、継続審査中の陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号についてです。

第6次総合計画の前期実施計画が来年度で終わります。しかし教育委員会は一向に建設地を公表しようとしません。住民の早期プール建設を求める声に背を向け、住民自治の見地からも問題です。

教育委員会は、建設を進める立場に立つとするのなら、市長部局がストップをかけているのでしょうか。どのような協議が進められているのか明らかにすべきです。

市民の健康維持、娯楽、競技、幅広い年代、階層の人々が通い、サンビルにあった市営室内水泳プールは、年間5万人が通っていました。2007年当時から、小樽市は建設地がないと言ってきました。一体どれだけ時間をかけて建設地を探しているのか、道内主要都市で市営室内プールがないのは小樽市だけです。恥ずかしい限りです。一刻も早いプールの建設を求める願意は妥当であり、いずれの陳情も採択を主張します。

以上、議員の皆さんの賛同を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第26号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論します。

沖縄で繰り返される米兵による犯罪は、日米安保条約、とりわけ地位協定の不平等性の象徴として問題視され、その改善を求める声が強くなっています。しかし、現実ほとんど前に進まず、米軍側の善意にすがっている姿が国民の前に明らかにされてきています。法治国家である日本国内において、なぜこのような無法に近いことがまかり通るのか、警察や検察、裁判所は一体何をしているのか、なぜ動かないのか、だれもが苦々しく思うことです。しかし、実態は、動かないのではなく、動けないのです。動けない構造が存在しているのです。

話は少し古くなりますが、50年以上昔にさかのぼります。言いかえれば、50年以上もの間に積み重ねられてきた実態があるのです。1959年、砂川事件の最高裁判決により、米軍の国内駐留は合憲とされ、また日米安保条約の具体性については憲法判断を回避する、そうした司法判断が確定しました。日本の法体系では、条約は憲法以外の国内法に優先することになっています。条約が国内法に優先し、さらに条約によって巨大な外国軍が駐留していれば、軍隊の活動を保障するために刑法や民法だけでなく、自治体の条例などに関してさまざまなレベルで外国軍の存在を優先する合意事項が必要となり、それが事実上の法律となってきたのであります。その結果、日本の国内に、国内法より上位に位置する巨大な別の法体系が存在することになったのです。在日米軍を超法規的存在とする法体系が壁となり警察も検察も動けない、そういった状況がつくられているのです。先ほど触れた五十余年は、憲法を基本とする国内法体系を安保運用法体系がいように侵食してきた50年でもあると言えます。米軍は、有事の際に、国内の民間空港や港湾を自由に使う計画を持っています。そして、日本政府に対し、その計画の速やかな実現を要求し続けています。

しかし、かつての戦争の反省に立ってつくられた港湾法や、住民の安全・安心を第一に考える地方自治体は、それを粘り強く阻んできております。繰り返される小樽港への米艦船の入港は、友好親善などではなく、米軍が希望する港について優先使用を認めたとされている密約の認知を求め、新たな制度として確立することを目指した動きの一つです。そして、それは同時に、自治体の持っている平和力を

解体することをねらったものでもあります。多くの小樽市民は、巨大な空母を目の前にして、そのことを知ったと思います。

小樽港は、平和な民間商業港です。そうした小樽港には、国内外のクルーズ船が、そしてまた貨物船などが行き交うべきで、核兵器搭載の疑いが残る米軍の艦船は似合いません。

提案された条例案の前文にもあるように、積極的な非核港湾行政を推進し、そして、これからも小樽港の平和な商業港としての発展を図るためにも、議案第26号小樽市非核港湾条例案は重要な役割を果たすと考えます。

以上、議員各位の賛同を訴え、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

第3号ふ頭及び周辺再開発計画の策定に当たっては、将来の小樽港の浮沈を左右する、同ふ頭基部周辺の将来像を思い描く、華やかな議論が行われていると聞く。しかし、ワークショップでは、予算や計画期間の検討はなされておらず、現状では絵にかいたもちをつくっているに等しいことから、より実現性の高い計画とするために、こうした議論もあわせて協議すべきと思うがどうか。

また、来年度もクルーズ客船からの寄港打診が多くあるとのことだが、今後数年の港湾施設の整備状況により、その後の小樽港への寄港数は大きく左右されるものと思われることから、平成27年の計画策定を待つことなく、クルーズ客船入港に必要な整備は前倒しで行うべきと思うがどうか。

小樽港と石狩湾新港における取扱貨物の機能分担については、石狩湾新港港湾計画に盛り込まれているものの、コンテナ貨物の扱いについては定めがない。小樽港では貨物取扱量の低迷が続いているが、これは、コンテナ輸送が主流となる中で、機能分担の取決めが有名無実化し、小樽港で扱うべき貨物が石狩湾新港へ流れているからなのではないか。

また、市が、こうした実態を知りながら、新港の共同管理者であることを理由に、新港のハード・ソフト両面の事業推進に加担してきたことも一因ではないのか。

現在、市が改訂作業を進めている小樽港港湾計画についても、クルーズ客船誘致が目的となっているように感じるが、本来、小樽港が持つ物流機能を十分に発揮させるため、港湾整備の方向性もしっかりと議論すべきではないのか。

道が発表した平成24年度第1四半期観光入込客数調査によると、東南アジア諸国からの入込数が伸びているとのことであり、本市においても、東アジア諸国に次ぐ状況にあると聞く。今後、さらなる増加が期待できるものと思うが、市では、これらの国々に対して、積極的な誘致活動を行う考えはないか。

また、東南アジアにはイスラム教徒も多く、敬けんな信者であれば、厳格な食事規制や1日5回の礼拝を欠かさないことから、受入れに当たっての課題は多いという。しかし、本市には全道的にも数少ないモスクがあることから、こういった利点を生かし、イスラム教徒の方をはじめとする東南アジア諸国からの幅広い誘客に努めてほしいと思うがどうか。

先日、東京で開催された小樽市企業立地トップセミナーには33社、45名の参加があり、活発な意見交換が行われ、参加企業からはおおむね好評であったと聞く。今後、このセミナーをきっかけとして、企業立地につなげていくためには、何より参加企業とのコンタクトが重要となる。市は現在、企業立地優遇制度の拡充に向け作業を進めており、参加企業に対し、こうした本市に進出した場合に有利な制度を積極的に提案していくなど、しっかりとしたフォローアップに努めるべきと思うがどうか。

小学生がガラス製品の卒業制作体験を行う地場産品導入促進事業については、今年度から実施されており、体験した児童や保護者をはじめ、教員や指導する工房からも好評であると聞く。その一方、市からの提案時期が遅かったため、学校行事としてではなく、希望する児童のみが保護者とともに参加した学校も少なくないと聞くが、市内小学校における実施状況はどのようになっているのか。

また、本事業を総合学習に組み込むことで、ガラスを通じた本市経済の社会学習もあわせて行えるなど、卒業制作にとどまらない学習効果が期待できると考える。そのためにも、学校として本事業に取り組むことができるよう、新年度に向け、市は早い時期での事業提案を行ってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については願意妥当、採択を求める討論を行います。

平成18年度以降のオタモイ海岸急傾斜地調査業務で、現地全体が脆弱な岩盤で覆われ、国定公園の景観を保全しながら遊歩道の安全性を確保することは困難である、景観を犠牲にした恒久的な安全対策は莫大な費用がかかるとの結論を基に、現在に至るまで崩落の事後処理や立入禁止などの安全対策を講ずる以外、何の対策もとられておりません。現瞬間も、オタモイ海岸を観光資源としてどうするかは何の検討もされておられません。

陳情第290号が提出されたかどうかにかかわらず、オタモイ海岸を観光資源としてどうするかは、ここ何回かの定例会で私が詳しく述べているように、歴史的経過に照らして、小樽市の責任として検討しなければならない問題です。市長にも、この問題の経過は理解されていることと存じますので、産業港湾部から問題が提案されるのを待つという態度でなく、積極的に検討を開始していただくことを要望しておきます。

また、議会といたしましても、オタモイ海岸の歴史的経過に照らして、陳情第290号を採択し、市長や理事者の重い腰を上げさせることが求められております。

次に、新道岬観音付近からのオタモイ海岸の断崖絶壁の景観を眺めることを新たな観光資源として売り出す問題についてです。

国定公園でもあるこの地域に眺望施設をつくり、東尋坊よりはるかに高い絶壁からの光景を新たなビューポイントとして売り出すために何がハードルになっているかは、既に経済常任委員会として理事者から説明を受けているわけです。東尋坊へ行った方ならおわかりのとおり、特別な景観施設が必要ということではありません。本年第3回定例会での理事者の説明は大がかりなことを想定しているもので、そこまで整備する必要はありません。やるべきことは明白になったわけですから、関係者の合意を図りつつ、時間をかけても小樽観光の新たな発展のために努力することが求められています。

陳情第290号を採択し、議会として力を尽くすことを呼びかけて、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○20番(中島麗子議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、現在、市内の一時保育事業は中央地区を中心に市内10か所で実施され、そのうち民間の認可保育所では3か所で行われている。昨今の景気の悪化に伴い、パートタイム勤務や変則勤務を余儀なくされる保護者が急増し、地元の保育所で利用したいという声を多く聞いているが、市はこうした利用者の保育ニーズを把握しているのか。

北西部地区では、認可外保育所1か所で一時保育事業を実施しているが、おたる子育てプラン後期計画では、市内における一時保育事業の実施保育所を拡大する方向性が示されていることから、陳情の願意は十分に理解できるものであり、同地区において一時保育事業を実施するべきと思うがどうか。

認可保育所における一時保育事業の利用者は、1日平均2人に満たない状態であり、減少傾向にあると聞く。そのため、おたる子育てプラン後期計画に同事業の拡大が位置づけられているとしても、まずは、一時保育事業を含む特別保育事業全体に対する利用者の意向を調査し、今後の取扱いを慎重に検討する必要があると思うがどうか。

平成22年度までは、「歳末たすけあい運動」の募金に市の負担を加え、「ふれあい見舞金」として独居高齢者等に支給していたが、共同募金会と社会福祉協議会の単独事業となった昨年度は、喜寿や米寿等の高齢者に現金が配付されたという。配分方法に対する批判が多くあったことから、今年度は、配付先を災害弱者や障害者施設等に変更するというが、歳末に支援を必要としている方が対象にならない現状は、募金の趣旨からそれていると言わざるを得ないのではないのか。

この状態を解消するには、従前の配付方法が最良とする声が多いことから、例えば、市が共同募金会から寄附を受け、市の事業として実施するといった対応が可能か検討してほしいと思うがどうか。

このような取扱いがかなわないとするなら、募金に協力する市民の心温まる善意が、必ず支援を必要としている方々に届けられるよう、配付方法について研究してほしいと思うがどうか。

配付先に疑問を示した町会の中には、今後、募金運動に協力しない方針を示すところも出始めており、早期に歳末助け合いの精神に基づく配付方法を検討しなければ、募金に協力する市民がいなくなってしまうのではないのか。

この問題の争点は、ひとえに個人に対するお金の配分の仕方に尽きることから、個人情報が必要とする場合に限って、市が配分を行うといった手法を検討すべきと思うがどうか。

町会だけでなく、日赤奉仕団からも同様の声があり、「ふれあい見舞金」が最善の方法とする意見も少なくないことから、市は、実施主体である社会福祉協議会と共同募金会の双方から課題を聴取し、従前の事業に戻すような検討をしてほしいと思うがどうか。

福祉灯油の実施に当たって、市は、灯油価格や国などの財政支援の動向を考慮しながら総合的に判断しており、本年度は、過去に実施した際の価格を下回っていることから見送るといふ。しかし、福祉灯油は、福祉の観点から生活を応援する制度であり、本市の生活水準が低下傾向にあることを踏まえ、生活実態を判断指標とし、小樽市単独による実施も視野に適切な判断をしてほしいと思うがどうか。

施設で虐待などが起こる原因の一つに、介護従事者の労働条件等が関係するとの見解もあることから、地域密着型サービス提供事業者の選定に当たっては、職員の処遇に関する配点を手厚くするよう、以前から要望しているが、これまでどのような検討がなされているのか。

また、採点結果の合計が50点以上で選定された場合であっても、個別の審査項目で配点の2分の1を下回るような項目があることも想定されるが、その場合には、選定事業者に対して、該当する項目について何らかの改善を求めていくことになるのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第148号、第310号、第314号及び第316号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、今定例会で新たに提出された陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、並びに継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、陳情第148号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方について及び陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方についての採択を主張して、討論を行います。

陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方については、相愛保育所父母の会が代表となり、長橋地区連合町会長をはじめ、近隣の町会長の連名によって提出されたものです。現在、小樽市では、保護者のパート労働等に伴う継続的な預かり、また急病や出産入院等に伴う緊急、一時的な預かりを対象として、一時保育事業を市内3か所の保育所で実施しています。

しかし、実施している保育所は市街地の中心地区に集中しており、北西部には認可保育所がありません。北西部地区の利用希望者は、遠距離と時間をかけて保育所を利用することは保護者への負担が大きく、利用を断念している状況です。

小樽市次世代育成支援行動計画の後期実施計画においても、一時保育事業実施保育所の拡大を掲げていますが、現在、実施されている保育所は前期実施計画以前、若しくはその途中に開始されたものであって、後期実施計画に入ってから新規実施は行われていません。一時保育を希望する父母からは、経済状況が悪化し、労働環境も変わり、フルタイムで働ける勤務先が減少してパート労働や変則勤務が増えている、自分の勤務の条件が保育所に入所できる条件、1日4時間以上かつ1週4日以上労働していることに合致しない、2人目の子供を出産する場合の対処ができない、ファミリーサポートセンターはあるけれども、資格を持った保育所の下に安心して預けたいなどの声が届いています。若い世代が、小樽市で安全・安心に生活し、子供を育てることができ環境づくりが必要です。財源不足を理由に機械的に事業を削減するのではなく、将来を担う子供のためにも、地域における子育て支援を推進することからも大切な事業です。

したがって、陳情第316号は願意妥当、採択を求めます。

継続審査中の請願第2号並びに陳情第1号、第148号、第310号及び第314号は、これまでも繰り返して述べてきたとおり、いずれも願意は妥当、採択を求めます。

他会派議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

なお、議員任期の折り返し地点が到来する時期にあります。市民からの請願、陳情について、そのほとんどが継続審査とされています。そして、その継続審査とされた請願、陳情はまともな審議がされないまま放置されている状況にあります。市民の願いに対して積極的に議論していくことが議員の役割と考えます。今後の議会で、市民の願いにこたえる積極的な議論を行うことを訴えまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第148号及び第310号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

当委員会の提案により、今年度から実施されることになった住宅リフォーム助成制度について、市が事業の効果を検証する必要から、補助申請者と施工業者の双方に対しアンケートを実施したところ、継続的な実施を求める意見や申請者全員を補助対象にすべきとの意見も多く寄せられた。これは助成制度が広く市民に受け入れられていることを示すものであり、新年度予算の編成に当たっては、こうした市民ニーズにこたえ、助成件数を増すなど、制度のさらなる拡大に向け、予算の大幅な増額を要求してほしいと思うがどうか。

本市が管理する橋梁のうち、20橋は建設後既に50年経過しており、一部の橋梁では損傷が目立ち、修繕やかけ替えの時期を迎えている。国は、こうした橋梁の修繕等に当たる自治体を財政的に支援するため、平成25年度までに「橋梁長寿命化計画」の策定を求め、この計画に基づく修繕等に対し補助を行うという。橋梁の補修の遅れにより、致命的な事故が発生している例も多く、また、大規模地震被害を教訓にした耐震性強化も急務であることから、本市においても直ちに計画を策定し、早期に橋梁の修繕等に着手してほしいと思うがどうか。

山梨県の中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を受けて、国から自治体管理のトンネルについても点検するよう要請があったとのことである。

本市では、市道2路線にある5か所のトンネルを目視で点検したところ、異常はなく、今後、これらのトンネルに対し、近接目視や打音、触診による点検を実施するというが、事故を未然に防止するためにも、本市が管理するトンネルの点検については万全を期してほしいと思うがどうか。

本市は、北海道を代表する観光都市であるにもかかわらず、公園や街路樹など緑の景観保全に関する取組を、これまでおろそかにしてきた感がある。まちなかにおける緑の保全については、市だけでなく、町会など市民ボランティア参加による取組が重要であり、「緑の基本計画」の中にも「市民参加の体制づくり」として、主要施策に位置づけていることから、今後は緑の景観を守るために、市民協働を進め、市とボランティア同士が連携しやすいシステムづくりを検討してほしいと思うがどうか。

12月に入り、平年を上回る降雪により、降雪量、積雪深ともに過去5年間の平均を大きく上回っている。週間予報では、しばらくは大雪の傾向が続くとのことであり、札幌市では例年、1月中旬から実施する排雪作業を1か月ほど前倒しにしたと聞く。本市においても同様に市民の要望にこたえるため、随時、気象状況を見極めながら、適時、適切な除排雪を心がけてほしいと思うがどうか。

市内中心部でも、道路わきの雪山がかなりの高さになっている。歩行者の通行の妨げになるばかりではなく、車両のすれ違いができないところも多い状況である。例年、排雪作業は1月中旬に行っているが、今後さらに大雪の予報も出ており、年末年始を迎え、市内中心部に買物客や車両が集中することは明らかであり、年内中に排雪作業を行う必要があると思うがどうか。

「空き家・空き地バンク」の登録物件について、以前は不動産業者の物件を市のホームページに掲載していたが、手続きが煩雑なため、現在は協力が得られず、登録件数が少ない状態が続いている。この事業は、行政が関与することで信頼性を担保し、高齢者のまちなか居住や子育て世代の郊外への住み替えを誘導することが期待できることから、手続きを簡素化し、不動産業者の物件を登録できるよう改善してはどうか。

また、単に空き家を紹介するだけでなく、学生向けのシェアハウスとして活用するなど、新たな利用方法を積極的に提案することにより、若者の居住促進につなげていくことも可能と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第16号及び陳情第312号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第14号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第16号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第309号及び第312号はいずれも採択の討論を行います。

地域主権一括法で公営住宅法が改正され、市営住宅の入居収入基準額は地方自治体で決定することができるようになりました。

小樽市の入居収入基準額は、入居資格を有する一般の世帯である本来階層については、国が示す入居収入基準額と同額の15万8,000円にし、高齢者世帯など、特に居住の安定を図る必要のある世帯である裁量世帯については、国が示す入居収入基準額の25万9,000円より低い21万4,000円に設定しています。裁量世帯について、小樽市は、基準額を引き上げることで入居対象世帯が増えることになり、このことは応募倍率の上昇を招き、本来入居すべき世帯の入居機会を奪うおそれがあるとの説明です。本来階層については、2009年度から基準額が15万8,000円になりましたが、それ以前は政令で20万円でした。入居収入基準額改定直後の募集実績は、前年度の半分以下になり、それまで入居できた人が入り口で閉め出されたことが現れています。

公営住宅法第1条で、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」とうたわれています。足りない市営住宅で応募倍率を引き上げ、入居機会を奪うのではなく、国に公営住宅建設予算の拡大を求めつつ、市営住宅の建設や確保を行うことが住宅行政本来のあり方です。入居収入基準額引下げには反対します。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

今年度は、約2,000万円の予算に対して抽選と補欠にしたため、補助申請金額は、12月20日時点で1,617万8,000円、リフォーム工事費の総額は2億3,012万2,000円です。

小樽市住宅リフォーム助成事業利用者アンケートの意見・要望では、「補助制度を利用することができ、助かりました」が最多で、「今後も補助制度を継続してほしい」「補助金の率、金額を増やしてほしい」「抽選でなく、希望者全員が制度を利用できるようにしてほしい」などが挙がっています。施工業者に対するアンケートでも、同様の意見・要望が挙がっています。

住宅リフォーム助成制度による経済効果は14倍以上になり、また補助制度を利用することでリフォーム工事費を増やした件数の割合は34.2パーセントで、経済効果が上乘せされていることが証明されました。今年度余った補助金額を不用額にしないで、来年度の予算に上乘せをし、希望者全員に当たるようにし、経済活性化を図るべきです。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方についてです。

このところの大雪で、この崩壊家屋がつぶれないか、また近隣の住宅に迷惑がかからないかと心配されます。陳情者の願意は、崩壊家屋の速やかな撤去や囲いなどの対策ですが、願意は妥当です。

空き家対策策定は、現在、小樽市でも検討中であり、願意は妥当です。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第16号及び陳情第312号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、中央・山手地区の学校再編について、小学校の再編にめどがつけば、中学校に関しても着手していく予定であるとし、存続を求める陳情が提出されている西陵中学校については、現在、いろいろな再編パターンを検討中であり、具体的な話をする段階にはないとのことである。一方で、同校が存続するプランを示してほしいという保護者や地域からの強い要望が出されているが、市教委として、現時点でこのようなプランについて検討し、提示していく考えはあるのか。

また、今後の学校再編を進めていく中で、当事者へ理解を求めるに当たっては、市教委の方向性を明確に示していくことで、保護者や地域の疑問に対してしっかりと回答していけるよう準備して臨んでほしいと思うがどうか。

塩谷中学校と長橋中学校の統合時期については、統合時に対象となる塩谷小学校5、6年生の保護者に意向調査を行い、その後の懇談会において、調査結果中、最も希望が多かった平成28年4月での統合に理解を得られたというが、この最多回答が対象者38名に対して5件にすぎなかったという。アンケート結果は、判断上でどの程度参考としたのか。

今後の統廃合においても、さまざまな場面でアンケートが行われることと思うが、その結果だけでなく、あくまで地域や保護者の実情などを踏まえた上で、総合的に判断するよう努めてほしいと思うがどうか。

塩谷・長橋両中学校の統合については、それに向けた取組や教員の努力に関しては、なかなか地域や保護者に伝わらない一方、統合校が荒れているといった悪いうわさばかりが先行し、塩谷地区の保護者の間には大きな不安が広がっていると聞く。

しかし、実際には統合校は心配するような状況にはないとのことであるから、今後の統合協議会をスムーズに進め、また保護者が安心して子供を通学させることのできるよう、市教委は不安の解消に向けた具体的な取組を行うべきと思うがどうか。

塩谷地区では、地元唯一の中学校のあり方は自分たちで考えるべきとの立場から、10月26日に地域住民の主催による懇談会が行われ、地域・保護者間の意見の隔たりの確認など、自主的な話し合いが行われたとのこと、参加者にとって非常に有意義なものであったと聞く。今後、地域での教育を考えていくに当たり、ほかの地区においても、このような話し合いを通じて地元住民と保護者が協力して、どのような教育を行っていくかを考えることが大切であることから、市教委がパイプ役となり、地域と保護者が互いの理解を深めながら、教育について考える場をつくってほしいと思うがどうか。

量徳・花園両小学校統合の際には、両校児童間での入念な事前交流が行われ、統合後の児童の関係構築によい影響をもたらしたと聞く。しかし、学校規模に大きな差がなかったこの両校の状況とは異なり、来年度統合する祝津・高島両小学校では学校規模に差があり、事前交流を行うとしても、少人数の祝津

小学校児童が新しい学校で萎縮してしまう可能性も考えられる。そのため、事前交流の前段として、まず高島小学校の教員が祝津小学校を訪問し、児童と良好な関係を築くといった取組を行っているとのことだが、統合に当たっては児童の心理的負担も大きく、新しい環境になじめず、なかなか言い出せないケースも多いことから、市教委は児童の様子をよく観察し、きめ細やかにケアしてほしいと思うがどうか。

来年4月に祝津・高島両小学校が統合するに当たり、祝津地区から高島小学校への通学は路線バスを利用することになるという。しかし、統合当初においては、バス利用にふなれな低学年児童やその保護者には不安も大きいと思われることから、市教委は、保護者や町会などに協力いただき、乗降時のサポートを行ってもらうなど、安心して通学できる環境づくりに努めてほしいと思うがどうか。

小樽市総合計画では、「まちづくり5つのテーマ」の一つに「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」を掲げ、地区別発展方向を示している。一方、市教委は、これらと学校再編計画は直接リンクするものではないとし、ブロックごとに地域特性を生かすようなプランはつくっていないというが、地域ごとのまちづくりを前提にしていない計画では地元からの支持は得られず、途中で頓挫する懸念があると思うがどうか。

また、このように再編計画は総合計画と整合性がとれないため、統合のたびに当該地区では想定していなかった通学路を整備せざるを得ないなど、新たな財政負担が生じる結果となっている。このようなことから、再編に当たっては、市長部局の考えるまちづくりと方向性をたがえることのないよう、しっかりと連携して進めるべきと思うがどうか。

各学校に収蔵されている多くの美術作品は、教員や地域の作家等からの寄贈によるものであり、中には現在も道展で活躍している方の作品もあるという。適正配置による閉校後、残されたこれらの作品について、例えば、市内で最も保管にすぐれている美術館の収蔵庫は、既に満杯に近い状態であり、しかも厳選された作品しか収蔵していないと聞いており、一体どのように取り扱う考えなのか。

それぞれ作者の思いが込められていることを考慮し、例えば市有施設での展示や民間企業に貸し出すといった対応を検討するなど、これらの作品が人知れず朽ち果てることのないよう、適正に管理してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇)(拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して、討論を行います。

学校の統廃合は、当時の自民党・公明党政権が骨太の方針2006として、教員数の削減を掲げ、手っ取り早い手段として学校をつぶすことを進めてきたことが発端です。2007年6月、財務省の財政制度等審議会は、学校規模の最適化を掲げ、同年12月に政府の教育再生会議は、国は統廃合を推進する市町村を支援するとし、2008年の閣議で学校の適正配置が決定しました。

しかし、古くから学校がそこにあるのには、それなりの理由があります。数ありきで廃校を進めるべ

きではありません。一つ一つの学校が子供の教育にとってどこにあればいいのか、地域の発展にとって有効なのか、学校がなくなってからでは後戻りできません。ですから、保護者をはじめとする地域住民との話し合い、合意が不可欠となります。

さて、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

教育委員会は、中央・山手地区について、小学校再編を先行して議論するとしています。2018年にはすべての小学校の統合を進める計画です。

ところが、緑小学校と最上小学校を統合させると、あいた最上小学校の校舎に松ヶ枝中学校を移す計画で進めています。西陵中学校の存続を訴える会からの要望にありますように、西陵中学校が存続する再編パターンを早急に示すべきです。西陵中学校は、基本計画にもあるように、今後、入学者数が増えていくことが予想されます。30人学級が実施されれば、単独でも9学級が維持できる規模になります。市の中心部の中学校をなくすことは、今後の市政運営にも多大な影響を及ぼします。

委員会の審議では、ほかの会派からも陳情に賛成ではないかと思える質問が出るほど、願意は妥当なものです。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

学区が広域になれば、防犯、安全上の心配などの問題や、地域と学校の関係が希薄にならないかという不安が残ります。そもそも地域の特性として第6次総合計画の区分では、長橋地区と塩谷地区は別に区分されています。教育上は、丁寧に細かい指導が難しくなり、非行やいじめが起きたときも、遠距離の場合、手を差し伸べることが難しくなるのではとの不安があります。

いずれも願意は妥当であり、採択を主張します。

議員の皆さんに採択を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第27号ないし第30号」を一括議題といたします。

議案第29号及び第30号につきましては提案理由の説明を省略し、議案第27号及び第28号について市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第27号公平委員会委員の選任につきましては、関口正雄氏の任期が平成24年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第28号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、欠員の補充として小澤倭文夫氏を推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第27号及び第28号についてはいずれも同意と、議案第29号及び第30号についてはいずれも可決と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第8号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第8号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○20番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号について提案趣旨説明をします。

意見書案第1号生活保護基準の引下げに反対する意見書案についてです。

貧困と格差が広がる中で、札幌市白石区や埼玉県さいたま市、東京都立川市などで、餓死、孤独死事件が起きています。生活保護を利用する人が、1991年からの10年間で2倍以上になり、全国で210万人を超えました。国民の貧困化が進んでいる表れです。故意に収入や預貯金を隠し、収入を少なく申告する不正受給は許されません。しかし、一部の不正受給を理由に申請拒否や親族の扶養義務の強化などの締めつけが強めれば、餓死や孤独死につながりかねません。

社会保障審議会生活保護基準部会は、生活保護基準額引下げの検討を本格化させました。

長引く景気低迷で景気も雇用も悪化する中、消費税引上げに頼り、年金の引下げ政策の下で、さらに最低賃金引下げに連動する生活保護基準額の引下げは、生活保護を利用している人々の年金ばかりでなく、国民生活全般に深刻な影響を与えるものです。憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する極めて重要な基準を引き下げたはいけません。

意見書案第2号福島第一原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発を始めとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書案についてです。

東京電力福島第一原発事故から1年9か月余になりますが、大量に放出された放射性物質は、いまだに国民の暮らしと健康を脅かし続けており、大震災、原発事故からの復興の大きな妨げになっています。

野田前首相は、昨年12月16日に「事故そのものは収束に至った」と収束宣言を行いました。その後の状況を見ても、機器の破損や汚染水漏れが相次ぎ、だれも原発事故は収束したとは思ってはいません。

昨年来、国政上の大問題になった原発再稼働についても、福島第一原発事故の原因究明もできず、政府自身が決めた当面の安全対策も実施されないまま、住民避難の体制も計画もなく、政府と電力業界は電力不足を理由に再稼働を強行しました。

その後、電力は不足していなかったことが明らかになり、再稼働の根拠をなくしたにもかかわらず、全国で停止している原発についても再稼働させる方向に進んでいます。原発推進勢力は、原発なくせの運動に対して「電力が不足する」「経済活動に支障を来す」と言いますが、原発事故のリスクはあまりに巨大です。原発事故の巨大な危険とてんびんにかけること自体が許されないことです。

原発を再稼働させてはならない理由の一つは、二度と原発の大事故を起こしてはならないということです。もう一つは、原発を稼働させればさせるほど、処理する方法がない使用済み核燃料が増え続ける

ことです。

この間、原発ゼロを目指す国民的な運動が広がっています。世論を無視して原発再稼働を推進することは許されません。

以上、各会派議員の皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 提出者を代表し、意見書案第3号防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書案について提案趣旨の説明を行います。

東日本大震災は、本年12月5日現在、死者・行方不明者の合計が1万8,600人、そのうち1年9か月を経てなお行方不明者数は2,725名を数えます。

この甚大な被害を教訓として、予想されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や近年多発しているゲリラ豪雨など、大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の命を守る国を挙げた防災・減災対策が求められています。

中央道笹子トンネル事故に見られるように、全国の老朽化した道路、トンネル、橋梁、港湾施設など、社会資本の安全性について総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を推進するための基本計画の策定がまず必要となります。

次に、これらのハード面とともに地域の防災力を高め、被害の軽減を図るための学校における防災教育の充実や自治体が連携して行う広域の防災訓練の推進、そのための計画策定や関係省庁との調整を行う機関の設置など、ソフト面の対応も必要となります。

また、財政的に最小の費用で最大の効果を得る社会資本再整備を目指した財源確保も課題となります。

これらを総合的かつ集中的に推進するために、基本理念や基本方針、財源確保の方策などを定めた基本法を制定し、国を挙げて防災・減災体制の再構築に邁進することが不可欠であり、防災・減災体制再構築推進基本法の早期の制定を求めるものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、意見書案第1号生活保護基準の引下げに反対する意見書案については否決、意見書案第3号防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書案については可決を求める討論を行います。

初めに、意見書案第1号生活保護基準の引下げに反対する意見書案についてです。

社会保障審議会生活保護基準部会は、去る11月9日、第11回目の会合を行い、それまでの議論に基づいて生活保護基準の年齢、世帯人員、級地という体系のあり方について、それぞれ消費実態の水準の分析に基づき、一体的に評価、検証を行う考え方を確認いたしました。

社会保障審議会においては、別に生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会を設けて、保護開始直後から脱却後まで稼働可能なものについて切れ目なく、どの段階でも就労、自立支援と脱却インセンティブを強化する取組について議論が続けられております。

現行の生活保護基準については、健康で文化的な生活を守ることはもちろんのこと、積極的に求職活動を行い、就労により自活を目指す人との公平性を確保するために、生活保護基準を適切に見直すことは必要であると考えます。

また、生活保護基準は、個人住民税の均等割の非課税限度額の算定や国民健康保険の一部負担金の減免などに影響を与えますが、むしろそのような根本の基準であるからこそ、年齢や世帯人員、地域の消費実態の水準等に基づいて適切に見直していく必要があるのではないのでしょうか。

生活困窮者の生活支援については、生活保護、社会福祉協議会による生活資金の貸付け、ハローワークによる就労支援などを一つの窓口で一体的に行う仕組みの創出など、行政組織の抜本的な改革をもつて行うべきと考えます。

次に、防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書案であります。

巨大地震や、近年多発するゲリラ豪雨など、大規模な自然災害に備えて、国の責任で防災・減災対策を強化することは、まさに喫緊の課題であります。国と自治体、電気・ガス・水道・医療などの公益事業者において、それぞれの分野における防災・減災等総点検を実施し、その結果を踏まえて国が基本計画を策定、集中的、計画的に行うため実施機関を定め、その進行管理と関係省庁との調整、広域的な避難訓練のための連携強化、また、いざというときの応急対応を一元的に行う専門機関を設置する必要があります。

我が公明党では、このような事業の多角的な実施によって年間で10兆円、10年間で100兆円規模の事業により、防災力の強化にとどまらず、低迷する景気、経済を回復させる原動力につながると考えます。財源は、建設国債や地方債、新たな償還財源を確保した上で発行する防災・減災ニューディール債のほか、民間の資金や知恵も活用しながら、極力予防保全型のアセットマネジメントを取り入れて費用を縮減できます。

これらの施策を総合的かつ集中的に推進するため、基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定することが不可欠であり、上記の内容を盛り込んだ防災・減災体制再構築推進基本法の早期の制定を強く求めるものであります。

以上の理由により、意見書案第1号生活保護基準の引下げに反対する意見書案については否決、意見書案第3号防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書案については可決の態度を表明し、良識ある議員各位の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号について可決、第3号については否決の討論を行います。

意見書案第1号生活保護基準の引下げに反対する意見書案についてです。

12月25日に自民党と公明党のクリスマス連立政権合意が交わされました。合意では、消費税増税を前提とする民主、自民、公明の3党の合意で立ち上げた社会保障制度改革国民会議での議論を促進すると明記し、生活保護について、自立・就労施策とあわせて、その適正化に向けた見直しを行うなどの社会保障削減策を打ち出しています。

自民・公明政権は、3年半前、社会保障削減が続き、国民負担が増大する中で、こんな政治はもう御

免だと民主党政権に取ってかわられ、今度は民主党も一緒になって社会保障削減路線、増税路線を進む中で政権を追い出されました。選挙で審判を受けたことをまた突き進む、理解できません。

生活保護の受給者が急増しているのは、不正受給が増えているからではなく、年収200万円以下のワーキングプアが1,000万人を超え、貯蓄ゼロの世帯が全世帯の4割に上り、国民年金の平均受給額が4万円にとどまるなど、社会全体に貧困が広がっているからです。

これらはリストラ応援による雇用・賃金の破壊、構造改革による地域経済の切捨て、年金・医療の連続改悪など、自民・公明政権に続き、民主党政権による悪政がもたらした結果です。みずからの政治によって生み出した低所得者を、あたかもその人たちが悪いように切り捨てることは、政治家として許されるものではありません。

この間、全国各地で孤独死や餓死の状態で見られる事件が相次いでいます。1月12日、釧路市、84歳の夫と72歳の妻、1月20日、札幌市白石区、42歳の姉と40歳の妹、2月13日、東京都立川市、45歳の母と4歳児、2月20日、埼玉県さいたま市北区、60歳代の夫婦と30歳代の息子、3月14日、埼玉県川口市92歳の母と64歳の息子、3月23日、東京都世田谷区、93歳の父と62歳の息子、3月27日、福島県南相馬市、69歳の母と47歳の息子、3月30日、秋田県鹿角市、90歳代母と60歳代の息子、今年の前半に発覚した孤独死や餓死の報道です。生活保護の受給者急増は、貧困の深刻化の表れであり、国を挙げた解決に乗り出す必要があります。

憲法第25条は、国民の生存権を保障し、国に社会保障の充実を義務づけています。そのための制度が、生活保護や高齢者・障害者の介護、児童扶養などの制度です。生活保護の引下げは、国民生活水準の引下げにつながる重要な問題です。

国家は、国民生活の向上に務める責務があります。にもかかわらず、憲法で定める最低限度の水準を引き下げることは、国家の政権運営のなさを示すものです。それを連立政権の合意に盛り込むことは、政権運営の前に、国政を投げ出しているに等しいことです。社会保障制度がしっかり機能し、人間らしく暮らせる社会の実現が急務です。

次に、意見書案第2号福島第一原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発を始めとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書案です。

意見書案本文にもあるように、国会の事故調査委員会は、福島第一原発の事故を人災だと明確に結論づけています。

日本共産党は、国会の質問で繰り返し原発の危険性を指摘してきました。ところが、東京電力や政府は、日本の原発は多重防護システムで守られているとまじめに対策に取り組んでできませんでした。また、東京電力は、福島第一原発事故の際、あらゆる手段を使って原子炉を冷やし続けなければいけないのに、海水注入を決断しませんでした。福島第一原発は、減価償却が終わっており、東京電力にとっては動かすだけもうけが出る原子炉であり、利益を第一に考えたからにほかなりません。

福島第一原発事故の原因究明と大事故に至ったすべてのプロセスを解明する科学的検証をしっかり行うことは、日本の国際的・人類的責任です。東京電力や経済産業省から独立し、東電の情報隠しなどの妨害を排除できる調査権限を持った第三者委員会と研究機関を確立し、国会に特別委員会を設置して、証人や参考人を招致して事実を明らかにしていく必要があります。

そうした人災により、いまだに多くの方々が避難を強いられています。放射能による被害は、農業、漁業、林業や観光業をはじめとしたあらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いています。学校給食の食材の放射性物質はどうなのかと、遠く離れた北海道でも不安が広がっています。

提案説明にありましたように、再稼働により二度と福島第一原発のような事故は起こしてはいけません。

ん。

そして、今、人類には使用済み核燃料を安全に処理する技術はありません。長期間、放射線と熱を出し続けるため、冷却し続けなければならず、その後も放射線から厳重に防護しなければなりません。原料として使ったウラン鉱石の放射能レベルに下がるまでに数万年、無害と言える程度までにはさらに膨大な時間がかかります。

これまでに日本の原発からつくり出された使用済み核燃料は2万4,000トンにも上っています。既に原発の使用済み燃料プールに貯蔵されている状況は、福島第一が93パーセント、東海第二が84パーセント、福島第二が82パーセントであり、全体で7割が埋まってしまっています。使用済み核燃料を置いておくところもなければ、安定的に保管する技術もありません。これ以上危険な遺産を増やし続け、将来の世代に押しつけてはなりません。

原発をゼロにしていく期限はさまざまな意見がありますが、将来的に原発ゼロを目指していく、依存度を減らしていくということを多くの政党がこのたびの総選挙で公約してきました。そのことに照らしても、大間原発の建設再開は、時の民主党政権が言う2030年代の原発ゼロとも矛盾し、国民を欺くものです。

今さら新しい原発を建設する必要性はありません。大間原発の場合、使用済み核燃料を再処理して、プルトニウムとウランを混ぜたMOX燃料を全炉で使用する世界最初の商業用原発として計画されていることも重大です。

10月5日、北海道議会は、国と電源開発に対して、過酷事故が起きれば、その影響ははかり知れないとして建設再開に抗議し、説明責任を果たすよう求める決議を全会一致で可決しました。

12月18日には函館市議会で、大間原発の工事差止め訴訟の準備費として約2,300万円を盛り込んだ補正予算が全会一致で可決、成立しました。

このような道民の声も聞かず、危険な原発の中でも最も危険な原発を建設、再開することは、民主主義を踏みにじる暴挙であることは明らかです。

意見書案第1号及び第2号はいずれも可決を主張します。

次に、意見書案第3号防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書案についてです。

日本共産党は、公共事業イコール悪という立場はとりません。今、優先すべきは、耐震化対策や老朽化対策など既存の社会資本の維持・管理・更新です。

1960年代に建設された首都高速や東海道新幹線などの老朽化が注目されています。維持・管理・更新費は、今後50年間を見ても、数百兆円は必要になってきます。耐用年数が迫ったコンクリート構造物などが急増し、施設の維持・管理・更新費用がかさむからです。こうした維持・更新費用を低減する長寿命化対策などを急ぐ必要がありますが、それでも膨大な額に上ることは避けられません。

そのため、公共事業政策は、財界、大手ゼネコンなどの国際競争力を軸にした産業政策や大型開発依存型の地方活性化策から、国民の命、安全、暮らしを守り、地域経済再生に役立つ方向への根本的転換を図る必要があります。

提案されている意見書案は、第1に、消費税の増税が前提となっている点が問題です。

民主党、自民党、公明党の3党が強行した消費税法附則第18条第2項に、「成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分する」との一文が盛り込まれました。今まで、すべて社会保障に使うと言っていたのが、3党の密室協議というブラックボックスを通ったら、公共事業推進が出てきました。

海を見れば港をつくり、川を見れば橋をかけ、せきとめてダムをつくる、山を見ればトンネルを掘る、防災の名の下、大型開発の復活です。

そして、財源は、先ほどの討論でもありましたけれども、建設国債や新たな国債を発行してということですが、ニューディール債の発行規模も明らかになっていません。結局は消費税増税による庶民負担により事業を行うものです。

民主、自民、公明3党は、昨年度の第3次補正予算では、復興債と称して償還期限25年の庶民大増税8.8兆円を国民に押しつけたばかりです。大企業による法人税の減税は引き続き行い、多額の思いやり予算をアメリカ軍にくれてやり、その思いやり予算でアメリカ軍の住宅は建てるが被災地の住宅は建てない、こんな逆立ちしたお金の使い方をそのままにしておきながら、庶民に負担をかぶせるのは許される話ではありません。

第2に、事業の内容が、減災事業とともに大型公共事業が予定されていることです。

公明党の案では、高速道路網や新幹線網の整備など、新たな公共事業につぎ込もうとしています。今、復興予算の流用が国民の怒りを呼んでいます。防災の名をかりた公共事業のばらまきは、これ以上すべきではありません。

意見書第3号は否決を主張します。

以上、議員の皆さんの賛同を呼びかけまして、討論を終わりにします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 意見書案第2号福島第一原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発を始めとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書案の可決に賛成の討論を行います。

意見書案第2号は、政府に対し、国民の声に耳を傾け、国会の事故調査委員会の報告書及び政府の事故調査・検証委員会の報告書を重く受け止め、福島第一原発事故原因の徹底究明・検証し、泊原発を含む原発の再稼働をせず、大間原発建設を中止するよう求めるものです。

3年半ぶりに政権に返り咲いた自公の連立政権合意では、原発の再稼働も容認する余地を残しているとの報道がありますが、小樽市議会では賛成多数ではなく、全会一致での可決とするため、泊原発40キロメートル圏内の自公両党の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。（拍手）

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年も残すところわずかとなりましたが、この1年を振り返ってみますと、国際政治においては各国でトップの交代等があり、日本に大きな影響を及ぼす米中両国でもリーダーが決定いたしました。アメリカではオバマ大統領が再選を果たし、中国では習総書記が選出され、来年10年ぶりに国家主席が交代することになります。

我が国においても、先日の衆議院議員総選挙の結果、新たな政治体制となり、安倍内閣がスタートすることとなりました。

国内外に課題は山積しておりますが、強い日本を取り戻す政策とともに、地域の活性化に向けた政策を期待するものであります。

国内の主な出来事といたしましては、5月に電波塔として世界一の高さとなる634メートルの東京スカイツリーが開業し、8月にはロンドンオリンピックで過去最多となるメダル獲得に沸く一方、大津市のいじめ問題もクローズアップされました。また、領土外交問題や貿易経済問題が影を落とす中、10月に山中京大教授がiPS細胞の研究でノーベル生理学・医学賞を受賞するという、将来につながる明るい話題もありました。

本市におきましては、市制施行90周年という節目を迎え、8月に記念式典を開催したところでありますが、市民、行政にとって長年の懸案でありました二つの大きな事業も動き始めました。一つは、6月の北海道新幹線の札幌延伸の認可であります。もう一つは、産みの苦しみとも言える出来事がございましたが、9月の市立病院統合新築工事の着工であります。

市議会におきましては、この1年を通じて、主に新市立病院の統合新築問題や学校規模・学校配置適正化に向けた取組について精力的に議論するとともに、東日本大震災後の防災問題、市内の経済活性化、雇用問題等々について議論をしまりました。また、市民に開かれた議会の取組の一環として、1月に議事堂での半世紀ぶりのイベントとなるヴィオラマスタークラスコンサートを開催いたしました。さらに、小樽市議会広報広聴委員会を設置し、(仮称)議会報告・意見交換会の実施に向け検討を行うとともに、わかりやすい代表質問、一般質問のあり方、本会議開始時間の見直し検討等々について、議会活性化検討会議で議論を重ねているところであります。

平成23年度一般会計決算では、2年連続で実質収支の黒字を確保し、財政状況は確実に改善に向かつてはいるものの、他会計からの借入れなどもあり、依然として厳しい状況にあることは変わりありません。今後とも、財政の健全化を図りながら、真の財政再建に向け、コンプライアンスにも留意し、気を引き締めて取り組む必要があります。

市長並びに議員各位におかれましては、来年は早くも任期の折り返しを迎えることとなりますが、市政にはさまざまな問題が山積しておりますので、今後とも市民の代表として、なお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この1年、私にお寄せいただきました御厚情に対しまして心から感謝を申し上げます。

結びになりますが、議員並びに市長はじめ理事者の皆様におかれましては、健康に御留意をされ、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになられますよう祈念申し上げまして、本年最後の議会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時36分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 安 齋 哲 也

議 員 濱 本 進

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成24年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２４年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

生活保護基準の引下げに反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

山口 保
中島 麗子
新谷 とし

社会保障審議会生活保護部会が11月9日開かれ、生活保護基準額の引下げへ向けた検討を本格化させました。野田政権時は、「社会保障と税の一体改革」の一環として生活保護を「聖域視」しない削減方針を打ち出しています。

生活保護基準は、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する極めて重要な基準です。ナショナルミニマムとしての生活保護基準の引下げは、格差・貧困を一層拡大させ、国民生活に重大な影響を及ぼします。

最低賃金は生活保護を下回らないようにすることが法律で定められており、基準額の引下げは、最低賃金の引上げにブレーキを掛け、引下げにつながり兼ねません。住民税非課税限度額とも連動しているため、基準額が引き下がれば、これまで無税だった低所得の人にも課税されることとなります。保育料、国民健康保険、介護保険の基準額などに影響し、負担が増加する人が生まれます。また、就学援助が打ち切られる多数の子育て世代を生み出します。

国民の命を守る生活保護基準の引下げは、生活保護を利用している人々の生活が根底から破壊するばかりでなく、国民生活全般に影響を及ぼすことは必至です。

よって政府は、現在、社会保障審議会生活保護部会で検討中の生活保護基準の引下げは行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月27日
小樽市議会

議決年月日	平成24年12月27日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

福島第一原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発を始めとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

成 田 祐 樹

斎 藤 博 行

中 島 麗 子

東京電力福島第一原子力発電所事故について、国会の事故調査委員会報告書と政府の事故調査・検証委員会の報告書は、「事故は終わっていない」「事故は全容解明していない」とそれぞれ指摘し、政府の事故調査・検証委員会の報告書は「国は（当委員会や国会事故調の報告で）事故調査・検証を終えたとするのではなく、引き続き事故原因の究明に主導的に取り組むべきである」と強調しています。

野田佳彦前首相は昨年末、福島第一原発事故の「収束」を宣言し、停止中の大飯原発 3・4 号機の再稼働へと原発推進の歩みを進めました。地元の福島では「収束」宣言が原因究明や被災者対策の障害になると、宣言の撤回を求める声が相次ぎました。政府は、事故原因の究明が進んでいないにもかかわらず、大飯原発に続いて全国で停止している原発についても再稼働させる方向に進んでいます。北海道電力も泊原発の再稼働に踏み出す姿勢を露骨にしています。そこには国会の事故調査委員会の報告書及び政府の事故調査・検証委員会の報告書を真摯に受け止める姿勢は全く見られません。

原発再稼働反対の世論と運動は、空前の広がりをもって展開しています。

一たび、事故が起きれば、被害を防ぎようがないのが原発事故です。政府が、北海道函館市の対岸に位置する青森県大間原発の建設再開を認めたことに、半径 30 キロメートル圏内に位置する函館市など道南地域の住民の怒りが集中しています。

世論を無視して原発再稼働へと突き進む政府の姿勢は、国民の声とのかい離をますます広げています。このような国民世論無視の政治は民主主義国家において容認されないことは明白です。

よって、政府は、国民の声に耳を傾け、国会の事故調査委員会の報告書及び政府の事故調査・検証委員会の報告書を重く受け止め、福島第一事故原因の徹底究明・検証及び原発再稼働・泊原発の再稼働をせず、大間原発建設を中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 27 日

小樽市議会

議決年月日	平成 24 年 12 月 27 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------------	------	-----	---------

防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の制定を求める意見書
(案)

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	松 田 優 子
	同	鈴 木 喜 明
	同	林 下 孤 芳

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。

上記ハード面での防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」(仮称)の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強い街づくりを進めなければなりません。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備のための各施策に必要な財源を確保することが課題となります。

こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。

そこで、政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月27日
小樽市議会

議決年月日	平成24年12月27日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

環太平洋経済連携協定（T P P）への交渉参加に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	濱本進
	同	佐々木秩
	同	北野義紀

T P Pへの日本の参加は、米国の経済ルールが日本に押し付けられることを意味します。関税撤廃が迫られるだけでなく、日本の国内制度を米国が「非関税障壁」とみなせばその撤廃を求められます。T P Pへの日本の参加は、農業や医療、国民生活に壊滅的な打撃となります。

農林水産省の試算でも、主食の米は90パーセント減少し、日本の食糧自給率は14パーセントに低下し、雇用は340万人失われると試算されています。北海道農政部の試算でも、北海道への影響額は2.1兆円、農家戸数の72パーセントに当たる3万3,000戸、雇用17万3,000人が失われます。

農業協同組合や医師会を始め、広範な国民がT P Pへの参加に異論を唱えています。

よって政府は、このような国民各階層の声を真摯に受け止め、T P P交渉参加をしないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月27日
小樽市議会

議決年月日	平成24年12月27日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

復興予算の悪質な便乗を見直し、被災地（者）の防災・減災、被災中小企業への支援強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	安 斎 哲 也
	同	酒 井 隆 行
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

5年間で19兆円に上る東日本大震災の復興予算の流用が大問題になっています。

怒りを呼んでいるのは、「全国防災対策費」「その他の東日本大震災関連経費」とうたわれながら、防災対策や東日本大震災に関わりのない公共事業や大企業の立地支援に補助金が注ぎ込まれているからです。

被災地では多くの自治体庁舎改修が手付かずなのに、東京・霞が関の中央官庁建物の「耐震化改修」に億単位の予算を付ける。果ては国民を監視する自衛隊の情報保全隊のデジカメ購入費用に使う。北海道や長野県の自衛隊駐屯地の浴場などの建替費を盛り込む。南極での反捕鯨団体シーシェパード対策費を、捕鯨拠点の宮城県石巻市の復興に役立つと言って予算に盛り込んだことは国民の理解を得られるものではありません。

復興基本法に盛り込んだ「国内立地推進事業費補助金」が約8割方、大企業に交付される一方で、被災した中小企業の再建支援を目的とした「グループ補助金」で、道内6グループの申請が土壇場になって、「甚大な被害が出ていない」と対象外にされました。その後、改めて申請が認められましたが、本当に予算を必要とする被災企業を支援するために使うべきです。

よって、政府においては、生活と仕事の再建を中心に予算が使われ、被災者と被災地に直接役立つ復興予算へ転換するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月27日
小樽市議会

議決年月日	平成24年12月27日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	松 田 優 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 茂

難病といわれる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ＝患者数1,000人未満）は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要です。

そのため、希少疾病関係患者団体はこれまでに「特定疾患への指定、及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきました。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されましたが、しかし、いまだ創薬実現に向けた明確な前進は見られません。

例えば、近年、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは世界に先駆けて縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー（DMRV）治療における「シアル酸補充療法」の開発研究を進め、患者団体の要請に応えた製薬企業が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成事業を活用して取り組み、医師主導によるDMRV治療薬の第Ⅰ相試験を終了しました。その後も独立行政法人科学技術振興機構（JST）の研究成果展開事業（A-STEP）の助成を受けましたが、第Ⅱ・第Ⅲ相試験を行うには10～20億円ともいわれる巨額な資金が必要であり、財源不足のため開発が暗礁に乗り上げたままになっています。

難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、計り知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいます。

よって、国会及び政府に対して、下記の項目を早期に実現するよう強く求めます。

記

- 1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
- 2 遠位型ミオパチーを始めとする希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的な支援を行うこと。
- 3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月27日
小樽市議会

議決年月日	平成24年12月27日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

メタンハイドレートの実用化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	小	貫		元
	同	上	野	智	真
	同	林	下	孤	芳

2011年3月に発生した東京電力福島第一原発事故により、現在、日本では原子力に依存しない新しい国づくりへの取組が求められています。そのためには、新たなエネルギー資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大などで、分散型エネルギー社会を構築することが望まれます。

そうした中、国内の天然ガス消費量の100年分にも相当するメタンハイドレートが存在するとの試算もあり、新たなエネルギー資源として注目されています。日本では地層中でメタンガスと水に分解し、回収する「減圧法」により世界で初めて連続生産に成功、今年2月には産出試験に向けた事前の掘削作業が東部南海トラフ海域で行われるなど、同開発技術で世界の先頭を走っています。

エネルギー多消費国でありながら、その多くを輸入に頼っている日本にとって、国内で資源を開発し、供給源を求めていくことは、将来のエネルギー安全保障を確立する上で避けられない国家の重要課題であり、原発依存を段階的に縮小していくためにも、メタンハイドレートは貴重な国内資源として一日も早い実用化が求められます。

よって、政府におかれては、メタンハイドレートの実用化を本格的に進める上で必要となる大幅な予算措置や実用化を強力に推進するよう、下記の項目の実現を求めます。

記

- 1 現在の採掘事業以外に、可能性のある他の海域でも採掘が開始できるよう予算投入を行うこと。
- 2 採掘技術を中心とした人材の確保や産学連携や、民間投資を促す国家的プロジェクトとして、事業の安定性に資する予算措置を行うこと。
- 3 単なる開発・研究にとどまることなく、将来の経済成長や商業化を見通したマネジメント体制を構築すること。
- 4 開発技術と商用化の方途をモデル化し、他国の資源開発にも貢献できるよう、技術とノウハウの輸出も検討課題として推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月27日
小樽市議会

議決年月日	平成24年12月27日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	佐々木 秩
	同	北野 義紀
	同	山田 雅敏

世界銀行が今年（2012年）10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者です。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別に見ると2011年では15～24歳が8.2パーセント（総務省統計局：労働力調査）と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いています。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化による更なる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念されます。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題です。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしています。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っています。

また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務です。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革に懸かっていると断言しても過言ではありません。

よって、政府におかれては、これらの諸課題を総合的に取り組み、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求め、下記の項目について要請いたします。

記

- 1 環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野を始め、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。
- 2 非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。
- 3 「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう関連する法整備や仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月27日
小樽市議会

議決年月日	平成24年12月27日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

平成24年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成24年12月5日～平成24年12月27日(23日間)

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
1	平成24年度小樽市一般会計補正予算	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
2	平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
3	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
4	平成24年度小樽市病院事業会計補正予算	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
5	平成24年度小樽市水道事業会計補正予算	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
6	平成24年度小樽市下水道事業会計補正予算	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
7	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
8	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
9	小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	厚 生	H24.12.21	可 決	H24.12.27	可 決
10	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
11	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
12	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	厚 生	H24.12.21	可 決	H24.12.27	可 決
13	小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	厚 生	H24.12.21	可 決	H24.12.27	可 決
14	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	建 設	H24.12.21	可 決	H24.12.27	可 決
15	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
16	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	建 設	H24.12.21	可 決	H24.12.27	可 決
17	小樽市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
18	小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
19	工事請負変更契約について[花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事]	H24.12.5	市長	H24.12.12	総 務	H24.12.21	可 決	H24.12.27	可 決
20	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター]	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
21	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市鯉御殿]	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
22	公の施設の指定管理者の指定について[各市営住宅(児童遊園及び駐車場を含む。)]	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
23	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市銭函パークゴルフ場]	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
24	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市夜間急病センター]	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	可 決	H24.12.27	可 決
25	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H24.12.5	市長	—	—	—	—	H24.12.11	同 意
26	小樽市非核港湾条例案	H24.12.5	議員	H24.12.12	総 務	H24.12.21	否 決	H24.12.27	否 決
27	小樽市公平委員会委員の選任について	H24.12.27	市長	—	—	—	—	H24.12.27	同 意
28	人権擁護委員候補者の推薦について	H24.12.27	市長	—	—	—	—	H24.12.27	同 意
29	小樽市議会委員会条例等の一部を改正する条例案	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可 決
30	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可 決
報告 1	専決処分報告[平成24年度小樽市一般会計補正予算]	H24.12.5	市長	H24.12.12	予 算	H24.12.20	承 認	H24.12.27	承 認

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議		
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果	
24年3定第8号	平成23年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第9号	平成23年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第10号	平成23年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第11号	平成23年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第12号	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第13号	平成23年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第14号	平成23年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第15号	平成23年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第16号	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第17号	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第18号	平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第19号	平成23年度小樽市病院事業決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第20号	平成23年度小樽市水道事業剰余金の処分及び決算認定について	剰余金の処分	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	可決	H24.12.27	可決
		決算認定	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定
24年3定第21号	平成23年度小樽市下水道事業決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定	
24年3定第22号	平成23年度小樽市産業廃棄物等処分事業剰余金の処分及び決算認定について	剰余金の処分	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	可決	H24.12.27	可決
		決算認定	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.10.3	認定	H24.12.27	認定
意見書案第1号	生活保護基準の引下げに反対する意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	否決	
意見書案第2号	福島第一原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発を始めとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可決	
意見書案第3号	防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の制定を求める意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可決	
意見書案第4号	環太平洋経済連携協定(TPP)への交渉参加に反対する意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可決	
意見書案第5号	復興予算の悪質な便乗を見直し、被災地(者)の防災・減災、被災中小企業への支援強化を求める意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可決	
意見書案第6号	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可決	
意見書案第7号	メタンハイドレートの実用化を求める意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可決	
意見書案第8号	次代を担う若者世代支援策を求める意見書(案)	H24.12.27	議員	—	—	—	—	H24.12.27	可決	
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H24.12.21	継続審査	H24.12.27	継続審査	
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H24.12.21	継続審査	H24.12.27	継続審査	
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H24.12.21	継続審査	H24.12.27	継続審査	
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H24.12.21	継続審査	H24.12.27	継続審査	

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2 ～ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
151 ～ 280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
283 ～ 289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
294 ～ 308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
148	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H23. 9. 7	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について	H24. 11. 21	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24. 6. 13	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について	H24. 8. 28	H24. 12. 21	継続審査	H24. 12. 27	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H24. 12. 25	継続審査	H24. 12. 27	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24. 2. 20	H24. 12. 25	継続審査	H24. 12. 27	継続審査